

平成 24 年第 3 回定例会会議録

平成24年 第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期17日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
9月 5日	水	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
9月 6日	木	休 会	議案調査
9月 7日	金	休 会	議案調査
9月 8日	土	休 会	(市の休日)
9月 9日	日	休 会	(市の休日)
9月10日	月	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
9月11日	火	本 会 議	一般質問
9月12日	水	本 会 議	一般質問
9月13日	木	本 会 議	一般質問
9月14日	金	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
9月15日	土	休 会	(市の休日)
9月16日	日	休 会	(市の休日)
9月17日	月	休 会	(市の休日)
9月18日	火	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
9月19日	水	休 会	議事整理
9月20日	木	休 会	議事整理
9月21日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成 2 4 年 第 3 回菊池市議会定例会会議録（目次）

9月5日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	21
2. 本日の会議に付した事件	23
3. 出席議員氏名	25
4. 欠席議員氏名	25
5. 説明のため出席した者の職氏名	25
6. 事務局職員出席者	26
7. 開 会	27
8. 開 議	27
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	27
10. 日程第2 会期の決定	27
11. 日程第3 議案第71号から議案第77号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決	28
12. 日程第4 議案第78号から議案第95号まで一括上程・説明	35
13. 日程第5 議案第96号上程・説明・質疑・討論・採決	44
14. 日程第6 報告第16号及び報告第17号一括上程・報告・質疑	45
15. 日程第7 請願第3号及び陳情第3号一括上程	47
16. 日程通告 散会	47
9月6日（木曜日） 休 会	
9月7日（金曜日） 休 会	
9月8日（土曜日） 休 会	
9月9日（日曜日） 休 会	
9月10日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	51
2. 本日の会議に付した事件	51
3. 出席議員氏名	51
4. 欠席議員氏名	52
5. 説明のため出席した者の職氏名	52
6. 事務局職員出席者	52
7. 開 議	54

8. 日程第1	質疑	54
9. 日程第2	常任委員会付託	58
10. 日程第3	決算特別委員会の設置・決算特別委員会委員会付託	60
11. 日程第4	一般質問	61
(1)	東 裕人君質問	61
	「豪雨災害支援・復興の諸問題について」	61
	○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	62
	東 裕人君再質問	62
	○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	63
	○経済部長 平野國臣君答弁	64
	○市民環境部長 下田俊一君答弁	64
	○経済部長 平野國臣君答弁	64
	○教育部長 原 誠也君答弁	65
	東 裕人君再々質問	65
	○市民環境部長 下田俊一君答弁	66
(2)	東 裕人君質問	68
	「オスプレイ問題について」	68
	○市長 福村三男君答弁	68
(3)	東 裕人君質問	70
	「「新」菊池市づくりについて」	70
	○市長 福村三男君答弁	72
	東 裕人君再質問	75
	○市長 福村三男君答弁	75
	休憩	76
	開 議	76
(1)	怒留湯健蓉さん質問	77
	「年間3万人余の自死者と本市所管の職場実態について」	77
	○総務企画部長 野口祐成君答弁	77
	○教育部長 原 誠也君答弁	78
	怒留湯健蓉さん再質問	79
	○総務企画部長 野口祐成君答弁	81
	○教育部長 原 誠也君答弁	82
	怒留湯健蓉さん再々質問	83
	○総務企画部長 野口祐成君答弁	84

○教育部長 原 誠也君答弁	85
○教育長 倉原久義君答弁	85
○市長 福村三男君答弁	86
(2) 怒留湯健蓉さん質問	86
「学校給食拠点校方式のリスク」	87
○教育部長 原 誠也君答弁	87
怒留湯健蓉さん再質問	89
○教育部長 原 誠也君答弁	90
怒留湯健蓉さん再々質問	90
○教育部長 原 誠也君答弁	92
○教育長 倉原久義君答弁	93
○市長 福村三男君答弁	93
昼食休憩	94
開 議	94
(1) 泉田栄一郎君質問	94
「今後の防災について」	94
○市民環境部長 下田俊一君答弁	95
泉田栄一郎君再質問	95
○市民環境部長 下田俊一君答弁	96
泉田栄一郎君再々質問	97
○教育部長 原 誠也君答弁	98
(2) 泉田栄一郎君質問	99
「健康の市づくり」	99
○教育部長 原 誠也君答弁	100
泉田栄一郎君再質問	101
○教育部長 原 誠也君答弁	102
泉田栄一郎君再々質問	102
○市長 福村三男君答弁	103
(3) 泉田栄一郎君質問	103
「いじめ問題について」	103
○教育部長 原 誠也君答弁	104
泉田栄一郎君再質問	106
○教育部長 原 誠也君答弁	107
休 憩	108

開 議	108
(1) 城 典臣君質問	108
「新市の町づくりについて」	108
○市長 福村三男君答弁	109
城 典臣君再質問	109
○市長 福村三男君答弁	109
城 典臣君再々質問	111
○市長 福村三男君答弁	111
(2) 城 典臣君質問	112
「情報管理について」	112
○総務企画部長 野口祐成君答弁	112
城 典臣君再質問	113
○総務企画部長 野口祐成君答弁	113
城 典臣君再々質問	114
○市長 福村三男君答弁	114
(3) 城 典臣君質問	114
「災害を受けて」	114
○市民環境部長 下田俊一君答弁	115
○経済部長 平野國臣君答弁	116
○建設部長 松野浩一君答弁	116
城 典臣君再質問	117
○市民環境部長 下田俊一君答弁	118
○建設部長 松野浩一君答弁	118
城 典臣君再々質問	118
○市長 福村三男君答弁	119
(1) 中山繁雄君質問	120
「豪雨災害について」	120
○総務企画部長 野口祐成君答弁	122
○市民環境部長 下田俊一君答弁	122
(2) 中山繁雄君質問	123
「経済対策について」	123
○経済部長 平野國臣君答弁	124
中山繁雄君再質問	125
○市民環境部長 下田俊一君答弁	126

○経済部長 平野國臣君答弁	127
(3) 中山繁雄君質問	128
「今後の教育行政について」	128
○教育部長 原 誠也君答弁	129
○総務企画部長 野口祐成君答弁	131
12. 日程通告 散会	132

9月11日(火曜日) 本会議

頁

1. 議事日程第3号	135
2. 本日の会議に付した事件	135
3. 出席議員氏名	135
4. 欠席議員氏名	136
5. 説明のため出席した者の職氏名	136
6. 事務局職員出席者	136
7. 開 議	137
8. 日程第1 一般質問	137
(1) 工藤圭一郎君質問	137
「地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査報告の対応について」	137
○市長 福村三男君答弁	137
工藤圭一郎君再質問	138
休 憩	139
開 議	139
(2) 工藤圭一郎君質問	139
「災害対応について」	139
○市民環境部長 下田俊一君答弁	139
工藤圭一郎君再質問	140
○市民環境部長 下田俊一君答弁	140
工藤圭一郎君再々質問	141
○市長 福村三男答弁	141
(3) 工藤圭一郎君質問	142
「教育問題について」	142
○教育委員長 有田征二君答弁	142
(4) 工藤圭一郎君質問	143
「韓国との交流について」	143

○市長 福村三男答弁	143
工藤圭一郎君再質問	143
○市長 福村三男答弁	144
(5) 工藤圭一郎君質問	146
「庁舎整備について」	146
○市長 福村三男答弁	147
工藤圭一郎君再質問	148
○市長 福村三男答弁	148
工藤圭一郎君再々質問	150
昼食休憩	150
開 議	150
(1) 岡崎俊裕君質問	150
「防災意識の高揚について」	150
○市民環境部長 下田俊一君答弁	151
岡崎俊裕君再質問	152
○市民環境部長 下田俊一君答弁	153
岡崎俊裕君再々質問	154
○市長 福村三男答弁	154
(2) 岡崎俊裕君質問	155
「学校規模適正化に伴う廃校（４校）と地域振興について」	155
○総務企画部長 野口祐成君答弁	156
岡崎俊裕君再質問	157
○総務企画部長 野口祐成君答弁	158
岡崎俊裕君再々質問	159
○市長 福村三男答弁	160
休 憩	160
開 議	160
(1) 坂本昭信君質問	161
「災害の対応について」	161
○市民環境部長 下田俊一君答弁	161
(2) 坂本昭信君質問	162
「住宅耐震について」	162
○建設部長 松野浩一君答弁	164
(3) 坂本昭信君質問	165

「環境について」	166
○市民環境部長 下田俊一君答弁	166
(1) 森 隆博君質問	167
「税徴収と管理体制について」	167
○市民環境部長 下田俊一君答弁	168
森 隆博君再質問	169
○市民環境部長 下田俊一君答弁	169
(2) 森 隆博君質問	170
「災害対策本部の儀訓について」	170
○市民環境部長 下田俊一君答弁	171
森 隆博君再質問	172
○市民環境部長 下田俊一君答弁	173
森 隆博君再々質問	173
○市長 福村三男答弁	174
休 憩	175
開 議	175
(1) 樋口正博君質問	175
「菊池市の防災対策について」	175
○市民環境部長 下田俊一君答弁	176
樋口正博君再質問	176
○市民環境部長 下田俊一君答弁	178
(2) 樋口正博君質問	178
「市有林の管理について」	179
○経済部長 平野國臣君答弁	179
樋口正博君再質問	180
○経済部長 平野國臣君答弁	182
9. 日程通告 散会	183
9月12日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	187
2. 本日の会議に付した事件	187
3. 出席議員氏名	187
4. 欠席議員氏名	188
5. 説明のため出席した者の職氏名	188

6. 事務局職員出席者	188
7. 開 議	189
8. 日程第1 一般質問	189
(1) 水上彰澄君質問	189
「豪雨災害復旧とその後の対応について」	189
○建設部長 松野浩一君答弁	190
○経済部長 平野國臣君答弁	190
水上彰澄君再質問	191
○水道局長 原和徳君答弁	191
水上彰澄君再々質問	192
○建設部長 松野浩一君答弁	192
(2) 水上彰澄君質問	193
「旭志体育館について」	193
○教育部長 原 誠也君答弁	193
(3) 水上彰澄君質問	193
「堆肥舎の減免について」	194
○市民環境部長 下田俊一君答弁	194
(4) 水上彰澄君質問	195
「四季の里旭志について」	195
○経済部長 平野國臣君答弁	195
水上彰澄君再質問	196
○経済部長 平野國臣君答弁	196
水上彰澄君再々質問	197
○市長 福村三男答弁	197
休 憩	197
開 議	198
(1) 大賀慶一君質問	198
「九州北部豪雨への本市防災対策と対応について」	198
○市民環境部長 下田俊一君答弁	199
大賀慶一君再質問	200
○市民環境部長 下田俊一君答弁	201
大賀慶一君再々質問	201
○市民環境部長 下田俊一君答弁	202
(2) 大賀慶一君質問	203

「青少年に対する支援について」	203
○教育部長 原 誠也君答弁	204
大賀慶一君再質問	205
○教育部長 原 誠也君答弁	206
大賀慶一君再々質問	206
○教育長 倉原久義君答弁	207
○市長 福村三男答弁	208
昼食休憩	209
開 議	209
(1) 森 清孝君質問	209
「豪雨災害への市の対応について」	209
○市民環境部長 下田俊一君答弁	209
○建設部長 松野浩一君答弁	210
森 清孝君再質問	211
○市民環境部長 下田俊一君答弁	211
森 清孝君再々質問	212
○市長 福村三男答弁	213
(2) 森 清孝君質問	214
「新庁舎建設の手順について」	214
○市長 福村三男答弁	215
森 清孝君再質問	216
○市長 福村三男答弁	217
森 清孝君再々質問	218
○市長 福村三男答弁	219
(3) 森 清孝君質問	220
「農業振興について」	220
○経済部長 平野國臣君答弁	221
森 清孝君再質問	222
○経済部長 平野國臣君答弁	222
森 清孝君再々質問	223
○市長 福村三男君答弁	223
(4) 森 清孝君質問	224
「R D F 処理について」	224
○市民環境部長 下田俊一君答弁	224

休 憩	225
開 議	225
(1) 隈部忠宗君質問	225
「農業の活性化について」	225
○経済部長 平野國臣君答弁	226
隈部忠宗君再質問	229
○経済部長 平野國臣君答弁	229
隈部忠宗君再々質問	231
○市長 福村三男君答弁	231
(2) 隈部忠宗君質問	232
「地域の活性化について」	232
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	232
隈部忠宗君再質問	233
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	233
隈部忠宗君再々質問	234
○市長 福村三男答弁	234
休 憩	235
開 議	235
(1) 二ノ文伸元君質問	235
「スポーツ推進委員について」	235
○教育部長 原 誠也君答弁	236
二ノ文伸元君再質問	236
○教育部長 原 誠也君答弁	237
二ノ文伸元君再々質問	237
○教育部長 原 誠也君答弁	238
(2) 二ノ文伸元君質問	239
「生涯学習センター建設について」	239
○教育部長 原 誠也君答弁	239
二ノ文伸元君再質問	240
○教育長 倉原久義君答弁	241
9. 日程通告 散会	242
9月13日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	245

2. 本日の会議に付した事件	245
3. 出席議員氏名	245
4. 欠席議員氏名	246
5. 説明のため出席した者の職氏名	246
6. 事務局職員出席者	246
7. 開 議	247
8. 日程第1 一般質問	247
(1) 東 英俊君質問	247
「本市の活性化について」	247
○経済部長 平野國臣君答弁	248
○総務企画部長 野口祐成君答弁	249
東 英俊君再質問	250
○市長 福村三男君答弁	251
(2) 東 英俊君質問	252
「消費増税について」	252
○総務企画部長 野口祐成君答弁	253
(3) 東 英俊君質問	255
「学校跡地利用問題」	255
○総務企画部長 野口祐成君答弁	256
休 憩	257
開 議	257
(1) 坂井正次君質問	257
「泗水問題について」	257
○市長 福村三男君答弁	257
坂井正次君再質問	258
○市長 福村三男君答弁	259
坂井正次君再々質問	260
○市長 福村三男君答弁	261
(2) 坂井正次君質問	261
「総合支所と本庁舎について」	261
○市民環境部長 下田俊一君答弁	262
坂井正次君再質問	262
○市長 福村三男君答弁	264
(3) 坂井正次君質問	265

「本市の教育と地元企業との連携について」	265
○教育部長 原 誠也君答弁	266
坂井正次君再質問	267
○経済部長 平野國臣君答弁	268
坂井正次君再々質問	268
○市長 福村三男君答弁	268
(4) 坂井正次君質問	269
「老人健康福祉サービスについて」	269
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	270
坂井正次君再質問	270
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	271
坂井正次君再々質問	271
○市長 福村三男君答弁	271
昼食休憩	272
開 議	272
○市長 福村三男君発言の訂正	272
(1) 木下雄二君質問	272
「道路整備について」	272
○建設部長 松野浩一君答弁	273
(2) 木下雄二君質問	274
「中山間地の振興について」	274
○経済部長 平野國臣君答弁	275
木下雄二君再質問	276
○市長 福村三男君答弁	276
(3) 木下雄二君質問	277
「定住化促進について」	277
○建設部長 松野浩一君答弁	278
木下雄二君再質問	278
○総務企画部長 野口祐成君答弁	279
木下雄二君再々質問	279
○市長 福村三男君答弁	279
(4) 木下雄二君質問	280
「老人福祉センター跡地について」	280
○市長 福村三男君答弁	280

木下雄二君再質問	281
○市長 福村三男君答弁	281
(5) 木下雄二君質問	281
「市の活性化について」	281
○総務企画部長 野口祐成君答弁	282
木下雄二君再質問	283
○市長 福村三男君答弁	283
(6) 木下雄二君質問	284
「環境問題について」	284
○市民環境部長 下田俊一君答弁	285
木下雄二君再質問	286
○市長 福村三男君答弁	287
休 憩	287
開 議	287
(1) 北田 彰君質問	288
「花房台について」	288
○経済部長 平野國臣君答弁	288
(2) 北田 彰君質問	288
「論語による文教菊池の啓発について」	288
○教育長 倉原久義君答弁	289
北田 彰君再質問	290
○教育長 倉原久義君答弁	291
○市長 福村三男君答弁	291
(3) 北田 彰君質問	292
「合志川橋の架け替えについて」	292
○市長 福村三男君答弁	294
北田 彰君再質問	294
○市長 福村三男君答弁	295
9. 日程通告 散会	295

9月14日(金曜日) 常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)

9月15日(土曜日) 休 会

9月16日(日曜日) 休 会

9月17日(月曜日) 休 会

9月18日（火曜日） 常任委員会（福祉厚生・経済建設）
 9月19日（水曜日） 休 会
 9月20日（木曜日） 休 会

9月21日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第6号	299
2. 本日の会議に付した事件	299
3. 出席議員氏名	300
4. 欠席議員氏名	300
5. 説明のため出席した者の職氏名	301
6. 事務局職員出席者	301
7. 開 議	302
8. 日程第1 各常任委員長報告	302
・総務文教常任委員長報告	302
・福祉厚生常任委員長報告	303
・経済建設常任委員長報告	307
委員長報告に対する質疑	310
討 論	310
(1) 大賀慶一君討論	310
(2) 怒留湯健蓉さん討論	311
(3) 東 裕人君討論	312
(4) 工藤圭一郎君討論	313
(5) 東 英俊君討論	314
(6) 東 裕人君討論	314
採 決	315
9. 議員の派遣について	316
10. 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	316
11. 追加議事日程（第6号の追加1）	317
日程第1 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	317
日程第2 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	318
日程第3 決議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	320
日程第4 決議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決	321
日程第5 陳情第4号 上程・付託	327
12. 閉 会	328

第 1 号

9 月 5 日

平成24年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成24年9月5日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第71号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度菊池市一般会計補正予算 第2号)
- 議案第72号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 第2号)
- 議案第73号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 第2号)
- 議案第74号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算 第2号)
- 議案第75号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 第2
号)
- 議案第76号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度菊池市一般会計補正予算 第3号)
- 議案第77号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例)
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第78号 平成24年度菊池市一般会計補正予算 (第4号)
- 議案第79号 平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第80号 平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 議案第81号 平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予
算 (第3号)
- 議案第82号 平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 議案第83号 平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第84号 平成23年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 85 号 平成 23 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 86 号 平成 23 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 87 号 平成 23 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88 号 平成 23 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89 号 平成 23 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90 号 平成 23 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91 号 平成 23 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92 号 平成 23 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93 号 平成 23 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94 号 平成 23 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 95 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

- 第 5 議案第 96 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 6 報告第 16 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第 17 号 継続費精算報告について

まで一括上程・報告・質疑

- 第 7 請願第 3 号 MV22 オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に
反対する決議を求める請願

- 陳情第 3 号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める
意見書提出に関する陳情

まで一括上程



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第71号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度菊池市一般会計補正予算 第2号)

議案第72号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 第2号)

議案第73号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 第2号)

議案第74号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第2号)

議案第75号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 第2号)

議案第76号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度菊池市一般会計補正予算 第3号)

議案第77号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例)

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第78号 平成24年度菊池市一般会計補正予算(第4号)

議案第79号 平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第80号 平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第81号 平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第82号 平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第83号 平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第84号 平成23年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 8 5 号 平成 2 3 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 議案第 8 6 号 平成 2 3 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 議案第 8 7 号 平成 2 3 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 議案第 8 8 号 平成 2 3 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 議案第 8 9 号 平成 2 3 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 議案第 9 0 号 平成 2 3 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 議案第 9 1 号 平成 2 3 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 議案第 9 2 号 平成 2 3 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 議案第 9 3 号 平成 2 3 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 議案第 9 4 号 平成 2 3 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定
について
- 議案第 9 5 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

- 日程第 5 議案第 9 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 6 報告第 1 6 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第 1 7 号 継続費精算報告について

まで一括上程・報告・質疑

- 日程第 7 請願第 3 号 MV 2 2 オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓
練に反対する決議を求める請願

- 陳情第 3 号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充すること
を求める意見書提出に関する陳情

まで一括上程



出席議員（22名）

1 番 工 藤 圭一郎 君
2 番 城 典 臣 君
3 番 大 賀 慶 一 君
4 番 岡 崎 俊 裕 君
5 番 水 上 彰 澄 君
6 番 東 英 俊 君
7 番 東 裕 人 君
8 番 泉 田 栄一朗 君
9 番 森 清 孝 君
10 番 中 原 繁 君
11 番 樋 口 正 博 君
12 番 二ノ文 伸 元 君
13 番 中 山 繁 雄 君
14 番 怒留湯 健 蓉 さん
15 番 坂 本 昭 信 君
16 番 隈 部 忠 宗 君
18 番 木 下 雄 二 君
19 番 坂 井 正 次 君
20 番 森 隆 博 君
21 番 山 瀬 義 也 君
22 番 境 和 則 君
23 番 北 田 彰 君

欠席議員（1名）

17 番 葛 原 勇次郎 君

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君

建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	雲田哲昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	今坂康雄君
教育長	倉原久義君
教育部長	原誠也君
農業委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	原和徳君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査事務局長	大塚茂幸君

○

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	宮川啓子さん
議事課課長補佐	徳永裕治君

午前10時00分 開会

○

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は22名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第3回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（山瀬義也君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

8月21日、本市において熊本県北市議会連絡協議会を開催し、副知事の講演を受けるなど、県北6市の相互の連携強化、議会運営の円滑化を図りました。

8月23日は、熊本県市議会議長会として県庁において知事への要望活動を行いました。県北地域の共通の課題であります観光ルートの開拓のために道路の新設・改良など積極的な取り組み、関西を中心とする観光PR活動、安心・安全な農畜産物のPR、食料自給率の向上、県産農畜産物の消費拡大に積極的に取り組むことなどを要望いたしました。

次に、監査委員から平成24年5月から7月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によってご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、水上彰澄君及び東英俊君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る8月29日の議会運営委員

会におきまして、本日から9月21日までの17日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの17日間と決定しました。

○

日程第3 議案第71号から議案第77号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、議案第71号から議案第77号までの議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成24年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月21日までの17日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、まずこのたび九州を襲いました記録的な雨は、かつて経験したことがないような集中豪雨であり、本市においても11日からの激しい雨によりまして、幸いにも人命に被害はありませんでしたが、家屋の倒壊や浸水、橋梁流出、道路の崩壊、土砂崩れ、教育施設やその他公共施設にも多大な被害が発生いたしました。私も7月12日から13日にかけて市内の災害箇所を視察しましたが、その被害を目の当たりにして、1日も早い災害の復旧と今回の大雨によります被害を受けられた皆様方に対しまして、可能な限りの支援を行いたいなど強く感じた次第であります。現在、被災されました市民の方への見舞金の支給を進めておりまして、これまでに226名の方々に、被災されました市民の方に対しまして見舞金をお渡しいたしております。また、このたび菊池市への災害見舞金として寄附も寄せられておりまして、ご寄附をいただきました皆様方の温かい善意に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、大切に取り扱いさせていただきたいと思っております。被災をされました市民の皆様が一日も早く平常の生活に戻られますことを心からお祈りを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

議案第71号から議案第77号につきましては、地方自治法第179条の規定に

に基づき、7月の九州北部豪雨災害に伴い専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。内容の詳細につきましては、総務企画部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかにご承認をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。

それでは、議案第71号から議案第77号まで、一括してご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。議案第71号からの専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。専決第13号の専決処分書でございます。平成24年度菊池市一般会計補正予算（第2号）について、平成24年7月23日に専決処分を行ったものでございます。

4ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億5,796万6,000円を追加し、予算の総額を247億1,140万4,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、先般の7月12日の九州北部豪雨災害及び落雷災害に対し、その復旧に要する費用について補正を行ったものでございます。内容につきましては、事項別明細書でご説明をいたしますので、12ページをお開きください。まず歳入でございますが、款12分担金及び負担金の1,979万8,000円は、農地等災害復旧事業費地元分担金でございます。

次に、款14国庫支出金、目4衛生費国庫補助金5,762万5,000円は、災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。目10災害復旧費国庫補助金1,296万6,000円は、農地等災害復旧費補助金でございます。

次に、款17寄附金の27万円は、九州北部豪雨災害に伴う災害見舞金でございます。

次に、款18繰入金の6億5,507万7,000円、財政調整基金繰入金でございます。これは今回の補正の財源として繰り入れたものでございます。

次に、款20諸収入533万円は、泗水総合支所に配備していた公用車10台が豪雨により浸水破損したため、市有物件災害共済金でございます。

次に、市債の690万円は、災害援護資金県貸付金でございます。

以上が歳入でございます。

次に、14ページをお開きください。歳出の主なものをご説明いたします。款2総務費、目7財産管理費の2,118万円の補正は、主に泗水総合支所浸水被害に係

る公用車購入費用1,730万円及び庁舎修繕料でございます。

款3民生費、項5災害救助費、目1災害救助費1,235万円は、床上床下浸水や家屋倒壊に係る災害見舞金及び災害援護資金貸付金でございます。

16ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目6災害対策費2億5,784万1,000円の主なものは、今回の災害に係る災害廃棄物処理委託料でございます。

18ページをお願いいたします。款8消防費、目5災害対策費2,393万8,000円は、豪雨災害における住家の損傷状況や浸水、炊き出し、断水等の基準に基づき算定した区への見舞金や災害対応要請に基づき被災した水没車両の補償金でございます。

20ページをお開きください。款9教育費、項5社会教育費、目4図書館費1,712万4,000円は、泗水図書館の浸水被害に係る経費で、館内フロアカーペットや書架の復旧費用でございます。次に、目5文化施設費4,802万9,000円の補正は、泗水市民会館の浸水被害による電気設備関係及びホール座席取り替え等の費用でございます。

次に、款10災害復旧費、項1厚生施設災害復旧費、目2衛生施設災害復旧費のうち、修繕料の188万6,000円は、旭志の北桜ヶ水・南桜ヶ水水道組合の配水管が大規模に破損したため、応急復旧のための費用でございます。款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費の1億1,346万8,000円のうち国庫災害復旧事業分は、落雷による用水機被災1カ所、堰破損2カ所、災害復旧応急工事に係る費用3,695万8,000円並びに災害復旧事業に該当しない約900件相当分の小災害復旧事業に係る市単独補助6,331万円などでございます。

22ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目3林業施設災害復旧費890万円は、菊池人吉線ほか3路線に係る応急復旧経費でございます。款10災害復旧費、項3公共土木施設災害復旧費、目2現年土補助災害復旧費4,302万円は、高柳四季の里線ほか26路線の国庫補助災害復旧事業査定に向けた委託料でございます。目3単独災害復旧費1億3,641万4,000円につきましては、高柳四季の里線ほか249路線の応急復旧に係る重機借り上げ及び工事材料費でございます。款10災害復旧費、項4文教施設災害復旧費、目1公立学校施設災害復旧費1,184万8,000円は、泗水中学校管理棟の浸水による床の張り替え、空調機器等の復旧費用でございます。目3社会体育施設災害復旧費1,601万7,000円は、七城、オムニテニスコートの冠水による全面張り替え経費でございます。

24ページをお開きください。款10災害復旧費、項5その他公共施設公用施設災害復旧費、目1その他公共施設災害復旧費1,208万5,000円は、菊池公園、菊池ふれあい清流公園、合志川河川公園の災害復旧に伴う設計及び崩土除去を行うための重機借り上げ費用でございます。

次に、8ページにお戻りください。第2表地方債補正でございますが、今回の補正により災害援護資金貸付事業債を690万円追加するもので、これにより起債限度額は30億10万円とするものでございます。

以上、議案第71号の説明といたします。

次に、29ページをお開きください。議案第72号、専決第14号の専決処分書でございます。平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

32ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ535万6,000円を追加し、予算の総額を4億3,721万1,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、一般会計同様九州北部豪雨災害及び落雷災害に対し、その復旧に要する費用について補正を行ったものでございます。

内容の詳細を事項別明細書でご説明いたしますので、36ページをお開きください。まず、歳入についてご説明をいたします。款6繰入金の535万6,000円は、一般会計繰入金でございます。これは今回の補正の財源として繰り入れるものでございます。

歳出の主なものをご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目3災害復旧費535万6,000円は、西部第2排水池施設水源迫間排水施設の遠隔装置の故障及び法面崩壊、旭志伊坂橋橋梁添架配水管の流出に伴う応急修繕料総量調査のための調査業務委託料でございます。

以上、議案第72号の説明といたします。

次に、39ページをお開きください。議案第73号、専決第15号の専決処分書でございます。平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

42ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、予算の総額を8億9,729万4,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、九州北部豪雨災害に対し、その復旧に要する費用について補正を行ったものでございます。

46ページをお願いいたします。まず、歳入についてご説明をいたします。款5

繰入金の150万円は、一般会計繰入金でございます。これは、今回の補正の財源として繰り入れるものでございます。

歳出の主なものをご説明いたします。款1事業費、項1事業費、目2維持管理費150万円は、赤星ポンプ場が水没し、電動吐き出し弁等に不具合が生じたため復旧する費用でございます。

以上、議案第73号の説明といたします。

次に、49ページをお開きください。議案第74号、専決第16号の専決処分書でございます。平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

52ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ430万円を追加し、予算の総額を5億9,687万7,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、九州北部豪雨災害に対し、その復旧に要する費用について補正を行ったものでございます。

56ページをお開きください。まず歳入についてご説明をいたします。款5繰入金430万円は、一般会計繰入金でございます。これは、今回の補正の財源として繰り入れるものでございます。

歳出の主なものをご説明いたします。款1事業費、項1事業費、目2維持管理費430万円は、マンホールポンプ操作盤浸水に伴う修繕料でございます。

以上、議案第74号の説明といたします。

次に、59ページをお開きください。議案第75号、専決第17号の専決処分書でございます。平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

62ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ392万円を追加し、予算の総額を4億2,565万円とするものでございます。補正の内容といたしましては、九州北部豪雨災害に対し、その復旧に要する費用について補正を行ったものでございます。

66ページをお開きください。まず、歳入についてご説明をいたします。款5繰入金392万円は、一般会計繰入金でございます。これは今回の補正の財源として繰り入れるものでございます。

歳出の主なものをご説明いたします。款1事業費、項1事業費、目2維持管理費392万円は、豪雨による浸水及び落雷によりマンホールポンプ操作盤及び圧送管が破損したため復旧する費用でございます。

以上、議案第75号の説明といたします。

69ページをお開きください。議案第76号の専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

70ページをお願いいたします。専決第19号の専決処分書でございます。平成24年度菊池市一般会計補正予算（第3号）について、平成24年8月16日に専決処分を行ったものでございます。

72ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,501万円を追加し、予算の総額を247億6,641万4,000円とするものでございます。7月12日の九州北部豪雨災害及び落雷災害の専決については、7月23日で行っておりますが、その後、さらに追加する必要がある復旧費用につきまして補正を行ったものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明いたしますので、78ページをお開きください。まず歳入でございますが、款12分担金及び負担金の666万7,000円は、農地等災害復旧事業費地元負担金でございます。次に、款18繰入金の4,834万3,000円は、財政調整基金繰入金でございます。これは今回の補正の財源として繰り入れたものでございます。以上が歳入でございます。

次に、80ページをお開きください。歳出の主なものをご説明いたします。款8消防費、項1消防費、目4防災管理費3,973万2,000円は、泗水総合支所防災無線が落雷により損傷しましたので復旧するものでございます。款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農地等施設災害復旧費の666万8,000円は被災した菰原堰ほか4カ所の堰の災害復旧に係る調査委託料でございます。

款10災害復旧費、項4文教施設災害復旧費、目3社会体育施設災害復旧費224万3,000円は、旭志体育館フロア浸水被害による調査設計費用でございます。

以上、議案第76号の説明といたします。

次に、83ページをお開きください。議案第77号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

84ページをお願いいたします。専決第18号の専決処分書でございます。菊池市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について、平成24年7月23日に専決処分を行ったものでございます。

85ページをご覧ください。菊池市災害見舞金支給条例の一部を次のように改正するというものでございます。別冊の新旧対照表の1ページをお願いいたします。下線部分が改正箇所でございます。まず、火災見舞金の全焼住家10万円を20万

円へ、非住家5万円を10万円へ、半焼住家5万円を10万円へ、非住家2万5,000円を5万円へ、風水害見舞金の全壊住家10万円を20万円へ、非住家5万円を10万円へ、半壊住家5万円を10万円へ、非住家2万5,000円を5万円へ、それから床上浸水住家3万円以内、床下浸水住家1万円以内を新たに設けております。また、地震見舞金、全壊住家10万円を20万円へ、非住家5万円を10万円へ、半壊住家5万円を10万円へ、非住家2万5,000円を5万円へと改正するものでございます。

議案書の85ページにお戻りください。附則のとおり、この条例は平成24年7月11日以降に生じた天災地変または火災等の原因により被害を受けた者に支給する見舞金についてから適用するものでございます。

以上、議案第77号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 議案第77号の菊池市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例についてお伺いをします。

専決処分ということではありますが、専決は法によって認められている事項ではありますが、この中身を見ますと、風水害だけではなく火災等の見舞金の加算も行われております。議会招集が困難であるというふうに判断をされたということであれば別ではありますが、一般的には条例事項の改正であれば、緊急にでも議会を招集すべきではないかというふうに思うんですが、庁内においてそのような協議がなされたかどうか、質疑をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

今回の条例の改正につきましては、今回7月12日に発生しました豪雨災害におけます被害件数の多さと、今回、床上・床下浸水も新たに対象としたいというようなことで、庁内での協議を行って、今回の条例改正に至ったものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 経緯はわかりました。私がお聞きしたのは、議会を開けない状況であったのかというところの議論がなされたのか。今回の災害に対しては、議

会もまずは個人、そして即座に議長の招集というか、呼び掛けにより集まって、いろんな現地視察もしてきたわけですが、それほど議会を開くのが困難な状況であったとは私は感じなかったものですから、こういう条例改正の場合は、本来は臨時でも議会を開催するべきではなかったかというところについて議論がなかったかという質疑ですので、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） 今回につきましては、緊急に見舞金を支給したいという考えもございまして、執行部としましては議会を執行するいとまがなかったということで判断をいたしております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第71号から議案第77号までの7議案については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第71号から議案第77号までの7議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第77号までの7議案につきましては、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第78号から議案第95号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、議案第78号から議案第95号までの18議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第78号から議案第95号までの議案についてご説明申し上げます。

議案第78号から議案第83号までの平成24年度菊池市一般会計並びに各特別会計補正予算につきましては、7月1日から15日に掛けての九州北部豪雨災害によります災害復旧としまして、農地等災害復旧費としまして農業用施設や農地の復旧工事費2億5,179万5,000円、林業施設災害復旧としまして鞍岳線ほか林道災害復旧工事4,200万円、市道高柳四季の里線ほか20路線の災害復旧工事に2億8,993万円、菊池ふれあい清流公園ほか公園施設災害復旧工事費としまして8,966万円が災害復旧に要する主なものでございます。そのほか、本年9月からポリオの予防接種が不活化ポリオワクチンに変更になったための費用、予防接種業務委託料として1,195万6,000円、また安定した土地利用型農業経営の確立のため、土地利用型農業緊急支援事業費補助金として1,088万2,000円、次に地域経済活力創出事業として、地域経済活力創出事業補助金1,010万円、教育関係では長期にわたり特別支援学級の確保を図るため、菊池北小学校特別支援学級等設置工事の工事費、請負費3,750万円を計上しております。

以上、一般会計の主なものでございます。

また、介護保険事業特別会計補正予算案は、介護保険給付費準備基金積立金及び支払い基金返納金であります。そのほか、各特別会計補正予算案を計上しております。

次に、議案第84号から議案第94号までの11議案につきましては、平成23年度各会計歳入歳出決算の認定について上程をさせていただいたものであります。

最後に、議案第95号、市道路線の認定については、市道塚原原線の一部区間を補足する路線、塚原原2号線を市道路線として認定するために、道路法の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては総務企画部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 議案第78号から議案第95号まで、一括して説明をさせていただきます。87ページをお願いいたします。

議案第78号、平成24年度菊池市一般会計補正予算についてでございます。開けていただき、88ページ、一般会計補正予算（第4号）でございます。今回の補

正は、予算総額に9億7,253万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ257億3,895万3,000円とするものでございます。

補正の内容のつきましては、事項別明細書で主なものをご説明いたします。96ページをお願いいたします。歳入でございます。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税4億4,153万円でございますが、平成24年度の普通交付税の交付額の確定に伴うものでございます。

次に、款12分担金及び負担金、項1分担金、目10災害復旧費分担金6,030万4,000円の内訳は、農地等災害復旧事業費地元分担金5,995万9,000円及び治山施設災害復旧事業費地元分担金34万5,000円で、九州北部豪雨災害によります災害復旧事業に係る地元分担金でございます。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目10災害復旧費国庫負担金2億5,198万3,000円は、現年度補助災害復旧費負担金1億9,338万3,000円、公園災害復旧負担金5,860万円で、九州北部豪雨災害によります災害復旧事業に係る国庫負担金でございます。次に、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金1億7,820万円の減は、予定しておりました社会資本整備総合交付金対象事業への補助内示額による減額補正でございます。次に、目10災害復旧費国庫補助金1億7,784万2,000円は、九州北部豪雨災害によります災害復旧事業に係る国庫補助金でございます。

次に、款15県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金120万3,000円で主なものは、次のページになりますが聴覚障害児補聴器購入費助成事業に対する県補助金18万3,000円でございます。次に、款15県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金2,703万3,000円で主なものは、熊本地利型農業緊急支援事業補助金1,088万2,000円でございます。これは、農機具や施設等の整備を補助し、安定した土地利用型農業経営の確立と地域の活性化を図るための県補助金でございます。また、特用林産物施設化推進事業費補助金301万4,000円でございますが、これは林家の組織団体が特用林産物の生産のための利用する機械の導入に対する県補助金でございます。次に、目10災害復旧費県補助金259万円は、林地崩壊防止事業費に対する県補助金でございます。

次に、100ページをお開きください。款21市債、項1市債、目2総務債1億421万円は、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い増額するものでございます。次に、目10災害復旧事業債1億4,320万円は、九州北部豪雨災害によります災害復旧事業に係る災害復旧事業債でございます。

次に、102ページをお開きください。歳出の主なものをご説明させていただきます。款2総務費、項1総務管理費、目8企画費248万円で主なものは、熊本県

北交流拡大プロジェクトの負担金28万6,000円でございます。これは熊本県北交流拡大プロジェクト実行委員会が政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像における県北地域の将来像を実現するため、市・町が連携して事業を推進していくものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目3障がい者福祉費180万6,000円で主なものは、聴覚障害児補聴器購入費助成事業36万6,000円でございます。身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある児童に対して補聴器の購入費用の一部を助成するものでございます。

次に、104ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費1,199万4,000円で主なものは、予防接種業務委託料1,195万6,000円でございます。予防接種実施規則の一部改正により、ポリオ予防接種が生ポリオワクチンの経口接種から不活化ポリオワクチンの皮下注射による接種となったため、予防接種業務委託料の増額をするものでございます。次に、目4環境衛生総務費90万4,000円で主なものは、放射能測定器の購入費用46万8,000円でございます。これは、東京電力福島原発の事故に伴い、環境放射能への市民の意識の高まりに対し、本市においても環境放射能の測定を定期的に行うため放射能測定器を購入するものでございます。

106ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費1,991万3,000円で主なものは、土地利用型農業緊急支援事業補助金1,088万2,000円でございます。これは、農業者戸別所得保障制度に対応した水田地域全体の生産性向上を進め、安定した土地利用型農業経営の確立と地域の活性化を図るためのものでございます。

108ページをお開きください。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費1,369万円で主なものは、商品券発行支援事業補助金145万7,000円でございます。また、地域経済活力創造事業補助金1,010万円でございますが、住宅の新築やリフォーム、また店舗の新築やリフォームを実施する者に対し緊急経済対策として費用の一部を補助するものでございます。次に、目4観光費199万9,000円で主なものは、温泉湧出60周年記念事業委託料39万7,000円でございますが、これは平成26年度に開催する湧出60周年菊池温泉記念イベントの準備経費でございます。

次に、112ページをお開きください。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、設計管理業務委託料375万円及び工事請負費3,750万円の計4,125万円は、菊池北小学校特別支援学級等設置工事に係る経費でございます。これは、学校統合などにより特別支援児の増加が見込まれるため、既設の校舎に不足する特

別支援教室の増築を行うものでございます。款9教育費、項5社会教育費、目3公民館費109万2,000円で主なものは、九州北部豪雨災害により被災した自治公民館を管理されておられます地区への自治公民館整備補助金100万8,000円でございます。

次に、114ページをお開きください。款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費につきましては、目1農地等災害復旧費2億6,259万5,000円、目3林業施設災害復旧費4,200万円、目4治山施設災害復旧費395万4,000円の合計3億854万9,000円で、九州北部豪雨災害によります工事請負費及び測量設計等委託料でございます。次に、款10災害復旧費、項3公共土木施設災害復旧費につきましては、目2現年度補助災害復旧費2億9,413万円、目3単独災害復旧費7,324万円の合計3億6,737万円で、設計管理委託料及び工事請負費などがございます。次に、款10災害復旧費、項5その他公共施設災害復旧費、目1その他公共施設災害復旧費8,966万円は、菊池ふれあい公園等の災害復旧事業に係る工事請負費でございます。

92ページにお戻りください。第2表地方債補正でございますが、今回の補正により限度額を災害復旧事業に1億4,320万円を追加し、合併特例事業19億9,710万円及び臨時財政対策債10億421万円に変更するものでございます。これにより起債発行限度額は総額34億3,091万円となります。

以上、議案第78号の説明とさせていただきます。

次に、特別会計に係る補正予算でございます。119ページをお願いいたします。議案第79号、平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

120ページをお開きください。今回の補正は、7,352万3,000円を追加し、予算総額を50億1,785万5,000円とするものでございます。

次に、124ページをお開きください。主なものといたしまして、歳出、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金3,767万8,000円でございます。

以上で、議案第79号の説明とさせていただきます。

次に、127ページをお開きください。議案第80号、菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

次のページをお開きください。今回の補正は、1,210万円を追加し、予算総額を9億939万4,000円とするものでございます。

132ページをお開きください。主なものといたしまして、歳出、目1事業費の汚水ます設置に伴う工事請負費400万円及び目2維持管理費の野間口ポンプ場のポンプ交換費用433万9,000円でございます。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。

次に、135ページをお願いいたします。議案第81号、菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

次のページをご覧ください。今回の補正は、300万円を追加し、予算総額を5億9,987万7,000円とするものでございます。

次に、140ページをお開きください。公共ます設置見込みの増に伴う工事請負費300万円でございます。

以上、議案第81号の説明とさせていただきます。

143ページをお願いいたします。議案第82号、菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

次のページをご覧ください。今回の補正は43万5,000円を追加し、予算総額を1億2,214万4,000円とするものでございます。

148ページをお開きください。主なものとしましては、消費税の確定申告による消費税41万3,000円でございます。

以上、議案第82号の説明とさせていただきます。

次に、151ページをお開きください。議案第83号、菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

次のページをご覧ください。今回の補正は、418万1,000円を増額し、予算総額を4億2,983万1,000円とするものでございます。

156ページをお開きください。歳出の主なものとしましては、北部浄化センターの井戸ポンプの老朽化に伴う交換修繕料など278万2,000円でございます。

以上、議案第83号の説明とさせていただきます。

次に、議案第84号から議案第93号までの決算の認定についてご説明をいたします。議案書は別冊の水色のものでございます。内容の詳細につきましては、決算審査に付しますので、概要についてご説明を申し上げます。議案第84号、平成23年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第93号、平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの10議案につきましては、この水色の別冊となっております。平成23年度歳入歳出決算書となります。この10議案につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、各会計の平成23年度歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。また、議案第94号につきましては、ただいまの平成23年度歳入歳出決算書とは別冊となっておりますが、黒の背表紙の薄い別冊となっております。別冊の黒い背表紙の分でございますけれども、この平成23年度菊池市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法の規定に基づきまして、水道事業会計利益の処分及び決

算の認定をお願いするものでございます。

以上の議案第84号から議案第94号までの各会計の決算の認定に当たりましては、本市監査委員の詳細な審査を受け、審査意見書を付してお願いするものでございます。なお、資料といたしましては、別冊で各会計の決算に係る主要施策の成果及び科目別の事業費一覧表となっております。決算審査付属資料を添付いたしております。

以上、決算に係る議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻っていただきまして、159ページをお開きいただきたいと思っております。議案第95号、市道路線の認定についてでございます。提案理由といたしましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

開けていただきまして160ページが路線の一覧でございます。今回1路線、路線名、塚原原2号線の一部区間を補足する路線を市道路線として認定をお願いするものでございます。

以上、議案第95号の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

次に、代表監査委員から監査報告の申し出がっておりますので、これを許します。

代表監査委員宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 平成23年度の決算審査の報告をさせていただきます。

6月27日から7月17日におきまして、議会選出の坂本昭信監査委員とともに審査を行いましたところ、審査に付されました一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しました結果、いずれも符合し誤りのないものと認めます。なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めます。また、審査に付されました水道事業決算報告書、その他の財務諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し正確であります。さらに、決算報告書は予算の収入支出の状況を、また財務諸表は当期の経営成績及び期末における財政状態を適正に処理されているものと認めます。

本市の平成23年度の決算状況を見ますと、一般会計・特別会計の歳入は、総計が410億2,364万2,000円で、前年度416億2,738万1,000

円に比べ1.45%減少しております。一般会計の歳入の自主財源は72億1,664万5,000円で、前年度に比べて3.84%増加しています。その根幹をなす市税においては、法人市民税が減少しました以外は個人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税が増加し、市税全体では前年度に比べ2.61%増加しました。一方、依存財源は186億1,434万9,000円で、前年度に比べて地方交付税、地方譲与税等が増加しましたものの、国庫支出金や県支出金が減少しましたため、全体では6.86%減少しました。将来世代の負担となる市債は、28億3,945万1,000円で、前年度に比べ7.50%減少しました。前年と同様に、合併特例事業債、臨時財政対策債、辺地対策事業債が主体で、地方交付税等の基準財政需要額に算入される事業への有利な選択となっていますが、今後においても財政の健全性確保のために十分留意してください。

一般会計・特別会計の歳出は、総計が391億4,015万円で、前年度407億9,169万1,000円に比べ4.05%減少となりました。当年度は、菊池市総合計画（後期基本計画）の2年目であり、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」のもと、水と緑にあふれた「心・生き生き・爽快」なふるさとの菊池市らしいまちづくりの実現に向け、政府の景気浮揚策の継続も加わり、各種の事業への意欲的な展開が予算の執行状況からみて全般的に認められました。財政状況の現状認識の点では、前年度に引き続き、制度化されています財政健全化法による議会と市民への公表とともに、総合的な財政指標にも留意していく必要があります。普通会計の財政指標については、財政力指数が0.43で前年度に比べ0.03ポイント低下となり財政力が若干弱まっております。また、公債費負担比率は15.3%と前年度に比べて1.0ポイント増加しましたが、平成22年度の類似団体との比較では1.6ポイント低い状況にあります。その他の指標でも、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が89.8%と前年度に比べ3.1ポイント増加しており、依然として財政の硬直化が進んだこととなります。

また、一般会計への地方債残高については267億994万円で、前年度に比べ3億9,498万5,000円と1.50%増加しましたが、債務負担行為額は56億2,738万8,000円で、前年度に比べ3億4,459万9,000円で5.77%減少しております。

今日の人口減少や少子高齢化の進展などの課題では、本市の推移をベースに今後の社会経済の動向を的確に見据えるとともに、歳入歳出のバランスを基本に置きながら、簡素で効率的な行財政運営の推進が不可欠となっております。

これを受けて、本市では平成26年度を最終年度とする第2次行政改革大綱及び実施計画に基づき、事務事業の見直しや経費削減合理化等が取り組まれ、行政の利

便性向上や透明化を初めとし、養護老人ホームや公立保育園の民営化、職員定員の見直し、学校規模の適正化、新公会計制度の整備や公有財産の見直し等が進められており、今後も行財政改革への取り組みにより健全な財政運営の推進を一段と切望いたします。

予算執行面では、収入の調定手続きや基金積み立て・取り崩しでの厳格な執行を重ねてお願いしつつ、社会環境の変動等による変更を除き、補正予算の編成措置や予備費の充用、科目内での予算流用等の一連の手続きは、より慎重な取り扱いを求めます。

さらには、合併当初から固定的な委託契約や長年における随意契約の支出は、総合的な点検が必要です。それらを柔軟に見直し、新たな発想の下に、より市民の目線に立った行政支出が執行されていくことを要望いたします。

なお、豊かな自然環境に恵まれています本市の発展のための泗水地区公園整備や隈府中央地区ポケットパーク等の各都市再生整備計画等の各種整備計画を含め、文化的で住みたくなる社会環境の整備が一段と求められております。熊本県営工業団地の菊池テクノパークの完成が近づく中に、本市の工業団地の空きスペースが多く残っていますので、不況の中ではあるものの、一層の企業誘致への総力を挙げた取り組みを求めます。

他方、個人所得の伸び悩みもあり、市民の納税等の環境が厳しい状況において、徴税課や関係各課による収納率が改善していることは評価できます。今後も負担の公正性を担保する観点から、収納の確保と不納欠損処分に対する適切な対応を図り、収納率の向上を求めます。

これまでの自治体と違い、これからの自治体は、人、物、産業、教育、文化、風土、歴史等の地域力を行政がいかにして市政発展に反映できるかが鍵で、自治体間の競争、知恵比べの時代とも言われておりまして、情報収集・情報発信を駆使し、その情報を活用したスピード感あふれる各種施策の実施が求められております。また、民間にできることは民間に任せる経営感覚も行政には問われております。そのためには、市政を支えていく熱意ある多様な職員の専門集団づくりが欠かせません。既に推進されている役職に応じた研修や、意識の高い職員養成の為に体系的な研修制度のさらなる拡充、そして、地方公務員への給与低減化の厳しい方向の反面、やる気のある職員のためにも細やかで適正な人事評価制度の具体的な推進とその評価に応じて、支給額に差が出る信賞必罰の給与システムの採用と実施も、今後は避けて通れないものとなっております。

最後に、活力に満ちた地域社会の確立に向け、普段から市民・本市に必要な事業の各種施策の検討と政策立案等の幅広い準備が励行され、事業の効率性、必要性、

優先順位の的確な選択を行いながら、行政情報の公開、市民への説明責任の向上を図り、健全な行財政運営を推進しつつ、本市のさらなる発展と公共の福祉向上が実現されていくことを強く期待します。

以上、報告に代えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、代表監査委員の報告を終わります。

ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午前11時08分

開議 午前11時18分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
日程第5 議案第96号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、議案第96号を議題とします。この案件については、地方自治法第117条の規定により関わる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第96号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。議案書は163ページでございます。現在、本市の区域におきまして14人の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。その中で、七城地区の佐々龍一委員が本年12月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦に当たりましては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。十分検討いたしました結果、議案第96号、菊池市七城町砂田1136番地1、赤星和範氏を推薦いたすものです。赤星和範氏におかれましては、日頃から人権に関して理解と熱意を持って人権擁護活動に取り組んでおられるとともに、行政職に勤務された豊富な経験と、人権等に関する知識もまた豊かであります。また、今後も積極的に人権擁護活動に取り組ん

でいただけるものと、このように確信いたしましたして推薦するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第96号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第96号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第96号は、適任とすることに決定しました。

○

日程第6 報告第16号から報告第17号まで一括上程・報告・質疑

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、報告第16号から第17号までの2案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務企画部長、野口祐成君。

〔登壇〕

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、議案書の165ページをお願いいたします。報告第16号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成23年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見に付して報告をするものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、平成23年度における普通会計の実質収支

額が黒字でございますので、赤字比率としては算定されず、数値は表示されません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計に特別会計、公営企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合でも実質収支が黒字でございますので、実質赤字比率と同様数値は表示されません。

次に、実質公債費比率ですが、これは普通会計、特別会計の公債費に加え一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てられた負担金等の標準財政規模に占める割合で、資金繰りの危険度を示す指標となります。本市の実質公債費比率は10.6%となっておりますので、早期健全化基準25%を下回っています。

次に、将来負担比率ですが、土地開発公社、第3セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど将来に見込まれる負担が大きく、財政運営を圧迫する可能性があることが示されます。本市の算定比率は28.3%となっており、早期健全化判断基準350%を下回っており、適正水準を確保いたしております。

最後に、公営企業会計の資金不足比率につきましては、水道事業会計を初めとする6会計を対象とし、資金不足額を事業規模で割ったものです。各会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率についても数値は表示されません。

以上、いずれも基準内であり、適正水準を確保いたしておりますが、今後社会経済の動向や施設の老朽化による維持補修費の増大、合併の特例であります交付税の優遇措置の期限切れ等を考慮した場合、大幅に悪化することも見込まれるため、今後さらなるスリム化を図り、健全な財政運営を図っていく必要があると考えられます。

以上、報告第16号の説明とさせていただきます。

続きまして、167ページをお願いいたします。報告第17号、継続費精算報告についてご説明申し上げます。平成22年度から平成23年度継続事業として実施してまいりました老人福祉センター整備事業につきまして、継続事業が完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

開けていただきまして、169ページが精算報告書でございます。左のほうから各年度の全体計画、実績、比較となっております。全体計画の合計が4億9,456万1,000円、実績で3億9,943万5,972円、比較で当初の事業費より実績での支出済額が9,512万5,028円少なくなっております。

以上、報告第17号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 財政健全化法に基づきます審査意見を申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されました平成23年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化比率及び公営企業決算における資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、7月27日から8月8日におきまして、議会選出の坂本監査委員とともに審査しました結果、いずれも適正に作成されているものと認められます。

以上、審査意見とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第7 請願第3号 MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願

陳情第3号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第7、請願第3号及び陳情第3号を議題とします。請願第3号及び陳情第3号が今定例会までに提出されました請願・陳情であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る10日午前10時から開き、質疑・委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備え付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日6日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午前11時30分

第 2 号

9 月 1 0 日

平成24年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成24年9月10日（月曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 常任委員会付託
- 第3 決算特別委員会の設置・決算特別委員会委員会付託
- 第4 一般質問



本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 常任委員会付託
- 日程第3 決算特別委員会の設置・決算特別委員会委員会付託
- 日程第4 一般質問



出席議員（22名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君

18番 木下雄二君
19番 坂井正次君
20番 森隆博君
21番 山瀬義也君
22番 境和則君
23番 北田彰君

欠席議員（1名）

17番 葛原勇次郎君

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	雲田哲昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	今坂康雄君
教育長	倉原久義君
教育部長	原誠也君
農業委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	原和徳君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局 局長 城主一君

議 事 課 長
議 事 課 係 長

宮 川 啓 子 さん
松 原 憲 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○議長（山瀬義也君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

ここで申し合わせ事項について申し上げます。質疑は一括質疑として3回までとなっております。質疑は提出議案に対して疑義を質すものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので質疑を許します。

森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） おはようございます。それでは、通告しておりました点について質疑を行いたいと思います。

議案第78号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第4号）の款2総務費、項の管理費です。ページの的には102ページから103ページです。目の企画費の中に節で負担金補助及び交付金、熊本県の県北交流拡大プロジェクト負担金というような目的で28万6,000円が計上されております。これについてちょっと質疑を行いたいと思います。菊池市は、菊池広域連合に加入しながら、福村市長が広域連合長のときから県が計画しておりました消防の県北ブロックのほうにも参加を拒否してまいりましたし、熊本市が政令都市ということになりまして、9月1日の熊日にも記載がありましたように、来年度4月より県内を4エリアに分け、広域本部設置を行うというような、県北部の広域としましては、阿蘇、菊池、鹿本、玉名振興局を集約するというような目的の記載でありました。現状では、菊池市は菊池郡市の一本化を推進しながらいきたいということでもありますし、消防、し尿処理、介護保険、またはごみ処理等も一緒に行っていくというような大事なときでもありますので、熊本県の交流を拡大するプロジェクトの負担金というこの目的がどのようなものであるかということについてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。森隆博議員の質疑にお答えいたします。

くまもと県北交流拡大プロジェクト負担金28万6,000円についてでございますが、新聞報道によりますと県内を県央、県北、県南、天草の4つのエリアに分けた広域本部につきましては、熊本市の政令指定都市への移行を受け、県が熊本市を除く44市町村の地域振興により、広域的な視点から力を入れていくために県内部の体制を整えようとする県の組織上の問題でございます。一方、これまで本市が広域行政として取り組んでおります菊池広域連合や菊池環境保全組合、菊池養生園保健組合などにつきましては、本来それぞれの地方自治体が住民に身近な事務事業等を近隣の市町と共同で連携して、効率的かつ効果的に実施しようというものでございますので、今後もそれぞれの構成自治体と連携をしながら進めてまいります。今回の補正予算に計上いたしましたくまもと県北交流拡大プロジェクト事業につきましては、県が各市町村との意見交換を踏まえて、人口減少や少子高齢化、地域経済の低迷など、県を取り巻く厳しい環境の中、九州新幹線の開業や熊本市の政令指定都市誕生といったビッグチャンスをさらなる県政発展や各地域の活性化につなげるため、各地域における特色や強みを生かした取り組みの方向性を示した将来ビジョンを政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像として、平成23年12月に策定されたものに基づく事業でございます。熊本県では、この将来ビジョンを具体化するために複数の市町村が連携・共同する広域的な取り組みを熊本県広域連携プロジェクト推進事業としまして、平成24年度から支援されることになりました。このようなことで、玉名、鹿本、菊池地域振興局管内の5市6町の市町が参加し、事業に取り組むものでございます。

具体的な事業の進め方につきましては、くまもと県北交流拡大プロジェクト実行委員会の5市6町で設立し、本年度は一時交通アクセス手段として、新幹線を初めJRの在来線、阿蘇熊本空港、長州港、九州自動車道インターチェンジなど多くの交通拠点をもつ地域であるため、県北地域における2次交通アクセス及び3次交通アクセスの調査分析を行う事業となっております。今回の補正予算に計上させていただいておりますのは、この事業の負担金でございます。本年度の全体事業費765万5,000円のうち事業費の3分の2の510万円を熊本県が広域連携プロジェクト推進補助金として負担し、残りの3分の1の255万5,000円を取り組みに参加する自治体が負担するものでございます。この自治体負担金を参加5市6町で割りますので、人口割、均等割で計算しました菊池市の負担額が28万6,

000円となるものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 大体、内容的には説明で理解できますところもありますが、250万円程度が関係市町村の負担ということの説明をいただきましたが、これにつきましては菊池振興局管内ということでありますので、菊池郡市全体であるのか、菊池市だけの負担金になるのかだけ、再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質疑にお答えいたします。

28万6,000円は菊池市の負担金でございます。菊池郡市の合志市、菊陽町、大津町、それぞれ参加いただいて全体のものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。議案第78号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第4号）について質疑します。

議案書の109ページ、款6商工費、項商工費、目商工業振興費、節19負担金補助及び交付金、地域経済活力創出事業補助金1,010万円についてお尋ねをします。これは、上程の際の説明で、緊急経済対策ということでありました。この緊急経済対策、住宅リフォーム助成の経済効果について、経済波及効果を執行部はどのように見積もっているのか、まず初めにお聞きします。

それから、その経済効果があるということだと思えますけれども、この緊急経済対策として執行部がこの事業を効果ありと考えて打ち出しているのかどうかも含めてお聞きします。

次に、議案第84号、平成23年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、その決算収支についてお尋ねをします。昨年（平成22年度）の決算収支において、平成22年度は単年度収支、実質単年度収支ともに赤字、マイナスであることに意味について、そしてその要因は何か伺いました。昨年の答弁では、平成22年度の赤字要因として、土地開発公社への基金積み立て13億円が上げられました。今回の平成23年度一般会計決算では、単年度収支、実質単年度収支ともに大幅黒字に転じています。その決算収支の意味するところの要因について、今回もわかりやすく説明いただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。東裕人議員の質疑にお答えします。

議案第78号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第4号）のうち、款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費の地域経済活力創出事業補助金の1,010万円の経済効果につきましては、熊本県の産業連関表を使って算出をいたしております。この産業連関表は、産業部門別に増加する需要額を入力することで、生産誘発額、総付加価値誘発額、雇用者所得誘発額、就業誘発者数及び雇用誘発者数を第2次波及効果まで測定をするものでございます。この表から算出されました経済効果は1億5,500万円となっています。本事業に係る予算が1,010万円であるから15.3倍の費用対効果があると試算をいたしております。

さらに、同時に上程しております市内共通商品券発行支援事業により、補助を商品券とした場合には商業部門による生産誘発額が1,500万円付加されますので、今回の緊急経済対策による経済効果は総額1億7,000万円、費用対効果16.8倍と見込んでおります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） お答えします。

平成23年度一般会計における歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度への繰り越しすべき財源を差し引いた実質収支と平成22年度実質収支の差であります平成23年度の単年度収支は10億4,144万8,000円の黒字となっております。また、この単年度収支に黒字要因となる財政調整基金積立金、地方債の繰上償還額を加え、赤字要因となる財政調整基金の取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は10億5,476万2,000円の黒字となっております。黒字となりました要因としては、歳入歳出を見たときに平成23年度は前年度に比べ歳出が大幅に減少したことによります。その要因としまして、歳出におきましては扶助費は2億7,200万円増加しておりますが、普通建設事業におきまして小・中学校耐震推進事業がほぼ完了しましたことにより、前年度に比べ9億7,200万円の減となり、また平成22年度に土地開発基金へ約13億円積み立てておりますが、平成23年度においては利息分の積み立てとなっておりますので、歳出の大幅な減となっております。一方、歳入におきましては約11億円の減となっております。主に経済対策によります地域活性化交付金の減であります。したがって、平成23年度は歳入歳出ともに平成22年度より減少しましたが、歳入の減より歳出の減が約1

0億円多かったため、単年度収支、実質単年度収支がともに黒字となったものであります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 決算についてはわかりました。再度お尋ねします。この補正予算について、この緊急経済対策の経済効果がトータルで16.8倍ということであり、再度確認しますが、これは緊急経済対策、本市の緊急経済対策として効果ありと考えて打ち出されたものなのかどうか、再度お答えいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） お答えします。

住宅産業は、すそ野の広い産業であると言われております。関連する業種も多いことから、この分野が活性化すると新たな需要を生み出すことも想定されます。そういったことで、緊急経済対策として今回の事業については経済に与える効果はあるということと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

○

日程第2 常任委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。議案第78号から議案第83号まで及び議案第95号並びに請願第3号、陳情第3号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託をします。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成24年 第3回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第78号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第4号)
福祉厚生 常任委員会	議案第78号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第4号)
	議案第79号	平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
	請願第3号	MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願
	陳情第3号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情
経済建設 常任委員会	議案第78号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第4号)
	議案第80号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第81号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第82号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第83号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第95号	市道路線の認定について

○

日程第3 決算特別委員会の設置・決算特別委員会委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第84号から議案第94号までの11議案につきましては、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第94号につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置しました決算特別委員会につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております特別委員会名簿のとおり指名します。

ここで、正副委員長互選のため、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時19分

開議 午前10時20分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づく決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。委員長に中山繁雄君、副委員長に二ノ文伸元君、以上です。

決算特別委員会名簿

◎決算特別委員会 10名

城 典臣	大賀 慶一	岡崎 俊裕	水上 彰澄
東 英俊	二ノ文伸元	中山 繁雄	葛原勇次郎
坂井 正次	北田 彰		

日程第4 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁も含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答で、質問事項に対して3回までとなっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。日本共産党の東裕人です。一般質問を行います。

7月12日に発生した九州北部豪雨災害によって亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表し、被災された皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。また、私も当日早朝、赤星、伊坂、福本など見て回りましたが、どの現場でも消防団の方々が懸命に救援活動を行っていました。今まで経験したことのないと形容される災害のその発生前後から今日に至るまで、救援復旧活動に従事された消防団、市役所職員初め地域の方々、また多くのボランティアの方々に心から敬意を表し、一般質問を行います。

被害の状況については報道もされ、報告もあったので、私のほうからはまず初めに被災者支援の現状、問題点について伺います。被災者支援については、被災者生活再建支援法などにより支援は行われます。しかし、これらの制度には制限や枠もあって、なかなか困難に直面している被災者に対応できないという事態も生じています。地方自治体としては、国に対して制度の拡充と弾力的運用を求めると同時に、市独自の施策も当然必要であって、具体化が今求めています。また、災害対策基本法第8条3項は、国及び地方公共団体は災害が発生したときは速やかに施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならないとしています。この被災者の援護、これについては災害救助だけでなく、被災者の生活を立て直すための援助を含む、こういうふうになっています。この立場に立って、本市でも被災者の援護のための責務を果たすことが求められていると考えます。

そこで初めに、災害から2カ月経過した今日、被災者支援の現状、問題点について行政として考えていることは何ですか。このことについてお尋ねをします。特に見舞金とか、支援制度とか、いろいろ制度がありますが、そうした支援のいろんな制度の網から漏れている人たちがいないのかどうか、それをしっかり把握しているのかどうか、対応できているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） おはようございます。東議員の質問にお答えいたします。

今回の災害について、福祉関係では被災者生活再建支援法、菊池市災害見舞金支給条例と菊池市災害弔慰金の支給に関する条例及び規則で対応しております。国では、被災者生活再建支援法の適用対象を一部損壊世帯や床上浸水世帯まで拡大するよう依頼しましたが、内閣府からは制度根幹に関わる問題であり、慎重な検討が必要であるとの回答でありました。今回、被災者生活再建支援法の対象の方1名は、すでに申請を終了されております。そのような中、市としましては今回菊池市災害見舞金支給条例を改正し、見舞金の増額のみではなく、新たに住家の床上・床下浸水も見舞金の対象といたしました。今回の見舞金は、住家全壊1件、半壊1件、非住家全壊1件、半壊1件、床上浸水83件、床下浸水138件、さらに災害時におきます負傷入院の1件の合計226件、433万円を支給、また追加支給予定にしております。

次に、床上浸水等で布団が使用できなくなった方に対して31組の布団を配布、その他日赤の緊急物資も配布しております。また、社会福祉協議会では7月18日に泗水町地域福祉センターに災害ボランティアセンターを設置、市内30件の被災者からの要望に対し、延べ349名の災害ボランティアの方々に床下の土砂の撤去や清掃を行っていただきました。県からの義捐金につきましては、8月22日現在84万円の入金があっておりますが、これについては当初報告に基づくものであり、最終報告により入金した後、速やかに被災者の方に配布する予定にしております。また、被災者の方の漏れがないよう8月の区長文書で各区長さんに依頼するとともに、ホームページにも各種制度について掲載させていただき、9月号の広報においても再度掲載し漏れがないよう努めております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） この問題は、当然漏れがあってはならない問題ですから、必ず対応するように求めたいと思います。

次に、具体的支援の問題でいくつかお尋ねをします。1点目は、住宅以外の被害についてです。災害見舞金の支給制度や被災者生活再建支援制度、災害援護資金貸付制度などは、その対象を住宅被害としています。しかし、現状はお店の被害や商品の損失なども多大なものがあるというふうにお聞きしています。この問題をどう

考えているのか、お聞かせください。

また、商工業、観光業などへの独自の補助制度、あるいは二重ローン対策など、緊急の施策が必要だと考えますが、どうですか。

2点目に、自動車被害です。今日、至るところで自動車が水没をしています。この我々のいる地域は公共交通機関も少なく、自動車は日常生活に欠かせないものになっているということは言うまでもありません。救援活動に来て被害に遭った職員、消防団員の皆さんは公務災害対応で、また車両保険に加入している方は保険で対応されます。では、そうしたもので措置されない被災者の自動車購入に対する補助制度も私は被災者支援の市独自の施策として検討すべきだと考えますがどうでしょうか。

3点目に、市の施設の復旧の問題です。市の施設の復旧も急がれますが、今回は泗水の図書館についてお尋ねをします。泗水図書館も大きな被害を受け、現在閉館中ではありますが、この間、指定管理者を先頭にボランティアを含めて1日も早い復旧・開館を目指して作業をしておられます。被害のため事務室が使えない、トイレを事務室に改造して、今その作業に当たっておられます。またこの図書館の復旧作業については、全国から本のふきあげも含めた復旧のためにたくさんのタオルが寄せられました。みんな地域の文化施設、地域コミュニティの場である図書館復旧に向けて頑張っています。地元の方々からも1日も早い開館を望む声がたくさん寄せられています。

そこで伺います。図書館再開に向けて行政で努力をしていることは何でしょうか。そして、開館はいつになるのか。

それから、水害ですから水に濡れた書籍はもうなかなか使えない。そこで、図書購入の予算措置はどうなっているのか。今回、いくつか上がっていましたが、それで足りるのかどうか。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

先ほど述べましたように、福祉関係では被災者生活再建支援法、菊池市災害見舞金支給条例と菊池市災害弔慰金の支給に関する条例及び規則で対応しております。災害見舞金支給条例により、店舗につきましては非住家として全壊・半壊について災害見舞金の対象としております。しかし、議員が述べられましたように、被災者生活再建支援、災害援護貸付支援制度は、あくまで住宅を対象としておりまして、店舗被害、商品の損失等に対しましては支援の対象になっておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 東裕人議員の再質問にお答えします。

現在、商工観光課で把握している商工業・観光業等への被害につきましては、事業者110件、事業用資産の被害額1億1,078万2,000円、災害後1カ月の売上高は平均15%の減少となっております。また、これまでのところ被災者からの二重ローンによる経営の逼迫といった相談はあっておりません。被災された事業者への支援といたしましては、菊池市中小企業経営安定資金融資制度による融資が可能となっております。市の融資制度が適用されますと、信用保険料への補助も実施できますので、利子補給と合わせて商工業並びに観光業の災害復旧支援に今後とも努めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、今回の豪雨災害が国が行いますセーフティネットの該当要件と取り扱えるように現在要請をしているところでございます。しかし、豪雨による被災から時が経つにつれて、風評被害により売上げが減少しているという声も聞こえておりますので、今後とも関係機関と連携を取りながら風評被害並びに二重ローンの実態把握に努め、状況に応じた対応策を取ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。東裕人議員の再質問にお答えいたします。

自動車購入に対する補助制度についてお尋ねと思います。今回の豪雨災害では、自動車を初め個人の財産である農地や納屋、農機具、店舗、家電製品など数多くの被害が出ている状況でございます。自動車購入に対する補助制度につきましては、現在のところ難しいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 先ほど東議員への答弁の中で、事業用資産の被害額につきまして1億78万2,000円とお答えしました。被害額は1億1,782万円というところで訂正をさせていただきます。どうも失礼しました。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） おはようございます。教育委員会より東議員の再質問にお答えいたします。

まず、泗水図書館の被災状況について少し触れさせていただきますと、管内全体に20cmほどの浸水を受けまして、電気配線、図書システムサーバー、本棚、図書等が被害を受けております。また、管外に設置しておりました室外機の分にも被害があっております。被災当日であります7月12日に災害に伴う閉館のお知らせを市のホームページに掲載するとともに、閉館の張り紙を張り、市民の方にお知らせをしたところであります。また、被災しました7月12日から数日間は、ただいま議員からもご紹介いただきましたように、指定管理者の本と人とのネット泗水や利用者の方々、本の読み聞かせ団体や学生、近隣自治体、図書館職員など、多数のボランティアの方々に協力をいただきまして、床のカーペットを全てはがし、床の清掃、消毒を行い、使用できなくなったカーペットや書架等の家具類、そして蔵書の廃棄作業を行っております。さらに、全国から多くのタオル等を送っていただきましたので、書架の乾燥などに使用させていただいたところでございます。

被災箇所につきましては、順次復旧工事を行っております。現在までに本棚と図書以外につきましては、ほぼ復旧を終了しております。今後は、現在泗水ホールに搬入しております本棚、図書等の査定を行いまして、再利用ができないものについては、新規物品購入計画に基づき早急に整備をしまいたいと考えております。特に議員がご指摘いただきました図書等につきましては約1万冊近くが被害を受けておりますので、廃棄しましたリストを基に、順次購入していく計画にしております。

このまま順調に復旧計画が進めば、10月の初旬には再開ができるものと考えておまして、教育委員会としましても1日も早い再開を目指して努力しているところでございます。利用者の方には大変ご迷惑をお掛けしておりますけれども、もうしばらくのご辛抱をお願いしたいと思います。

なお、開館の際には、市広報紙、あるいはホームページ及び各公民館図書室を通して市民の皆様へお知らせしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 住宅以外の被害に対する支援の問題では、なかなか現行の制度では、福祉部門では難しいというお話もありましたので、これについては生活再建の名にふさわしい独自の施策をしっかりと考えていただければというふうに思います。

それから、自動車被害の問題は難しいという話もありましたが、これはやはり自動車をなくされた方々からしたら非常に切実な問題で、これも商工とはまた別の二重ローンという話もお聞きしていますので、研究して対応をしていただくように求めたいと思います。

図書館については、もう1日も早く再開できるようにお願いをしたいというふうに思います。

災害問題の最後ですが、災害時の対応の問題で気になる問題について伺います。災害発生直後から災害が起こっても市長も来なかった、泗水出身の職員しか加勢に来なかったという話も聞きました。8月には地元の区長さんから抗議と文書による申し入れがあったという話も聞いています。また、8月の月例会では、同じような趣旨である議員さんが質問をされていました。この問題、実際どうだったのか、お答えいただきたいと思います。私は、災害時の対応は誤解があってはならないし、当然誤解を与えるようなことをしてはならないと考えています。なので、事実は正確に伝える責務が行政にもあると思います。同時に、災害時対応の総括については、マニュアルなどに照らしてどうだったのか、何が十分で何が足りなかったのか、そのマニュアルそのものに不備がなかったのかどうか、それぞれ明確にすべきであると考えています。

そこで、災害時対応についてどのように総括をしているのか、今後どうしようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 東裕人議員の再々質問にお答えいたします。

まず、災害発生からの対応につきまして、時系列にお答えいたします。7月12日の豪雨災害の状況につきましては、0時30分に大雨洪水警報が発令され、職員が災害待機に出動しております。1時43分には、同じく土砂災害危険情報が発令され、2時過ぎからは非常に雨足が強くなり、本庁から災害待機職員を増員するよう各総合支所に指示をしております。ただし、総合支所だけの職員では手薄でございますので、本庁勤務の職員を総合支所に出動するよう派遣したところでございます。また同時に消防団長にも参集していただきまして、2時30分には消防団各方面隊へ市内全域の警戒を指示しているところでございます。このころから、旧菊池市内におきましては浸水情報や土嚢袋を届けてほしいとの電話が相次ぎ、一時担当課の電話回線が不足する状況にも陥っておりました。3時ごろには自主避難情報、道路の崩壊、土砂崩れ等の情報が次々と入ってまいりまして、避難者に避難先を指示しても道路が冠水し自動車が通行不能な状態になる地域も表れ、人命に関わる災

害になる危険性を感じましたので、災害対策本部員を招集し、4時に災害対策本部を設置したところでございます。この時点では、泗水総合支所とか旭志総合支所長は、地元の災害対策で手一杯でございますので、災害対策本部に出席できるような状況でございませんでした。それで現場の指揮を各総合支所長にお任せ、連絡を受けるような状況でございました。このときから市内全域に防災無線による自主避難の呼び掛けを何度も行っているところでございます。災害対策本部では、各総合支所、関係機関、市民からの情報を収集し、ほかの市町村に先駆け市内全小・中学校の臨時休校を決定したところでございます。また4時30分ごろには泗水総合支所から福本二区の避難指示や総合支所の浸水情報の連絡も受けております。このころに市内全域で自主避難されている地域の情報が次々と入ってまいりました。特に旭志地域におきましては、土砂流出による公民館の浸水、市道四季の里高柳線の道路の崩壊、水道の断水、停電などの被害状況のほか、北・南桜ヶ水の住民の方約60名が避難されるなどの情報が入っております。同じく旭志の伊萩区では土砂崩れにより民家が全壊し、2名の方が生き埋めになっておられましたが、消防署や消防団、また警察などの懸命な作業により無事救出されたところでございます。

ほかの関係機関との連携につきましては、本市が災害対策本部を立ち上げたことで、県菊池地域振興局や菊池警察署からも情報収集のために本市に待機させるような状況でございましたし、また国土交通省からも遅れてではございますけれども、本市に参集され、消防団はもとより関係機関との連絡は十分に取れていたと考えているところでございます。

午前9時になりましたら2回目の災害対策本部を開催し、家屋や道路、河川等の被害状況、避難者の状況などをまとめ、断水対策などのライフラインに関する災害復旧について協議を行い、関係部署で調査開始をいたしました。

先ほど申されました市長の視察状況でございますけれども、災害対策本部を設置中ではございましたが、これ以上の被害はないものと判断し、12日と14日の2日にわたり泗水地区と旭志地区の避難者のお見舞いにお伺いしたところでございます。

今回の豪雨災害に対する本市の災害対策マニュアルでございますけれども、マニュアルそのものには特別不備な点はなかったと思います。ただし職員がマニュアルをどれだけ理解していたか、また緊急時にどれだけマニュアルを生かせたか、そういうことに問題があったじゃないかと思えます。

今回の豪雨災害に対します災害対策本部、災害待機班、現地調査班、避難指示及び避難場所またその連絡体制など、こういうのに関しましては職員からアンケート調査を行っております。災害対策本部会議の中で検証会議も実施しております。今

後は、この調査結果を基に菊池市の地域防災計画や災害対策マニュアルの見直しを行うよう、再度検証会議を行いたいと考えております。この中で本庁及び各総合支所の防災対策機能の強化、職員の防災意識の高揚に係る研修会、総合防災訓練、防災マップの見直し、自主防災組織の設立などについて積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） しっかり総括していただきたいと思います。

次に、オスプレイの問題についてお尋ねをします。時間もありませんので、一言伺います。世界一危険と言われる欠陥機オスプレイ配備と低空飛行訓練ルートでの訓練計画問題をめぐって、今、連日のように報道されています。昨日9月9日はオスプレイの配備に反対する沖縄県民大会が開かれ、沖縄の本土復帰後に開かれた米軍基地に関する県民大会では、過去最大規模となる10万1,000人が参加をしたと報じられていました。アメリカ政府が発表した報告書、環境レビューで明らかになったイエロールートと呼ばれる熊本県を通るルートは、大分県から菊池市、阿蘇山頂、山都町、水上村を經由し宮崎に抜けるルートで、年間最大55回を予定している、このように防衛省九州防衛局は県に説明をしています。現在でも本市は米軍機の低空飛行ルート下にあって、2010年5月28日には菊池の住民によって低空飛行をするホームネット戦闘攻撃機がビデオで撮影をされています。撮影された住民の方は、旋回や急降下などを繰り返して、集落が攻撃目標にされているようで怖かったと話していました。それが今回オスプレイが配備されれば、さらに早朝深夜を問わず、高度60mという低空飛行訓練の影響を市民は受けるわけです。

そこでお尋ねします。このオスプレイの危険性については繰り返し、繰り返し報道されていますので、ここでは述べません。今回は、イエロールートの直下の自治体である本市がこの問題をどう認識し、どう対応しているのかについてお聞かせいただきたいと思います。

また、全国知事会は7月19日にオスプレイ配備反対の緊急決議を上げ、蒲島県知事も7月25日に低空飛行訓練に反対を表明しています。市民の命と安全を守る立場から、市長も態度表明をすべきではないですか。

以上、お尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） このオスプレイ問題につきましては、大変マスコミが取り上げ

ておりますように、今後の動向については常に注目をしているところであります。既に岩国基地には12機が搬入されておいて、早ければ来月、10月からは訓練に入るというような情報でございます。そして、今、東議員が述べられましたように、昨日9日には10万人余の皆さん方が、宜野湾市民の方々を中心としてお集まりになられまして、日米両政府に対しまして、この配備計画の断念といたしまししょうか、撤回を決議されるということでございまして、岩国市長もまさにそういった行動を起こされております。大変危機感は大きなうねりに、国民的なうねりになってきているのではないのかなというふうに思っております。たびたび事故が発生しているようでありまして、どういった原因なのか、ただ単なる操作上のミスではないかといった、そんなことで言われておりますが、つい最近におきましては6日の日が確かアメリカのノースカロライナに緊急着陸をして、黒煙を吐きながら着陸したということで、これもまた原因がどうなのかということもあります。あまりにも度重なるこのような不時着等々があつておりますし、墜落があつております。野田総理は、訪問先のロシアにおいて、クリントン国務大臣について、この安全性というものについて非常に何といたしまししょうか、安全性に対する疑念というのは深まっているということを伝えたということをマスコミが報道しておりましたが、私も本当にまさしく門外的な思いを当時は持っておりましたが、日を追うごとに非常に危険性というものを感じるようになってきているのは事実であります。本市の東部が、いわゆる今おっしゃいましたイエロールートということでございまして、現在九州防衛局、県の危機管理防災課からの情報を入手しまして、阿蘇市や山都町、それから水上村など、このイエロールート下にあります市町村と情報の交換を行いまして、先日、県内の平和団体からも本市に対しまして訓練への反対ということを求める要請書が届いております。今述べられました全国知事会につきましても、オスプレイの導入は現状では受け入れがたいということを表明されて、緊急決議がなされているような状況でございますし、政府は現在、4月のモロッコの事故調査を終わって6月のフロリダでの事故調査と、それからまた今度はノースカロライナという、次々に起こってきているんじゃないかなと思います。この既に搬入されております岩国市長や配備予定の沖縄知事は、市民・県民の安心・安全が保証されなければ、これは断固反対ということでございまして、私たち菊池市民はどうするのかと、市長はどう思うんだということではありますが、本市におきましても当然のことながら安心・安全を確実に保証されない限りは反対せざるを得ないところでもあります。今後、政府の動向、それから九州防衛局や県などの情報を収集いたしまして、関係する市町村と一緒に反対に舵を切っていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、最後に新菊池市づくりについてお尋ねします。この新菊池市づくりについては、6月議会で合併検証、庁舎問題、独立問題の3つの角度から質問し、市長の新菊池市づくりの努力方向を伺いました。今回は、合併後8年経った新菊池市が前に進む上でどうしても解決し、乗り越えなければならない問題、今起こっている独立運動と称する運動を中心に、その認識、打開の方向などを伺います。そして、最後に市長の政治姿勢を示していただきたいと考えています。私はこの独立なる声が聞こえ始めた昨年12月議会において、そもそも住民を混乱状態にさらしてしまうようなことが一体議会で可決されるのか、結局これはあり得ない議論、現実的な課題とはなり得ない問題であると述べて、以降これまで独立運動を正面から取り上げてきました。この間の経緯については、3月議会、6月議会で触れましたので詳細については割愛しますが、改めてその出発点と今日の到達点を上げてみると、1月18日の泗水区長会において、元町長、元議員、現職議員らが参加をされ、泗水をよくする会からも、なぜ独立なのか、ここで報告があり、その場で区長会としてよくする会に協力することが確認をされる。そして1月29日に独立を実現する集会が開かれて、そこで配付された趣意書によれば、新庁舎問題を発端に、行政への不信感が募り、将来が危惧されるので、独立のための署名運動を行うというふうに書かれていました。その後、様々な動きがありますが、今日、独立を求める請求書署名運動が取り組まれています。7月10日に泗水ホールで開かれた会の活動報告会において、この署名を今回の9月議会に提出するとされました。そのことは、熊日新聞で大々的に報じられました。しかし、結局、議会運営委員会前日までとする締め切りには提出をされていない。ですから、9月議会で我々も審議することはできない状況にあるのが今日の到達点であります。

そこで、これまでの経過・到達を踏まえ、何が問題なのか、以下いくつか私が考えていることを示した上で、市長の認識を伺います。1点目に、その出発点であります。先に述べた1月18日の区長会に参加されたある議員さんが、庁舎問題でだまされた、信頼関係はもうない、だから独立をと言っていたように、新庁舎問題、庁舎の位置の問題が発端であることは誰の目からも明らかであり、ここから独立運動が事実上スタートをする。そして、議会も市長も執行部もうそばかり、話を聞くつもりもないと議論を拒み続けながら一方的に対立をあおり続ける、こうしたものに私は同調できません。さらに、独立の理由として配付された文書には、市長や議会のみならず、旧菊池市民までも批判の対象として上げていますが、これは許されるものではありません。また、私が手に入れた内部資料によれば、元町長を初め、

地域審議会会長、元市役所幹部、現職・元職の議員、区長会長などなど、町の有力者と言われる方々が役員として名を連ねて、こぞって行政不信や対立をあおり続ける、これでは收拾がつかなくなりつつある今日の状況は当然です。1月29日のよくする会の集会で、大学教授の方が恨み辛みではだめですよと言っていました、結局半年経って憎しみや対立が増幅されただけであります。この問題、一部に今後市民の対立や合併後統一した団体の分裂が起こっていいのかとの問いに、構わない、あとは知ったことか、亀裂は深まるどころまで深めないと、そういった声があります。そうした、後は野となれというような考えであおる運動に、私は住民の将来を託すわけにはいかないと考えています。市長はどう考えますか。

2点目に、住民の民意についてです。合併前、合併を望まない住民もたくさんいました。しかし、その声を聞かず、国が進める平成の大合併を押し進めた執行部や議会が、今度は独立を望まない住民の声を聞かずに運動を進めるのは二重の誤りだと思います。異論を排除し、一方的な情報で憎しみや対立をあおり立てて示された民意も、それも確かに民意であります。しかし、その反対の声も当然民意です。先の6月議会では、独立を望まない陳情が全会一致で採択もされました。一体これをどうするのか。また、住民投票条例など、民意を図る物さしがない中で、分離独立の結論だけを押しつけるやり方では、私は到底理解は得られない、なかなか難しいと考えています。合併して8年目、新菊池市において旧泗水地域をどうよくするのか、そのために何が必要か、前向きの議論を起こすことが、いろいろありながらも合併を進めた旧自治体の執行部、議会の責任であると思います。その立場で、旭志や七城の議員も活動していると聞きました。

以上、独立の運動の問題についてまだまだありますが、市長はどう考えておられますか。

それから、地域審議会の問題です。泗水地域審議会が8月28日の審議会において、審議拒否を行った、このことが熊本日日新聞で報道をされました。7月3日に続き二度目の審議拒否という事態が起こっています。地域審議会は、旧合併特例法第5条の4で、その役割を合併市町村の長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき、合併市町村の長に意見を述べることとしています。二度にわたる審議拒否は、この審議会が独立運動を契機に機能不全に陥っていることの現れであると考えます。委員の皆さんも混乱しているのではないかと思います。では、市長の諮問機関が機能不全に陥っているときに市長はどうしますか。解散するのか、委員差し替えするのか、何なのか、事態打開の考えを示していただきたいと思います。

それから、今後の問題についてお尋ねをします。今回のように、庁舎の位置の問題、いろんな問題で政策選択や政策決定の問題で民意が問われた場合、憎しみや対

立をあおるのではなく、直接民主主義の制度として保証されている住民投票などすべきであると考えます。これは、今まで主張してきたことですが、市長はそうした住民投票条例など制定する考えはありませんか。

以上、お尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

泗水をよくする会の分離独立の運動というものが始まったこと、また市が初めてそのことを知り得ましたのは本年の1月19日の新聞報道によるものでございました。当時の新聞では、合併時に確認をした新庁舎の建設方針を市が変更したことなどに反発をして、一緒にやっっていく信頼関係がなくなると、損なわれたと、そういったことを理由とされまして運動が始まったということだと思えます。また1月29日に、その後、決起集会なるものが開催されたようでございまして、その運動の趣意書を見えますと、首長、市長独自の判断で一方的に庁舎の位置を現在地としたことに対する行政への不信感が募ると、確認事項であった花房台のD地区からの現庁舎の耐震リニューアル増築という形に変わっていることに対しまして、行政への不信感が募るばかりであると報道されておりました。このことにつきましては、最初に報道をされました1月19日に泗水地区の区長会長さんに面談をいたしまして、報道の内容の確認と、それから泗水地区区長会へこのことについて説明会の申し入れを行ったところでありまして、これはお断りをなされました。また、泗水をよくする会の会長宅にも正副議長さんと同時に訪問いたしまして、同伴いたしまして、私もしたんですが、その説明を聞いていただきたいという申し入れを行いました。いわゆる首長の独自判断ではなくて、提案者として提案をし、それで議会の同意を得て方向性を決めて変更になっているということを申し上げたかった、説明をしたかったわけでありまして。しかしながら、私どもはということで会長が言われるのは泗水町の独立を要望するという会ですと。今さらに新庁舎の建設問題の説明を受けてもう意味がないということをおっしゃって、そのことを理由として議会の正副議長と同行いたしましたけれども、執行部の申し入れも含めてお断りになったということでございます。このことについては、2回ほどそういったことを繰り返させていただきました。庁舎建設については、ご承知のとおり議員全員で組織をいたします議会審議会や、また庁舎等の検討特別委員会におきましては8回ほど都合開催をしていただきまして、慎重に審議され、議論された結果、全会一致を持ちまして凍結を解除して合併特例債の適用範囲内においてこれを活用して庁舎整備を行うようにということで、私のほうに正副議長さんのほうが代表で申し入れがござい

ました。それを受けまして、私のほうも執行部としての熟慮を重ねた上で凍結を解除して検討することといたしたわけであります。検討を行うために、旧4市町村ごとに設置してあります地区住民を代表する地域審議会、また区長会などへの報告と説明を行いまして、意見などを伺ってまいったところであります。その意見などを議会へ逐一報告をいたしまして、議員の皆様方からも意見を承ったところがございます。このような経緯を経て、最終的に整備方針を判断して議会にお諮り、承認をいただいておりますので、決して首長、市長の独自の判断により一方的に庁舎建設を変更してしまったということではないということをご理解願うものであります。

今後におきましては、分離分庁独立運動の状況というものを見守りながら対応していきますとともに、引き続きご理解をいただくように丁寧な説明を行っていかねばならないと、このように考えております。

次に、泗水地区の地域審議会の状況としましては、本年度第1回目の審議会を7月3日に開催をいたしました。が、庁舎整備については泗水地区住民の方々の意見を聞いた上でということで議題には載ってあったんですが、その議案になったときに、これは説明を受けないということで一時保留させていただきたいということで説明ができませんでした。その後、地域審議会の会長と相談の上に、既に一月も経過しているということで、この8月28日の開催ということで説明させていただくこととなったわけですが、前日になって、27日に急遽、会長ほか2名の役員の方々がお見えになりまして、地域審議会は28日に予定どおり開催するが、庁舎等整備についてというものについては議題には出しませんということで、議題としませんと、こういった申し入れがありました。その理由としては、泗水地区の地域審議会の委員の15名中11名の参加があつて、8月21日に事前の勉強会のために参集したときの皆さん方の考えとして、合併特例債がもう5年延長されたわけだから、時間的に余裕があるので、花房台地から現在地が変わる理由と、本庁方式になったときの支所の取り扱いとかといった、そんなことについて市が住民説明会を開いて、そして意見を聞いた後でないと庁舎等の整備について泗水地区地域審議会としては審議をしないということでございました。庁舎等整備の進め方といたしましては、市議会へ検討内容の報告を行いまして、その後、4地区の地域審議会や区長会への説明、それから意見聴取を経て、その意見等を市議会へ報告して議員の皆さんの意見を伺った後に総合的に判断した結果を市議会へ提案し承認、そして議決を経て次の段階への進めてまいったところであります。

以上のようなことを、手順を踏みながら進めてまいった、その経緯の詳細ということを再度説明する必要があると考えまして、8月28日に申し上げたところではございます。

また、住民説明会の開催については、これまでの経緯を申し上げましたように、現時点ではこれまでやってまいりました説明会につきまして、これ以上に現時点で考えていないということで、それであればまたほかの地区の地域審議会、また議会への報告内容と全く違った状況になってしまうということもあって、以上のようなことで地域審議会の状況ではありますが、議員が言われますように、これは差し替えだとか、あるいはまたこの地域審議会を解散するのかといったお話やに承りましたが、これにつきましては、今後につきましては、引き続き現在の状況で何とか皆さん方にご理解をいただきたいと、繰り返し、繰り返し同じ言葉を申し上げておりますが、ご理解をいただくように説明に努めながら、庁舎等の整備の基本構想・基本計画の策定作業を進めていきたいと、このように考えております。しかし、これも時間的な制約がありますので、ある時期になりましたらといいますか、やはりご理解いただけないでも進まなければいけないし、できるだけひとつご理解いただくように進めていきたいと思っております。地域審議会は4つの地区の構成にもなっておりますし、また区長会もありますし、もちろん当然議会の承認をいただかなければなりませんので、いろんな状況というものを判断しながら進めていかざるを得ない状況もご理解いただきたいということを泗水地域審議会にも申し上げてきたところであります。我々の意思というのを、それじゃ横に置いたまま勝手に進めていくのかといったご意見もありましたけれども、そうせざるを得ない状況にならないようにご理解をいただきたいし、そうせざるを得ない状況がないとは言えないということでご理解いただきたいということを申し上げてきました。

次に、住民投票条例の制定についてということの質問であります。一般的な条例の制定には、一つ目には市長が提案する条例の制定、また二つ目には議員提案によりますもの、また三つ目としては住民による直接請求ということで3つの住民投票条例の請求が、提案があるということ、三通りがあるということであります。私としましては、今までの議会の中で合併してまだ間もない状況の中で、それだけ合併の大きな思いを持って合併したのでありますので、ここでいとも簡単に住民投票をやったんでは合併の意義が崩れてしまう。また、やっとなバリアが取れてきて、お互い菊池市民として誇りを持って頑張っていたというところからして、全てのあらゆる組織についても合併の難局を乗り越えて合併してきているという、そういった思いの中で、今混乱を来すような住民投票は避けるべきだということをごらなさい。これまで東議員の数次にわたります質問にもお答えしたかと思っております。今後民意に従って判断する必要というのが出てきたならばということも申し上げたと思っておりますが、どうしてもやはりその必要性があるというような判断に立った場合には、やっぱりその時点でやるかやらないかの判断というものを皆様方とも相談も申し上げ

げまして、判断・決断をしていかなければならないということもあろうかなと思います。極力住民のお互いが二つに割れていく、三つに割れていく、そういうことにならないようにしていかなければならないということで、最大限の努力をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 最後に市長にお尋ねをします。

これまで合併当初からの市長としての責任について、私は機会あるごとに市長の政治姿勢を問うてきました。独立問題、新庁舎問題、産廃、RDF、経済対策、暮らし、福祉などなど、8年経って、まだまだ問題山積しています。これらをどうしますか。この機会に市長が政治家としての責任をどう考えているのか、お聞きします。世間一般に政治家の責任の取り方としては、責任を取って辞めるか、責任を取って必ず解決するかであります。市長はどっちですか。奇しくも来年は市長選が戦われます。市民の注目、関心も来年の市長選に向き始めています。市長の政治姿勢や責任について、来年どうするか含めて、この際明言すべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市長の政治家としての責任をどう考えているのかというお尋ねでございます。一般論としてはというお話でございましたが、私も一般論的な立場においてお答えをさせていただきたいと思います。選挙によって選ばれた市長というもの、あるいは政治家というものは、特に市長であれば市政の運営から、この市民に委ねられて負託されたわけでありますが、選挙という手段を通して市民が求めるような将来像、将来のまちの姿、それと同時に自らが首長として思い描くまちづくりというもの、そのことについて整合性というものを保ちながらも一定の方向性、将来のあるべき姿というものを思い描き、そしてその実現のためにこの市政を担当していくわけでありますがこれは有権者市民への公約という形でなるわけでありまして、そして、具体的にはローカルマニフェストとして、この4年間の任期をいただいたならば、どのようなまちづくりを進めていきますと、目標と目的を定めながら進めていきますということを約束するわけでありまして。

そういった中で、4年間の任期内に到達できるものもあれば、また4年間の任期で到達できないものもあります。合併新市の、特に総合計画、あるいは新市建設計画等々に関連いたしますと、10年間という一つの区切りの中で計画をされていますから、4年間の任期で到達できないものがあります。大変息の長い、そういった

期間を必要とするものなど、首長の任期を遙かに超えるものもあって、結果を見ずして首長の座を離れると、1期で辞めてしまった、あるいは退陣されたとかいった事例は数多くあると思います。公約の実現そのものが、あるいはこのマニフェストによって有権者の指示を得たという、そのことについての約束を実行していくということが政治家の責任だろうと。その中で、今、ご指摘になりましたように大きな話題、問題、課題というものを抱えておりますから、それについてどうするのかということだろうと思います。公約の実現には、今申し上げますように大変な時間と労力を要し、財源を要します。そのために、着実に、具体的にマニフェストの中において財政財源の裏付けを持った事柄を約束しなければならんということでもあります。計画の変更によって年数を4年でできないものは5年、10年でできないものは11年、12年になるということも、これはあるだろうと思います。要は住民への公約というものが最大限の首長、政治家に与えられた責任だろうと思います。その責任を果たしていかなければならないと思っております。解散期を翌年に向かえますが、ご指摘のとおり、独立分庁問題、新庁舎の問題、産廃の問題、RDFの問題などなど、本当に山積する問題は、課題はたくさんございます。この課題についてどう取り組んでいくかということ。そして、このことについて解決をするまで責任を持って任期を努めなさいというご指摘かとも思いますし、またそのこと目的が達成できないのであれば、もう投げ出して責任を取って辞めた方がいいんじゃないかというようなお話でございまして、何かについてつまずいたときに投げ出して辞めてよければ、本当に勝手なことでありますけれども、私の背景には、やっぱりその思い・心を持って、そして選んでいただいた有権者の方々が多数おられると。そして、立場が違った方々もおられたけれども、やっぱり全市民の5万有余の市民の皆様方の思いというものを必ずいろんな諸課題は解決するというのが任期、与えられた任期内における私の仕事であろうと思います。解決のこの問題については、それじゃどうしていくのかといった場合に、解決の糸口というのが全く見えない状況ではなくて、糸口が随分と見えてきたという思いでございます。議員の皆様におかれましても、ぜひひとつ、限られたあとの私の任期であります。市民の立場において、何が是か非かという立場において、大局的見知でひとつご審議をいただきまして、また私の責任ある、長としての責任が果たせますように、ご協力とご理解も併せてお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君）　ここで、暫時休憩します。

○
休憩　午前11時22分

開議　午後　零時57分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） これより一般質問をいたします。

最初に、厳しい社会情勢における本市所管の職場実態についてお伺いをいたします。ある調査では、精神疾患で長期の休みを取った地方公務員の数が10年前の4倍に増えているといます。背景には、公務員に対する市民の目が厳しくなったこと、合併や行革による人員削減で業務量が増加、高度化したこと、異動・配置転換が多いこと、公務員の仕事のバックボーンである公僕になじみにくい人事評価制度の導入が進んだこと等々、労働密度の高まりやそれによる人間関係の劣化等、職場環境が相当に変化していることは想像に難くありません。実は、今年度になって一般職員からと管理職から数回にわたり同じ内容のご相談がありました。その内容というのは、市職員の中でメンタル疾患が急増していますと。本人たちの不安や苦しみは言うまでもないことですが、それと同時に、空白となったその部署の多忙化も問題です。その意味で、メンタル疾患は再生産されているし、予備軍は相当数いると思われますと。この悪循環を根本的に断ち切らなければ、行政サービスは下がる一方ではないかと心配ですというものでした。かねてよりそういう情報はキャッチしていましたが、実際状況の確認もしてきましたが、改めて心ある管理職や職員一人一人の良心や善意で解決できる問題ではないことを痛感しました。

このような実態は、同じ地方公務員である学校現場からも報告されていますので、答弁は市長部局、教育長部局、該当する部分を双方からお願いしたいと思います。

まず、メンタル疾患が増加している実態が歴史的・数値的に把握されているかということ。当事者へどう働きかけをしているかということ。それと、合併の前後ではどうであるかということ。それから、休職中の空白をどうフォローしているかということ。それから、職場復帰の体制をどう整えているかどうかということについて、これを1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 怒留湯議員のご質問にお答えいたします。

職員のメンタル疾患につきましては、事前に職員個人からや所属長から相談があったケース等により把握に努めているところでございます。しかしながら、それぞれの所属においても、突然メンタル疾患による病気休暇届が提出されることもあり、予備軍をも含めますと十分な把握ができていないのが現状で、その対応に苦慮して

いるところでございます。合併前における旧市町村でのメンタル疾患の状況につきましては、具体的な数の把握ができておりませんので、比較が難しいところでございますが、昨今の公務員を取り巻く環境は、業務量の増加や職員数の削減などますます厳しさを増し、精神的な負担も大きくなってきていることなどから、その対象者も増加しているものと認識しております。病気休暇者や退職者など、当事者への対応につきましては、所属課により病状や日常生活の状況を本人に確認を行いながら、総務課でも必要に応じて本人や主治医との面談を実施し、状況の把握を行っているところでございます。

また、当事者の職場復帰に当たっては具体的なプログラム等は現在のところ策定しておりませんが、状況に応じて試し出勤等を実施するなど、復帰しやすいような配慮を行っているところでございます。

一方、病気休暇者や退職者の発生による欠員の対応につきましては、所属課にてその担当事務を分担し対処している状況であり、非常に苦慮しているのが現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 教育委員会からは学校の状況についてお答えいたします。

学校現場では、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導実施要綱を制定し、タイムカードによる労働時間の把握と長時間労働の実態について、毎月の報告書で把握をしております。併せて、タイムレコーダーの確認だけに頼らずに、学校訪問を初め校長ヒアリング等による聞き取りなどして実態の把握に努めているところでございます。5日以上の私傷病休暇取得者につきましては、教育委員会の承認が必要となることから、教職員の健康状態の把握もその都度行っているところであります。毎月の報告書では、超過勤務時間が法令で定める時間を超えた場合、また、本人が希望した場合に産業医による医師の面談を受けるように指導しており、平成23年度は1名の教職員に対して面談を実施しているところであります。長期私傷病休暇取得者について、毎月県で実施しております健康審査会において、診断書等を基に審査され退職の決定を行っており、さらに退職中についても3カ月ごとに医師による状況通知書の提出をいただいた上で、校長聞き取り等で退職期間の状況把握に努めているところであります。

また、学校現場の退職職員の補充につきましては、県の臨時採用教職員で対応をし、職場復帰については特にメンタル疾患の場合は退職期間中に本人及び医師の診断に併せて、県の健康審査会の決定を受けて、4週間の復職訓練を実施しており、

復職訓練結果と主治医の診断結果から県の健康審査会において復職の決定を行っているところでもあります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 市役所のほうでは実態の把握に非常に苦慮していると。

しかし、対象者が増加しているという認識があると。それから、欠員の補充にも苦慮していると。非常に認識はしているけれども対応に苦慮しているという課題が示されたと思うんですね。今、おっしゃいました認識と、その苦慮しているということについては、それはとりもなおさず課題だと思しますので、ぜひその課題を精査して今後に活かしていただきたいということをご答弁については求めておきたいと思えます。

学校現場については、かなりそのタイムレコーダーが入ったことによって進展をいたしました。一つ課題なのは、労安体制が、形はあっても人数の制限等があった、労働安全衛生委員会というのが十分機能してない状況であるということであろうかと思えますので、ご答弁に対してはその辺をもう一度きっちり対応していただくことを求めておきたいと思えます。

ここに一つのデータがあるんですね。私の聞き取りと調査によるものなんですけれども、これは市役所の場合ですね、本年度業務量が増えたかという問いに対して、少し増えた、増えた、かなり増えたというのが全体の45.8%、残業をしているかという問いに対して、土日、毎日、週3回の残業が22.4%、週1回時期的なものが2.5%、残業の内容として、業務増のためが11.7%、通常の業務がやっばりできないと、時間内に。その延長が34.1%、その他、イベント、きのうレガッタ大会がありました。ああいうイベントのための準備で19.5%、時間外は、午後8時までが21.5%、9時までが13.7%、10時まで、10時以降というのが4%ぐらいありますね。残業費については、なかなか請求がされてないようで、上司承認のみの請求というのが21%、全く請求してないというのが10.7%、サービス残業もかなりあるということのようですね。残業した日の次の日の体調について問うたものに対しては、かなりきつい、それからきつい、それからたまにきついが合わせて56.6%ある。これらは、メンタル疾患の予備軍を連想させる数字ですよ。もう一つですね、その数字を裏打ちするような現場の声としていろいろあるんですが、いくつかご紹介しますと、早期退職者や休職中の職員の数を考えると、それ以上の人員を現場に確保してもらわなければ、計画以上の現場の人員の削減となって職場環境が悪化すると、早急な人の確保をお願いしたいというものがあ

した。それから、人手を十分に整えていただくことによって、本来の業務が十分達せられるようにしてほしいというのがありました。それから、人事評価の考察が行われていないと。昇格基準に不平等を感じるというものもありました。それからもう一つですね、上司がリーダーシップを発揮して、残業対策、それからクレーマー対策、今、クレーマーが横断的にどこにもいらっしゃっているという、私も目撃いたしましたが、あるときですね、クレーマーという呼び方をしていますが、大きな声で、延々と一人の職員をかかざらわしているという状況があって、これは非常に精神的な圧力にもなりますし、苦痛にもなりますし、そういう場合については、本来の業務をきちんとこうしていただくような環境を整えるという意味でも、上司が折を見て、そのクレーマー対策をしてほしいということもありましたので、これは当然のことと思われまますのでご紹介をしておきます。今、数値とか声を紹介いたしましたけれども、こういうデータを人事管理者においてはしっかり受け止めて、今後のその改善に生かしていただきたいということをご答弁に対して求めておきたいと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

そういう中で、依然として公務員バッシングは続いていますね。しかし、ILOの産業別就業者数データにおれば、そもそも我が国は公務員の数が少ない国であって、先進国に比べれば最下位であるということがわかります。国際的に見れば、日本の公務員数は少なく、人口1,000人当たり国際的平均としては80人程度なのに、日本はその半分に留まっているということ。近年、行政の無駄がマスコミ等で取り上げられて、行政改革における職員削減が自治体の大きな課題のように叫ばれていますけれども、国際的なデータからすると、地方公務員の数は決して多くないということをおたちは知るべきではないでしょうか。むしろ市民の暮らしに最も近い地方公務員を闇雲に削減することは、つまりは行政の不足、行政の空白を来して、それゆえに市民が不幸になる可能性も大きいと言えないでしょうか。行政の不足の一つのご紹介をしたいと思っておりますけれども、ある方がそのご家族とともに特別養護老人ホームにご高齢のお父様を入れることを切望されておりましたが、それがかなわずに、ある私立のホームに入居されました。ところが、ある日その方のご長男から父の左足が大腿から鬱血して一晩のうちに真っ黒になって切断しなければならなくなったという電話が飛び込んできたんですね。手術は行われて、当分の間の一命は取り留められましたけれども、帰ってくるころはそのホームしかないので、なぜ一晩でそういうことになったのかを聞くのもためられました。私もご家族の意思を尊重しながら推移を見守ったわけですけれども、本市の担当部署も私立であることから慎重な姿勢を取らざるを得ずに、原因はわからずじまいにその方は先般お亡くなりになりました。この事例から見ても、公務員の数を減らした方がいいのか、

あるいは公務員がもっとそうした業務を自ら行ったがよいのか、つくづく考えさせられます。人員削減が進む中で、地方公務員の現場では何が起きているのか、本市の状況をさらにお聞きします。

一つは、メンタル疾患予防の法律として、労働安全衛生法がありますね。これについて、労安体制について。それから、人事評価制度について、それから機構の見直しが行われましたが、今日の状況について。それから、産業医のつなぎについては、1回目のご質問でお答えをいただいたようですね。これについては結構です、ここではね。それから、管理職経由ではなくて、職員への直接的アプローチがとても大事だと思うんですね。直接聞いていただくということ。このことについてはどのように取り組まれているか。それから、セクハラ・パワハラが問題になっていますが、学校現場でも先般問題になりましたが、これはなかなかその微妙な問題で当事者が声を上げられないについては、職員のその当事者の生の声を把握するためにいろんな手法が講じられなければならないと思いますが、これについては何かご計画がおありですか。それから、異動調書、これは自己申告と呼んでいるんですか。自己申告については十分な配慮がなされているかどうか。以上について、これを2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

職員の安全及び健康の確保につきましては、保健師や職員労働組合の代表及び産業医等で構成している衛生委員会を中心に活動を行っているところでございます。本年度は、昨年度に引き続き職場巡視やメンタルヘルスセミナー等の実施を予定しており、取り組み内容をさらに充実させながら、職員の安全管理や健康管理に努めてまいりたいと考えております。

人事評価制度につきましては、昨年度から本格的運用を行っているところでございますが、制度的に煩雑であることなどから、本年度に各部、総合支所、職員労働組合から選任されました委員により構成する人事評価制度検討委員会を立ち上げ、内容の見直しを進めているところでございます。

また、併せて職員を対象とした評価スキルの研修も実施したところでございます。この人事評価制度につきましては、様々なご意見がございしますが、職員個人の能力を高めるとともに、組織のパフォーマンス向上に必要不可欠なものでございます。

また、上司が部下との面談を実施して意見交換等を行うことにより、職員が抱えている悩み等についても把握ができるものと考えておりますので、今後も改善を図りながら、より充実した制度構築を進めてまいりたいと考えております。

職員個人へのアプローチにつきましては、全ての職員と直接接するという事は、お互い時間的にも厳しいものがございます。また、若手の職員からすると、総務課へ直接相談をすることは、なかなかしづらいところがあるかと思われまので、総務課としてもこちらの方から努めて声掛けを行うように心掛けているところでございます。

一方、職員労働組合だったら相談しやすいといった意見も聞かれますので、お互い連携して少しでも多くの声を拾い集めながら、よりよい職場環境の構築に努めてまいりたいと考えております。

また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントにつきましても、直接声に出して訴えることは勇気がいることでございますので、職員からの声を拾い上げることができるようアンケート調査を実施したいと考えております。

そのほか、自己申告書につきましては、毎年職員個人から出していただいております異動希望など、全ての要望を反映することは難しいところがございます。また組織機構の見直しにつきましても同様でございますが、今後改善できる点は見直しを進めながら、職員のモチベーションを高めることのできるような組織体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど課題としてご指摘をいただきました残業、時間外、休日出勤等、それとクレーマー対策等もございますけれども、クレーマー対策等につきましても、もう数カ月前でございますけど、庁議の中におきましていろんな、来られるは毎日来られるというか、そういう事例もございましたので、いろんな電話でもそこでおっしゃったこと、いろいろとちょっと攻撃的な意見もございますけれども、そういう部分につきましてもそれぞれの各部・各課を通してメモして記録に残してもらうようお願いしているところでございます。

全てにおきましてお話がありました数字等もございましたけれども、大切なものはずっと変わらないと思いますので、その分は十分こちらも心掛けて努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 学校関係の労働安全体制については、法令に基づいた衛生推進者の設置を行いまして、衛生推進者や校長を含む指導者を対象とした衛生推進者研修を実施いたしております。先ほど申し上げましたけれども、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導実施要綱に基づき、面談を希望された教職員につきましては教育委員会で産業医との面談を実施しているところでございますけれども、

いろいろな悩みが寄せられます。教職員が直接に教育委員会に相談される場合もございます。そういう場合には、教育長とか、あるいは教育審議員が対応しているところがございます。また、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントにつきましては、勤務条件等に関する調査を毎年実施しております。相談窓口担当者に教頭や養護教諭を任命し、相談室を保健室等に設置し取り組んでいるところであります。そのほか、県においては特定社会保険労務士を外部相談者とする無料相談も実施されております。

最後に、教職員の異動調書ということですが、これにつきましては校長を通じて教育長が管理し、できる限り異動希望に添った形で対応しているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 双方からかなり誠実なお答えだったと思いますが、双方に共通して言えることは、非常に不十分だけれども、改善を求めて進めていくという姿勢は認められたと思いますので、一朝一夕に改善はできないと思いますが、ぜひその方向を両者追求していただきたいと思います。

役所のほうの労安体制については、体制はあるんだけど、その労働安全委員会というのがなかなかその回数が少ないとか、開かれる回数が少ないということで、十分機能するに至ってないということではないかと思うんですよ。この回数をきちんと保証していただくということが肝心じゃないかというふうに思います。

それから人事評価制度については、慎重に執行機関もここは延ばしてもらいましたよね、慎重に取り組んでもらいましたが、いざ本格的に導入してみると、さらに問題が明らかになったということであるようですので、今おっしゃいましたような角度から精査を進めていただきたいということをご答弁に対しては求めておきたいと思います。

それから、この通告を出した後に、ある職員の方とすれ違ったときに呼び止められて、メンタル疾患については非常に自分も心配していると。個人情報の保護ということもあるけれども、自分としてはそういう方々に自分の経験を話したり、そういう人たち同士の勉強会をしたりということをやりたいと。セミナーを開いたり、専門家の話を聞いたりするのも大事だけれども、そういう角度からのその交流と言いましょかね、その辺も必要だとおっしゃっていらっしゃいましたので、ぜひ部長のご計画の中に入れておいていただければありがたいと思います。

ずっと述べてきましたように、地方公務員のメンタルヘルスの問題は深刻化して

いるということについては、役所のほうも学校の方もご認識を十分していただいていると思います。職員数は減っているのに罹患者の数は増え続けているということですよね。社会経済性生産性本部が実態アンケートを行っていますが、職場環境の変化は明らかであって、それによればですね、一人に係る仕事量が増えて、チームワークによる仕事が減り、労働者がばらばらにされてぎすぎす感が蔓延していると分析していますね。また別の調査によると、これもこの市と重なると思うんですけども、特に税金の徴収窓口などは一人が受け持つケースが非常に増えたと。税の滞納者の状況を把握しながら対応できていたものが、最近では事務的にこなさざるを得ないので、住民との衝突が起こりやすくなったと。住民のためにまじめに働こうとする人ほど精神的に倒れてしまうという回答も寄せられています。本当に本市の実態と重なると思うんですけども、このように人員削減による影響や業務の高度化に起因するメンタル不調、過労死、過労自死は増加の一途をたどっている現実に照らして、地方公務員災害補償基金は、精神疾患認定基準の改定を行いましたね。そして、精神疾患等の公務災害の認定について改訂版、ほかの諸通知を出しています。そこで、こういった法の周知、こういう救済の方法もあるということ職員の方に周知しているのか。それによる改善救済の事例があるのか。それから、メンタル疾患を予防することについては労安法などもありますけれども、職場環境も非常に大事ですよね。今、新庁舎がデザインされていますが、職員のための休憩室と相談室とか会議室などは用意されるのか。そのために何が必要か。職員代表と協議する用意はあるのか。そして、私はやっぱりこれ以上見て職員を減らせないというふうに思うんですけども、ご方針を伺って最後の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 精神疾患等の公務災害の認定につきましては、地方公務員災害補償法に基づくもので、公務が原因で精神疾患を発症したとして公務災害認定請求のあった事案について、要因を満たして発症した場合に該当するものでございます。また、公務災害として認められますと、療養補償や休業補償などを受けることができるものです。本市では、今までのところ認定請求まで至ったケースはございませんが、まず、そのようなことがないように、事態が発生しないように配慮していきたいと思っております。

今後、職員のメンタル面にも十分考慮しながら、よりよい職場環境の整備や人事管理に努めてまいりたいと考えております。

本市職員がメンタルヘルス疾患から病状が改善し、職場復帰できたケースにつきましては、具体的な数の報告は差し控えさせていただきますが、数件ございます。

一方で長期間の休職が必要な職員やよくなったり悪くなったりを繰り返す職員がいることも現実でございます。職場施設の整備につきましては、現在の本庁舎では会議室や相談室、休憩室等も十分ではないところもございますので、今後の庁舎の整備に当たって、必要と思われるものにつきましては可能な限り設置できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、実施設計段階においては、担当課職員等の意見を十分に聞きながら進めてまいりたいと考えております。

今後の職員数につきましては、今後の退職予定者数等を踏まえながら適正な職員数を確保するとともに、適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 県費教職員の公務災害の申請及び認定につきましては、最終的には県の所管となりますので、ここでは答弁を差し控えさせていただきますけれども、ご了承いただきたいと思います。

また職員代表との協議につきましては、定期的に年3回実施しております。そのほかにも必要に応じまして、随時話し合いをもって改善には努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○14番（怒留湯健蓉さん） すみません、この補償基金の制度改定などについて、周知は、先生が知らなかったんですね。周知はどうか。こういう方法もあるんだということ。

○教育部長（原 誠也君） 周知は全てしております。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まずもって、教育委員会としましては、まず先生たちの健康を確保するということは、これは直接的に子どもに関わる問題でもあります。また、大変重要なことと認識をいたしております。先ほど部長が答弁しましたとおり、学校現場におけますこの県費の教職員の健康状態、あるいはセクハラ、パワハラといったハラスメントにつきましても、県の指導方針に従って教育委員会といたしましてもしっかりと対応してまいりたいと思います。

議員ご指摘のとおり、報告書だけに頼らず、いろいろな学校訪問での場、あるいは年数回ございます校長ヒアリング、そういうものを通して、教職員の思いを受け、成果に結びつく取り組みに努めてまいりたいと考えております。しかし、な

かなか管理職に相談できないといったような雰囲気も学校によってはあるんじゃないかなと思いますので、いろいろな場を利用いたしまして、管理職には先生方が自由に、気楽に相談できるような雰囲気づくりをまず努めてほしいということを訴えながら、今後とも先生方の悩み等についてももしあれば、私も真摯に受け止めて、一緒に相談して、解決に向けて取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 少子高齢化や高度情報化など、近年の社会構造が大変著しく変化していくとともに、地方公務員を取り巻く環境が大変複雑多様化する一方でございます。また、それに伴う地方分権の推進、行政改革によります職員数の削減など、地方公務員に求められる能力とか、あるいは責任というのは大変高まってきているところであります。そういった様々な要因によりまして、ご指摘のメンタル面の不調を訴えて療養を必要とする職員の数というものは全国的に見ても大変増加しております。本市も例外ではないと、このように認識をいたしております。もちろんメンタル疾患の要因全てが職場環境によるものばかりではないと思いますが、大きな要因の一つになっていることは事実であると考えております。本市におきましても重要な、大変重要な問題であるこのように認識をしておりまして、何より職員の健康の増進を図っていくことは、事業所であります市役所の基本的な責務であると、このように考えております。また、職員が生活する時間の多くを過ごす職場でのストレス等の要因は、職員自らの力だけでは取り省くことが大変困難な場合が多いことから、市が主体となってメンタルヘルス対策の推進、そして安心して働くことのできるような、そういった職場環境の整備を進めていく必要があると、このように考えております。職員は一人一人が家庭においても大変大事な役割を担っておりますし、また市の財産でもあるわけでありまして。その能力をいかんなく発揮していただくことが市の発展につながっていくものでございます。そういった考えの下に、今後も職員の安全はもちろんのこと、健康管理、そして心の健康づくりにも、ぜひ積極的に取り組んで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 政策推進の担い手ですので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、学校給食のセンター化に伴うリスクについて伺います。O-157、腸管出血性大腸菌ですね、による児童生徒に係る食中毒事件としては、平成2年10月に埼玉県浦和市の私立幼稚園で起きています。これは総患者数が319人で、園児が149人、職員3人、園児の家族122人、その他45人、そのうち園児2名が死亡しています。また平成8年7月に発生した堺市のO-157食中毒事件は、市内小学校92校中42校から9,492名の集団発生があり、入院感者も200名を超え121名がHUS、溶血性尿毒症行群を発症して、そのうち3名の児童が死亡しています。その後は、防疫、殺菌の技術が向上したとはいえ、今日的な私たちの食の環境は新型のウイルス、または耐性を高めた従来のウイルスによる危機、加えて食品中の化学物質、それから新しい食品の開発による未知の部分、また国際的な食品流通による防疫体制の不備等々、新たな食中毒対策が今までにない高い水準で求められています。そのような状況下、今般示された旧菊池市の学校給食のセンター化について、改めて新たな疑問と不安を禁じ得ません。学校給食が自校方式からセンター化することについては、これまでも本議会の中で、子育て中の若い同僚議員がたびたび交代する側面、リスクが増大する側面が指摘され、見直しが求められてきました。また、自校方式を守ってという数回にわたる歴史的な運動を振り替えるとき、なぜその時々々の約束が考慮されず、今般の形態が最終案として出てきたのか。その経過・過程にも疑問を禁じ得ません。

そこで、今般の形態はどこが審議したのですか。また、学校規模適正化審議会だとすれば、それはなじまないのではありませんか。また、なぜ最初から最終案なのか。まずはたたき台として示されるのが物の道理というものではありませんか。歴史的運動における学校給食の将来像における菊池的拠点校方式の概念は、隣接する2校規模を統合するというイメージが共有化されていたはずですが。市長、教育長はしかるべき立場で学校規模適正化審議会にそのことを伝えられたでしょうか。伝えられなかったとすれば、学校規模適正化審議会の結論とされていますが、それはあなた方のお考えそのものであるという認識でいいのでしょうか。

以上、1回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 学校給食業務の民間委託の検討につきまして、当初、集中改革プラン、第1次菊池市行政改革大綱・実施計画において検討がなされ、平成21年2月の本部会において「菊池市学校給食業務民間委託計画（案）」の承認を得て策定したところでございます。内容としましては、児童・生徒への影響に配慮した十分な期間の確保、保護者との信頼関係を構築するための十分な説明・周知期間の

確保などが必要であることから、拠点校方式の導入につきましては、平成23年度から先行実施することとして、平成25年度から民間委託を実施することとしますとの計画の推進スケジュールですすめる承認を得たところでございます。

その後、外部検討委員会への諮問など計画的に進める予定でありましたけれども、教育委員会におきましては、平成20年6月に学校規模適正化審議会へ学校規模及び通学区域の適正化について諮問しており、平成21年4月の答申の中に、付帯意見として、学校給食現場の検証を実施するよう要望されたところであります。

そのようなことから、教育委員会としましても学校規模の適正化を具体的かつ早急に実施した上で、適正化後の学校数・児童生徒数・給食施設の状況などを考慮しながら学校給食設備の整備と効率化を検討する必要があると判断し、平成22年3月に策定しました第二次行政改革大綱、実施計画におきまして、主要項目であります学校規模の適正化の実施項目の中に「学校規模適正化基本計画を踏まえた学校給食設備の整備と効率化を検討する」との取り組み内容を示したところであります。

また、学校規模適正化基本計画につきましては、行政改革のひとつではありますけれども、行政改革推進本部とは別組織である学校規模適正化基本計画策定委員会において、教育長を委員長とする各部長級の職員によって検討し策定をしたところであります。

以上のことから、「学校給食設備の整備と効率化を検討」につきましては、学校規模適正化基本計画の下位計画と位置づけ、現状の見極めと学校給食の拠点校方式を含む効率化についての検討をすすめてまいりました。

当初の拠点校方式の考え方では、できる限り既存施設を使いながら余剰能力を生かす形で試算したものでありましたが、その後、平成21年3月に策定されました学校給食衛生基準に基づき、実際に計画したとおり実施できるかどうかについても検証を行ったところでございます。学校給食現場の検証につきましては、厨房機器保守点検にあわせて、給食施設の現状と問題点を調査する中で、旭志小学校と菊池北中学校の給食施設は施設も新しく、学校給食衛生管理基準で推奨しているドライ方式が採用され、衛生的にも問題がないと確認をいたしましたけれども、他の学校につきましては施設も老朽化しており、現在は衛生管理基準に基づくウェット方式のドライ運用で対応しているものの、集団食中毒の発生を防ぐためには、菊池市内の全ての給食施設においてドライ方式を導入することで、より衛生的で安全・安心な給食が提供できる「学校給食施設整備方針」として教育委員会で確認したところでございます。

学校規模適正化審議会における過去の歴史的な説明等については、菊池市PTA連絡協議会から中学校区ごとに保護者代表が委員として選出をされており、様々な

経緯を含めた上での審議であったと考えております。今日の諮問は教育委員会が行うものであり、教育行政の中立性と安定性の確保の観点から、市長の考えが直接的に反映されたものではございません。

また、審議会において質問等があれば当然ながら説明を行うところでありますけれども、意図的に説明しなかったということではございませんのでご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 長い経緯が説明されましたけれども、県については私は存じ上げておりますから要らないわけで、結論として学校規模適正化審議会が審議したということですよ。であるから、それはなじまないと言っているんです。学校規模というスケールはハードであって、食育のようなメンタルはソフトですよ。そもそもその審議に求められる本質が違います。学校給食については、今おっしゃったように長い長い歴史があって、論議の途上であるにもかかわらず、この学校給食の問題の後に発生した学校規模という後発の、そのハードの問題を審議する学校規模適正化審議会に、この給食の問題を委ねた、預けたということですよ。何でそういうことをしたのか。こういう姿勢をやっぱり行政の不見識というんじゃないかと私は思います。その印象をぬぐい去ることができません。なぜ当初言われていた別枠の組織が立ち上げられなかったのか。その辺をもう少し詳しく話をさせていただきたい。安易になぜ審議会に預けたかということ。それをお伺いしたいと思っております。学校給食については、平成21年4月1日施行の現行法では、その目的を食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことと、食育を推進するということが盛り込まれていますね。今日、学校給食にはそういう中で何が求められているんでしょうか。学校給食法が定める目的の中から次の項目についてお答えください。

1つ、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことについて、児童生徒は食材を見ることもなく、コンテナで運ばれてきたものを食することになりますが、それでこの目的が達せられると思われませんか。

2つ目、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うことについては、児童生徒は食材の調達、納入の様子、調理師さんたちが実際に立ち働く姿を見ることもなく、コンテナで運ばれてきたものを食することになりますが、それでこの目的が達せられると思われませんか。

3つ目、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めることについては、伝統的な食文化とは、身土不二や地産地消の考え方に代表されるように、身近なところで丹念に育てられた材料を使って、しかも丁寧な手づくりによるものです。巨大センター化は、大手の食品企業の参入を余儀なくされるということでした、これは委員会の答弁でしたが、それでこの目的が達せられると思われませんか。食育は五感を働かせることによって初めて可能になるとは先般の二ノ文議員の質問でしたか、五感という言葉が使われましたが、その児童生徒はにおいをかぐこともみなく、そのにおいによってわくわくすることもなく、コンテナで運ばれてきたものを食することになりますか、それでこの目的が達せられると思われませんか。

2回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 今、お尋ねの内容につきましては、学校給食法第2条の学校給食の目的及び食育ができるのかとの質問であると思っておりますけれども、文部科学省では学校給食のあり方や食育に関して、次のような食に関する指導の目標を設定しているところであります。一つ目は「食の重要性、食の喜び、楽しさを理解する」、2つ目は「心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事中とり方を理解し、自ら管理していく能力を身につける」、3つ目としまして「正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身につける」、4つ目に「食物を大切にし・・・」（質問者より、そのことは知っているの、質問に答えるようにとの声あり）。6つほどありますけれども、ご存じということですのでここでは申し上げませんが、そういう目標を掲げて、その達成には学校給食を教材として活用しながら、学校教育活動全体を通じて総合的に推進することが必要があります。菊池市の小中学校では、目標を達成するために、全ての学校に食育担当者を設置し、食育全体計画や年間指導計画の作成、食育に関する校内研修等を実施しながら教職員の共通理解を図る具体的な実践が行われております。それは共同調理場を設置している泗水地域や七城地域におきましても、現在、自校方式で提供している菊池地域や旭志地域と変わらない食育活動ができており、今後の拠点校方式を導入した後も、当然ながら学校給食の目的や食育に関して十分対応できるものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 途中で遮って大変申し訳なかった、時間が足りないの。

どう言い回しを変えてもですね、この一つ一つの狙いが達成されるわけがないでしょう。ですよ。そういうその詭弁・強弁をするから、ますます不信感が募るんですよ。一体何が大事で、何を大事にしなければならないと考えていらっしゃるのでしょうか。ただいまのご答弁では、法の目的、いくつかありますが、選んで3つか4つかしか言いませんでしたけれども、その目的を達成できないばかりか、身土不二や地産地消の思想も生かされず、子どもたちは十分にその思想を体得することもなく、五感を快く刺激されることもなく、半調理品や既製品を食することを余儀なくされ、町の納入業者はいつの間にか閉め出されるということになるのではないのでしょうか。委員会答弁ではそういうご答弁でしたよね。今後は、まさに大規模センター化に伴う負の遺産が築かれていくことになるのではないのでしょうか。それでもいいのか。最後に数点の確認をし、提案を行って、市長、教育長のご答弁を最後に求めたいと思います。

巨大センター化については、自校方式を守ってという運動の文脈からもかなりの抵抗があったはずですよ。議会にもその経過は報告されてきました。何よりも教育委員会には、その宿題が出されていたはずですよ。その宿題をどうクリアされたのか、どの時点で納得を得たと結論づけられましたか。食中毒や搬送中の事故等は、巨大化すればするほど、そのリスクは大きくなる。この点をどう考えられているのか。具体的なリスクマネジメントをお聞かせください。

これまでのように、ハンバーグの手づくりは可能ですか。半調理品は増えますか、それとも減りますか。それと食育の因果関係をどうお考えですか。現在は地元の業者さんが身土不二、地産地消に沿って、それぞれに食材を納入されています。これは中小企業振興条例を引き合いに出すまでもなく、大変意味のあることです。今後、1カ所で2,000食をつくるセンター方式になるにしても、地元の業者さんとの取り引きは保証されますか。それとも、大手食品産業の参入が増えて、地元の納入業者さんは徐々に閉め出されていくことになるのですか。教育の一環と明記された義務制の学校給食において、行政はここまで効率・コストを優先させてよいのか、甚だ強い疑問を覚えます。とはいえ、厳しい状況下でありますので、全校にこの時期に及んで自校方式を残せとは言いません。少子化を見越しても、例えば少なくとも隣同士の隈府小学校と南中学校、そして近い将来には菊之池小学校菊之池保育園、花房小学校と花房保育園、それに戸崎小学校を組み合わせるといった、それくらいの規模が食育に適う数ではないのでしょうか。法律によって保育園は園内にと法律の縛りがありますが、これは熱意があれば学校と一緒にすることはできない道ではないと思われまます。拙速な巨大化は、学校給食がたどる道とは思えません。そもそも大変厳しいことを申し上げて申し訳ございませんが、学校給食の自校方式堅持

を市長は公約にされていた方です。教育長は、その市長が選任された方ですよね。そうであれば、そのお二人の手によってそれを自ら放棄することがあっていいのでしょうか。6月議会に提案された最初の予算には本会議で5人の反対がありました。見直しの価値は大きいと思われま。部長答弁の後、教育長、市長の所見を求めま。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 怒留湯議員の何が一番大事かということに対しましては、私どもは子どもたちの命に関わる食の安全を守ることが一番大事だと思って教育委員会としてのそれが責務であると考えております。学校給食整備計画方針につきましては、平成23年10月に議会の月例会説明後に保護者向け資料を作成しまして、11月15日に開催されました「菊池市PTA連絡協議会」において市内全校のPTA会長等に説明をしたところでございます。結果、今回の方針にて配送・回収業務の民間委託の変更はございましたけれども、基本的には変更のない七城地域と泗水地域、菊池北中につきましては、保護者向け資料配布だけでよいとの判断をいただきましたので、それ以外の菊池地域と旭志地域の12校については11月24日と、それから12月18日までに、全ての学校で説明を行ったところであります。

各学校の意見としては、食育、それから配送時間、献立、土曜の対応などの質問や要望がありまして、教育委員会としましても拠点校施設に地元食材を取り入れることで菊池地域全体の食育として活用することも考えたい、また、新しい施設には、見学コースをつくるなど、食育を考慮した拠点施設として活用できるように進めたいとお答えしたところであります。様々な意見が出されましたけれども、資料に基づき、メリット・デメリットを真摯に説明して、衛生上の必要性和食中毒発生防止のためには老朽化した施設の改築とドライ方式の導入の必要性が高いことと併せて、各学校敷地の状況から拠点校化の必要性を説明したところでございます。一部に確かに反対の意見はありましたが、参加された方の大半はお尋ねやご要望が主で、おおむねご理解いただけたものと考えているところであります。

各学校においても、役員会で協議された学校やアンケートを自主的に実施され、判断された学校もございましたけれども、全体的には方針どおり進めてよいというご意見をいただいておりますので、報告をさせていただきたいと思ます。

様々なリスクマネジメントについては、国でも毎年学校給食における食の安全に関する実態調査が行われておりまして、結果については報告書も作成されております。

内容として、事故ゼロを目指した取り組みの中に専門的な視点から事故発生の状

況や対応策、あるいは改善策なども詳細にまとめられており、各施設に反映しながら学校給食衛生管理基準に基づいた施設整備を目指しているところです。

食育につきましては先ほど申し上げましたとおりであります。ハンバーグやデザートなどの手づくりの調理についてはできる限り行いたいとは思いますが、共同調理施設ではできない部分もございますので、減少すると思われまします。そのことにつきましてはデメリットとして学校説明会でも説明をしているところであります。学校給食法における食材の負担は保護者でありまして、食材の取引業者の選定も保護者の意見が反映されます。拠点校化後におきましては、学校関係の保護者代表等で組織する運営委員会が選定することになりますけれども、できる限り地元業者から納入いただきますようお願いしたいと思います。

今回の学校給食施設整備につきましては、効率化による費用面だけでなく、老朽化した施設の早急な対応と学校給食衛生管理基準に基づく給食施設のドライ方式の導入、さらには管理体制の強化を目的とすることにより、今後、市内5施設全てに栄養職員を配置して、提供する学校給食から食中毒が発生しないための方策として考えるところであります。

学校給食施設整備方針につきましては、これまで必要に応じて議会やPTA等に説明しておりまして、計画どおり進めてまいり所存でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 先ほど部長が答弁しましたように、教育委員会としては何が大事かということ、まずやっぱり衛生的で、安全で安心な食を子どもたちに提供させると。そのために拠点校化ということで、先ほどから話題になっておりますけれども、随分検討いたしました。敷地の問題、そして費用の問題、こういうことを考え併せながら今回の計画に至ったということです。巨大化ということでは、そんなに巨大なセンターではないというふうには思っております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま教育部長並びに教育長が答弁したとおりであります。答えたところでありますが、いささかまだ時間がありますので付け加えさせていただきます。

学校給食というのは、もうとにかく安心・安全なものを供するということが本来

の目的だと思いますし、それが行政の責務だと、このように思っております。市全体のこととして考えますと、限られた財源を有効的に市行政を運営していく中においては大切なことでもあります。行革を大綱に示しておりますように、適正化の基本計画を踏まえて学校給食設備の整備ということが重要なことだと認識しております。直接市長の考えは反映されてないという話でありましたが、旧来ご案内のとおり、旧菊池市としましては自校方式を堅持するという形で進めてまいりました。しかし合併によりまして4つの市町村がそれまでの施策と違って、施策が違って、やはりこのセンター方式がいいよという町村もあったわけでありますから、その中でどちらかを選択しなきゃならないといった場合に、十分に関係の諸手続きを経て、意見を聞いた上で、この方式でいきたいということで教育委員会の話でありましたので、私はそれを了としたところでございます。安心して食べられる給食を提供するための方策として、この方法が最善であるということで示されたものであるということでございますので、何とぞご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（山瀬義也君）　ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩　午後1時58分

開議　午後2時07分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君）　皆様、こんにちは。通告に従いまして質問をさせていただきます。

本年6月8日から7月23日にかけての一連の気象現象としての梅雨前線及び台風4号により、九州地方を中心に全国各地に甚大な被害がもたらされました。特に7月11日夜半から12日早朝にかけての九州北部豪雨は、気象庁が「経験したことのない大雨」と予言したように、県内では阿蘇を初め熊本市内の白川流域の氾濫は、大変なものでありました。本市においては、幸い死者は出ませんでした。旭志の四季の里周辺、また泗水町のふれあい橋周辺など、かつてない被害を受けました。

初めに、本市における道路・土木・農地の被害状況及び見舞金、また補償についてどのようになっているか、質問をさせていただきます。

次に、私も経済建設委員会の皆さんと一緒に、また公明党の県会・国会議員とあらゆる立場で数回にわたって被害地の現場を視察させていただきました。危険箇所

がたくさんありました。今回の大雨で新たな危険箇所になった部分、また今後危険箇所になり得るところ等チームをつくり総点検する必要があると思いますが、危険箇所・総点検をする考えがあるか、まず最初の質問をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 泉田議員のご質問にお答えいたします。

九州北部豪雨における本市の被害状況は、住家被害につきまして全壊1棟、半壊2棟、床上浸水83棟、床下浸水138棟であります。また、橋梁、河川、道路などの市管理の土木被害は313カ所、農地の被害が760カ所、農業施設被害が240カ所などのほか、学校等の公共施設を含め総被害金額は約16億5,700万円と見込んでおります。

先ほどお尋ねの見舞金の支給に関しましては、今回の被害が甚大であることから菊池市災害見舞金支給条例の一部改正を行い、被災を受けられました皆様へ、全壊住家20万円、半壊住家10万円、床上浸水3万円、床下浸水1万円と見舞金を増額し、総支給額433万円の支払いを現在進めているところでございます。

また、今回は全消防団が出動し、河川等の危険箇所の警戒や復旧活動に従事していただいております。同じく各行政区におかれましても災害復旧活動を行われております。

そこで、今回新たに菊池市九州北部豪雨災害地域見舞金支給要綱というものを新設いたしまして、住家の全壊、半壊、浸水等のほか、炊き出し状況に応じまして1行政区当たり最低1万円から30万円、総支給額412万円の見舞金の支払いを現在進めており、もうすぐ終わるところでございます。

次に、危険箇所の点検でございますけれども、これに関しましては毎年、年1回、梅雨時期を前に、河川の護岸や急傾斜地などの危険箇所につきまして、国土交通省・県・消防団・地元区長・市担当部署におきまして、危険箇所の調査点検を行ってきたところでございます。

今回の豪雨災害で崩壊しました道路、河川、山林等につきましては、国・県・市で復旧作業が進められるところでございますが、この他にも危険箇所と判断される箇所につきましては、国・県・市のそれぞれの管理者で予防策も講じられていく予定となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今、被害状況をお聞きしまして、またお見舞い金、また被害

を受けられた方への対応をされているということで、できるだけ速やかな対応をお願いしたいと思っております。

今回の豪雨で避難所とされている場所が浸水し、避難所の役割が果たせなかった箇所があります。私の体験ですが、私の身近な範囲ではありますが、日ごろから毎回大雨のたびに泗水町でどこが崩れやすく浸水するのか、またどの家が床上・床下浸水するのか、大方私なりにチェックをさせていただいております。その中の1軒の方から7月12日の早朝2時18分、床上になったと、助けてほしいという電話がありました。泗水町の村吉の区です。救助した後、市役所に電話したところ、泗水の中央公民館に避難してくれという指示がありました。行ってみますと、既に中央公民館周辺には、もう水がいっぱいになって入れない状態になっておりました。仕方なく我が家に1時間ほど避難をさせ、その後、泗水総合支所に避難させましたが、そこでも1階部分が浸水するという状況になりました。本市では防災交通課がありますが、総合支所の場合は民生課が安全対策を含めた対応をされていると伺いました。私の感じたところですが、これでは民生課の負担が非常に大きいのではないだろうかと思っております。いざ災害があったときに、より住民や避難者に対して的確な対応ができるように、事前に本所と総合支所の安全対策のためのマニュアルづくりをつくっておくべきだと思いますが、その点、どうお考えでしょうか。

私は前回、支所機能の充実を一般質問させていただきましたが、今回の災害を通し、なお一層総合支所の役割の必要性が見直されるべきだと思っております。さらに、もう一つの質問は避難所の見直しをしたほうがよいのではないかとということです。提案ですが、泗水町には今後孔子公園の整備ができあがり、また公民館機能を持つ地域交流センターが建つ予定です。災害の中にも地震の場合と水害の場合では違ってくるのでは、いろいろな検討が必要だと思っておりますが、孔子公園を避難所にした方がいいと考えますが、その点、どうお考えでしょうか。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） まず、本庁と総合支所の安全対策でございますけれども、これに関しましては菊池市地域防災計画の中で、市職員の配置基準に基づき体制を整えております。災害対策本部の中の各総合支所の位置付けは、支所対策部の総合支所班となっており、一つの、例えば民生課だけでなく総合支所全体で業務に取り組むこととなっております。特に今回の豪雨では、本庁勤務の職員も総合支所の災害待機班や現地調査班として約80名が出動しており、本庁におきましても現地調査の職員68名が現地調査に出動しており、本庁業務に支障をきたしたとの職

員アンケートの調査結果にも表れたところがございます。今後菊池市地域防災計画や菊池市災害対策マニュアルの見直しを行います。職員の防災意識の高揚にも努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の避難所でございますけれども、現在市内58カ所を指定しているところでございます。避難所に関しましては、地震・台風・豪雨・火災等で家屋の倒壊・喪失などの被害を受けた人、また被害を受ける恐れのある人を一時的に受け入れ保護するために、学校等の公共施設や公民館等を指定しております。今回の九州北部豪雨の誘導につきましては、先ほど泉田議員おっしゃいましたとおり、緊迫した状況の中で様々な情報が錯綜し、避難所の状況が十分に把握できなかったものと思われま。災害から避難する場合は、災害の種類や規模によって避難所等も異なっておりますので、市民の皆さんには実際の災害に応じた避難先を普段から確認され、判断していただきますようお願いするものであります。

現在、今回の豪雨災害に関する対策を検証中でございますので、今後は、例えば第2避難所の設置とか、避難経路の確認などを含めまして避難所の見直しを行い、本年度中に作成いたします防災マップの中の生かしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 様々な検討をしていただき、しっかりとしたマニュアルをつくっていただきたいと思っております。

最後に、防災教育の充実についてご質問させていただきます。学校では年間数時間、防災教育の一環として避難訓練や消防署等の講話が行われていますが、今のやり方では実際災害があったときに役立つのでしょうか。甚だ疑問であります。危惧するところでもあります。今回は、夜半から朝方に掛けての大雨でしたが、学校での子どもたちの事故はありませんでした。しかし、もし早朝の通学時であったり、昼間の勉強中であったならば、もっと被害が大きかったかもしれません。昨年6月議会でも言わせていただきましたが、3・11東日本大震災のとき、あの震災の災害で多くの方が亡くなられた中、釜石の小中学生は99.8%の生存率でありました。それはなぜか。群馬大学大学院の片田教授が平成16年から釜石市において児童生徒を中心に防災教育に取り組んでおられました。その教育の精神の根底には、命を守る教育、人が死なない防災という本気の防災教育があったからだと言われていると全国で注目をされております。災害時に自分の命を守り、自分ができる最善を尽くして生き延びる、そういった姿勢を育むことが防災教育では最も大切ではないでしょうか。

菊池市では、津波の被害というのはまず考えられません。しかし、九州北部豪雨で改めて学校のみならず市民全体への防災教育の必要性を感じました。今回のような豪雨による川の氾濫や水害、また地震、雷、火事等、何があっても自主的に考え、判断する力が必要ではないでしょうか。そのために日常的に教育や訓練が大切になってきます。釜石市の津波防災教育で伝えてきたことは、大いに参考になると思っております。それは、大いなる自然の恵みに敬意の念を持ち、行政に委ねることなく自らの命を守ることに主体的たれ、この信念から生まれた三原則が、想定にとらわれるな、2番目のその状況下で最善を尽くせ、3番目に率先、避難者たれです。率先避難者たれという、何か自分さえ助かればよいというエゴイストのように判断されやすいのですが、そうではなく、周りが逃げようかどうしようか迷っているときに、一人が逃げ出すとそれにつられて周りも逃げだし、結果的には多くの方が助かるという考え方です。また、これは普段から親子の信頼関係ができていないと、親が子どもを捜し、また子が親を捜している間に被災するという結果になってしまいます。深い教えがあると思います。災害とは、いつ、どこで、どのようにあるかわかりません。片田氏が言うことに、子どもを預かる幼稚園、保育園、学校に求められることは、まず自分の命を守る主体的な姿勢を与えること、そして繰り返し訓練を行うことで体で行動を覚えさせる。最後に、子どもの保護者との信頼関係の構築、地域との連携体制の構築です。菊池市が九州北部豪雨を経験した上で、今後防災教育の充実をどのように考えておられるか、質問します。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 現在、学校での防災教育はどのように行われているかというようなお尋ねだと思いますけれども、議員がご心配されているように、ここ数年の我が国での自然災害は、今までに経験したことがないものであります。教育委員会としても、3・11の東日本大震災のあとはいち早く市の学校災害対応推進計画を見直し、想定外の災害がいつ発生してもおかしくないという考えで、本年度から各学校で取り組んでいるところでございます。

現状としましては、3・11の大震災を受けて、国も学校安全の推進に関する計画を新たに作成し、今年4月に閣議決定をしました。その内容には、議員が申されましたように、釜石市の子どもたちの防災意識の高さ、その実践力を教訓にし、今までの学校における防災教育をさらに発展させた内容になっています。例を申し上げますと、学校の立地環境や地域の実情に合った防災教育の重要性、子どもたちも地域や大人から守られるという意識から自主的に危険回避できる力を身につける防災教育のあり方等を示されています。学校では、平成21年4月改正・施行された

学校保健安全法に則り学習を進めていますけれども、その内容は安全に関する指導として、大きく分けて、生活安全、不審者対応、交通安全、そして災害安全の4項目です。この4項目を学習指導要領に基づいて学校の教育活動全体を通じて適切に行っているところであります。具体的には、体育や保健体育などの各教科、特別活動、総合的な学習の時間で事故やけが、自然災害、応急手当などについて学習しています。しかし、昨年の中日本大震災前までは、必ずしも今のような危機感を持つての学習であったかというところではなかったという部分もあると感じています。本年度は、知識・理解だけに留まらず、態度・技能の習得に力を入れ、それを実践力につなげる授業の取り組みを学校に強く指導しているところであります。7月12日の九州北部豪雨でも子どもたちの人的被害はなかったもの、校舎の床上浸水や運動場の浸水等大きな打撃を受けました。市内の学校でも、山沿いの学校、近くに川が流れている学校、登下校土砂崩れの危険性がある学校、地域の実情によって様々です。避難訓練でも、その地域の環境によって訓練の内容は違ってきます。緊急時に有効に機能するように訓練のあり方を見直し徹底した訓練を実施するよう校長会をお願いしたところであります。本年度各学校・幼稚園では、危機管理マニュアルを新たに作成しています。その中には、議員が申されましたように、子どもたちが主体的に危険回避を実践できるような防災教育の計画として、教育委員会、学校、幼稚園、保護者、地域との連携も盛り込まれております。子どもの命を一番に考えた対応を示しています。

本市も釜石市の子どもたちが実践した、想定にとらわれるな、最善を尽くせ、率先避難者たれという避難三原則を学びつつ、児童生徒の命を守ることを最優先に考えて、今後の防災教育を徹底して実践するよう学校と一体となって推進してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） それでは、健康の郷づくりについて質問をさせていただきます。

本市には、他の市町村と比べ、美しい自然と温泉、新鮮でおいしい食べ物、予防医学を推進する養生園、伝承館、ヘルスメイトさんたちの熱意、保健師さんたちの熱心な指導等があります。環境的に見ても本市は最も健康の市を前面に出していったらどうかと考えております。今まででも養生園とタイアップして四季の里を利用した予防医学について、また森林セラピーの効果、孔子公園を活用した太極拳の推進等、数回健康をテーマに一般質問させていただきました。健康への意識が高まっ

ている昨今、病気などになってからではなく、なる前の予防に重点が置かれております。これは、医療費の抑制という点はもとより、元気で健康的な生活を送る、長く生きることが死ぬまで元気、これが誰でも望むことだと思います。今回は、ウォーキングについて少々述べさせていただきます。ウォーキングの効果として挙げられるのは、一つ、お金がかからず、いつでも、どこでもできる手軽さ、二つ、運動不足解消、三つ、生活習慣病の予防、四つ、体脂肪を燃焼させてダイエット効果、五つ、脳の活性化、六つ、持久力が高まる、七つ、血行がよくなる、八つ、筋肉の低下を防ぐ、九つ、骨が強くなる、十、心臓機能が高まる、十一、老若男女を問わない、十二、周りの景色を楽しみながら歩くことによるストレス解消等が挙げられ、よいことがたくさん上げられます。ウォーキングはよいことはわかってもなかなか始められない人も多いですが、菊池市に最もこの環境の中で健康の里づくり、ウォーキングをしたらどうかと考えております。まず初めに、菊池市のウォーキングの取り組みについてお伺いします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 市民の健康を守る上で、運動することは大変重要であると認識をしております。

次に、ウォーキング運動についてであります。以前からしますと朝から歩く人、夕方に歩く人など、それぞれの地域でウォーキングをする人が見受けられるようになってきていると感じております。市が主催するウォーキング事業を紹介させていただきますと、そういう事業といたしましては、泗水地区において3月の桜祭り期間中に「健康づくりウォーキング大会」を開催しております。また、そのときには約200名の参加があっており、また、ダム湖を市民に親しんでもらうため「ダムフェスタ」が開催され、関連事業として「竜門ダムウォーキング」が行われています。さらに七城地域では、河川敷にコスモスが植栽され、観光PRの一環として「コスモスウォーキング」が行われています。健康推進課では、特定健診の結果等に基づき、運動や食生活の指導を行い、メタボリックシンドローム該当者やその予備群の減少に取り組んでおります。

国民健康保険の保健事業では、養生園に委託して、「いきいき養生塾」を年4回開催し、この中で、ウォーキング等の実践指導を行い、大きな効果を上げているところであります。

そのほかに、温水プール等を利用しました水・湯中運動教室も4グループで実施されており、無理なく全身運動ができ、体重減少などの効果がみられております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今、ご答弁いただきましたが、菊池市でもそれぞれの課が素晴らしい取り組みをされているというのはわかります。ただ、市の体育協会、また土木課、商工観光課、また保健事業、そういう様々な課がそれを取り組んでおられる。できれば、これらをつなぎ合わせて総合的にこのウォーキングを盛り上げていただければと思っております。埼玉県東松山市ではウォーキングセンターをつくっています。そこは、歩く人たちの中心施設としての機能を持ち、自然に対する理解を深めるためにつくられております。展示ホール、休憩ホール、作業室、ミーティングルーム、シャワー室の設備があり、ウォーキングについてのいろいろな活動を進められております。ウォーキングを通して自然について学ぶ機会を提供し、環境保全への理解を図る活動もされております。具体的には、河川に沿って歩くコース、水田コース、雑木林コース、史跡・伝説を探索するコースなど、テーマを持ったコースを設定しておられます。菊池市にもここに劣らない内容がたくさんあると思っております。また、福岡県筑紫野市では10年前から健康づくり事業の一つとして、「なかなかよか健康チャレンジウォーキング」をされております。この事業は、心理学の行動変容技法を応用しておられ、変わりたい自分になるために目標を決め、記録、自己評価をすることで行動を変え、季節ごとのイベントに単発的に参加するだけでなく、日常の意識、行動の持続が大事ということであります。キャッチフレーズ「毎日歩こう、ポイントためよう」として、10分歩いたら1ポイント、イベントに参加したらボーナスポイントというふうに自己申告で自己管理していくということです。ちょっと10分歩こう、ちょっと10分歩こうというふうに、行動していくことで、必ず体や心に心地よい変化があり、持続につながるというものです。今はパソコン時代、車社会、早いことが評価されがちなところではありますが、スローな生き方の中に心の豊かさを見つけることが大事ではないでしょうか。いつも通っている道も車の速度とバイク、自転車とは景色が変わって見えるものであります。歩いて眺めると全く違った景色が見え、今まで気付かなかったものに気付き、菊池市の素晴らしい感動に、心の豊かさにつながるのではないのでしょうか。本市においても、すでにウォーキングの取り組みを様々されていますが、さらに力を入れて、豊かな自然と新鮮なおいしい食べ物と予防医学の養生園を生かした「健康の市、菊池」をアピールしていただきたいと思います。強く思いますが、そのことについてご質問をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 議員から各県・各地域の取り組みをご紹介いただきましたけれども、ご指摘のとおり、健康づくりの第一は「歩くこと」、すなわちウォーキングという基本は十分理解されるものであります。市民の皆様も歩くことが健康に良いということは認識をされているものと思います。しかし、実際に歩くという行動とまではなかなか至らない状況にあります。このため、その行動に移すまでのきっかけづくりを市として何らかのイベント的な事業により提供していければと思っており、今後、社会体育課としても、できる限りスポーツ活動の一環として、何らかの形でウォーキングを取り入れていきたいと考えています。本市には自然に恵まれた地域がいっぱいあります。その中で、安全にウォーキングを楽しむ場所となると、ある程度限定はされます。例えば、菊池渓谷は緑豊かな自然に恵まれた本当に素晴らしい環境にありますけれども、アップダウンがあり、滑りやすかったりします。また道路や歩道周辺では、交通事故などが発生する恐れもあります。そうした要因を総合しますと、菊池公園多目的グラウンドや中央グラウンド、またふれあい清流公園などが安全にウォーキングを楽しむことができる場所できないかと思われま

す。

今後も、あらゆる機会を通して市民への啓発を実施して、本市の自然を生かしたウォーキングをお勧めしたり、日常生活の中で無理なく運動を続けられる方法を提案してまいりたいと思います。食と予防医学の養生園を生かす取り組みにつきましては、先ほどもお答えしましたとおり、市では養生園に委託して各健診や特定保健指導、いきいき養生塾などを行っており、密接に連携しながら市民の健康を守る取り組みを進めているところであります。

健康に運動の果たす役割は非常に大きいものがあり、市民に対しても積極的に運動の大切さを啓発・推進しておりますけれども、ウォーキング等に特化した養生園を生かした事業というものは現時点では予定をしておりませんが、今後も引き続き予防医学を推進している養生園とさらなる連携を深めながら保健事業の充実に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 前向きに考えていただいているということですが、最後に市長にお願いしたいと思います。豊かな市をつくるためには、もちろん安全面が最重要でございます。答弁の中にも公園の活用を生かしていくということがありますけれども、菊池市にはたくさんの公園があります。それをフルに生かして新しい歩道、また新しい場所の開発をお願いしたいと思います。まずは歩きやすい歩道、楽しく

なる歩道を目指していただきたいと考えております。例えば、私なりに考えてみましたが、歩道に例えば自分が歩いたときに距離がわかるように、高速度路のような形で100m、1km、そういうようなそういうものが付いているとさらに楽しくなるのではと思っております。また、歩きながらいろいろな人と出会い、交流していく婚活事業を見据えたウォーキング事業等々、いろいろなことがウォーキングを通して考えられると思います。そういう素晴らしい豊かな菊池にしたいと思しますので、市長にご答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ウォーキングについてお述べいただきましたが、要は健康を維持するためにはどうしたらいいのかと、そういった視点からであったかなと思えますが、お笑いの世界的芸人でありましたチャップリンですか、チャップリンが健康とわずかなお金があれば人間最高の幸せだといった言葉を覚えております。それが私たちの今の現時代におきましても豊かな時代であります。多くの富を求めてみたりしてくために、かえって健康を害するというのが現実ではないのかなと。そして生活が豊かになっていくために、かえってまた自らの体力、気力、そういったものを落としてしまうということになってくると。それを自然に回帰するかなのような思いの中で、清流公園が今、今回の災害によってまだ改修されていませんでしたが、非常に多くの市民の皆様方がウォーキングを早朝から楽しまれているということでもあります。先ほど来答弁があつておりましたように、なかなか歩くためのスペースといたしましうか、安全性を保てるようなところというのは非常に限られているということもあつて、道路のマーキングをしながら、これで500mだ、ここで1kmだといったわけにはいかない部分があると。そういう中で、いろんな施設の公園整備等々を含めまして、市民の皆様方がそういったウォーキングを楽しみながら健康の維持増進を図っていくことができる、またふれあいが求められるといったことができますように考えていきたいなというふうに思います。ご提案をいただきまして、誠にありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） それでは最後に、いじめ問題の取り組みについてご質問をさせていただきます。

滋賀県の大津市の中学2年生いじめ自殺問題は、非常にたくさん問題点を抱え、話題になっております。政府は、9月28日にいじめ自殺への対策強化を柱とする新たな自殺総合対策大綱を決めました。いじめ問題は、隠さずに学校と教育委員会、

家庭などが連携して迅速に対処すべきだと明記し、自殺の被害者・遺族が求めれば、学校や教育委員会でない第三者の調査で実態を把握する必要性も指摘しています。

2007年の大綱が見直され、新大綱では誰も自殺に追い込まれることのない社会と位置付けました。いじめ問題をめぐって、どの子どもにも、どの学校にも起こりえるとし、問題行動の事前防止や早期発見・解消に向けて国として持続的、中長期的に取り組むと強調しております。いつでも不安や悩みをうち明けられる24時間の電話相談体制の整備も打ち出されたところであります。

初めに、菊池市ではいじめの報告は上がっているのか、またいじめに対する取り組みをどのようにしているのかを、その現状を質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 児童生徒にとりまして、一番身近な人権の問題はいじめ問題であります。ところが今日、議員もご心配のように、いじめが原因と思われる児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生をしております。児童生徒の命を育み、人権を教え導く学校の中で、人権を冒瀆するいじめ問題が発生することは、絶対に許されることではありません。

まず、いじめの現状でございますけれども、毎年文部科学省がいじめ、いわゆるいじめ調査を行っておりますけれども、平成22年度の調査では、小・中・高・特別支援学校における、いじめの認知総件数は7万5,295件でありまして、児童生徒1,000人当たりでは5.6件でした。一方、熊本県は認知総件数では5,796件、1,000人当たりでは27.6件で、数年来、認知件数で全国で最も高くなっております。また、本市は、認知総件数362件で、1,000人当たりでは86.9件で、全国の15.5倍、県の3.1倍となっております。1,000人当たりで最も少ないところは宮崎県で0.9件、ちなみに大津市があります滋賀県は1.5件となっております。しかし、いじめの解消率は全国79.5%、熊本県97.2%に対しまして、本市は100%となっております。

学校は、集団生活を営むところでありまして、人々が集まり、生活すれば、必ずあつれき、もめごとが生じます。したがって、いじめはどの子どもも、どこの学校でも起こり得るものです。教育委員会としまして、1,000人当たりのいじめ認知総件数が高いからといって、本県や本市が、いじめが多いところだとは思っておりません。むしろこの高い数字は、本市の先生方や子どもたちが、他地域より熱心に人権教育に取り組んできた成果だと考えます。長い人権教育の積み上げの中で、自他の人権を認めることがかなり定着し、このような実態の把握ができているのだと思っております。認知件数が少ないということは、いじめが潜在化している可能性も

あり、それこそが大きな問題だと考えております。

菊池市小中学校いじめアンケートによりますと、「今の学年になっていじめられたことがあるか」という問いに対しまして、「ある」と回答した小・中学生は、平成21年度で353名、平成22年度で362名、平成23年度では350名となっております。「ある」という回答数は、児童生徒数の減少との絡みがありますのでなかなか比較はできませんが、割的には8%台で推移をしているところであります。昨年度、平成23年度のいじめの内容を見ますと、「誰からいじめられたか」につきましては同級生の割合が一番高く、その後、上級生、そして部活動の順となっております。また、「どんないじめを受けたか」は、「冷やかされた」が最も多く、その他「仲間はずれ」、「なぐられた」、「みんなに無視された」、「自分の物をかくされた」、「人に笑われた」、「お金や物をとられた」、「ネット上のいじめ」、などが挙げられています。しかし、このようないじめは、年度末には解消をしております。

このアンケートから見られる課題として、「いじめを見たり、聞いたことがある」と回答したものの「だまって見ていた」、「その場を通り過ぎた」と回答した児童生徒がいたこと。また、いじめを受けてもアンケートに回答できない子どもたちの存在というものが考えられます。したがって、日常生活の中のいじめや差別などの人権問題に対して、自他の人権擁護を実践しようとする意識、意欲、態度を向上させるとともに、実際の自分の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められています。

次に、いじめを許さない学校・学級づくりの取り組みでございますけれども、中期的な取り組みと短期的な取り組みが考えられます。

まず、中期的な取り組みとしては、児童生徒の豊かな心を培い、いじめの起きない学校づくりのために、全ての教育活動における人権教育の積極的な推進が挙げられます。そこで、今、学校では、その核となる人権学習を充実し、掃除や給食、遊び時間や登下校に至るまで、いじめや差別を「見抜き、許さない、なくしていく」取り組みを行っているところです。そして、学期ごとに校内人権集会を開催し、その成果を先生方と児童生徒全員で確かめ合っています。また、毎年10月にはパークドーム熊本で行われる、他の都道府県では例を見ない県教育委員会主催の「熊本県人権子ども集会」に、本市から1,000名を超す児童生徒が参加し、県内の各学校の活動報告や意見発表を聞きながら、命や人権の大切さを学んでいます。また、児童生徒と毎日接している教職員の人権感覚も極めて重要です。各学校とも、校内で人権教育研修を定期的に行い、人権に対する基本的認識を身に付ける努力を行っています。また、7月の市人権・同和教育研究大会等では、お互いの実践を交流し、指導力の向上も図っております。教育委員会としましても、人権教育の研究・実践

校を3校に指定し、その成果を全ての学校に還元する取り組みを行っているところです。

さらに、安心して相談できる体制づくりも大切であり、相談室を設置し、子どもと親の相談員、スクールカウンセラー等の活用、担任による定期的な相談活動も推進しているところです。

次に、短期的な取り組みといたしましては、いじめの早期発見・早期対応・早期解決が求められます。また、いじめが一部の児童生徒、一学級の問題としないために、全ての学校の校務分掌において、「いじめ・不登校対策委員会」を位置付け、情報収集、認識の共有化、対応の検討、役割分担を行うなど、学校挙げて取り組む体制づくりを行っています。特にいじめの早期発見のためには、日誌、班ノートの記述や日常の態度・会話を通して、いじめのサインを見逃さないことが大切です。また、無記名アンケート、担任や保護者によるチェックリストによる取り組みも浸透しつつあります。さらに、6月をいじめ根絶月間に設定し、集中的にいじめ問題に取り組み、法務省の「子どもの人権SOSミニレター」も積極的に活用しているところです。

教育委員会としましては、現在、毎月、各学校からいじめ・不登校や問題行動の報告を求めています。9月からは、さらにいじめのアンケート調査を毎月実施し、早期発見に努めることとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今、いろいろな取り組みを紹介されましたけれども、本市ではいじめの解消率が100%ということですが、やはりこれをしっかりとアンテナを張りながら、それに甘んずることなくしっかりと今いろいろな取り組みをされてアンテナを張っていただきたいと思っております。よく、いじめられる側にも問題があるということをする人がいます。これは、間違っていると思います。例えばくさいからとか、汚いから、太っているから、痩せているから、はっきり物を言わないからとかいう理由は、いくらでも挙げられます。しかし、家庭環境もあるし、いろいろな事情を抱えている子どももおります。また、内向的とか性格もあります。どんな理由があろうと、いじめは絶対によくない、絶対にいけない、いじめは100%いじめる側が悪いという価値観を徹底的に植え付けることが大事ではないでしょうか。今後子ども向け、保護者向け、教師向けにアンケートを採ることも必要であると思っております。先ほどいくつかのアンケートを採られたとは思いますが、私なりに考えてみましたけれども、子ども向けにはいじめられたことはありますか、

なぜだと思いませんか、いじめたことはありますか、なぜですか。保護者向けには、我が子がいじめられたらどうしますか、我が子がいじめている側ならどうしますか。また、教師向けにはクラスでいじめがあるとわかったらどうしますか等々、いろいろな角度からアンケートを採る必要があると思います。今回の政府で出された新しいいじめ・自殺対策大綱にあるように、隠さないということが早期発見、早期対処への早道だと思います。子どもも隠さない、親も隠さない、教師も隠さない、地域も一緒になってオープンな雰囲気をつくっていくべきだと思います。今後、どのようなスタンスでいじめ問題に取り組んでいくのか、方向性なり具体策なりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 文部科学省は、平成19年1月に「いじめとは、児童・生徒が一定の人間関係のあるものから心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義しています。それまでは、自分より弱い者に対して一方的に身体的・精神的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものとしていました。今の定義は、日ごろの関係がどうか、一方的・継続的であるかどうか、深刻かどうかは関係なく、いじめを受けた側がいじめと感じているかが重要であり、いじめを受けた側がどう感じているかというのが重要でありまして、受けた側が精神的な苦痛を感じればいじめとなるとの認識に立っています。したがって、いじめかどうかの判断は、表面的、形式的、常識的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめられた児童生徒のものさしで行わなければなりません。いじめ問題には、いじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢で臨みつつも、関係する児童生徒に対しては、教育的愛情を持って接し、解消を図らなければなりません。また、学校のみで背負い込むのではなく、家庭、地域、関係各機関との連携を図る必要があります。いじめ根絶月間の設定や学校だより等による啓発を行いながら、互いの役割と責任を自覚し、相互に補完しあい、地域ぐるみでいじめ根絶の気運を高めたいと考えております。

また、関係する児童生徒、保護者のプライバシーに十分に配慮しながらも、学校運営協議会、学校評議員会等を活用し、アドバイスを求めることも肝要かと存じます。

さらに、解消が困難な事案の場合には、市顧問弁護士、スクールカウンセラー、警察OB等のメンバーからなる市スクールサポートチームに諮ることができるようになっております。議員のお話のとおり、政府は去る8月28日の会議で、いじめ・自殺への対策強化を柱とする新たな自殺総合対策大綱を決めたとマスコミで報道が

ございました。詳細はまだわかりませんが、示されておられませんけれども、今後国の施策がさらに強化されるものと思われます。取り組みの具体策については1回目の答弁で申し上げましたので、国の方針に加えて、市の実態を踏まえ、今までの取り組みを修正すべき点は修正し取り組んでまいります。

アンケートの件につきましては、学校規模にもよりますが、現在児童生徒向けに1回から、児童生徒の多い学校では5、6回実施をしております。また、保護者向けにも子どものサイン発見チェックリストを配付し、昨年度9件の事象を見つけ解消してきたところでございます。さらに、教職員に対しては、教職員振り返りチェックリストの活用を促し、いじめの発見に努めています。今、学校を初め教育に携わるものはいじめによって悩み、苦しむ子どもたちをつくったり、尊い命を奪われてはならないとの強い決意を抱いています。したがって、深刻ないじめが、今、本市の学級・学校でも起きているのではないかという危機意識の下、校長を中心として、学校を総体として、いじめの根絶に取り組まなければなりません。教育委員会といたしましても、学校の取り組みをしっかりと支援していく覚悟でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午後3時00分

開議 午後3時12分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 皆さん、こんにちは。今回で議員となり10回目の記念すべき質問であります。よろしくお願いいたします。私は約2年3カ月前、希望に胸膨らませ議会の中へ飛び込んでまいりました。もとより、議員全員とともに分かち合い、一丸となり議会活動ができるものとは思ってはおりませんでした。議員となり1年が過ぎたころから議会内もぎくしゃくし出し、よもやの泗水町が市から独立したい話が持ち上がり、混乱に拍車がかかり、議員も、職員間もしっくりいなくなってしまうように思います。職員の皆さんも表向きは何ごともないようにはされておりますが、胸の内はどうでしょうか。この問題は、早く決着させなければならないと思います。そこでお聞きいたしますが、全国で合併した市町村でこのような問題が起きているところがあるのでしょうか。ほかの自治体の状況、また模範になるよう

な自治体がないか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 全国の合併市町村で本市のような分立、いわゆる分離独立運動が起こっているかどうかということではありますが、平成のこの大合併によりまして誕生した自治体から旧市町村が分立した事例はございません。また、合併後に本市のように分離独立をめぐる署名運動が起こっているという自治体も把握はいたしておりません。ただ、合併市町村においては、どこにも大なり小なり合併後に対する思ったものと、考えていたものとちょっと違うよとかいったものはあるようでございまして、そういったこの反対的意見ということによりまして運動があっているということは聞いております。

今後の対応といたしましては、運動の状況というのを見守りながら、繰り返しになりますけれども、これまでの経緯を丁寧に説明することで、皆さん方のご理解を得るようにすることが大切ではないのかなと思います。

職員間がじっくりいってないというようなご発言であったかなと思いますが、そんなふうにも受け止めてはおりません。今までのそれぞれの市町村の権勢上から、これまでの中におきます独特のそれぞれの市町村の状況があったかなと思いますから、そういうものを踏まえながら、考え方が幾分違う者同士が合併しているということからすれば、相当の年数が経ってきていますので、じっくりいかなかったものもしっくりいきつつあるのではないかと、このように受け止めているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） いずれにしましても、このままでは市民の皆様が置き去りになった感じがいたします。泗水町は、独立を求めるという名目で、今、町民の皆さんから署名集めをされておりますが、この議会には提出されておられません。署名が行われたことは事実のようなので、その上で陳情や質問などの意見を踏まえて、そのことを含め今後どう市政に生かしていかれるのか、泗水の皆さんの声をどのように市長は捉えておられますか。またこの声をどのように市政に生かされるおつもりか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 新庁舎建設問題に端を発しまして、泗水地区におきましては泗水をよくする会の分離独立運動が行われておりますが、新庁舎建設は大変市の重要

な課題でもありますので、合併の当初から合併協議の確認事項に沿って取り組んでいきますということを私は申し述べ、これまで取り組んできてまいったところでありませう。その経過につきましては、これまでもあらゆるときにご説明を申し上げてきておりますので省略をさせていただきますが、新庁舎建設につきましては、当初から市議会を初めといたしまして、市民の皆様の間にも様々なご意見がありまして、意見の統一が大変難しい状況にあったと思います。そのために、時間を掛けながらこの問題の解決に努めてまいったところでもございます。

そういった中におきまして、総務省より庁舎整備に係りますところの合併特例債の制度の変更が通知されました。その内容は、庁舎整備に当たることのできる合併特例債の割合というものが拡大をされまして、財政的に大変有利な標準事業費の撤廃がなされたということでございます。菊池市の合併の特例期間というものは、ご案内のとおり10年間、いわゆる平成26年度末までと迫っておりますので、市民の代表であります皆様方、市議会に対しまして報告する必要があると考えまして、その説明をさせていただいたところでございます。その後におきましては、これまで説明してきたとおりでございます。これまで庁舎整備について判断するに当たりましては、議員の皆様方を初めとしまして地域審議会の委員さん、それから区長会の方々に、その場面、その場面において意見を伺ってきたところでございますが、多くの意見がございましたことはご承知のとおりでございます。そういった中で、全員の方が同じ意見であれば問題はないわけではありますが、個々に意見が、やはり異なった意見がそれぞれに出されていくという中であります。

そういった中で、この何か一つに絞っていかなければならないという、非常に判断が難しいことであると思いますが、私といたしましては、ご理解いただけるように繰り返し、繰り返し説明に努めてまいって、そしてそのことが最も大事であろうという思いでこれまで進めてまいりました。今後も泗水地区におきましては、分離独立に賛成・反対の方がおられますので、分離独立運動というのがこの後ご理解をいただいて終息するのかなど、これまでどおりの運動をさらに続けていかれるのか、これまでどおり正確な経緯を引き続き私たち行政としては関係者の皆様方にご理解をいただくべく説明に徹していきたいなど、このように考えております。

しかし、いずれにいたしましても、午前中の東議員のご答弁にも申しあげましたように、決断の時期というのは自ずから迫ってきているわけでありませうので、一定の説明を申し上げまして、その後については議会の皆様方にもこれまでの地域審議会、あるいは区長会等々に対する説明の内容等についても皆様方にご説明を申し上げまして、方向性について決断・判断をしたいとこのように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今回の事態を憂う一人の議員として質問させていただきました。せっかく合併したのだから、様々な問題が発生すれば、そのたびに対話を持つべきと考えます。対話を求めている方も多くおられるんじゃないでしょうか。そこで、私は平成17年3月22日合併した記念の日を毎年祝うイベントを催したらどうかと考えます。5年に一度とか10年に一度とかではなく、「忘れまじ3・22」。合併したその日の重んじ、毎年毎年講演でもよし、みんな楽しく過ごすでもよし、原点を忘れず、原点に戻るべきと考えます。少なくとも新市に対し、市民の皆様、希望や夢を持っておられたと思います。次元は違いますが、アメリカは7月4日独立記念日を毎年毎年盛大に全国民を上げて祝うじゃないですか。あの愛国心、菊池愛を心に、議員・市民が同じ方向を向いていけば発展的発想で素晴らしい新市建設ができると思います。今回の災害を受け、なおさら人の痛みがわかる、思いやりがある菊池市民でありたいと考えました。そのためにも全市民が仲良く暮らせるまちづくりをと考えていただきたいが、市長はどう思われますか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 合併をいたしまして早8年目を向かえております。多くの市民の皆様方が生活に関わる行政制度など大きな変化を受けたわけでありますから、その変化に順応すべく受け入れをされ、少しずつではありますけれども新しい菊池市というものに馴染んでこられているものと、このように考えております。また、合併後に生まれたお子さん方も8歳になったということでございますので、新たな菊池市の中でいきいきと市民の皆様方が生活が営まれているものだと思っております。城議員のご提案につきましては、菊池市を思うその強い気持ちから発案をされたものだと、このように受け止め、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。合併の記念式典ということにつきましては、大規模な記念式典、あるいは記念事業というものは、やはりそれなりの何周年と、〇周年というものが好ましいのではないかなと。例えば10年を向かえて10周年、あるいは20周年、50周年といったように、節目節目の年に過去の歩みというものをお互い振り返りながら、市民として、そのアイデンティティを高めていくということが大事であろうと思ひまして、全く同感でございます。そういうことで、過去の歩みを振り返って未来につなげていくという一つの記念すべきときが3・22、3月22日ではどうかということのご提案でございます。新市の誕生日として市民の思いを一つにするきっかけとして

は大変いいのではないかなと思います、既存のいろんなイベントとか等もございますので、そういったものと併用できる、兼ね備えてできるものであれば、なおいいのではないかなと。ただ、ささやかであっても3・22がお互いの菊池市の新市の誕生であったということを年ごとに改めて認識をすることのためには、そういった記念日ということで制定していくこともいいのではないかなと思います。取り組みについて、検討してまいりたいと考えます。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） よろしくお願ひします。

続きまして、セキュリティの問題は可決したのかということで質問いたします。

3月議会で設置が決定された地方公務員の守秘義務、情報管理に関する調査特別委員会、いわゆる百条委員会が計9回調査審議されました。結論として、税情報漏洩の確認に至るまでは至りませんでしたということでありました。そこで、本市の情報管理上の問題はどのようなものか、また職員の事務や機械的な問題は一般的にどのようなものがあるか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 城議員の情報管理についてのご質問にお答えいたします。

本市では個人情報保護条例や情報セキュリティ規則に基づき情報管理を行っております。個人情報に関する研修や県と共同でパソコン研修時に情報セキュリティ研修等を行い、職員の情報管理に関する意識向上を図っております。

お尋ねの情報管理につきましては、一般的には情報が流出するパターンにより大きく3つに分類することができます。一つ目は、コンピュータのネットワークを介して流出するケースでございます。このケースは、コンピュータウイルスによりプログラムを書き換え、情報を漏洩させるものや、通信回線を盗聴し情報を盗みとるもの、また不正にコンピュータにアクセスし、情報を引き出すものなどがございます。2つ目には、盗難や紛失などの物理的な要因により情報が漏洩するケースでございます。ノートパソコン、USBメモリなどの携帯可能な情報媒体や台帳などの紙媒体の盗難や紛失により、個人情報や行政情報が漏洩するケースが挙げられます。3つ目は、個人のモラルや情報管理の意識の低さに起因する情報の漏洩でございます。パスワードのメモをパソコンのそばに置いておいたり、情報の表示された画面を放置して席を離れるなどにより情報が漏洩するケースでございます。

このようなケースにより情報が流出する可能性があることが情報管理における問

題点だと考えております。

以上お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今、いくつかの問題点が明らかにされましたが、東委員長のほうからの執行部に対し指摘された点として2点上げられておりました。1点目、税情報についての基本的な考えの問題では、担当部署、職域・職責の違いによって理解の度合いが異なることがわかった。執行部として、さらに研究し徹底すること。2点目、情報管理に関する事項、情報管理の問題では、業務上あり得ない処理がこの1年間に頻繁に起こっている事実を重視し、執行部として調査をすること。また、総合支所における情報管理のずさんさは早急に是正すべきである。行政情報の取り扱いについて便宜性を優先するのではなく、セキュリティをさらに強化することが求められると指摘されております。

そこで、1点目の職員に対する教育はどうされたのか。2点目、総合支所を初め、セキュリティのさらなる強化策をどう取られたのか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

一般的な改善策としましては、一つ目のコンピュータウイルスや盗聴、不正なアクセスについては、既に対応する機器やシステムを導入しております。今後もウイルス対策ソフトやネットワーク機器の適切な運営管理により対応を続けてまいりたいと思います。

2つ目の情報の盗難や紛失については、重要情報を管理している機器室の施錠管理と個人情報が記録されている電子データ等の持ち出し禁止等の規則を遵守するように周知を図り対応いたします。

3つ目のモラルと意識に関する部分につきましては、職員の研修を実施し、情報管理に関する知識をさらに深め、職員一人ひとりの意識改革が必要と考えており、個人情報に関する研修や情報セキュリティに関する研修を今後も全職員に定期的に行っていきます。

また職員個人間のパスワードの共有や他職員のパソコン使用などの問題につきましても、パスワードの定期的変更等の規則を周知して解決を図ってまいります。

次に、地方公務員の守秘義務・情報管理に関する特別委員会の委員長報告にありました指摘事項に関する対策としては、まず個人情報保護の職員研修を8月に、弁護士先生の先生を講師に招き実施しており、秋には情報セキュリティの研修も予定して

おります。また7月末には全職員に情報管理に関するセキュリティ規則の遵守の通知を行い、職員の業務外の情報アクセスについてのアンケートやヒアリングを実施しながら実態調査を行っているところでございます。

今後さらに定期的な研修と実態調査を行いながら、職員の意識改革を進めてまいりたいと思います。

また規則や運営に関する改善につきましては、情報セキュリティ規則や運営要綱・設定条件の見直し、整備を行い、運用の改善を図ってまいります。

ハード面でも、ICカードを利用した操作者を明確にするシステム、離席時に情報画面を閉じるセキュリティシステムの導入等を検討しております。市が保有する各種名簿などのその他行政情報につきましても管理を徹底する対策を講じてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 最終的には、どんなにセキュリティを強化しても職員のモラルの問題ではないかと思えます。不正をやろうと思えば、どんなことでもできるんじゃないでしょうか。この問題に対する市長のお考えを最後にお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま総務企画部長から答弁いたしました。情報の管理につきましては、職員の意識向上が喫緊の課題であると考えております。情報セキュリティに関する研修をさらに充実させまして、情報管理に関する知識をさらに深めて、職員一人ひとりの意識改革に努めてまいりたいと考えます。

また、窓口のパソコンの操作者が特定できないといった個別の問題につきましては、お答えしておりますように、ハード面を強化するためにICカードを使った換作者が特定できるシステム等の導入を検討して、さらに情報セキュリティの向上を高めていきたいと、このように考えております。

ソフト面として、課題を踏まえ情報セキュリティ規則や運営要綱の見直しを進めまして、運用の改善を図ることによりまして、市民の皆様からの信頼を損なうことがないように、ハード・ソフトの両面から対策を講じてまいりたいと、このように考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） では、災害を受けて質問をしたいと思えます。今後、市は防災

対策をどのように取り組むのかお聞きしたいと思います。

7月12日に九州北部豪雨が発生し、本市も旭志地区を初め泗水地区、七城地区、菊池市の山間部が甚大な被害を受けました。改めましてお見舞い申し上げたいと思います。幸いにも死者が出なかったのが何よりだったと思います。今回、九州北部豪雨に対し、激甚災害の指定を受けましたので、早急な復旧・復興が望まれるところです。先ほど泉田議員のほうから災害の検証の立場から質問されましたので、私は大災害から命、財産を守る立場から災害に強いまちづくりについて質問したいと思います。公明党は、今年6月に災害に強い国づくり、長引く不況を乗り越えようと「防災・減災・ニューディール」と銘打って、大災害から命・財産を守る税策を打ち出しております。内容は、毎年10兆円を10年間、100兆円を公共の交通生活施設等に集中投資し、景気を刺激し、100万人の雇用を拡大しようと打ち出した政策であります。その中で、熊本県が管理している15m以上の橋1,216本、熊本市を含んでおりますが、建築後50年を経過する橋も急増しております。また、森林整備・治山事業にしても整備の遅れが災害を招くと思われまます。早めの修繕・改築で災害に強いまちができ、コストダウンにもつながるのではないのでしょうか。この政策は、今国会では審議までに間に合わず成立には至らなかったようですが、今後出てくる政策だと考えますので質問したいと思います。

1、災害発生時に消防署との連携はうまくできたのでしょうか。聞くところによると、連携がうまく機能しなかったようにお聞きいたしました。また、防災交通課も本年度機構改革で総務部から市民環境部のほうに異動しました。防災交通課に対し、この部署は平時にはこのような体制でもいいと思うが、大災害を受けてこのままの体制でいいのか。また、人員数は足りているのか。職員の増員を考えていないのか。また、この中にもう少し力を注いでほしい、機能強化を図ってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、社会資本整備事業でインフラ等の整備をしておられるようですが、整備が必要な箇所点検はどのようなところ、またどれだけの箇所を把握されているのか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 城議員のご質問にお答えいたします。

今回の豪雨災害につきましては、緊迫した状況の中で、市民の方々を初め関係機関からの情報が一時錯綜したことは否めませんが、本市は早い時期から災害対策本部を設置しており、県菊池地域振興局や菊池警察署、後から国土交通省からも本市に参集され、関係機関との連携はおおむねできていたと思っております。また、消

防団につきましては、全分団に出動要請を行い情報を収集するとともに、地域の警戒や救助に専念するよう警戒発令を出していたところでございます。何ぶんにも市内全域において浸水、土砂流入等の通報を受けていましたので、現場にいる消防団との連携を中心に防災活動に取り組んでおった次第でございます。消防署への緊急出動要請は現場から依頼しているものでございます。特に、倒壊家屋等の救助活動につきましては、地域で警戒していました消防団と現場に入った消防署や警察などとの連携は取れていたと思います。

防災担当部署の機能強化につきましては、各総合支所との連携等も含めまして、現在災害対策本部の検証を行っております。これは職員アンケートを採りまして、その意見を参考に今後検討してまいります。その中で強化をするとともに、消防署等の関係機関との連携も含めて検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 治山事業についてお答えをします。

治山事業につきましては、保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林が持つ水源涵養機能を高めたり、さらには緑豊かな生活環境の保全・形成等を目指している事業でございます。現在把握しております箇所は、山地崩壊危険地区45カ所、地すべり危険地区1カ所、崩壊土砂流出危険地区52カ所があり、県と合同で優先実施箇所のパトロール及び点検を行い、治山事業の推進に努めているところでございます。ほかに事業完了箇所が山地崩壊危険地区12カ所、崩壊土砂流出危険地区9カ所となっております。今後、県事業として本年度は6カ所の治山事業を実施する予定でございます。また併せまして、今回の九州北部豪雨による5カ所の崩壊箇所についても実施する予定ということで聞き及んでおります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 次に、土木事業関係について申し上げます。

まず、土砂災害についてでございますが、毎年のように全国各地で発生しており、私たちのくらしに大きな被害を与えております。このような災害から住民の皆さんの生命を守るために、ソフト対策としまして、土砂災害防止法に基づき、県におきまして、地形や地質、土地の利用状況などの調査をされ、土砂災害の恐れのある区

域、土砂災害警戒区域等に指定されておるところでございます。これに伴いまして、市の防災計画に掲載いたしますとともに、防災マップを作成し、円滑な警戒避難が行われるように住民の皆さんに周知を図っているところでございます。

また、これらのハード対策といたしましては、がけ地については急傾斜地崩壊対策事業を、土石流危険渓流については砂防事業といたしまして県により、ただいま経済部長が申し上げましたような防止事業が施工されているところでございます。

次に、道路と河川が関係いたします橋梁の修繕工事について申し上げます。現在、本市におきましては、平成21年度から平成25年度までの5年間におきまして、事業計画により市道の新設改良から舗装工事、橋梁などの修繕工事を一括して整備できます社会資本総合整備交付金事業に取り組んでおるところでございます。その中でも、今後、維持管理修繕工事費の増大が予想されます市道の橋梁560橋につきましては、平成21年度に全橋の目視及び詳細点検を完了しておるところでございます。現在は、詳細点検結果をもとに、全橋を平成22年度から平成25年度に掛けまして、橋梁長寿命化の修繕計画策定を実施しておるところでございます。橋梁の架け替えや修繕補修につきましては、社会資本整備総合交付金事業によりまして、平成22年度より優先順位の高い橋梁より実施しており、平成23年度までに11橋の架け替え及び修繕補修工事を完了しておるところでございます。本年度につきましては7橋の修繕補修工事を計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 第1点目で再質問したいと思いますけれども、防災担当部署の機能強化は、連帯強化も含め、今後検討するということでありましたが、今だからこそ検証し、機能強化を考えるべきだと思いますので、どうお考えかをお聞きしたいと思います。

2点目に今後、私がさっき言いました公明党の政策はやらなければならないものでありますので、国会を通ってくるものと思います。全国のインフラや主要な建物を対象に老朽化の実態を把握する防災減災総点検を実施されると思われまます。本市もぬかりなく点検され、いつ政策が国会を通ってもすぐ対応できるよう点検をしておいたほうがよいと思います。今後、社会資本整備の老朽化をこのまま放置すれば、維持管理費用の増大は計り知れないものになると思います。そのため、この政策の成立のため、他の政党等の合意形成に全力を挙げて取り組んでいるところでありまます。恐らく成立されるものと思いますので、総点検の実施をしていただきたいと、先ほど何度も言いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで、先ほど第1回目の答弁で、平成23年度に11橋の修繕補修工事を完了し、本年度においても7橋の修繕補修工事を計画していると先ほど言われましたが、具体的にどの場所なのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 城議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、今回の豪雨災害につきましては、災害対策本部の見直しを行うように職員アンケートを実施しておりますので、対策本部のメンバーの中で検証中でございます。対策本部やその指揮系統の見直し、防災対策部署の機能強化や各総合支所との連携強化も必要であると考えております。また、今回の豪雨災害を経験し、菊池市でつくっております菊池市地域防災計画や菊池市災害対策マニュアルの見直しを行い、職員へ周知徹底をするとともに、職員の危機管理能力・災害発生時への対応力向上に向けた研修会や防災訓練を実施する予定としております。

また、防災対策につきましては、市と行政区との連携も必要不可欠でございます。本年度は、各行政区における自主防災組織の設立を急ぐとともに、防災マップを作成し、全世帯に配布を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 城議員の再質問にお答えいたします。

橋梁長寿命化修繕計画によりまして、これまでに架け替えた橋梁につきましては、第4北宮橋、第3鳳来橋、上高江上橋、永昇建1号橋の4橋でございます。また保守・修繕いたしました橋梁につきましては、虎口橋、小川村中橋、前田橋、第二袈裟尾橋、高宮橋、富納橋、第二高田橋の7橋になり、計11橋が完了しているところでございます。本年度につきましては、細永橋、市野瀬橋、伊野橋、出分橋、矢護川橋、住吉橋、福本橋の計7橋の修繕補強工事を予定しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） ありがとうございます。今回の災害で、私も現場に視察にまいりました。すごい惨状にびっくりいたしまして、旭志では90歳になるお年寄りから山に住んでいて水害に遭うとは夢にも思わなかったと話されておりました。それ

だけ甚大な被害だったと思います。改めて想定外などはないと、いつでも、どこでも起こりえる災害と感じました。また、床上浸水したお宅に手伝いに行きました。1日だけの作業でしたが、暑くて暑くて大変な作業でした。ひとり暮らしの高齢者の方も大変な思いをされたのではないのでしょうか。今後、ひとり暮らしの高齢者世帯も増えてくるでしょう。市民の皆様への命や財産を守る対策を取るためにも、早く点検をされるべきと考えます。そして、その際は地域の防災力の向上には女性や高齢者、子ども、障がい者など、住民の視点も重視してもらいたいと思います。災害が発生すれば、頼るのは行政であります。市民を守る強い決意を市長の口からお聞きしますと、市民の皆様もこれから先、安心して暮らせると考えますが、最後に市長の防災に対するお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回の豪雨災害に関しましては、旭志地域で1時間に100mmを超えるゲリラ豪雨が発生をしまして、山腹崩壊した杉・檜が本当に根こそぎに流失をしまして、橋脚や橋桁などに堆積しまして、旭志地域や泗水地域で大変大きな被害があったことは議員もご存知のとおりであります。

このような状況の中で、本当に尊い命が失われることがなく、人的に被害が少なかったことは、まさに不幸中の幸いであったと思います。今回の九州北部豪雨は、気象庁がご案内のとおり、「これまでに経験したことがない大雨」と発表しましたように、私たちにとりましても初めての経験でございました。

そこで、現在反省すべき点は反省をしまして、今回の経験というものをどう活かすか、災害対策本部に関して検証を行って、検討を今進めているところでございます。

今後につきましては防災訓練等や研修などによりまして、市の職員の防災意識を高めていただくと、向上を図るといこととともに、住民の皆様方が自分の身は自分で守るという自助の精神、そして住民が自分たちの地域をお互いに助け合っている、協力しているという、今回の中でもほとんどそういった助け合いがあったと思います。その共助の精神、さらには行政ができる限りのそういった自助、共助に伴いまして公がやるべきことはやるということにおける公助の体制づくりが不可欠であると思います。それぞれの行政区における自主防災組織の普及というものにつきましては、最も菊池市は低い状況になっております。これは、この非常備消防、すなわち消防団の組織が大変強固にあるということに委ねていたのではないかと思います。今後自主防災組織の普及強化にも努めていかなければならないと、このようにも考えているところであります。市といたしましては、防災対策をまずは最

優先の課題として、市民一人ひとりが本当に安心して暮らせるような安全・安心を守るべく、万全を期していきたいと思えます。

そういった中の一つとして、防災、あるいは減災対策への取り組みを公明党が1年間に10兆円、10年間で100兆円という「減災・防災のニューディール政策」を実現に向かって頑張っておられるということで、政権がどう変わっていくのか、今わかりませんが、どの政権になろうとも、公明党の一つの力というのは、政権与党であろうと私は推測いたしております、必ず実現されると思っております。

そういう期待感の中で、兼ねて庁議の中でこういう非常に契機が低迷して、インフレ状況になっておりますが、これが年末にもなれば、大変地元の経済も大きく揺らぐであろうと。そういう中で、経済対策が打たれるという予測を立てながら、いつ何が起こってもいいように万全の準備を整えて経済対策に込められるような政策を持ち出してほしいということを兼々言っているところであります。そういう意味では、景気対策に併せまして、この減災ということについては大幅な予算の確保が国としては出されるものだと、こういった確信の下に準備を怠ることなく進めたいとこのように考えておりますので、どうぞよろしくまたご協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 次に、中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 泉田議員、城議員が質問された後ですけれども、質問させていただきます。

最初に、支所のあり方について質問いたします。先だって7月12日の集中豪雨において被害に遭われた方にはお見舞い申し上げます。私の住んでいる旭志地区においては、伊萩地区の土砂崩れによる家の崩壊、伊坂地区の家屋流出、堤防の決壊、床上・床下浸水、桜ヶ水の鉄砲水の市道の流出、民家への土砂流入、人命には関係せず、本当によかったところでありました。私も3時過ぎから公民館にて状況を見ておりました。そのすごさは30年前の水害を思い出させる、それ以上のものでした。橋に立木がつかえ、水の流を堰き止め、橋の上を水が流れる状況になり、支所にいきました。行く途中も軽の車が水で浮くような状況でありました。支所では、現在の各集落の状況、その対応で戦争のようでありました。なぜ支所に出向いたかと申しますと、橋を通れないので通行止めのポールを持ってきてほしいとの連絡をしたまのですが、手が足りないので取りに来てください、人員が足りませんとのことで支所に行ったわけでありました。これから本庁ができれば支所はほとんど人員が要らなくなるとの今までの市の方針でありました。何度か一般質問で支所は現状で残し

てくださいと申し述べてまいりましたが、答弁はいい返事がもらえませんでした。これから支所をどう考えておられるのか、質問いたします。

それから、組織改革がなされましたが、この新組織でこのたびの災害に素早い対応ができたのでしょうか。支所長、消防、区長、支所では経済建設部が同じテーブルにつき対応しなければできなかつたのではないのでしょうか。現在は市民課で消防を担当しております。私からすれば、この今の組織はわかりづらいところがあります。これからゲリラ豪雨、百年に一度と言われておりましたが、いつ起きてもおかしくありません。これからの支所のあり方、また災害時の組織の変更の考えがあるのか、ないのか、質問いたします。

消防団の災害時のマニュアルについて質問いたします。消防活動時において、火事の場合、集中豪雨の場合、どこまで消防団がやるべきか、市で決めてあるのでしょうか。一般的には火事の場合、消火、その後の後片づけはわかります。しかし、このたびの豪雨時、堤防が決壊しそうで土嚢を積んでくれと泣き顔での相談がありました。そこで区長と消防との話し合いで、消防団は区長さんに従いますとのことでした。水かさが増える一方でしたので、人命第一ということで、この堤防つきを止めました。後で被害状況を見て、家が流され、これに対する対応は正しい判断だったと思います。土嚢をつくよりも人命の避難が一番大事ということが、この水害でよくわかりました。また、特に思ったのが水が上がりだしたとき、家の持ち主は水をどうにかしようと慌てて自分の判断ができないような状況になっていることでもあります。いち早く消防団が避難誘導することが人命を守る第一だと思いました。これは経験してわかったことでもあります。うちの地区は水上がりなんか関係ないとの思い込みが命取りになりかねません。命に関わることでどこまで消防団のできるか、マニュアルをつくる必要があると思いますがいかがでしょうか。また、出動時に団員の車が水害に遭った場合、また市の職員の車の対応についてもお知らせ願います。

豪雨時の連絡網と地域防災について。12日の豪雨のとき、桜ヶ水においては地域的に雨量も100mm以上とすごく、また山間地にあるため、雨が山沿いに集中し土砂災害が発生したものだと思います。桜ヶ水は家と家の間隔が遠く、外の防災無線では、あの雨の中で音が聞こえなかったようであります。また一時避難した公民館が鉄砲水に遭い、一時ビニールハウスに避難し、最終的には保育園に避難されたようであります。

そこで質問ですが、伊坂集落では補助金で各家庭に防災無線を付けました。現在は補助で取り付けができなかつたと思いますが、この取り付けに対して対応ができませんでしょうか。各集落ごとに防災の基本、それから各集落ごとに防災の基本とな

る人員名簿、一時避難場所の確認、寝たきり老人、ひとり暮らしの連絡体制などを含めた避難連絡網のマニュアルの作成をどう考えておられるか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 中山議員の今後の支所のあり方についてお答えさせていただきます。

今後の総合支所の取り扱いにつきましては、基本的には本庁支所方式により組織の統合、一元化を進めながら業務の効率化を図り、できるかぎり住民サービスの低下を招かないような組織編成に努めてまいりたいと考えております。

また、支所を含めた防災体制につきましては、今回の豪雨災害を踏まえた上で議論を行うとともに、十分に検証してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 中山議員のご質問にお答えいたします。

7月12日の九州北部豪雨では、1時間に100mmを超えるという、今までに経験したことのない大雨となり、想定外の広範囲にわたる被害が発生いたしました。今回の災害に対する災害対策本部の検証を現在行っておりますので、その中で今後の防災対策及び総合支所機能の強化についても検討をしてみたいと考えているところでございます。

消防団の災害時に対する対応につきましては、安全管理マニュアルを平成24年2月に作成し、配付していますが、災害現場では危険要素がある中で活動しなければなりません。安全限界ぎりぎりの線を行動限界としており、それが具体的にどこなのか、現場で見極めが非常に難しく、識者も団員も常に安全に対する配慮を確認しながら任務を遂行しているところでございます。

また、消防活動中の車の補償につきましては、消防団員につきましては消防団員公務災害補償によって見舞金の支給がなされます。今回の豪雨災害時の車の修理につきましては、消防団員の車も市職員の車と区別なく補償するところでございます。

防災無線につきましては、平成25年から構築を始めますデジタル防災無線システムの運用の中で充実を図りたいと考えております。具体的には、本庁から各戸別の受信機へ一斉に防災情報を送信することが可能となり、また本庁と総合支所間で双方向の通信無線のファクシミリの送受信も可能となり、緊密な連絡の有効な手段となると考えているところでございます。

今回のような大きな災害が発生すると、市だけの力では全地域に対応していくこ

とは難しくなっておりまいます。このとき重要になってくるのが地域の力となる自主防災組織であります。この自主防災組織が設立されれば、行政区の中の寝たきり老人やひとり暮らしの高齢者などの、要するに災害時の要介護者でございますけれども、地域の協力により共助の力が有効に発揮するものでないかと思ひます。もちろん市担当部署の避難連絡体制などが取れるものと考えておりますので、早急に自主防災組織の設立に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） ひとり暮らしの人においては、電話で緊急連絡のシステムがあります。これらを利用したり、各集落で防災対策が必要となると思ひます。NHKで高齢者での避難の仕方など放送されておりました。シーツを使って簡単に人が運べる方法を見ておりました。こんなものを見ておりました、今から高齢化社会、これをぜひ菊池でも取り入れていただきたいと思ひます。

それから、各集落での避難、人員の把握などについても、前からずっとマニュアルの作成をお願いしておりますが、これをぜひ進めていただきたいと思ひます。

支所の今後については、今またいい返事がもらえませんでした。私たちも支所に行きまして、その災害に対しまして対応を見ておりましたが、職員の中には3日も4日も帰らず、そこに寝泊まりをしていた職員もおります。私たちも何度も電話が来て、これはどうなっているかというお言葉、電話がかかっておりました。やはり今の支所はぜひ残すべきだと私は思ひます。人命に関わったときには、責任など本当に逃れないような状況になると思ひますので、今後市では考えていただきたいと思ひます。

続きまして、経済対策について質問いたします。菊池・山鹿・玉名との経済連携とブランド推進課における農家組織との連携体制について質問いたします。私は7月に、菊池・山鹿・玉名市が合同で開催した福岡での商談会に参加させていただきました、本当に勉強になりました。その商談会の中で、ある有名なデパートの担当者の方が、ぜひ東京でも3市合同での販売会をお願いしたいとのことでした。東京での商売に結びつけるなら、農産物などの日本最大の消費地である東京において、お客様のニーズをつかむことが大事なことを改めて強調されました。菊池市では平成22年度にブランド推進課を設置し、市場調査や東京・大阪での商談会、イベントの参加などの予算を確保していましたが、山鹿市・玉名市には菊池市のような柔軟な体制ができておらず、当然予算措置もされていないとのことでした。せっかく東京のデパートが菊池市のPRができる場所について提供していただけるのにもつ

たいない話であります。

そこで、現在の菊池市における山鹿市、玉名市との経済連携と販売会などについて2市に呼び掛けて実現できないかを質問いたします。

それから、今年の8月に東京ビッグサイトで開催された商談会に参加させていただきました。私も本年を含め3年継続して参加しています。石の上にも三年といったことわざがありますが、これは冷たい石の上でも3年座り続ければ温まってくる、いわゆる我慢強く辛抱すれば必ず成功するという例えであります。今回の商談会では、皆さんもご存じの会社が、大きな食品関連の会社であります。ある品物について15tほど製造していただけないかとのことであります。また、粟をどれだけでも分けていただけないかとのこともありました。これは、私一人ではとても対応できない条件でした。こんなケースが今後も発生してくることを考えたら、関係各課において農家との連絡網をぜひ考えていただきたいと思いますが、農家組織との連携についていかがお考えですか、質問いたします。

また、農業者が農産物の生産だけでなく、第2次産業の食品加工、第3次産業の流通・販売にも主体的かつ総合的に関わり、第2次、第3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自体が得ることによって農業を活性化させるという6次産業化の取り組みもとても重要であると思いますがいかがお考えか、この3点について質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 中山議員の質問にお答えします。

菊池、山鹿、玉名市との経済連携につきましては、現在、山鹿市、和水町、玉名市、熊本市北区、旧植木町でございますが、で熊本県北観光協議会を設立し、県北の地域環境の整備と観光客誘致に向けた様々な事業を実施しているところでございます。昨年度は、大阪府豊中市での観光物産展を初め、広島平和公園での観光PR事業、JR鹿児島中央駅での旅キャンペーンなどを実施し、本年度におきましても県外において観光物産展などを予定いたしております。また、本年7月に福岡市において山鹿市、玉名市と連携をしまして食品関連企業や福岡市の老舗百貨店などを招き、個別商談会を開催し、参加バイヤーとの積極的な意見交換会が行われ、数件の商談も成立しております。また、好評を得ましたので、今後とも3市で継続して行えるように協議してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、ご当地商談会「きくち自慢市」は、本市独自で開催をいたしましたので、出展業者数及び商品数などに課題が見えてきましたので、本年度は参加バイヤーや参加者の意見を参考に、広域連携開催を含めて検討してまいりたいと考えております。

平成22年度よりブランド推進課では、首都圏における市場調査や東京・日本橋において物産販売イベントなどを行ってまいりました。本市農産物の首都圏における直接販売につきましては、出荷産物の生産量や生産時期、配送コストなどの課題がありますが、本年度「菊池市地域ブランド推進協議会」におきまして、各物産館、JA菊池の販売企画課などを含む「菊池やさい部会」を設立されましたので、その中において、首都圏、関西圏、福岡都市圏における販路開拓について、現在協議を進めているところでございます。山鹿市、玉名市、本市の3市合同による東京での販売スペースの提供につきましては、県北の知名度アップに効果的なものがあると考えられますので、首都圏での農産物等の販売会開催につきましては、今後、山鹿市、玉名市と予算も伴うものでございますので、慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

また、農産物等の販路については、首都圏を初め情報収集に今後とも努めてまいりたいと考えております。

次に、8月上旬に参加しました東京での商談会におきまして、商談取引品目の生産量確保などの課題等につきましては、今後、物流体制も含め、認定農業者連絡協議会、また各物産館、関係団体と情報を共有し、生産体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

また、ブランド推進課における農家組織との連携ということでございますが、本年6月に本市認定農業者連絡協議会の会員601名を対象に、農産物の取り扱いと物流体制の状況並びに6次産業化への関心等に関する農家意向調査を実施しております。その中で、6年次産業化への関心度が高い結果が出ておりますので、本年度、認定農業者連絡協議会を対象とした6次産業に関する講演会を現在予定しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 8月下旬に熊本県副知事の小野副知事とお茶関係の方々ちょっと会合を持ちまして、そこで小野副知事が述べられましたのが、爆発する熊本の農業、目指すべき姿、持続可能な農業の実現、経営面、資源面、環境面に続けられる農業、特に稼げる農業、儲かる農業、後継者が生まれる農業につなげる。農業施設のポイントにおいては、全ての道は農に通ずる。複数にわたる部局が農を通じて連携すべきである。一人や単独では難しくとも、連携すれば大きなことができる。ネットワーク形成が重要。継続。少しずつでもねばり強く、風穴を開けていく。状況が他人の人、組織の考えを変え、変革と導く。挑戦。何が大バケするかわからな

い。お客さんが何が気に入るか本当はわからない。農業以外の分野にも好奇心を持ち、何でもやってみることが大事。これからは女性のパワー炸裂の時代。行政の役割。行政は、金の分配役ではなく、変革のコーディネーター役となるべきである。一般障害になったのは行政でしたと言われたいようにするという副知事の言葉であります。これを踏まえて、行政、頑張っていたいただきたいと思えます。

畜産の固定資産税の減免について質問いたします。口蹄疫、経済の悪化による購買の低下、それに加えアメリカの間伐によるトウモロコシの不作による飼料の高騰など、畜産においては悪い話ばかりであります。本年度で減免の措置も終わると聞いておりますが延長はできないでしょうか。お尋ねいたします。

次に、今回行われる青年就農給付金の内容と市の現状をお聞きいたします。

次に、ソーラー発電の施設の補助につきましては、本市は県トップレベルであります。原発の問題により、自然エネルギーの発電が普及しております。現在、補助対象は家庭用であります。ほかの地域の例を挙げますと、富山県では制度資金限度が500万円、利率は2.6%、償還期間は15年以内。京都府では350万円を限度として融資が受けられる。利率は1.7%、返却期間は10年以内。山口県におきましては、新たに太陽光発電を設置する場合500万円を限度とする融資が下りる。融資年率は1%、償還期間は10年以内が条件となる。中小企業向けとしては県内に事業所を持ち、事業を6カ月以上行っている企業で、自己資金だけでは資金調達が難しい場合に1億円を限度として融資を受けることが可能。融資利率は年1.9%、融資期間は1,000万円未満で5年以内、1,000万円から5,000万円未満で7年以内、5,000万円以上で10年以内ということになっております。小規模事業者、例を挙げると酪農家や肥育、養豚などの屋根を利用したソーラー発電に農家の方が興味を示しておられます。電気料が、今、月に20万円、30万円、これが普通だそうであります。ぜひ将来の日本のための規模の大きいソーラー発電施設に補助ができるならと思ひ質問をします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） それでは、中山議員のご質問に私のほうから畜産の堆肥化施設の固定資産税の減免についてとソーラー発電の補助について回答させていただきます。

まず、畜産の排泄物を堆肥化するための施設、いわゆる機械及び装置、いわゆる畜産堆肥化施設の固定資産税につきましては、合併時に制定しました菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免に関する規則により、新たに課税されることとなった年度分から5カ年分、税額の100分の50、2分の1でございますけれど

も、減額することとなっております。また、平成20年度の本規則の改正により、平成19年1月1日以前に取得されました施設等につきましては、平成20年度分から平成24年度分までの5カ年度分を減免してきたところでございます。本市は西日本有数の畜産地帯でございますが、生産資材や配合飼料の高騰などを要因とした畜産業の衰退は、本市に及ばず影響も非常に大きく、大変危惧しているところでございます。去る9月4日にJA菊池肉用部会、酪農部会、養豚部会、肥育用育成部会及び一貫繁殖牛部会の連名で、平成25年度から平成29年度までの5カ年間、畜産の堆肥化施設等の固定資産税の全額免除について要望書の提出が上がっているところでございます。こうした現状を踏まえ、関係課と協議を行い、来年度以降の経過措置に係る対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ソーラー発電の補助でございますけれども、本市の太陽光発電に関する市単独補助におきましては、居住用住宅地が対象となっております。県内市町村においても同様の制度のみとなっております。しかし、事業用太陽光発電導入時の支援につきましては、国・県において支援制度が設けられております。経済産業省所管の公募事業として、再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業、熊本県の公募事業として中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助事業があり、3分の1以内の補助率で支援制度が設けられております。本市につきましては、お尋ねの畜産農家向け個人事業者への市単独補助や借入金の利子補給については現在考えておりませんが、先ほどの国・県の支援事業のほか、農業用施設への太陽光発電設備費用に要する借入金につきましては、農業近代化資金の適用が認められますので活用していただければと考えております。なお、現在の農業近代化資金の貸付金には、県の利息補給後、本人貸付金利が1.1%となっている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 青年就農給付金についてお答えをいたします。

青年就農給付金は、全国で毎年2万人の新規就農者の定着を目的とした平成24年度からの新規事業であります。就農給付金は、準備型と経営開始型の2つに分かれております。準備型につきましては、就農予定者が農業大学校や先進農家、先進農業法人等でおおむね1年以上の研修を受ける場合に年間150万円を最長2年間給付するものでございます。給付窓口は都道府県となっております。また、経営開始型につきましては、経営が不安定な就農直後の支援や就農意欲の環境を図るために、独立自営就農者の方に対しまして年間150万円を最長5年間給付するものであり、給付窓口は市町村となっております。本市におきましては、平成24年4月

6日の国の要綱制定を受け、人・農地プラン作成事業と併せまして6月に市のホームページに掲載、7月に広報掲載を行いながら事業の周知を図っているところでございます。さらに7月には旧市町村単位で事業説明会を実施し、8月には区長文書回覧で事業概要の周知を再度行いながら、現在、新規就農者からのご相談を受けている状況でございます。7月末現在で46件余りのご相談がっております。今後の予定としましては、給付要件を満たす対象者を精査しながら、給付対象者の取りまとめを行い、来年1月の給付を目指して現在準備を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 先ほどのソーラー発電について答えがありましたけれども、ソーラー発電については情報発信をしていただけたらと思います。

青年就農給付金については、新規就農者の定着が目的であるようでありませけれども、ただ150万円がもらえるからという思いから農業を始めるだけではなく、農業は収入を得るまで大変な努力が必要であります。その地域の特徴やその地域の方々とのコミュニケーションを取り、新しい情報とその地域の情報を組み合わせ、その地域の将来のリーダーとなるような人物を育てていただきたいと思っております。

先だって九州農政局、県との会議に私出席しまして、新規就農者への支援、また人・農地プラン事業、農地貸付への踏み切り事業で、協力金やスーパーL資金の金利負担の軽減などがあります。小さい集落単位ばかりでなく地域でできますと聞き、経済部長のところへ行き情報提供のつもりで行きましたけれども、もう部長がこれに取り組んでいるということでありました。もうこういう事業はどんどんこれから取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問に入ります。今後の教育行政について質問いたします。オリンピックも今まで以上にメダルが取れ、今、パラリンピックがっております。あの感動が目にもまだ焼き付いております。なぜオリンピックを取り上げたかと申しますと、菊池からオリンピック選手を出すにはどうしたらいいかと考えました。小さいころから運動への取り組み、環境を整えることが手助けになるのではないのでしょうか。私も中学校の野球、剣道などの観戦に何度か行きました。旭志は全校生徒が少ない中、県の大会に出場し、結果を出してまいりました。水前寺球場で野球をし、テレビ放送される。子どもたちにとってこれはいい記念になったでしょう。しかし、これから今のまどこまで部活ができるか不安であります。私たちが部活をしていたころ

と生徒数が全然現在とは違っております。このままでは存続もままならないと思います。現在、市ではクラブ設立に向け努力しておられます。このクラブと中学校、小学校を結びつけてはいかがでしょうか。少人数で活動ができない、また教える生徒がいらないなどの問題解決には、クラブ設立に合わせて活動ができれば専門的に部活ができ、将来のオリンピック選手の育成にもつながると思いますがいかがでしょうか。

次に、災害時の子どもたちの対応について質問いたします。災害がいつ、何どき起きるかわかりません。もし学校に登校し、勉強中に豪雨になり、家と連絡も取れず、交通網が災害に遭い寸断され家に帰れなかった場合は考えておられるか、質問いたします。

次に、廃校問題について質問いたします。もうすぐ4校が廃校になります。その活用方法については、地元の方々と協議中だと思います。なかなか難しい問題だと思います。ネットで廃校利用を見てもみると、あるところはキクラゲ栽培を始めたそうではありますが、同じようなことを始める学校がいっぱい、現在は売り先に苦労しているようなところもあります。その地域で自分たちで考えても、販売先が見つからなければなかなかうまくいきません。それと同様で、学校利用も学校がこういう状況であります。誰か学校を利用したアイデアを持った会社はありませんかとか、ネットを利用してみてはいかがでしょうか。先だって講演で江頭さんが言われたことで、IT企業はネットで仕事をするので、場所を選ばない。古民家でもできるとのことでした。古民家でなく学校でもいいのではないのでしょうか。ぜひインターネット情報を発信、また大阪事務所でも情報発信をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 中山議員がおっしゃいますスポーツクラブというのは、総合型地域スポーツクラブのことだと認識しておりますけれども、その総合型地域スポーツクラブと学校の運動部活動との連携についてお答えいたしますと、まずその総合型地域スポーツクラブの本市の現状について述べさせていただきたいと思っておりますけれども、本市におきましては体育協会の各競技団体の皆様を初め、スポーツ推進委員の皆様方のご理解とご協力の下に、本年の3月18日に菊池ゆったりスポーツクラブという名称で総合型地域スポーツクラブを設立いたしました。この総合型スポーツクラブは、日本体育協会や県の体育協会が推進しているものでございますけれども、だれでも、いつでも、どこでも、いつまでもをモットーに、気軽にスポーツ活動や文化活動が行えるよう全国の各市町村に最低一つは設立することを目指

して取り組まれているものでございます。クラブの運営につきましては、地域の人たちや会員の皆様方による会費運営を基本として各活動が進められておりますけれども、これは営利を目的とする組織ではなく、自主的な運営による会員制のスポーツクラブということから、学校の部活動とは異なり、地域の指導者や各スポーツ団体から指導者を派遣していただくことを目指しております。菊池のゆったりスポーツクラブは、市民の皆様方への周知に努めておりますけれども、現段階におきましては会員の増加がなかなか見込めない状況にあります。このため、日本体育協会を通し、t o t oの助成事業、自立支援事業、クラブマネージャー設置事業を受けながらクラブの運営を行っております。現在実施している教室は、誰でも参加できるスポーツとしてのバドミントン、フラダンス、新体操、ソフトエアロビクス、弓道、体育教育、バレー等が行われておりますけれども、今後は競技スポーツとしてサッカー、バレーボール、ソフトボール等も取り入れたいと考えているところであります。

そのためにも、こうした体制や取り組みを進めることで、各スポーツ団体から指導者を派遣していただき、楽しく参加するスポーツとともに、競技力を向上させるためのクラブの設置も可能になるものと考えております。

議員のおっしゃいました総合型地域スポーツクラブを育成していく上で、学校の部活動の連携は今後本当に必要なことだと考えております。このことは、文部科学省も推奨しておりまして、子どもたちのスポーツ環境を一層充実させるために、部活動と連携した総合型地域スポーツクラブの充実が期待されるところであります。多様化する子どもたちのスポーツニーズに対して、教職員に望まれるスポーツ指導力の確保は難しく、外部指導者に頼らざるを得ない状況にもあります。しかしながら、総合型地域スポーツクラブの現状としましては、先ほど申し上げましたとおり、求められています競技スポーツのクラブ設置が思うように進んでおりませず、学校部活動のニーズに応えることができない現状であります。今後は、社会体育、そして学校教育の担当課における情報交換にも努め、求められるニーズに応えられるように総合型地域スポーツクラブの推進に努力してまいりたい所存であります。

それから、災害時の子どもへの対応についてでございますけれども、我が国は自然災害が多く、特に近年は地震を初め、これまで経験のない大雨、さらには竜巻等の被害で多くの犠牲者も出ております。皆様ご存じのとおり、本市においても昨年の10月5日午後11時33分には、本市を震源地とする震度5強の地震が発生しました。幸い人的な被害はなかったものの、今後はこのような想定外の災害がいつ発生してもおかしくありません。このような現実を受けて、教育委員会では昨年度末から学校災害対応の推進計画の見直しに着手しました。4月から県に先駆けて新

たな学校災害対応推進計画に沿って、各学校、幼稚園で独自の災害マニュアルを作成し、緊急時に有効に機能するようこれを活用した訓練を徹底するなど共通理解、共通実践をお願いしているところでございます。このマニュアルは授業中はもちろん、登下校中、郊外活動中や休み時間、また学校が休みの日に発生した場合など、考えられる全ての状況下での教師、児童生徒の動きも含め対応について示しております。一例を紹介しますと、本年度作成の旭志中学校のマニュアルでは、児童生徒の安全確保という項目の中に、保護者への引き渡しという計画があり、その内容は日ごろから保護者に対し災害時には保護者に引き渡すまで学校で保護していることを周知徹底しておくこと。迎えに来られる状況であれば迎えに来ていただくことを前提に依頼しておくこと。様々な状況で迎えに来られない保護者については、事前に代理人を申し出ておくこと。これらを明記し、連絡先や引き渡し可能な方々の氏名、避難場所等を書いた引き渡しカードを事前に作成するなど災害時に備えてあります。

大切なことは、マニュアルがマニュアルだけに終わらずに、これを活用した訓練を今まで以上に実施し、緊急時に有効に機能させるよう各学校実践していくことです。7月12日の大水害時には対策本部の中で他市町村に先駆けて午前5時には臨時休校を決定し、各学校に連絡、児童生徒の被害を最小限にとどめる処置を講じました。今後も、子どもたちの命を守るため最善の対応ができるよう学校と一体となって進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 中山議員の廃校についてのご質問にお答えいたします。

4小学校の跡地利用につきましては、今後各校区の区長さん方に校区ごとの推進体制の整備をお願いし、協議や情報の交換をしながら、それぞれの校区に合った跡地利用の方針を検討していく予定でございます。またこれまで跡地利用について各課の利用希望を調査しております。いくつかの活用の希望も上がってまいりましたので、内部での検討を重ね、直接利用できるものがあるかを検証しなければならないと考えております。

ご提案のインターネットを活用した廃校情報の発信や提案の募集につきましては、市のホームページでの公募もございますが、文部科学省による「みんなの廃校プロジェクト」への登録なども考えることができます。この「みんなの廃校プロジェクト」については、学校の情報をホームページを通して全国に紹介し、民間などの活用希望者と利用内容をマッチングさせる文部科学省の取り組みでございます。

このような手法も跡地利用の方針を定めていく過程において、各校区の皆様と協議を重ね検討してまいりたいと考えております。

また、県の大阪事務所を通しての利用指定の発信でございますが、内容によりましては企業にお話ができますようお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 総合型スポーツクラブにおきましては、県下で例のないクラブを菊池市で設立してもらいたいと思います。

災害について、学校の災害について説明を受けましたが、マニュアルもあり安心いたしました。

それから、廃校についてですが、先だって廃校が出ますということの情報を発信しましたら、1万人規模の大学で合宿先を考えてみたいということがありましたので、教育長から写真をもらい、今から送りたいと思っております。これからも廃校跡などいろいろ努力していただきたいと思います。

終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後4時45分

第 3 号

9 月 1 1 日

平成24年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成24年9月11日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（22名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君
23番	北田彰君

欠席議員（1名）

17番 葛原 勇次郎 君

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	雲 田 哲 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	今 坂 康 雄 君
教 育 委 員 長	有 田 征 二 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
議 事 課 係 長	松 原 憲 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） おはようございます。議席番号1番、工藤圭一郎でございます。通告に沿って一般質問に入っていきます。

まず、前回の6月議会での百条委員会委員長報告を市長がどのように捉えられたのかお聞きします。市の職員が百条委員会での調査を受けるというのは、かなり精神的にもつらく、その後の業務にも支障をきたす恐れがあるものと思いますけどどうですか。市長は、それら職員のみんなのトップでありますし、責任者でもあります。私は市長という立場は多くの職員をまとめ、育て、伸ばし、守る、ときには叱りながら一丸となって市全体の職務に当たらせていく、そして市民の皆さんの負託に応えられるようにするために、しっかりと信頼関係を市長を初め職員みんなでつくっていくことが大事であると思っておりますが、そのところがこのことで崩れたんじゃないかと心配していますが、どう考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。先の6月議会におきまして、地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会の調査報告におきまして、次のことを指摘を受けております。

まず、税情報の基本的考え方の問題では、担当部署、職域、職責の違いによって理解の度合いが異なることがわかった。執行部として、さらに研究をし徹底することということで、共通理解を深めなさいということだったと思います。

次に、情報管理の問題におきましては、業務上においてあり得ない処理がこの1年間に頻繁に起こっている現実、事実を重視して、執行部としてあり得ない情報操

作というのがあっていることについて、早急に是正すべきであると。行政情報の取り扱いについて便宜性を優先されるのではなくて、セキュリティをさらに強化することが求められる。

以上の3点の指摘につきましては、市長として真摯に受け止め、早急に対策をとるように指示をしております。現在、改善に向けて調査を進めているところでございます。

市職員との関係につきましては、以前から職員に対し、特に個人情報の取り扱いに関します研修会等を行いまして、個人情報の収集、提供、また適正な利用化に努めてまいりましたが、調査特別委員会が設置されるという事態に至りました。その委員会で職員数名が証人尋問という形を受け尋問を受けたわけではありますが、それは議会特別委員会の権限下に行われておりました。市長としてこのことについて意見が言える立場ではないと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 今の市長の答弁を聞きますとですね、なんだかちょっと他人ごとみたいな、私が言いたいのはそうではなく、この行政のトップとして、その百条委員会設置に対して市職員を守る立場として何か行動なり言動なりができたんじゃないだろうかというところを言いたいことですし、それによって職員との信頼関係、そういうものが成り立っていくんじゃないかなというふうに思って、そういう質問をしたところであります。

それでは、次に市民の皆さんの関心事でもあります菊池市市議会議員の税の滞納の問題についてお聞きします。国民の義務でありますところの税金を納めるということ、そしてその使い道を厳しくチェックする議会議員という立場において、税金の滞納などあってはならないことですし、ないと信じたいという思いであります。しかし、市長は6月議会の一般質問の大賀議員の質問の中で、5月31日現在において議員の滞納はないと答えられました。が、過去については答えられませんでした。もともと議員の滞納があったから、その情報が漏れたとか、漏れてないとか、百条委員会で調べたんじゃないですか。情報が漏れるというのは、職員が漏らさなくても、本人自らしゃべったり、家族が言ったり、例えば・・・・・・・・・・・・・・・・・・があると思いますけど、市長は職員が守秘義務違反することと議員が税金を滞納することとどちらが。

○議長（山瀬義也君） 工藤議員は通告の範囲内でやってください。

○1番（工藤圭一郎君） 当然通告の範囲内でしょう。ところをお尋ねして、質問とし

ます。（「議長、おかしいよ。百条委員会をばかにしたような発言。議会の総意で作った百条特別委員会でしょう。休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（山瀬義也君） 暫時休憩いたします。

○
休憩 午前10時06分

開議 午前10時42分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの工藤圭一郎君の発言につきましては、後日会議録を調査し、不適切発言等があった場合には善処したいというふうに思っております。

ここで、議長より申し上げます。質問は通告の範囲内で行ってください。よろしゅうございますか。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 先ほどの質問が通告外ということでしたので、改めてお詫び申し上げたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。災害時の市役所の対応についてお伺いしたいと思います。今回の九州北部豪雨において、泗水総合支所は浸水し、旭志総合支所は給水作業などに追われる中、本庁は通常業務だったと聞いております。職員の危機管理意識や応援態勢が全く取れていないと思います。

そこでお尋ねですが、7月12日に夏休み、もしくは年休を取っていたという職員は何名おられますか。自宅や地元の地区での災害復旧に当たっていた職員は除きたいと思います。それを最初の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。それでは、工藤議員のご質問にお答えいたします。

7月12日の九州北部豪雨におきましては、0時30分に大雨洪水警報が発令されましたので、本庁及び各総合支所に災害待機職員を出動させておるところでございます。さらに午前2時過ぎから非常に雨足が強くなり、通常の災害待機職員では手薄でございますので増員するように本庁のほうから指示したところがございます。災害待機班や現地調査班は、各総合支所、本庁職員区別なく割り当てているところがございます。泗水総合支所におきましても、本庁勤務の職員が災害待機班として出動しておりまして、当時冠水した車が9台ございますけれども、その中の6

台が本庁勤務職員の所有の車でございます。また、桜ヶ水地区への給水活動につきましても、災害待機班として出動しておりました本庁職員も多く従事しているところでございます。

お尋ねの7月12日に夏期休暇及び年次休暇を取っていた職員は何名いたかという話でございますけれども、自宅や地元地区で災害に遭った、復旧作業等に従事した職員や災害時に出勤できなかった職員を除きますと7名の職員が年休等を取っていたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） この7名の職員は、どこから給料をもらっているかわかっているのかなと思いますけど、危機管理意識が非常に低い。このような職員に市は任せられないと、私はそう思います。この職員たちは処分の対象だというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。7月20日に熊本北高から約100名が泗水地区に床下の泥上げなどのボランティアに来てくれました。終業式で行われていたクラスマッチを取りやめて、生徒自ら自主的にボランティアをしたいと願い出たそうです。今の若い人たちも捨てたもんじゃないなと私は思いました。頭が下がる思いです。この場を借りて、熊本北高校の生徒の皆さんとこのような素晴らしい生徒を指導されている先生方にお礼を申し上げます。やはり校長先生、トップがいいとこのようにいい人材が育つものですね。

さて話は変わりますが、7月14日から16日の三連休でありましたが、菊池市職員約500名中7月14日から16日にボランティアで災害復旧に当たっていた職員は何名ほどいらっしやったか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 工藤議員の再質問にお答えいたします。

夏期休暇や年次休暇につきましては、職員の権利として取得が認められているものでありますが、今回の非常事態を鑑みますと危機管理意識が低いと思われても仕方がないと思います。今後は緊急時の体制整備を含めまして、職員の危機管理意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、7月14日から16日の三連休の災害活動に当たった職員につきましては、災害待機における出勤者73名が待機しておりました。また、災害避難所対応業務に被災地の防疫対策及び災害ごみ対策対応業務、災害復旧業務などで約40名、災害ボランティア活動に関しましては正確な数字ではございませんけれども、

約20名の職員が参加していたのではないかと思います。今後、菊池市地域防災計画の中で災害ボランティアの活用計画等もごございますので、職員のボランティア意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 今のお答えではですね、特に調査してないようなお答えですけど、その後のこの災害に対する検証をする上で、あれだけの災害が発生して、その後の復旧に対して職員が先頭に立って当たるべきだというふうに私は思います。特に当該地区以外の職員を見てみますと、やっぱり無関心・無責任があるように思います。やはりあれだけの災害の時に、やっぱり市長命令でも出して、みんなで復旧に当たってくれというような命令をしてでもですね、全職員で向かうべきだったんじゃないかと私は思いますけど、市長のお考えをお伺いして、最後の質問したいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回の災害につきましては、言葉として、これまでにかつて経験したことのないという言葉で表現されておりますように大変な豪雨でございました。とりわけ菊池地域におきましては、泗水、旭志地域を中心といたしまして山腹の崩壊であったり、河川の決壊であったりということで、もう本当に大変に災害が発生いたしておりました。災害対策本部におりながら、刻一刻と入ってきます河川の増水状況などなどを判断しながら、どういったふうにしたらいいのかということでいろいろと担当部長等々のご意見を聞きながら現場のほうに指示をしたつもりであります。電話線が通じない、あるいは電気が通らない、いろんなアクシデントもたくさんありました。とりわけまた宿直を預かっている方々におかれましても、何十本もの電話が一度にかかってくる、それを今度は内線でつなごうとしても内線のほうもつながってこないということで、不満を、駆け足で上がってこられた姿を思い浮かべております。今後は、やはりこの災害があることを想定に入れながら、今あるものの中におきまして、特に機能が、コンピュータ等々動かなくなってしまうということで、防水的なことを考えていかなきゃならないなというふうに改めて思っております。今後、またそういった職員の機動体制をどうしたらいいのか、消防団との連携、地域振興局との連携、あるいはまた国交省との連携、県との連携、関係する諸機関との連携等につきましても、実際的な防災の実践上のものをしていかなければならないというふうに思っております。防災訓練を今回やるように、

今年度になっておりますので、そういった中におきましても実態を把握できて、そしてそれが実行に移されますように、今後また防災計画等々において詳細にまた精査をして取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 次に、教育の問題について質問したいと思います。

今、毎日のようにテレビ等で報道されております小学校・中学校でのいじめ問題ではありますが、このところのテレビ報道を見てみますと、いじめが起こってからの学校の先生方、そして教育委員会の対応のまずさ、そして自分たちのところでは問題は起こっていないというような「ことなかれ主義」みたいな考え方が私には見て取れるような感じがしてなりません。そこで、きょうは教育委員長、お越しいただきましたけれども、教育委員長のお立場でこの問題についてのお考えなりをお聞かせいただければと思って、まず1回目の質問としたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育委員長、有田征二君。

[登壇]

○教育委員長（有田征二君） おはようございます。初めて答弁をさせていただきます。

7月8日に教育委員長に就任をいたしました有田征二と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

ご存じかと思いますが、最初に教育委員会制度について少し触れさせていただきます。教育委員会は、選挙管理委員会、農業委員会などと同じ行政委員会の一つで、合議制の執行機関でございます。市条例によりまして6名の非常勤の委員をもって組織をされてはいますが、私、教育委員長は教育委員会を代表するものとされております。教育委員会の役割は、教育専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意見を反映した教育行政を実現する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みである教育委員の合議により、大所高所から基本方針を決定いたします。そして、その方針の決定を受け、教育行政の専門家としての教育長が事務局を指揮監督し執行する仕組みとなっております。

さて、今日、滋賀県大津市を初め、全国各地での小・中・高校生のいじめ問題が、毎日マスコミで取り上げられ、大きな社会問題、政治問題となっております。大変悲しいことですが、本日の朝刊に昨年4月、八代市の中学3年生の男子生徒がいじめを苦に自殺したことが大きく報道をされておりました。将来のわが国を担う若者たちが、このようないじめによって将来の夢や希望のみならず命までも絶たれるということは、誠に憂慮に耐えません。本市におけるいじめの実態につきましては昨日教育部長より詳細に答弁がなされておりますので、割愛をさせていただきます。

教育委員会としてのいじめに対する考え方、対処方針について申し上げます。

ご承知のように、日本国憲法には3つの基本理念がございます。その中の一つに、基本的人権の尊重があります。この基本的人権とは、人間が人間らしく生きていくために必要な中で確立をされたものであります。いじめ問題も、精神や身体的自由、教育を受ける権利など、基本的人権の侵害に関わる問題だと考えます。将来の我が国を担う子どもたちには、自他の人権擁護に対する意識、意欲、態度を向上させるとともに、実際にいじめを目撃したときにいじめをやめさせるだけの行動力や実践力が求められています。

また、教育に関わる学校、教育委員会関係者は、「いじめは、人として絶対に許されない行為である」との強い信念と「どの子ども、どの学校でも起こり得るものだ」との認識の下、学校の内外を問わず、しかも子どもの目線に立っていじめ問題に対処すべきだというふうに考えます。今後とも、教育委員会を代表する教育委員長として、子どもたちの命に関わるいじめ問題を1日でも早く解消し、子どもたちが楽しく伸び伸びとした学校生活を送れるよう積極的に提言をしていきたいと思っております。

さらに、菊池の教育がめざす文武両道・廉恥礼節教育の積極的な推進に努め、有為な人材の育成を図っていく所存でございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） ありがとうございます。教育委員長、これからこの菊池市の教育を、本当に陰になり日なたになり支えていただき、子どもたちが安心して過ごせる菊池市であってほしいと願っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

次に行きます。次に、韓国との交流についてということで質問をしたいと思っております。

まず、市長に竹島はどこ領土だと思われませんか。1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） いきなりの質問でございまして、びっくりいたしました。島根県の隠岐の島町でございますので、これは日本国の領土であると考えております。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） そうですか。市長は韓国に特に思い入れがあられるようですが、正常な領土意識で安心しました。国際交流において、政治と文化、スポーツは違うと言いますが、本市は過去に歴史問題や領土問題を理由に韓国からの訪問や中

学生の訪韓を断られています。政治問題と交流を一緒にしているのは、毎回韓国にあります。本市としては、今まで大人の対応をしてきたかもしれませんが、韓国の大統領が日本の象徴である天皇陛下に謝罪しろとまで言われたからには、話は別だと思います。市からの訪韓の取りやめや友好事業の一時凍結をと思いますが、どうお考えでしょうか。市長は、凍結は得意だというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 凍結の得意な福村市長でございます。凍結をすればどうなるのか、食事であれ、食べ物であれ、凍結をしたら凍結の間、食べられなくなってしまいます。菊池の経済も日本の経済も、あるいはまたこの地元熊本県の経済も、やっぱり隣国との関係というものが良好な関係でなければ凍結された状態であっては国益は保てないと思っております。韓国は日本海を挟んだ一番近い外国でありまして、歴史的にも人のつながりが、またあるいは文化的、経済的にも非常に密接な関係があります。領土は国家の主権に関する問題でありますから、国が曖昧な態度、また中途半端な対応はすべきではなくて、毅然とした態度を持って接することが大変重要であると思っております。

ただ、言われたら言い返すとか、あるいはまた殴られたら殴り返すとかいうのでは、さらに悪い方向に、悪い方向にと進んでいきます。いじめの問題、ご質問いただきましたけれども、いじめの現実を白日の下にさらすということがまず第一であろうと思います。その中で、どこが論点が違うのかということで、それぞれの国であれ、個人であれ、主張の違いというものを解決することが最も大事ではないのかなと思います。今回の問題で全てを壊してしまうことがないように、毅然とした態度で臨むと同時に、一時的な感情というものに流されてはいけないと思います。これまでもいろいろと障害がありましたけれども、やはり教科書の3年おきの見直しであったり、口蹄疫であったり、新型インフルエンザであったりと、たびたびこのお互いの子どもたちの交流を初めといたしまして市民の交流も一時的に見送らざるを得なかったこともありましたけれども、これまで本当に長きにわたりまして泗水旧町が結ばれました金堤市との交流も続いておりますし、清原郡との交流も進んでおります。中国・山東省泗水県との交流も続いております。このことは、もっとこれからも大事にしていかなければならないと思います。なお、私もこの今回の李明博大統領の竹島上陸や、あるいはまた天皇陛下に関しますところの数々の発言に対しましては、当初は非常に違和感を持って、何でという思いでありました。日本と韓国の橋渡しになるということで非常に身近な大統領の存在というものを企業

家から出られたということもあって、素晴らしい大統領が両国の関係修復してくれるであろうというような思いを持っておりました。ところが9月9日の朝日新聞におきまして、李明博大統領は9月5日に日韓関係に詳しいこの学者関係、専門家を緊急招集いたしております。これまで、今、工藤議員が言われたように日本国、大統領に対する発言等々がマスコミによって伝えられてきたわけではありますが、このことに対して緊急招集した学者・専門家の先生方からの中において、大統領の発言自らの発言の真意が伝わっていないとしまして、歴史問題については首相が何度もお詫びをする、いわゆる日本国の首相がこれまで何度もお詫びをしまいいりました。そのお詫びをするよりも、日本で最も尊敬されている天皇陛下が訪韓をさせていただいてお言葉を述べられれば、容易にこの問題については解決されるであろうと、そういう意味を含めてスピーチをした思いであると述べるとともに、私は李明博大統領は、私は日本と真の未来志向の関係をつくりたいだけだと、こういった発言が報道されておきまして、これまでの発言のマスコミの伝える内容と全く真意が違うということで否定をされておきます。就任直下におきましては、シャトル外交として、本当にお互いが気軽に行ける隣国としてのおつきあいをしまししょうということをおっしゃってこられたはずであります。

こういったことで、これは政府の要人などの発言の真意がメディアで正しく伝わるのが困難であると、こういったことを示した端的な例であると言えるのかもしれませんが、何かを言えば、マスコミを通じて伝わります。そしたら、何か疑惑があると書かれたら、もう犯人を決めつけたみたいになってしまっていて、それを犯人としてしまう要素があります。疑惑が、疑いがあるということでありまして、先ほどの職員の情報の云々ということにつきましても、やっぱり職員の皆さん方には大変な迷惑なところがあると思われるかもしれませんが、やっぱり真実を明かすためには、その場に出て自分の正しいことを正しいというふうに述べていくべきではないのかなというふうにも思います。

いずれにいたしましても、本市の友好都市を初めといたします韓国・中国とのことにつきましては、国と違って、特に今回の韓国につきましては、また尖閣の問題も出てまいりますので、中国との関係もぎくしゃくしてくるかもしれません。地方自治体レベルであるからこそ、一時的な、先ほど申し上げますように感情に流されなくて冷静な感覚、冷静な対応でお互いの信頼関係を築いていくことが私たち地方自治体、それが地方同士の交流であろうと、このように考えておりますので、ぜひひとつひとつの各位におかれましては、一時的な感情、あるいはマスコミの活字一つ一つに踊ることなく、正常な一つの判断の下にご理解をお願いいたしたいと思っております。

ちょうど一昨々日に釜山の国際観光展に行ってみりました。こういったときだから、もう行かない方がいいだろうと、いろんな疑いを持たれたり、何という考え方だと言われるかもしれません。そういった思いがありましたけれども、だからこそ私は行くんだと思ってまいりました。先方の釜山の市長さん、それからまた日本国の駐釜山総領事などなど多くの経済人等も含めましてお話をしましたけれども、全くそのことについては遠慮なく物を言っても、それについては「馬鹿の一部がそんなことをやっているからですね」というようなことであって、日本に対しては大変深い造詣を持って今後の交流を求めておられるということでございました。そういうことが地方自治体、そして地方に委ねられている、非常に草の根の交流というものが将来に大きな国交になってくるのではないかと、このように思っておりますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 市長のそのものすごく韓国に対する信頼感というのが、今言葉で伝わってくるんですけど、私は先週その市長が韓国に行かれていますというのを新聞でも見て、ここにすぐ来たんですけど、実際心配しました。何かあるんじゃないかと思ってですね。菊池市のトップが向こうに行つといて、何かがあつてということが起きやしないかと思ってですね、ものすごく心配した一人であります。今の国が考えるべき時期のときに、一地方の首長が、思いは十分わかりますけど、やっぱり自粛すべきではなかったのか。もう1点考えるとすれば、これだけの災害が起こっている中で、できればその被災者にそういう部分で使えるお金を回せるんだつたら、本当に市民の皆さんから理解を得られることだろうし、今韓国に行くことが市民の皆さんに本当に理解していただけるか、そこがやっぱり私は、どうしても市長がそこを理解してないなというふうに感じます。本当にそこまで韓国に対して強い思い入れを持つことが本当に必要なのかなというふうに思ひまして、この質問は終わりたいと思います。

最後に、庁舎整備についてお尋ねしたいと思います。今回の庁舎整備3案ありますけど、3案とも市営プールの上に建物を建てるという計画になっています。私の記憶では、市営プールはなくなる話は一度も出てきてないなというふうに思っております。新たにつくるのであれば、まずその市営プールの計画を示すべきじゃないかというふうに思います。そして、基本構想・基本計画についても同じではないかなというふうに思います。庁舎の整備方針が決まらなないと、やっぱりなかなかその基本構想・基本計画がつかれないという言い訳かもしれませんが、基本構想・基本計画、これは菊池市全体、そして市民全体に関わる方向性を示すものだというふう

に思います。全市民にとっては、本庁舎の整備方針を優先するのではなくて、全体の構想、全体の計画を優先しなければならないはずで、そのことを踏まえて、いつごろこの基本構想・基本計画ができるのか。また、今の庁舎整備には一体総額いくらかかってくるのか。当然、プールの移設費用、駐車場の整備、花房の圃場整備地内での公共用地の土地取得など、全て含めて総額いくらかかるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎等の整備を検討するに当たりまして、市営プール敷地への増築が多くの視点で考えた場合に、有利なことになります。そこで、3つ整備案をお示ししておりますが、議員が言われますように配置計画は3案の中でプールを一つの要件としているということでございます。質問の市営プールにつきましては、昭和37年に建設をされまして、既に50年が経過をいたしております。いろいろな関連する機械等も含めまして老朽化が進んでいるということでございます。

また、旧菊池市の新市の建設計画事業といたしまして、合併当初より整備することで計画をされていまして、庁舎等は別事業として現在まで担当課において検討を行ってまいりました。いわゆる庁舎を花房台につくるということで、このプールのほうはプールとして別事業として現在まで進めるように担当課において検討したということでございます。しかしながら、議員が述べられますように、庁舎が現本庁舎を中心として整備をするという方向になりましたので、このために庁舎等整備基本構想・基本計画案の策定時に合わせまして、市営プールの整備方針も決定していかなければならないということでございます。

次に、基本構想・基本計画がいつごろできるのかということでございますが、当初予定しておりました時期からいささか遅れてまいります。不測の事態、新たな検討が必要となりましたので遅れておりますが、12月策定を目標としております。

次に、庁舎等整備に総額いくらかかるかとの質問でございますが、3つのこの整備案につきましては概算事業費を先進事例の単価を参考にいたしまして算出いたしております。駐車場の整備につきましては、工事は外構工事の中に入っておりますが、駐車台数の確保の点からいたしますと、どの案になるか、まだ1案、2案、3案の試案の段階でありますので、現時点ではこの算定ができない状況にあります。ただ説明いたしました額に公民館を含めますところの第2庁舎から第4庁舎の建物につきましては、大変老朽化しているということでございますので解体しなければなりません、その解体費は含んでおりませんでしたので、その分が4,000万円から5,000万円が必要となろうかということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） この庁舎整備計画は、将来本庁とできるような庁舎をつくる計画であるはずですから、今一度、一からきちっとした計画を立てて、全市民に説明して、それからしっかりと意見を聞くことが大事であると思います。合併特例債の延長は決まりましたので、慌てて進めることはないんじゃないかなというふうに思います。見ていますと、計画、今、市長はまだ3つの案の中からどの案にとというようなお話ですけども、今まで全員協議会、地域審議会、そのあたりの説明の中では、大体3案ではないかというようなお話があったかに思いますけれども、その3案を進める中で、もうそろそろ総額の事業費あたりは提示していただかないと、どうも総額が見えないまま、それは後からですよという話では、本当にみんなの議員さんたちが納得できるのかなというふうに私は思います。特に私は納得できません。だからなるべく早くその総額で、大体この庁舎整備、このぐらいですよ、全て含めていますよというようなお話をしていただかないと、私たちも市民の皆さんに対してしっかりと説明ができませんし、市民の皆さんの理解も得られないんじゃないかなと思いますけど、そここのところは再度お聞きしますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 特例債が5年延長になったということでございまして、私たちの菊池市は平成17年に合併をいたしまして10年間以内にこの新市としてのあらゆる計画に基づく公共施設の整備を進めていくという場合には、10年以内に完成すること、すなわち26年までに完成することによって合併特例債という有利な特例債を仰ぐことができると、そういうことで26年を目指してやってきました。ただ、この思いもよらない3・11の大震災が発生したということによりまして、日本のいわゆるこの経済的な行為というのか大きく東のほうに寄っていつているということで、人も物もお金も東日本のほうに費やして、1日も早い復興と復旧を目指していかなきゃならないということでありました。

そういったことも含めて、合併をして10年間という中において、後半のあと5年と、あと4年というような年数が近間ってくる中で、我々の合併した特例債を仰いでやろうしても、なかなか資材も手に入らない、ダンプカーから重機からいろんなやつが非常に難しい状況になっていると、資材が手に入らない状況になっているというのはご案内のとおりであります。できるだけ東日本に集中して復興をしてほ

しいということもありました。

そういうことからして、東日本のご当地においては、合併した市というものは、この10年間、残りあとの5年間でできるのかといたら、全く庁舎そのものどころではなくて、公共施設のあらゆるものが、建物そのものが土壌の改良なり、あるいは堤防を高めるなりしなければできないという状況にあるために、これについては特例で、今までの10年間の合併特例期間というものをさらに10年間延長するという事で決定をされました。併せて、私たちはそのことの影響の中にあって、10年間というものについては、さらに私たちも被災地ではありませんけれども延ばしてほしいという状況で全国の市長会を通じて政府に要請をしてみました。その結果、この被災地は10年延長20年になる。それから、被災地でない私たちについては10年間で15年になって、平成31年まで延びることができたということでございます。そのことによって、幾分のゆとりができたということをおっしゃっているわけでありますが、これについては、やっぱり合併の目的であります合併効果を1日も早く発揮するためには、本庁方式でいくということが決定をされております。そして、支所については、総合支所については支所方式でいくということになって、本庁支所方式というもので進められてきているわけであります。そういう意味で、この1年でも早くやっていかなければ、この効果が表れないということが大きな目標として取り組んでまいっているところであります。この3案につきましては、昨日の質問にもお答えしましたように、今議会中に何とかこの皆様方に改めてこれまでの審議の経過等々についてご説明を申し上げながらご意見を伺いたいな、このように考えております。私たちが5年間を急いでいるということではありますが、5年間延長されたんだから急ぐ必要性がどうなのかといったこのご疑問もあるかと思いますが、計画に従ってやっているものでありまして、この計画どおりにいけば本当にいいわけですが、やっぱりいろんなアクシデントもないとは言えません。そういった意味からすれば時間的余裕というのはそこそくないというふうに思っております。

それから、予算面はどうなるんだということではありますが、あくまでも庁舎だけでいけば31億円前後のものであろうと、そういったことで昨日の東裕人議員のご質問の中でも30億円以下に納めることはできないかというようなお話でございましたが、庁舎のみであればそれで何とかいけないうわけではないんじゃないかなという思いはよぎります。ただこの後については、プールは別の事業でありますし、生涯学習センターも一体化すれば庁舎と思われがちかもしれませんが、生涯学習センターというのが付けてくるということでありまして、そういうことをかれこれ引くくめた場合に、この総合計画・基本構想・基本計画が12月に上がりますが、大

体その前段ぐらいには概算の分は出てくるだろうと思っておりますが、皆様方に説明した過程においては47、8億円ぐらいになるんじゃないかといったことを申し上げたかなと思っております。これからさらに煮詰めて、なるべく早い時期に皆様方、議会のほうにご報告を申し上げたいとこのように考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） この計画を市長はやっぱり進める、早く進めたいというようなお話ですけど、何名の議員さんかが質問の中でも、一般質問でも言われていますように、総合支所の機能を充実してほしいと。特にこの水害があった後に、余計にそれを実感したというような話の中で、計画が多少変更してくるんじゃないかなというふうに思います。それを、いや進めていくんだということじゃなくて、やっぱりしっかり見直して、計画を練り直し、どうだったのか、まだ災害の検証もよくできてないようなきょうの質問の中でも感じました。やっぱりそこをもう一回ですね、しっかり検証して、どういう体制で菊池市がいくのか、そこあたりをしっかりと決めてから進めるべきであるというふうに思いますけど、もう市長の答えは求めずに、これで終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。午後の会議は1時から開会します。

○

休憩 午前11時26分

開議 午後 零時59分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） こんにちは。議席番号4番、岡崎俊裕でございます。

先の7・12の集中豪雨によりまして被害に見舞われました市民の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧・復興を願うものであります。

それでは、一般質問に入ります。今回は2点通告をいたしております。1点目に、防災意識の高揚について、2点目に学校規模適正化に伴う廃校4校と地域振興についてであります。

1点目の防災意識の高揚についてであります。今回、十数名の方が同様の質問を通告され、先の工藤議員で5名が終了されております。私は私なりに質問をしたいと思っておりますので、できるか、できないか、そうします、ありがとうございましたと

というような前向きなご答弁をいただければ大変うれしく思っております。簡潔にお答えをしていただきたいと思います。先の3・11東日本大震災、また大津波、福島における東京電力の福島第一原子力発電所事故から1年半が経ちました。未だ行方不明者が2,800名ほどいらっしゃるということでもあります。未だに復旧・復興のめどは立っていません。また、去年は台風12号による紀伊半島、三重、奈良、和歌山各県の豪雨災害があっております。さらには、本年も関東地方における竜巻被害があっておりますし、先の九州北部豪雨災害などなど、私たちの身の回りには生命・財産、そして地域コミュニティまで一瞬にして奪ってしまう、無くしてしまうような予測もつかない災害や危険が近年は特に多くなった気がいたしております。このことから、日ごろからいつ起きるとも知れない災害などに備え、一人一人が防災意識、危機管理意識を持つことが大切であると思っております。去る9月1日は防災の日でありました。防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ復興を図ること、以上のとおり、災害対策基本法第2条で定義をいたしています。

そこでお尋ねですが、菊池市にもハザードマップである菊池市防災マップが定められています。防災などを含め自治の基本は自分たちの身、家族のことは自分たちで守る、自助の精神であり、地域のことは古来から習慣としてもやいや手間返しなど、地域で連帯して助け合う共助の精神であります。そして、市民の生命・財産を守り、安全・安心な暮らしと地域コミュニティの維持・確保を図る行政、各自治体の支援する公助であります。今回の7・12九州北部豪雨災害等も含めて、菊池市が定めている菊池市防災マップは、市民と共有できているでしょうか。また、何ごとにおいても職員の危機管理能力、災害発生時への対応力が求められますが、日ごろ実施されている職員への防災意識の高揚等についての取り組みも併せてお答えください。

以上、1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

大地震や豪雨などの自然現象は、人の力では止めることはできませんが、災害による被害は私たちの日ごろの努力によってある程度は減らすことができると思います。議員が述べられたとおり、「自分たちの命は自分たちで守る」これが防災の基本であります。地域住民の連携に基づき、災害の発生時に住民が連携を取り、互いの身を守るための防災活動を行っていただくことが最も効果があると思います。普段できていないことを災害時に行うことは困難であります。平常時からの備えが一

番であると考え、防災マップを作成し、全世帯に配布しているところでございます。現在ございます本市の防災マップは、大雨による「土石流危険溪流箇所・土石流危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所・浸水想定区域」などを地図で示し、危険箇所を市民の皆様把握していただき、早期に避難していただくため避難場所の位置図を示したものでございますが、併せて防災意識の高揚も目指すものでございます。

しかし、現在の防災マップは、平成19年度に作成しましたもので、平成2年7月の梅雨性洪水を想定したものであり、今回のような豪雨を想定したのではなく、想定外の区域が浸水し、避難場所が浸水するような事態になったものでございます。今回の豪雨を教訓に、本年度は現在の防災マップを見直し、新たに防災マップを作成し、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられますよう自主防災組織の設立と併せて、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、職員の防災意識の高揚でございますけれども、菊池市地域防災計画で職員の心得として、日常の備え、災害時の備えが定められています。本市の災害対策マニュアルの研修会等を行っていくとともに、本年度は総合防災訓練も行って、職員の意識を高揚したいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） 再質問に入ります。

防災マップについては、平成19年度版ということでございました。新たな防災計画、防災マップというのが必要であろうと思います。早急に取り組んでいただき、市民への周知・共通の理解をもって、また職員も同様に共通の理解を持って取り組むことが必要ではないかと思っております。

再質問では、本年4月1日から防災担当部署であります防災交通課が昨年までの総務部から組織の改革によりまして市民環境部へと所管が移りました。このことにつきましては、本年3月開催の第1回定例会において、「私としては行政組織上の筆頭部総務部が適当であるとしてお尋ねをしたところでありますけれども、そのときの答弁を要約しますとこのように当時の部長はおっしゃっております。大規模な自然災害は言うに及ばず、感染症等あらゆる災害を想定して、その災害の発生時に市民の安全確保や災害の拡大防止に迅速に対応できるように体制の整備を考えて行った。特に災害の被害が甚大である場合は、復興までの期間が長期化することも考え、関係課が連携して対応できるように組織の改編を行った」という答弁でありました。私が考えますに、行政組織上の筆頭部というのは現在の総務企画部だろうと

思っております。そのことが現在では市民企画部にその防災関係の重要な組織が改編されているという状況であります。このたびの九州北部豪雨では、本市でも夜半、早朝から家屋への浸水被害を初め、農林業、河川、道路、公共施設など様々なところで甚大な被害の発生が予測され、実際に発生をいたしているところでもあります。緊急かつ迅速な対応が求められる状況下にあったと私は推測をいたしております。

そこでお尋ねをしますが、7・12集中豪雨災害時において、組織改革により総務部から市民環境部へ所管が変更された直後の大災害であります。本市の防災体制組織は、国・県あるいは近隣の市町村、消防団、各行政区などなども含めたところの連携・機能等の維持確保は問題なく十分にできましたか、お尋ねをします。

また、今回の大災害を受けて、菊池市総合防災訓練の必要性、実施の予定はありますかとお尋ねをするところでしたけれども、今答弁がありましたので、この点については省略をさせていただきます。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 岡崎議員の再質問にお答えいたします。

今回の豪雨災害につきましては、本市は早期に災害対策本部を設置しており、県菊池地域振興局や菊池警察署、また国土交通省菊池川河川事務所からも本市に参集させていただいており、関係機関との連携はおおむね取れていたと考えております。消防団に対しましては、消防団長に災害対策本部に参加していただき、消防団全分団に対し出動要請を行い、情報を収集するとともに、地域の警戒や救助に専念するよう警戒発令をしていたところでございます。何分にも市内全域におきまして浸水・土砂の流入等の通報が入ってまいりましたので、現場にいる消防団との連携を中心に防災活動に取り組んだところでございます。

このような状況の中、区長や市民の皆様から自己避難、道路の浸水、道路や林道・農地・山林等の崩壊など、様々な情報が入ってまいり、その対応に追われていたような状況でございます。今後、災害対策全般にわたりまして検証をしていく中で、防災マニュアルを再点検するとともに、災害対策本部を初め災害対策に係る全ての組織が、より機能しやすい組織づくりに努めてまいりたいと考えております。本年度は、職員の危機管理能力、災害発生時への対応力向上を目指すとともに、市民の皆様の方の防災意識の高揚及び地域防災力の向上にも図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） ただいま答弁をいただきました。おおむね取れていたというご答弁でありました。おおむねということは、未確認な部分が多々あるというふうに感じます。

再質問を行いますけれども、3・11の東日本大震災以降、自分たちの命は自分たちで守るという機運がさらに高まってきました。菊池市でもこれまでにいろんなところで児童生徒の登下校時には保護者、PTAによる安全パトロールや地域みまもり隊、あるいは民生児童員さん、認知症サポーター、区長さんたちがそれぞれの行政区と地域・校区で暮らしの安全・安心、地域コミュニティの確保に時間を惜しまず努められてきたところであります。先の7・12の九州北部豪雨では、これまでにない集中豪雨による水の脅威と恐ろしい水害を経験されています。このことによりまして、災害発生時に備えた危機管理意識を自ら持つことの大切さを改めて実感させられたのではないかと思います。菊池市における自主防災組織は6組織のみと聞いております。熊本県内の平成23年度の自主防災組織の組織率は全国平均が75.6%に対しまして県は55.2%止まりで、都道府県別順位では41位と、大変低い状況であります。このため、県は平成27年度中に組織率80%達成の目標を掲げ、組織率向上に向けた取り組みを行うということであります。9月1日の県内市町村の防災体制が紙面に掲載されておりました。ご承知のように菊池市は恥ずかしい限りですけれども、最下位であります。自主防災組織の組織については、14市町村が100%と答えているわけですね。菊池市は13%、その次多いのが山鹿市26.4%。組織率が3割にも達しておらず、住民の防災意識は地域によってばらつきが大変あるということで報道を見ております。本市でも市民の生命・財産を守り、安全・安心な暮らしを保障し、地域コミュニティの維持確保を図るためにも、各地域・行政区に自主防災組織、ここでいう自主防災組織というのは、私の考えるのは当然小・中学校等も含めた教育機関、あるいは高齢者や独居老人、認知症などの福祉関係の弱者、それに消防・交通等を含めた連携した総合的な防災組織を考えています。この立ち上げを積極的に推進するとともに、強力な行政の支援が必要であると思っております。支援とは、新年度には予算化をして、組織の体制づくりを進めてもらいたいという考えであります。このことについては、最後に市長のお考えをお聞かせいただければと思っております。

以上、3回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 去る7月12日の豪雨災害を経験いたしまして、地域におきま

す防災活動の重要性というものを強く感じ、普段から地域での活動、連携が防災の対策について大変重要な要素であるということを改めて認識したところでございます。行政区に自主防災組織が設立をされますと、市民一人一人が自分たちの身は、地域は自分たちで守ると、そういったお互いの同士の助け合い、それが一体となることで災害やそのあらゆる危機に種別に関係なく迅速に対応できる体制が構築されるものだと考えております。本年度は自主防災組織の立ち上げを積極的に進め、最高10万円の補助金を交付することといたしております。ただいまご指摘ありましたように、非常に全国的に熊本県、本県は自主防災意識が低いと、50%少々であるということをごさいますて、これを何とか27年までにおいては80%を目標として努力をしていくということではありますが、本市におきましても大変低い防災組織率について目標を定めながら頑張っていかなきゃならないと思っております。今後は、各行政区の自主防災組織がより多く結成がされますことに向けて、予算化もちろんであります、しっかり取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） ありがとうございます。市内100%行政区に自主防災組織ができることを願っています。

次に移ります。通告の2点目でありますけれども、学校規模適正化に伴う廃校4校と地域振興について。このことにつきましては、行財政改革の一つの項目の柱でもあります。廃校する4校のうち龍門小学校、水源小学校、迫水小学校は平成23年の第2回定例会6月議会で、また河原小学校は平成24年第1回定例会3月議会でそれぞれ菊池市立の小・中学校設置条例の一部改正条例が本議会において上程され、可決をされています。このことを受けまして、龍門小、水源小、迫水小の3校は菊池北小学校へ、河原小学校は隈府小学校への統合が、平成25年4月1日と決定をされているところであります。これら4校の統廃合につきましては、行革に定める事項の中で学校規模適正化審議会の答申によって進められていることは承知しております。本年3月議会において行革大綱の進捗状況をお尋ねしましたときに、その中の1項目であります。行政改革というのは、やっぱり市民の理解と協力、さらには行政、市への信頼が大変重要であるということから質問をいたしました1項目であります。3月議会での質問を要約しますと、伝統ある学校跡地の利用については、地域住民、保護者、卒業生などにとっては大変重要かつ大きな課題であり、当然廃校と地域振興をセットで考えるべきであると質問をいたしております。当時総務部長は、平成25年度学校統合後に市長部局への所管となりますので、それまでの間

も含め教育委員会と企画部企画振興課で関係校区の皆さんのご意見をお伺いし、先進事例の調査や情報の共有を図りながら進めていくこととしております、このように答弁をいただいております。

そこで1回目の質問ですが、このことを踏まえて大綱が決定されています4校区の学校跡地を含め、地域振興策について今日までどのような取り組みが実施されましたか、お伺いをします。

なお、先の6月定例会で東裕人議員に答弁された内容と重複するような内容は必要ありませんので、私にだけ新しい情報をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

平成24年度で閉校となる4つの小学校の跡地利用につきましては、3月の定例会で岡崎議員の質問でもお答えいたしましたとおり、教育委員会と企画振興課が連携を図りながら準備を進めているところでございます。今日までの取り組みとしましては、熊本市で開催されました廃校や余裕教室を活用した地域コミュニティづくり全国サミットへの参加、全国の優良事例の情報収集を行っております。またインターネットにて文部科学省のみんなの廃校プロジェクトでの学校跡地利用の先進事例についても調査をいたしているところでございます。平成24年度当初から教育委員会と数回にわたり打合せ会議を実施し、各小学校の施設の維持管理や備品について情報を共有化しているところでございます。7月初めには各部長、各総合支所長をメンバーとし、様々な企画に関して検討する企画振興検討委員会を設置し、各小学校の概要や跡地利用のスケジュール等について検討・確認をしたところでございます。また、閉校後の再利用について、各課の利用規模を調査いたしました。この結果につきましても、実現可能な計画に結びつけることが可能であるかの検証を進めていきたいと考えております。

さらに、8月中旬には各校区の地区長の皆様にお集まりいただき、地区長会議を実施し、各小学校の概要と跡地利用の今後のスケジュールについて説明を行い、今後の進め方について承認をいただいたところです。具体的には、今後各校区の区長会議を開催し、跡地利用の地元推進体制の立ち上げにつなげるとともに、企画振興検討委員会の下に関係課で組織する学校跡地利用専門部会を設け、地域の皆様と学校跡地利用専門部会が連携して協議・検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

○4番（岡崎俊裕君） ありがとうございます。

2回目の質問ですけれども、この質問をするに当たっては、学校跡地の活用と地域振興、行政主導主体でなく、住民、地域の方々が主体的に、自主的に取り組むことを前提にさせていただくほうが、より地域に密着した跡地の利用ができるんじゃないか、地域振興策が生まれてくるんじゃないかということ踏まえて、今回は質問をしているところであります。全国には様々な事例があると思いますが、それぞれに地域性、諸条件等が違い、本市の4校に参考にできるかはそれぞれ疑問が残りますけれども、この際、地域主体、地域主導で跡地を活用し、地域振興策をさぐるということを進めるためには、私は行政からも地域に担当者を張り付けてですね、一緒になってその方策をさぐるということではできないかということ考えたわけでございます。河原小学校区は人口が現在1,442、世帯数で472ということであり、水源小学校区は人口で1,065、世帯数で340、迫水小学校区は人口で1,247、世帯数が485、龍門小学校区は人口が983、世帯数が304、これは本年の3月31日現在の人口と世帯数であります。この4校区と同様に小学校跡地を利用した取り組みがあっておりますので、私の調べた範囲の一つの例を挙げたいと思っておりますけれども、この取り組みをしているのは和歌山県の田辺市の上秋津地区の事例であります。グリーンツーリズム施設として平成8年11月にオープンをいたしております。和歌山県田辺市といいますのは、紀伊半島の南西部に位置しております、近くに有名なのは熊野古道でありますね。ちょっと離れたところは白浜温泉、そしてこの田辺市には弁慶ゆかりの闘鶏神社というのがあります。今、平清盛のあれがっておりますけれども、源平合戦にそのときの水軍がどちらにつこうかということで、この闘鶏神社で、白と赤の闘鶏で闘わせたところ、源氏方、白のほうにつくということで、大変有名になった闘鶏神社であります。ここには義経の遺品もあるということ聞いております。そういう田辺市でありますけれども、現在、ここも合併をして、昭和の合併と今度の平成の合併が行われておまして、17年の5月1日で合併をしておまして、面積は1,022.77k㎡で、菊池市の約4倍、菊池市は276.66ですので4倍近くありますね。人口は8万、1.5倍ぐらいですね、世帯数は3万5,000、うちが1万6,000世帯程度ですね、2.2倍ぐらいでしょうか。この一つの地域で取り組んでいるのか、その秋津のガルデンというグリーンツーリズムの施設であります。特徴がですね、行政に頼らない運営を図るということで、自分たち出資して組織をつくられているということでありますし、その組織の株主は議決権を持った株主とそれ地区以外の人たちは議決権のない株主ということで、何しろ事業化に向けて取り組みが、合意形成が時間を掛け

てゆっくり時間形成をされたというこの取り組みが非常にほかと違って行政主導じゃなく、地域住民の地区の主体性でできているところは、非常にほかのところと違った取り組みだろうということで上げたんですけども、取り組みは平成3年9月からあっておりまして、5カ年間でオープンにこぎ着けたところでありまして。この田辺市というのは中山間・山間地域が多くて、海端の現在の田辺市の市街地がわずかに平坦地と、あとは海ですね、そういう地形で、南高梅で有名なところですね、そういうところでの取り組みです。ぜひこのことも一度確認をされれば大変参考になる事例ではないかというふうに思っております。

そこでお尋ねをしますけれども、先ほども言いましたように、4校区にですね、職員、地域担当制、このことについては以前に尋ねておりますし、隈部議員さんたちも地域担当制についてはお尋ねになっております。行政もですね、本気で地域振興と跡地利用を図るということを示すためにも、職員を4校区に張り付けると、一緒になってやっていきたいと思います、行政のやる気を見せるのが必要じゃないかと。そして、地域住民との協働で、時間をかけてでもじっくりと学校跡地の活用と、それぞれの地域に合った地域振興策の策定に着手すべきではないかということ考えた次第です。特に菊池市は熊本県立大学と協定を結んでおりますので、この和歌山の事例も和歌山大学の支援をいただいてされております。ぜひ県立大学の活用を含めてですね、地域の住民の方々と行政が一体となって跡地、地域振興策を考えることが一番いいのではないかという考えの下で質問をいたしておりますので、市のお考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

議員よりお話がございました和歌山県田辺市上秋津の廃校を利用した農業体験宿泊施設秋津のガーデンを調べてみましたところ、単に学校の跡地のみを利用した取り組みではなく、地域ぐるみでグリーンツーリズムを確立した全国でもトップクラスの地域振興策であることがわかりました。また、この取り組みに地元の農家の皆様や地域内外の489人の方が出資をされて、一丸となってまちづくりを成功に導くことができた背景には、昭和32年に上秋津の財産を上秋津の人で守るという当時の人たちの思いで結成された愛好会から始まり、おおよそ半世紀もの長い期間を掛けて形成されてきた村づくり、まちづくりの基本的な考え方が根ざしていたからのございます。今回の本市における学校跡地利用の進め方につきましては、急激な社会変化に伴い、子どもたちの教育環境の改善を目的に、平成25年4月より学校の統廃合が実施されるわけですが、跡地利用の方針の検討については、今年

度から地域の代表者の皆様と協議をしながら進めていくことにしております。今後実際に地域との協議の詳細を詰めていくために、関係する各課で構成する学校跡地利用専門部会に諮りながら、4校区ごとに跡地利用の方針を検討してまいりたいと思います。

また、地域担当職員制度は、地域と行政とのパイプ役として担当地域への情報提供や地域づくりへの支援、調整活動を行い、地域住民の皆さんと一緒に課題や問題をさぐり、その解決方策を検討していく制度として考えられています。さらに、その手法としましては、行政が半ば強制的に地域に入り込むのではなく、地域が主体的、自主的に活動を展開することを優先して進めていき、それによって地域の自治力を高め、継続可能な地域振興を図ることにあります。つきましては、地域担当職員制度は市内全域に均一的な情報をもたらす制度として捉えておりますので、ご質問の学校規模適正化による4校区の地域振興には、それぞれの地域の多様性を尊重し、活動を後押しするためのコミュニティ助成事業や地域づくり推進事業によりまず各地区の皆様が自ら考え、自ら実践する地域づくりや人材の育成を目的とした地域コミュニティによる市民活動の育成支援の一貫として、これまで同様地元職員の地域参画の促進をしてまいりたいと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） ありがとうございます。それぞれ4学校区については、これまで小学校を中心としてですね、地域づくり・まちづくりが推進をされてきております。それを絶やすことなく続けていけるような仕組みづくりをしていくのが行政の役割ではないかと思うわけですね。廃校でとぎれては、もう何もありません。ですから、実際いうならば、これが決定した時点から行政はもう取り組みに入っていかなきゃならん、地域の皆さんと一緒に。跡地が出たから取り組むというのは遅いんですよね、実際はもう決定したならば、その時点で地域の皆さんと主体的に話し合いを進めながら、どういう取り組みが必要なのかというのをしていくことが行政の役割だろうと私は思います。そういう意味では、今後ですね、もうちょっと時間はありますけれども、もう来年の4月1日ですので、時間的な余裕はほとんどなくなっているということですので、こちらからでもやっぱり地域の皆さんと話し合う機会を多く持っていくということが一番大切ではないかと思っておりますので、そういう取り組みについてできないか、最後に市長、お願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 岡崎議員の質問、そしてご提言に対しましてお答えになるかどうかちょっと心配になってまいりましたが、まず市職員の中には日ごろから地域の消防団活動、あるいはまたそれぞれの町内会の区の役員とか、会計などになっている地域の一員として活動しているものや、また市の相談員とか要望等についても地域から頼られている、すなわち地区担当的な役割が必然的にこの担っているというふうに思っております。そこで、現状をより、さらに把握をするためには、現在の職員の行政区との関わり方、制度に対する意向調査など、職員アンケートを現在実行・実施をしておるところであります。今現在、どういったことで地区との関わり合い方がそれぞれの職員皆さん方があるかということを知るべきであろうということでもあります。なお、先ほど総務企画部長が申しましたとおりに、地区担当職員制度というのは、少なくとも市内全域にそれぞれの地域に対します均一的な情報の提供、そしてまた情報の提供に基づきます地元の皆さん方のお考えということを受け止めながら、地域振興を図ると。その中の一つとして学校跡地の利活用ということになろうかと思えます。地域振興を図る制度とは少し異なるのかなというふうに学校跡地の問題は考えます。しかし、ご質問の中にありますとおり、地域を元気にするためには、そのためにこれまでの文化のシンボルでもあった学校というのがなくなると。そのこれまで蓄えられました皆さん方の協働の精神というものを大切にしていかなければなりませんし、その地域活動が、おっしゃるように途絶えないように継続していくためにはどうするかということでもあります。単なる学校の跡地の施設の利活用だけに留まらなくて、それを基にしたお互いの地域性を高めていくための施策というものが必要であろうというふうに思えます。地域にも、さらに行政にも有益であるというような、そういうようなものを考えながら、議員の意見を尊重しながら今後の地域振興への足がかりとさせていただきたいと、このように考えております。なかなか時間的なもので切迫した状況になっているというお話がありますが、その中ででもよりよき方向を見いだしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時44分

開議 午後1時53分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 7月12日の豪雨災害におきまして、被災をされました方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、昼夜を問わず災害対策にご尽力いただきました消防団、防災交通課、泗水総合支所、旭志総合支所の支所長を初めとする職員の方々の努力と苦勞に対しまして感謝を申し上げます。

それでは通告に従いまして質問を行います。災害の対応について伺います。想定外の大雨で初期の対応は無理だったかもしれませんが、気象情報の収集、住民への伝達状況、災害弱者への対応はどうだったか、それについて1回目の質問といたします。私が8番目ですので、その中に6人も災害について質問を行っておられます。具体的に、かつ明確に答弁をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

7月の九州北部豪雨時の気象情報の収集につきましては、担当課の防災交通課内に設置しています熊本県統合型防災情報システム及び防災情報提供システムに送信されてきます気象情報、河川水位、土砂災害情報をリアルタイムで収集しております。当時は、午前0時30分に大雨洪水警報を受け、その後1時43分に土砂災害警戒情報などの情報を受信しております。2時過ぎからは土砂崩れ情報、浸水情報、避難情報などが相次ぎました。住民の方への情報伝達につきましては、2時30分過ぎから全消防団に警戒の出動要請を行い、地域の崖地や河川の警戒に当たり、市民の皆様にご注意を呼び掛けておられるところでございます。また、防災無線でも何度も市内全域の警戒と自主避難の呼び掛けを行っております。しかし、防災無線による放送につきましては、今回のような大雨の中では聞き取りにくいという情報もあっております。今後はデジタル防災無線システムの運用の中で、本庁から戸別の受信機で一斉に防災情報を送信することができるようなシステム充実を図りたいと考えております。

また災害時の要援護者、要するに弱者でございますけれども、の対応につきましては、地元から電話連絡を受けられた時点で、それぞれに消防団及び消防署などにおいて避難活動、救助活動が行われています。今後は自主防災組織の推進を図り、早めに避難を呼び掛けるとともに、災害時要援護者に対し地域の協力による共助の力を得ながら行政と連携ができるような防災体制を確立してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは、2回目の質問をいたします。

この自然災害の恐ろしさと申しますが、このたびほど痛感したことは今までかつてありません。現代社会において、このような自然災害が場所を問わず、どこで、いつ何時発生するか想像もつきません。このたびの災害を教訓として検証しなければならぬと思います。やはりその検証がですね、ただその防災課の検証だけじゃなく、やっぱり行政のおおのの部署によってある程度検証しないと、やはり私たちの市は中山間地で非常に急傾斜あたりも多いわけでございまして、防災マップに急傾斜の場所とかなんとか明記してありますけれども、やはり私たちがこの前の旭志の災害の場合ですね、そうでもない土砂が流れて道に広がっているんですよね。その雨量、水の恐ろしさと申しますか、それを感じたときに、やはり全庁はやはり一生懸命になって右から左から前から後ろからやっぱり検証しないと、それをいかに対応できるマップをつくるかということが大事でございまして、特に人命的です、人命の危険はこのたびは被害はありませんでしたけれども、やはりさっきおっしゃいました防災無線にしましてもそうですけれども、やはり私たちのこの前の災害で伊坂あたりもかなり被害を受けましたけれども、伊坂部落には防災無線の受信機が各家庭にありまして、素早く全世帯に情報を知らせることができた。これでやっぱり区長さんあたりもある程度ほっとしましたとおっしゃっていました。こういうことを考えますと、やはり市がなんとかしなければ、行政が力出して防災無線やら何やらば設置してやらんと、いかに情報を早く住民に伝達するか、これが一番災害を食い止める手段だと思えます。私はこの防災無線に至ってはですね、先々代の総務部長でありました緒方部長のときからその防災無線はどやんかならんか、どやんかならんかと、もう今度で3回目でございます。こういうことはですね、やはり早く、それとやはり今の防災の組織では、本所から支所に連絡し、支所から防災無線を流すと、このようなことを、合併して、未だかつて、もう8年もなって、それ自体が一緒になっていないということでございまして、やはり住民のその生命・財産を守るためにはですね、やはり行政が前もって先手先手の手を打っていかなければ、もうあってからどぎゃんしようかぐらいのことでしたっちゃですね、恐らく被害は大きくなるばかりだと思えます。そんなようなことも思うときにですね、やはり今、防災無線だけでございましたけれども、このたびの質問に対しましてもですね、やはり問題も早く行政が解決しなければならない点多々あると思えますので、私は1回しか質問はせんと言っておりましたのでこれで終わりますけれども。

次は、安心・安全なまちづくりに努めてもらうことは当然でございますけれども、住宅耐震について質問いたします。自然災害に地震がありますが、東日本大震災を初めとして、トラフ大地震とか何とか今騒がれております。このような場合、やは

りその関東の東日本大震災も復興のめどもまだ立っていない状態でございます、我が菊池市でもですね、震度5強の地震があるなど予断を許さない状態であると思います。一戸建て住宅の改修費用を補助する制度を設けている市町村の割合が熊本県では13%、全国平均の73%を大きく下回っていると熊日が報じておりました。13%と申しますと、全国下から3位でございます。これを見たときにですね、近隣でも山鹿市、菊陽町あたりが耐震補強補助制度があるわけございまして、山鹿市の場合は耐震調査で最高8万円だそうでございます。改修費用が全額の3分の2が補助だそうございまして、また菊陽町の場合は耐震調査で8万6,000円、改修費で金額の2分の1の補助だそうでございます。本市でも主要道路の両脇は耐震診断があるそうでございますけれども、菊池市の場合のその補助費用は大体どれぐらいか。そういうことをお聞きしたいと思います。

また、今度の災害で見舞金引き上げ改正がなされましたが、全壊で20万円であります。これは非常にありがたいと思います。でも20万円見舞金をやる前にですね、20万円補助して地震耐震をしておけばかなりの被害は防げると思います。例えば20万円で1,000戸倒れたとしますと2億円の見舞金になります。このことを考えますとですね、いかにその予防が大切か、備えておけば憂いなしということですね、なかなかその先手先手で防災に対しましてはですね、今まであんまりその防災に対して無頓着だったと思います、行政も住民もですね。しかし今度のこの災害を見てですね、もう本当に私は北桜ヶ水の高柳四季の里線、あそこの災害に朝早く行ってみましたけれども、それはもうすごい水でございました。今、もう現場を見てみますと、やはり周囲の側溝はほげてですね、かなり今度の災害の復旧にも時間がかかるんじゃないかなと思うわけでございます。このことを思うときに、やはりその私も、話は変わりますけれども市有林の手入れ、そういうこともやはり補正で行いますこと、そういうことも一般質問したことございますけれども、そういうことを思いますときにですね、やはり昔はこんなことあんまりなかったですね。やはり昔の私どもが小さいころとか、5、60年前はですね、やはり水が出ててもそんなに多くなかったし、このような立木が流れてくるようなこともなかったしですね、やはり今、現代人があまり環境に関心を持たないということがあるのかもしれませんが、そのことを考えたときに、耐震も、あまり長くしゃべってもつかえていますので早く終わりますけれども、要するに耐震補助事業、これをどうするか、防災無線の設置を、受信設置をどうするか、このことにつきましてですね、市長の明確な判断と実行力を期待しまして、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、坂本議員のご質問にお答えいたします。

平成7年1月に発生いたしました阪神淡路大震災以降、耐震に关します法改正を初め、国による基本方針や目標など多く示されているところでございます。建築物の構造耐力に关しましても、建築基準法及び建築基準法施行令で定めておられるところでございます。これらの法令は、随時改正されてまいりましたが、特に耐震性に関しましては昭和56年6月に大きく改正をされたところでございます。この基準によりまして、建築されました建物は阪神淡路大震災以降、大きな地震でもおおむね耐震性を有するものとされておるところでございます。しかし、一方ではその改正前に建築された建物は阪神淡路大震災等の大きな被害を受けたのも、この耐震性の疑問があるとされているところでございます。本市におきましても、昨年10月に震度5強という強い横揺れが発生いたしました。またその後、余震など市民の皆さんも不安な日々を過ごされたことと思ひます。このような地震が多発する状況の中で、国や県が示します建築物の耐震改修の促進に关します法律に基づき計画的な耐震化を促進するため、平成20年3月に菊池市建築物耐震改修促進計画を作成しているところでございます。この計画では、本市の平成19年度末時点で市内全住宅1万5,617棟中昭和56年以降に建築されました住宅は全体の47.2%、7,375棟でございます。また、55年以前に建築されました住宅が52.8%、8,242棟でございます。そこで、本市では大規模な地震発生直後から多くの市民の皆さんが徒歩で広域避難場所に集まり、住宅の安全確認や仮設住宅が建設されるまでの間、避難生活を送ることが想定されます。広域避難場所の周辺の主要道路を優先的に安全を確保する必要がございますことから、平成21年3月に菊池市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要綱を策定いたしまして、耐震診断費用の補助を実施しているところでございます。

今後この補助対象地域を全市域へ広げ、耐震改修工事を補助対象とする考えはないかということのご質問だと思ひております。現在のところ、市内の全域を対象とするところの考えは今のところはございません。しかし、災害時に倒壊いたしました住宅や建物が道路をふさぐことによるスムーズな避難・援助・消火活動の妨げとなることなど、一層の被害の増大を防ぐ観点から、緊急輸送道路の通行確保を最優先と考え、道路沿線の住宅に対する耐震改修工事の補助の検討をしてまいりたいと思ひているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 防災無線に关しましては、先ほど答弁いたしましたと

おり、デジタル無線のシステムの運用を今検討中でありまして、平成25年度から本庁から戸別の受信、一斉に防災無線を受信することができるようなシステムを構築したいと今検討中でございます。

○議長（山瀬義也君） 防災無線については先程終わっていますから、止めてください。
坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） やはりその主要道路、耐震診断はわかりますけれども、やはりどうかして全域に広げてもらいたいと思うわけでございます。やはりつぶれる前につぶれないような対策も必要と思います。それは主要道路もわかります。でも主要道路はもう要するにこの中央線あたりは家が倒れても真ん中は通れますよね。そういうことを考えますと、その口先だけの言葉じゃないんですよ。本当に困ったときのことを考えるとですね、一刻も早く行わんと、いつ起きるかわからんとですから。今起きるかわからんし、起きないかもわからん。これを考えるときに、やはりその生半可な考えでですね、そういうことで対応してもいかんと思います。ですよ。私の家も倒れるし、部長の家も倒れるかもしれんですよ。それを考えるとですね、やっぱりみんな、市民の方々の希望、私は代弁者ですから、ああ、こんな希望があるんだ、これがあるんだと、そうですからやっぱりみんなの、部長も市民ですから、予算の関係もありましょうし、いろいろあると思います。しかしながらですね、その私は行政としてできることはしていかにやいかんと思います。山鹿の利用状況を申し上げたいんですけれども、やはりこの山鹿は今、行ってから耐震診断が2年目、改修が1年目だそうでございます。何件ございましたかと聞きました。そしたらですね、まだ改修が1件と診断が3件だそうです。市民はそれぐらいですよ。ですから、私は山鹿に言いました。行政として責任逃れにはなりませんよ。するせんはその者の自由ですから。そしこしとけば、執行部側もやっついて何でせんかい、こしこあつてのになしせんかいつて言い返せるでしょうが。それもしないで座つとるから、どぎゃんしたことかと後から怒られなん。そうですよ。それは、もう話とはびとびなりますけれども、水害のときもですね、みんなが困って、おい議員、職員は何しよつとか、いっちょん出てこんがと、まあそぎゃんな言いなすなつて、職員は一生懸命この広か地域ば何人かて周りよつとだけん、そぎゃんあんたのところまで、かゆいところに手の届くことはできんばいたと。そこですよ。そういうことですね、やはり行政でできることはすぐ対応せんと、あんまりうちなぐつて座つて、見舞金20万円、それで済ませてもらったっちゃ大きな間違い。それよりも、事故をいかに少なく減らすか、いかにするかを先に考えんと、見舞金ばやるけんよかろう、それではいかんと思います。

ですから、私はそういう気持ちを持っていますので、また12月一般質問すると思いますけれども、それまでに判断をお願いいたします。また12月になりますと年納めの時期でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、環境問題について、私は先般6月の議会ですね、旭志の桜ヶ水の環境問題について質問いたしました。その後、どうなっているか聞きたいんですけども、ここに業者が地元の区長さんに改善予定計画書というのをやっているわけですね。その中にですね、これは20年1月9日に区長さんあてにやっております。その中に、改善策としてにおいの原因となっている天日乾燥している腐敗した骨を2月10日までには全てなくし、においの原因を取り除きます、このような約束がされているわけですね。でも今現在、いかがかなと思っております。2、3日前、私はその桜ヶ水へ尋ねてまいりました。においはどぎゃんですかと。もう夕方になったら臭そうしておられません。ここに菊池市環境基本条例というものも持っていますけれども、これでも公害はどういうことかという、ここに書いてあるわけですよ。土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害を生じることを言う。それは有価資源か知りませんが、やはりそれもこれもにおいも公害の一種ですよ。有価資源だからあんまりやかましゅう言われんもん、言われんでも、ここにちゃんと明記してあるんですから。行政ももう少し、こんな覚え書、引き延ばし、引き延ばしで、これただ紙やっていつも改善されんならば、ただ野放しと一緒にすよ。この前も水害のときも少し骨が流れたりいろいろした事例も聞きましたし、そのことを考えますとですね、やはり住民を守る立場からの行政はですね、やはりもう少しきばきと動いて業者を指導していただきたい、そのように思うわけでございます。その点、よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 議員お尋ねの骨粉乾燥施設につきましては、よくご存じだと思いますけれども、桜ヶ水地区で民間の事業者がラーメン店などの飲食店から買い取った豚骨を乾燥粉碎し、堆肥会社へ骨粉として販売されております。豚骨が肥料の原料、いわゆる有価物として処理され、肥料加工事業でございますので、豚骨を乾燥する際に悪臭が発生し、周辺住民が迷惑されているところでございます。6月議会でも状況を報告していましたが、その後も継続して菊池保健所と連携を図りながら現場調査や事業所への面談を通じ、指導を続けているところでございます。このことにつきましては、8月9日の旭志区長協議会においても現状報告をいたしましたところでございます。現在、事業者側におきましても消臭剤、発酵促進剤などを

活用しながら滞留している原料の解消を図るため、今月中には作業用ビニールハウス施設を1棟増設し、製品化のスピードアップを進めたいということでございます。市といたしましても現地の臭気分析につきまして、8月末に専門業者に委託を行っておりますので、保健所立ち会いの下、検体採取を行って、現在分析中でございます。今後、分析結果に基づきまして、菊池保健所と連携を図りながら、関係法令による対応や市の環境基本条例に定める事業者の責務として環境保全への対処に関する地元説明の指導と環境改善に関する指導を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 本当に住民はもう困ととつですよ。本当にカラスのえさ場になったり、いろいろありますので、ハエもたくさん生まれます。そのことを考えますときに、非常に住民が困っていますので、よろしく願います。終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 皆さん、午後のほうで疲れておられると思いますけれども、続けて質問に入らせていただきます。

通告に沿いまして質問いたしますが、税の徴収と管理体制という題でありまして、一番初めに税管理のシステム状況ということで、きのう、城議員のほうも質問されて重複する点もあろうかと思いますが、私なりにお聞きしていきたいというふうに思っております。

6月の特別委員長の報告の中に、調査の到達点というようなことで3つの課題を指摘されておりました。その中に、きのうもその内容は皆さん方もご承知と思いますが、やはり執行部への調査依頼もありますし、やはり総合支所における情報管理等のずさんな体制を早急に改善、適正にやれというようなことであります。行政情報の取り扱いにつきましては、やはりこう便宜性といいますか、都合がよいことを優先することではなくてですね、セキュリティの評価を求めるというようなことであります。情報、税の情報、行政情報に対しまして、セキュリティの管理といいますのは、やはり担当部の部署、その管理者及び職員の最高管理者あたりがやはり今まで徹底した指導ができていなかったのが要因ではなかろうかというふうに思うわけであります。問題に対しましての指摘でありましたが、その後、菊池市の税管理体制のシステム状況と実態ということでお尋ねをしたいと思います。2点目に、延滞金の徴収と不納欠損の現状ということで、延滞金の徴収等は、全ての対象者よ

り徴収が実施されているのか、また不納欠損に至るまでの経緯・期間につきましてお尋ねをいたしたいと思えます。

1 回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員のご質問にお答えいたします。

まず、税管理体制システムの状況でございますけれども、現在税務課、徴税課では窓口専用の共通電算端末と職員専用の電算端末機、卓上のパソコンでございますけれども、がございます。この端末機を使用する場合は、共通端末機、職員専用の端末機、どちらも職員番号とパスワードを入力すれば使えるようになっております。共通端末機は窓口業務に対応するもので、職員専用の電算端末機は自席で管理しており、課税及び徴収に関する業務を行っております。端末機の管理につきましては、職員が公務外出や会議等で離れる場合は端末機の電源を切るか、ロックをするかなどの手段を取り、常日ごろからお互いに端末機の管理の仕方、税情報の秘密保持につきましては確認をしているところでございます。

また端末機の使用履歴につきましても、電算室で確認できるシステムとなっております。

今後はさらに本庁、各総合支所の税情報の管理システム体制の向上を目指して関係課と協議を行い進めてまいりたいと考えております。

次に、延滞金徴収と不納欠損の状況でございますけれども、延滞金は納期限内に税金を納めなかった納税者に対して本税に加算して徴収するものでございます。延滞金の率は税法で納期限の翌日から1カ月を経過した日から納税の日までの期間、年14.6%加算されることとなっております。高額な滞納者は長期の滞納により延滞金が本税額と同額あるいはそれ以上になるケースもありますので、納付が困難な状況にございます。

参考までに平成23年度におきます市税・国民健康保険税合わせて1,363万9,000円の延滞金を徴収しているところでございます。不納欠損処分を行うに当たりましては、まず個々の事案について十分な財産調査等を行い、地方税法第15条の7に基づき滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによって、その生活が著しく窮迫する恐れがあるとき、その他その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときに差し押さえ等の滞納処分の執行を停止することとしております。その後、状況が変わらず執行の停止が3年間継続したときは、納入する義務が消滅し、不納欠損処分に至ります。また納税者の方々にはいろんな生活事情があり、納付が困難という相談ケースが年々増え続けている

のも現状でございます。まずは納税相談を基本としながら、納税者の方々が払いやすいような状況に持っていくよう対応しているところでございます。各税の納付書発送から法により督促状を発送しますが、とりわけ納税が滞っていて催告書に応じず、納税をしていただけない場合は、財産調査を行い、預金、生命保険、給与、不動産等の差し押さえを執行し、滞納整理を行っているのが現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今、状況についての説明をいただきまして、今後の執行部の取り組みといたしますか、を再質問させていただきたいと思っております。税情報、行政情報の管理体制の表面化といたしますか、透明性が本当にこう求められてきている時期に入ってきたというふうを感じるわけでありまして、平成23年度の一般会計、特別会計の収入未済額を合わせますとやはり20億円を超えてきたというところでありまして、やはりここ急激に13億円程度だったのが20億円近くまで来ているというのも現実でありますので、やはり情報公開の透明性が今の社会に要求されてくるんじゃないかというふう考えるわけでありまして、そういった中におきまして、情報公開条例の改正といたしますか、市民に不信感を抱かせない市政が求められてくると思っております。インターネットあたりで調べてみますと、他県では政治倫理条例の中で情報公開の開示を明らかにしている県も市もあります。私は、やはりこれから先、透明性のある行政でなければ、まじめに税の納入に努められておられる市民の方々の不満の声といたしますか、だんだんと大きくなってくるのではなかろうかと思うわけでありまして。税情報を市民に明らかにする行政でなければ、やはり収入未済額は年々とこれは増加をたどっていきますし、どれだけ徴税課が熱意を持って努力されても、職務を果たせるような金額ではないというふうに考えますので、やはり行政として透明性のある菊池市を目指し、情報公開の開示の実施に向けての考えがあるか、ないかだけをお尋ねしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 税に関する情報開示はとても税法上できませんので、市全体的なものに関してという解釈でございますと、現在のところ情報開示上でもございますけれども、税関係に関しましてはですね、現在考えてはおりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番(森 隆博君) 考えておられないということではありますが、やはりこれから先はですね、やはり人口の減少かと、また税の滞納の額が増えていくということもありますので、今後執行部としては考えていく大事なことであろうということで、今回は一応その点までの打合せしておりませんので、それから先の要求はいたしません。

次に、2点目の質問に入らせていただきます。対策本部の儀訓ということについてお尋ねをいたしたいと思います。まずは、本当に7月12日に発生しました九州北部の集中豪雨によりまして被害に遭われた方々に1日も早い復興と心からのお見舞いを申し上げたいと思います。今回の儀訓というこの意味合いはですね、やはり読んで字のごとく正しい教え、礼にかなった教訓というようなことでこの言葉を使わせていただきます。平成23年の3月11日に発生しました東日本の震災後、震災地の方々の教訓といえますか、そういうことを数人の方からお聞きする中に、やはりその震災の津波の恐ろしさを経験された方々といえますか、地域の先輩方々の指導により、集落を高台に移転したり、そういった方向性をやってきたところは1件の被害もなく、一人の被害者も出なかったという現実問題もあります。震災後、1年半が経ちまして、震度5程度の余震が今でも三陸方面では頻繁に起きているような状況でもありますし、そういった地域でですね、日本のやっぱり気象状況が異常に変わってきたというふうにお話をしました。確かに台風の発生位置も、もともとは赤道付近から発生しまして、沖縄を通過して九州方面に入ってくるというのが今までの傾向であります。今は本当に太平洋側に発生したり、太平洋側の高気圧が弱まらないということで、ゲリラ雨も多くなってまいりましたし、特に大阪方面が一番多いというふうな記事も載っておりますが、やはり九州から北海道までの温度差もなくなってきてまして、やはり北陸方面で30度を超えるという日々が多くなってきております。そういった地球環境の中に、やはり南極・北極の氷が異常に早く溶けるというような減少も現れておりますし、今後国内で何が起こるかわからないというような恐れも感じるころであります。8月29日に、もう内閣府が示しました東海沖・四国沖の南海トラフ沿いでの巨大地震が発生した場合には、死者が32万人というような、また津波の被害者が7割を占めるというふうな発表もあっております。日本列島は4つのプレートがぶつかり合う場所にありまして、太平洋プレートの境界線で東日本の震災が起きたわけではありますが、8・8の大地震で死者・行方不明が1万9,000人というところに、今回のやはり南海トラフ・フィリピン海プレートの巨大地震が発生した場合には32万人という数字が示されたことには、本当に信じられないような数字だというふうに思っております。私たちが住みますこの菊池市も、別府島原布田川日奈久断層の影響でたびたび地震も起きてお

りますし、昨年の10月には菊池市旭志におきまして震度5強の地震も発生しております。想像もできないとか、初めての出来事であるというようなことをやっぱり語っているときではない。やはり教訓を基本に菊池市の最高司令者として、市民の安心・安全を守る対策を示していくときではなかろうかということで質問いたしますけれども、7月12日の九州北部の集中豪雨に対しまして、災害対策本部の責務ということでお尋ねをしたいと思いますが、1点目に行政の災害地域の現状の把握と対応、被害箇所、被害状況等の情報収集、2次災害等の認識及び確認、避難地区のパトロール、避難場所等への見舞い、避難者への生活物資等の対応が万全であったのかということ。2点目に、災害対策本部設置から解散に至った経緯であります。対策本部の最高指令者であります市長のほうから設置要綱がっておりますが、解散命令の指示についての期間といたしますのが2日間だったということについて、どういう経緯でこの2日間で解散に至ったかということ。3点目が、行政区の一律の災害見舞金の趣旨であります。一律1万円と、216万円の見舞金、市行政区であります。これはやはり市民の血税でもあります。どのような目的で見まいであったのかと、と言いますのも、やはり被害を受けなかった地区の区長さんが一律の見舞金の目的は何かという問い合わせを私も受けまして、私も何かどうにも理解ができませんので、納得のいく説明を求めたいと思います。

1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員のご質問にお答えいたします。

災害地域の現状把握と対応につきましては、災害対策本部の指揮の下、災害対策本部現地調査班及び土木担当部署、農政担当部署の職員におきまして、災害箇所の現状把握に努め、生活基盤のインフラを最優先に早急な復旧対策を行ったところでございます。災害対策本部の設置につきましては、菊池川の数箇所の推移情報が避難判断水位を超える状況となったので、関係者を招集し、7月12日の午前4時に災害対策本部を設置したところでございます。12日は河川管理者それぞれに河川の危険箇所に防護策等の設置の作業が行われておりますし、その上13日の気象情報の豪雨の心配がなくなりましたので、13日の午後6時にこれ以上の災害は発生する恐れがないと判断いたしまして災害対策本部を解散しておりますが、引き続き災害待機班の職員におきましては待機を行い、土砂災害警報体制には備えていたところでございます。

続きまして、行政区に対する見舞金でございますけれども、これにつきましては今回初めてでございますけれども、全消防団が出動し、河川等の危険箇所の警戒や

住民の避難の手助け、浸水防止のための土嚢積みなどの復旧活動に従事していただいております。ほとんどの行政区の皆様におかれましても、同様の復旧活動が行われております。今回は、これまで私たちも経験したことがない未曾有の災害でございました。このようなことから、今回菊池市九州北部豪雨災害地域見舞金支給要綱を設置し、住家の全壊・半壊・浸水等のほか、炊き出し等の状況に応じまして加算をする状況になっておりまして、1行政区当たり最低1万円から最高30万円、支給総額の412万円の見舞金の支払いを進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 大体的にはわかりますけれども、やはり再質問させていただきますが、災害対策本部の設置の規則、要綱等は、やはりこう礼にかなった教えが基本であろうと考えるわけであります。災害時の教訓、今後の対策に対する基本的な考えを持つときではなかろうかというふうに思うとき、2次災害も十分に考えられたわけであります。14日の日にもかなりの雨が降りましたし、そういった点で12、13だけで解除されたということに対しまして、これが本当にこう適切な判断であったのかというふうに思うわけであります。やはり災害地域の、災害に遭われたところの区長さん、そういったところの集約といいますか、現地状況、また被害に遭われた方々等についての認識というのも、その時点で十分に把握できておったのかと、それを全て把握した上で、認識した上で解散されたのかなという不思議な点もあるわけであります。執行部の説明と被害に遭われた方々の私たちの耳に入りますことがあまりにも食い違った説明でありますので、特に12日、13日の市長の現地調査状況と被災地の住民の声は全く違って聞こえて入っております。

そこで、1点目にどこを基準として対策本部の解散の指示を出されたのか。2点目に、地域性によって防災対策のマニュアルというのは十分に変わってくると思います。今まで数名の方々が聞かれておりますように、やはり被災地によって状況が変わるわけでありまして、やはり以前からこうその地域におられた方々は、やはりある程度の水かさが増してきたり、そういった状況になりますと、やっぱり自然と危険箇所というのはわかりますし、どういう対策を打たなければならないというのは、やはり以前から住んでおられた方々しかわからないというふうに思うわけであります。そういったところにおきまして、やはり今回、この教訓を生かさなければ、今後また発生した場合には対応ができないというふうに思いますので、やはりその被災の教訓を生かして、やはり地域の防災的訓練だとか、システムといったものを、ピシッとしたものをつくり上げていかなければならないというふうに思うわけであ

りますが、その点についての今後の対応といたしますか、取り組みというのをもう少し明確にお示しをいただきたいと思います。

行政区一律に1万円の見舞金、行政対応の批判を感じて少しく実施されたんじゃないかなかなというところも感じますが、この点については、その受け取った区長さん方の判断にもう任せなければ仕方がありませんので、そこまでは再質問はいたしません、1点目と2点目のこの対策本部の解散が適切であったのかということと、今後地域に合った対応をやっていくのかということ、よかったら明確にお示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 防災対策本部につきましては、先ほど申し上げましたように、危険がある程度去った、これ以上の被害はないだろうという判断で解散したところでございますけれども、このことに関しましては職員アンケート等を探っておりまして、その中でも反省すべきじゃないかというようなことが上がってきております。今後、防災対策本部の内容を検証中でございますので、その中で改善してまいりたいと思います。内容的には、災害対策本部災害待機班、現地班、避難指示及び避難場所連絡体制などに関しまして、先ほど言いますように職員からアンケートを探っておりますので、それを基に検証会議を今後引き続き実施してまいります。

今後、この調査結果を基に菊池市地域防災計画や災害対策マニュアルの見直しを行うとともに検証会議を予定していきたいと考えております。

それと、地域に合った防災マニュアルができないかということでございますけれども、現在、防災マップをつくっております、その中で危険箇所とか浸水想定箇所とかもございまして、そういうのも含めまして、今後本年度総合防災訓練を実施する予定でございますけれども、定期的開催し、それぞれの地域に行きまして1カ所だけじゃなくて次年度また別な地域とか、その地域に合った場所で総合的な防災訓練を開催できないか。また防災マップにつきましても、より詳細に地域に合った状況ではできないか、そういうものにつきまして対策本部で今度検証会議の中で検討してまいり、改善してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 再々質問を、よかったら簡潔に市長のほうからお聞かせいただきたいと思いますが、やはり本庁方式になりますと、総合支所が支所というよう

な形で、やっぱり人材も削減されますし、今まで数名の方も、そういった心配ごとを訴えておられました。私たちがやはり一番心配しますのは、その地域によって災害状況が変わっておったというのも現実でありますし、そしてまた地域のその方々が入って、やはり一緒になって訓練をし、防災的対応をやっていかないと、なかなかその地域に馴染まない人がやってもですね、意味はなかろうというふうに思うわけであります。特に新興住宅地あたりは消防団もおられませんし、そしてまたそういう自主防災に向けてのメンバー等も今からつくり上げていくということであればですね、そういった方向性についての考え方といいますか、方針をよかったら簡潔にお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほど来、3点ほど質問がありまして、下田部長のほうからお答えいただきましたが、対策本部につきましての解散の時期ということについては、今お答えの中に申し上げたおりましたように、この役所の中におきます職員の皆さん方のアンケートの中にも対策本部の存在とその意義がはっきりわかっていなかったと。あるいは、また解散がどうして早くあったんだろうといった疑問が出ておりました、議員ご指摘のとおりだと思います。災害がさらに増える見込みがなくなったということで、あとはこの復旧復興に向かっていかなきゃならないということの意味を含めて、解散はもういいだろうということでやったところでありまして、やはり少し時期が早かったということは否めないことだと私は思います。

またこの一律1万円の見舞金の根拠は何だという話でありましたが、何かにつけてお世話をいただいていると、雨は全域に降っているということもありまして、水路が傷んだりとか、あるいは道路に冠水したとか、それぞれに大小少なからずこの地域がかつてない災害を受けている状況にありまして、基礎的なベースとしての1万円であって、先ほど答えましたように、それぞれ床下がどれだけ浸水したのか、床上はどれだけあったのか、あるいは全壊・半壊・倒壊・一部損壊、そういったものの状況の評価しながら、それで1万円から30万円までという中で、ベースとして1万円を見舞金としてということでありまして、ほとんど211区に近い状況で今配付が済んだところだと思っております。

また、地域それぞれの各支所ごとにおきまして、防災、今回の水害の状況も大きく違っておったと思います。最も重篤な状況は、旭志伊萩地区におきます家屋の全壊で、当初は3名の方々が生き埋めになっているという情報がありましたが、1名はおばあちゃんが外に出ていて難を逃れられたと。またお二人が生き埋めになったということで、大変人命に関わるような災害であったということで、そちらのほうに

泗水を視察しておりましたが、急遽そちらに出向いたところであります。

それぞれの地域によって、旭志地域については山腹の崩壊を初めとして、本当ら水がいつも流れていない水無川が氾濫をするといったような状況でありましたし、とりわけ立木による損壊というのが非常に原因になっていたと思います。また泗水地区等におきましては、平たん地でありますので、その上流からの立木等によって橋桁にかかり、ふれあい橋等が流出をいたしました。その中身の中身については、七城は七城なりに平たん地として竜門ダムのおかげもあったかと思いますが、災害の内容が違うと。そしてまたこれはいつ地震による災害になるのかもわかりませんし、またもしかすると火災等の発生にないかもしれません。災害の種類というのが全く変わってくる場合に、果たしてどうあるべきなのかといったことも含めながら考えた場合には、広い276.66km²と言われる菊池市の災害というのは、種別が大きく分かれてくるんじゃないかなと思います。そういう意味では、支所ごとのいうよりも地域ごとにおけますところのプラン、マニュアルというものをつくっていかなければならないというふうに思っております。河川が氾濫しているのに、橋が渡れないのに避難場所の泗水の総合支所と言ったとって怒られたという話も聞いておりますが、そういう事例というのがたくさんあります。幸か不幸か、手遅れによって何かが生じたということは今回はなかったのではないかなと。事後の処理について、人の配置等々については手抜きはあったと思いますが、本当に皆さん方、住民と、それから部内外におきますボランティアのお力によって災害の復旧が進んでいるのではないかと思います。まだあとこれから政府がどうこの対応をしてくれるかわかりませんが、激特の指定を受けておりますので、これを受けまして今後年度末にかけていろんな事業の申請等々を進めながら復旧に向かって進めていきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午後2時53分

開議 午後3時03分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、通告に従いまして早速始めさせていただきたいと思っております。

菊池市の防災対策についてお伺いをいたします。今回は、多数の議員さんから質

問が出されていますので、的を絞って質問させていただきたいと思います。この件につきましては、平成15年から幾度となく質問させていただきました。昨年も6月の定例会でいろいろと質問をさせていただきましたが、そのとき初めて平成24年度に総合防災訓練を実施をしますという力強い答弁をいただきました。あれから約1年が経過をいたしました。実施時期や訓練の詳細についてお答えをください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） それでは、樋口議員のご質問にお答えいたします。

本年度に計画しております菊池市総合防災訓練につきましては、時期的には11月、本庁に本部を設置し、隈府小学校を会場に、消防団、消防署などと連携して実施する予定でございます。内容につきましては、まず予期せぬ災害が発生した際に速やかに全庁的に災害対応に当たるための体制づくりを行うことを目的とした「緊急時参集訓練」、災害が発生した場合の災害対策本部の設置について、迅速に本部の設置と運営ができるよう訓練を行うとともに、各部からの報告、本部長の指示等のシミュレーションを行う「菊池市災害対策本部設置訓練」、次に災害現場における指揮体制の確立、活動各隊の連携及び隊員個々の技術向上を目指した「救出救護訓練」、災害時要援護者等を含む地域住民の避難支援体制の構築を目指すため避難訓練を実施し、地域全体を繋げる災害時福祉ネットワークを構築することを目的とした「災害時要援護者等避難訓練」を行う計画としております。いつ起こるかかわからない大震災、また先月の7月12日に発生いたしました九州北部豪雨災害では、従来の概念には納まらない災害で様々な課題が示されました。この経験を踏まえまして、各市、関係機関との連携の強化及び自助・共助に基づく地域の災害対策対応能力の向上を図り、市民の防災意識の高揚に努めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） ただいま訓練の詳細をちょっとお伺いをしたところであります。私自身約10年にわたって総合防災訓練の実施を求めてまいりました。しかし実際の行動計画策定については、各方面との連携や相当調整事項が必要とされますので、また近年の地震やゲリラ豪雨、今までにない防災行政というものも発生しておりますので、その計画策定に当たりましては、担当課の皆様には大変ご苦労があったと、心より感謝を申し上げます。今のお話を聞きまして、私なりの観点で今回の総合防災訓練に対し思うところを若干述べさせていただきたいと思

います。

まず、先日の阿蘇・菊池方面の豪雨災害ですよね、これら大規模災害に関しましては、必ずどこかで自衛隊の出動が大きな力というふうになると思います。そうであれば、できるだけ訓練時より八師団等の自衛隊との協力関係を深めるべく訓練の参加を求めているかがというふうに思います。また、昨日も提案がありましたが、災害対策本部内に消防庁とホットラインをつなぐ消防署員を災害対策本部に配置する、そのことをできれば消防関係と打ち合わせてはいかがかというふうに思います。

また災害対策本部、各支所、学校ほか公共機関、病院や福祉施設、消防団、各方面隊、自主防災組織、自衛隊、消防署及び菊池市内211区等に至る指揮命令系統の一覧図を私はつくっていただきたいと思います。これらの件については、今回の訓練では間に合わすことは実際無理でしょうが、先日の災害を教訓に、ぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

そこで質問になりますが、今回の訓練計画は、先ほどのお話ですとエリア選定という形で行われると思いますが、今後の展開をどのように考えるか、お答えをいただければというふうに思います。

実は次にですね、今回の計画策定や実施に当たって、現在の防災交通課の人員は十分かというふうにお聞きをしようと思ったんですが、きのう城議員のほうから質問がありましてお答えも聞いておりますので、それについては答弁は結構であります。しかし、私はこの際、災害対策という、庁内では正直対応が難しい業務に関して、自衛隊のOBと外部からの専門的な知識をお持ちの方を登用してはいかかというふうに考えております。既に福岡市の市町村の多くは自衛隊OBを、そういうポジションで、正規に雇われているところもありますけど、嘱託員として雇って防災計画をつくったり、実際の訓練で指示を仰いだりしておりますので、そこら辺は今後も考えていただきたいというふうに思います。先日の豪雨災害も今までの記録にもないし、記憶にもないという大災害であります。じゃ百年間またないかといえ、そうは言い切れない部分があると思いますので、そこら辺は対応していただければというふうに思います。また、前回質問時に、私はペアリングの話を見せていただいたと思うんです。どこかの市町村がだめになったときは近くの市町村で助け合うと。そのときの計画では、私が聞いた記憶では、日田市と本市はペアリングというか、協定を組んでいるというお話なんですが、今回に至りましては我々の菊池市よりも日田市の被害のほうが大きいです。両方被害を受けた自治体同士になりますので、そのペアリングも今や崩れていますので、次の対応も考えていただければというふうに思います。要は市民を守るには本番の危機管理、機能を強化するということが求められると思いますが、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 本市の防災総合訓練につきましては、本年11月に実施後、その結果を検証し、本市の地域や特性を生かした被害想定及び訓練内容を目指して、より多くの方が参加できるよう訓練場所を固定せず、市内を巡回するような形で定期的開催できないかと考えているところでございます。現在、今回の豪雨災害に対する災害対策本部を検証中でございますので、危機管理に携わる非常時の職員体制の見直しもその中で行いたいと考えております。

次に、危機管理における自衛隊OB等の必要性でございますけれども、阪神・淡路大震災以降、日本全国の自治体で危機管理官などの役職に自衛官OBが採用されるケースが増えているところでございます。本年6月定例会で、大賀議員のご質問に、「現在のところ警察や消防自衛隊などの現職及びOBを危機管理専門家として配置することは考えていない」と答弁しております。しかし、今回の九州北部豪雨被害を踏まえまして他市の状況等も調査した上で、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 局所訓練の展開については、わかりました。引き続き多くの地域を巻き込んで実施をお願いしたいと思います。

それと、災害対策本部については、必ずしも本庁に置かなければならないというところではないと思います。今回のようにいろいろな局所で災害が起こった場合は、本部機能をそこに集中するというやり方も実際有事の際には行われるということを知りましたので、地域に見合った部分をどんどん進めていただければというふうに思います。

また、最近ではシェイクアウト訓練という、自主的に参加する総合防災訓練という形で、慣れてくると日にちと時間だけを決めて、それに学校や公共施設とか、それぞれに参加をするというやり方もあるようですので、それをご検討いただければというふうに思います。

あと先ほど市長から電話も通じないというような話もあったんですが、これも前から言っておりましたが、衛星電話、最低個数広げて有事の際に備えるということも検討いただければと思います。

人間が10年、20年、100年と築き上げたものが一瞬にして無と化す、これが災害であると思います。その災害を最小限にとどめることは、防災・減災の意識

が求められることであり、そのことについては自治体には相応の責任が問われるということをしつかりと庁内で検討していただきたいと思います。要は、私が総合防災訓練の話再三させていただいているということは、きのうも話が出ましたが、災害対応マニュアルとか、安全対策マニュアル、その他いろんなマニュアルがあるんでしょうが、総合防災訓練を行うということは、要はこれら一つ一つの性格がびっちり決まっていなくて総合防災訓練は行えないということですので、これを機にいろんな形で進めていただければありがたいと思います。

それでは、次に移ります。市有林の管理についてお伺いをいたします。まず1点目、現在の間伐計画と実施状況についてお答えをいただきたいと思います。2点目、先日の大雨による地すべり災害の多くが市有林に見られるとの話をお聞きしましたが、防災の観点から見る市有林管理のあり方をどのように考えておられるか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 樋口議員の質問にお答えします。

現在、本市が保有しております市有林面積は約1,319haで、そのうちスギ、ヒノキの人工林が約1,029ha、78%を占め、残りがクヌギ及び天然林となっております。市有林の管理につきましては、菊池市森林整備計画と森林施業計画に基づき、伐採、造林、保育の時期を定め計画的に実施しているところでございます。間伐の実績につきましては、平成21年度におきましては15ha、事業費1,930万円、平成22年度23ha、事業費1,806万2,000円、平成23年度27ha、事業費1,799万2,000円で実施しております。また、今年度は24ha、事業費2,017万8,000円にて実施するほか、国・県事業の補助採択を受けまして、間伐等森林整備促進対策事業によりまして、合わせて21haの間伐を計画いたしておるところでございます。下刈りにつきましても計画的に実施しております。平成24年度57ha、事業費828万8,000円にて実施する予定といたしております。市有林の間伐計画としましては、全体を20年周期と捉えておりますので、今後10年間で間伐が必要な面積は約500haと予測をいたしております。間伐の施業箇所については、森林施業計画をベースに市有林管理人会議の情報をもとに選定いたしております。

今後とも、国・県及び市有林管理人、森林施業者と連携をいたしまして、予算を有効に活用し、市有林の適正な整備・維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災の観点から見る市有林の管理につきましては、今回の災害では河川の

上流地域において山腹崩壊による流出した立木が橋脚・橋桁部分に集積し、河川を堰止したため堤防を越流し、民家や農地に多大な被害を及ぼしております。このことから、市有林内の間伐計画を精査いたしまして、谷間の沢沿い等においては極力造林を避け、間伐を重点的に実施することにより森林の有する土砂災害防止機能を高め、山腹崩壊による立木流出を防止するよう計画をしてみたいと考えております。また、治山事業等を国・県に要望してみたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 土砂関係、砂防ダム等は大体国・県主体の事業なんですが、市有林間伐は市の事業でありますので、先ほどのお話ですと大体年平均20haぐらいですね、事業費が約2,000万円程度になりますので、今後の予定から見ると10年で約100haということですから、1年平均の50ha、事業費でおおよそ年間5,000万円等が必要になるというふうに考えていいと思うんです。さらに防災の観点から見れば、先ほど部長おっしゃったように重点間伐が必要であるということでしょうから、森林そのものははだかでもだめですが、要は木が多すぎてもだめだと、適度な間伐が必要というところにありますから、それにしても仮に今の年間の間伐面積の2倍ということになるわけですから、当然財政的な負担も増加するでしょうし、またそれを、間伐を行う人の確保も必要になるというふうに思います。さらには、間伐材の供給過多による価格の下落を避ける方法も考えなくてはならないということで、現状では非常に難しい問題とは思いますが、それじゃそれらをクリアするにはどう対処するかという部分で、ちょっと私なりに考えたときに、1点目に財政問題については補助金を含めて全体予算の見直しが必要になるというふうに思うんですが、そのことについて、執行部としてどう考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

2点目は、間伐の実施については現在大体菊池・玉名・鹿本の森林組合による入札によって間伐が行われていると思います。私はできればここにですね、プラスで菊池市に林研という組織がいくつかあると思います。この林研をできれば一つのNPO法人として法人登録をして、その林研のNPO法人に間伐の入札に入っていただければいいのではないかなというふうにはちょっと考えます。これについては、当然各林研グループの了承がいるでしょうし、さらには森林組合との調整も必要になると思うんですが、皆さんもご存じのとおり、森林法改正によって個人の山を間伐するときは、ある程度の面積が必要となって団地化しないと補助金はもらえないというふうになっています。このやり方でいくと、多分個人で林業をやられてい

る方というのは、なかなかその補助申請がしにくい状況になると思うので、そうであれば事務局やいろんなセクションの人をお持ちの森林組合に民間の森林間伐に重きを置いていただいて、その中で、市有林については先ほど言った民間組織をNPO法人化した個人林家の方にどんどん入っていただいてやっていただかなければ、今の形では間違いなくこの山に囲まれた菊池市なのに、林業を生業とする人々がやっぱり減っていくと思うんです。そのときには、いざというときの対応ができないので、林業の育成も含めた市有林の間伐ができればなというふうに考えております。

それについて可能かどうかお聞かせいただければと思います。3点目は間伐材の価格の安定についてですね、先ほど述べたように需要と供給のバランスが崩れれば市場原理によって間伐材の材が暴落をするわけですから、それでは間伐材を建材としてじゃなくて違う用途で使うことができれば、そこら辺が抑えられるのではないかなというふうに思います。私はそれは一般的には木質バイオマスと呼ばれる形だと思っております。ただこの話をするとどうしても数億円単位の大型の木質バイオマスの発電プラントとかという話になると思うんですが、そうではなくて、まずは一般的にはですね、身の丈にあった行政が関与できるシステムということで、たまたま私の知人が南関町のうから館というところの指定管理を受けています。そこで温泉用のボイラーを実は燃油系から木質ボイラーに変えています。投資額はボイラー自身が工事費も含めて約3,000万円だったそうです。ただ、要は燃料代ですよ、年間2,400万円かかっていたのが今では3分の1の約800万円になったそうです。当然指定管理ですから、町から補助金もいただいたということであるんですが、単純に考えても年間で8百何万円で済むということですから、1年間に1,600万円浮けば2年間でほぼ回収ができるということですから、なかなか何でもかんでもというわけにはいかなくて、熱交換機の問題でボイラーと暖房の同時使用というのはできないらしいんですが、一度菊池市でも今の燃油系のボイラーを三セク等に変えられるときには、試算をしてみるのもいいのではないかなというふうには思います。燃料もペレットは若干高いんですが、ペレットじゃなくてチップで対応できて、さらにはサーモで温度管理も可能ということでもありますから、なおいいんじゃないかと思います。プラス、燃料をバージンにこだわらなければ、果樹農家の剪定くず、建築の廃材、今RDFでなかなか処理ができないものをチップにして対応することも可能になると思いますので、1回検討していただければどうかなというふうに思います。極端な話を言えば薪ストーブだって立派な木質のバイオマスでしょうから、見直す時期には来ているんじゃないかなと思います。それでも実はチップ材も海外のほうが価格が安いんですが、山を守るという観点で行政が三セク等でそういうチップを使うということになれば、私は市民の理解を得られると思います

が、執行部としてどうお考えか、お答えをいただければと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

1点目の財政問題につきましては、限られた予算を有効に活用するため、先ほどお答えさせていただきましたとおり、防災の観点も十分に考慮しながら、間伐等施業箇所を選定し、造林補助金の活用を最大限受けられるよう計画してまいりたいと考えております。また、費用負担を伴わない国・県の間伐補助事業や保安林整備事業を積極的に要望していきたいと考えております。

2点目に、市有林の間伐等の森林施業について、NPO法人設立による入札参加につきましては、NPO法人を設立し、指名願い届を提出すれば入札に参加することが可能と考えております。

3点目の市有林での間伐等の際に発生します間伐材や林地残材の木質バイオマス燃料としての有効活用につきましては、現時点で第三セクターの温泉施設に木質ボイラーを設置し、木質バイオマス燃料を利用する計画はあっておりませんが、熊本県におきまして平成24年度から平成27年度にかけて「木質バイオマス等エネルギー対策事業」として、県北・県央・県南にモデル地域を指定して実施されております。県北におきましては、玉名市、南関町、和水町、長洲町、玉東町、県央におきましては熊本市、県南においては八代市、氷川町等が取り組んでおられると聞いております。

園芸ハウス等への木材バイオマス加熱機導入補助、林地残材等の木質バイオマス燃料の材料調達、製造・配送に係る経費補助及び燃焼灰の有効活用策等について検証を含めた事業が実施されております。施設等の木質ボイラー燃料としての利用には、ペレット、チップの要定供給、製造運搬コストなど様々な課題が考えられますので、この県事業の成果や他地域での木質ボイラーの活用状況等につきまして情報を入手しながら、本市としても検証をし、今後の林業振興、林業後継者の育成確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 先ほどの林研のNPOに関しては、できれば執行部のほうで森林組合等とも調整をして、そういう話が、あちらにやる気があるかどうかという部分もあると思うんですが、調整していただければと思います。

あと、木質ボイラーについては計画がないということなんですが、いつかは老朽

化をするわけですから、それに向けて考えていただければというふうに思います。

あと、ペレットの話も出たんですが、どうしてもペレットにするとペレットにするまでのちょっと投資が高くなるものですから、当面はチップでも対応ができるというところから始めていけばいいのではないかと思いますので、そのところも今から先、執行部で十分吟味をされて考えていただければというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後3時33分

第 4 号

9 月 1 2 日

平成24年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成24年9月12日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問



出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

23番 北田 彰 君

○
欠席議員（なし）

○
説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	雲 田 哲 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	今 坂 康 雄 君
教 育 部 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

○
事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） おはようございます。議席番号5番、水上彰澄です。

このたび、7月12日、九州北部豪雨によります災害に見舞われました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復興を祈るものであります。

さて、我々各常任委員会と執行部においては、いち早く現地調査を行いました。また、我が経済建設常任委員会におきましては、再び調査をしました。高柳四季の里線の源流はどうなっているか、鞍岳を越え矢護川に峠川、さらには河原川の源流も調査したところであります。今までにない災害で、大崩壊をしておりました。そういう中に、阿蘇地方地域だけが当初においては激甚指定を受け、菊池郡市においては受けられないという話でありましたので、菊池郡市ともに指定を受けられるように執行部と議会一緒に陳情したところであります。幸いにも農地だけでなく、公共土木においても激甚指定になりました。ほっとしているところであります。その後の旭志の高柳四季の里線、要するに北桜ヶ水、南桜ヶ水線の道路の改修進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

2つ目に、国営ダムの送配水管と県営のもの、桜ヶ水水道組合のパイプが埋設してありましたが、当初は道路改修をして、その後、それぞれの管の破損箇所を切って改修するというので、地元の皆さんが心配されていたけれども、先日の全員協議会においては、管の埋設後において道路改修をするとの報告でありましたが、その下流耕地面積が250から300haとお聞きしておりますが、大変困っておられます。1日も早い復旧・復興を願っておりますので、その工法をこの議場での再報告をしていただきますようお願いを申し上げます。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） おはようございます。それでは、水上議員の一般質問にお答えいたします。

今回、豪雨被害がございました北桜ヶ水の集落内から新山橋までの市道高柳四季の里線、また南桜ヶ水公民館横の市道沓掛線や北桜ヶ水公民館付近から南桜ヶ水公民館付近を連絡しております市道牛繫線につきましても、現在緊急的な対応の工事を実施しており、一部規制はございますが、通行は可能となっているところでございます。

今後の道路改良の進捗につきましては、国庫補助の対象となる災害につきましては、国に申請を行いまして、9月18日から第3次災害査定が行われました後に早急に復旧工事に取り掛かってまいります。ただし、市道高柳四季の里線につきましては、10月9日の第5次の災害査定となっているところでございます。

また、国営・県営ダムの送配水管との復旧工事との調整が必要になっているところでございます。

また、国の補助対象とならない災害につきましても補助対象の災害の同様、早急に市の単独で復旧工事に取り掛かりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。水上議員の質問にお答えします。

7月12日の九州北部豪雨により、市道高柳四季の里線に埋設されておりました国営管（φ600）約310mが被災露出し給水不能の状態となっております。これは、合志5号幹線で本市旭志の約91ha、大津町の約195haに給水している幹線でございます。併せて被災しました県営管（φ250）につきましても、旭志平地区の水田約10haに給水をしており、被災により現在は断水している状況にあります。発生時からの応急措置としましては、菊池台地用水土地改革区が仮設工事としまして3号ファームポンドからポンプで水を汲み上げ、県営管に繋ぎ平地区への給水を行なっております。また、桜ヶ水大津町へは、別幹線の分水溝に指定給水栓を設置し、貯水タンクを農家の方へ貸付けられ、応急的な措置が取られている状況にあります。今後の復旧には高度な技術・専門的な知識を要するとともに、被災した受益面積・受益者も2市町にまたがり、菊池市・大津町、また土地改良区では対応できない状態でありますので、8月9日に県庁で協議をさせていただき、同日付けで県営農地等災害復旧事業として実施していただくように菊池市・大津

町・菊池台地用土地改良区・旭志村土地改良区の連名にて熊本県知事に要望書を提出し、現在県事業して測量設計調査が実施されております。復旧の方法ということでございますが、国営・県営管、水道管を先に埋設を行い、その後、道路災害復旧工事にて舗装復旧を行う工程となると思われまます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） なるべく早い復旧をお願いしておきます。

北桜ヶ水、南桜ヶ水、ともに水道組合でありますけれども、道路に水道管を埋設するのであればですね、この際、市の簡易水道に移行するようにしたらどうかということをお願いしたいと思います。本当は水道組合から話があるのが本当かもしれませんが、市のほうから話をもちかけてですね、一緒に埋設ができるような方法は取れないものか。それをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 水道局長、原和徳君。

[登壇]

○水道局長（原 和徳君） おはようございます。水上議員のご質問にお答えします。

今回の豪雨により被害を受けました北・南桜ヶ水地区の水道施設につきましては、それぞれの組合所有物ではありますが、被害は甚大であり、自然災害によるものであることから、緊急的な措置として蛇口から水が出るまでの仮復旧工事に係る費用を専決処分にて市の災害復旧費で対応させていただきました。

議員ご質問の「この際、市の簡易水道に移行したらどうか」ということですが、現在の水道事業について概略説明させていただきたいと思っております。現在、菊池市で管理運営している水道事業は、上水道事業区域として、旧菊池市の平坦部区域と旧泗水町全域、また簡易水道事業区域として旧菊池市の水源・迫間地区、花房地区、龍門地区、穴川地区、鳳木地区と旧旭志村の北部地区、西部地区であり、専用水道区域として七城雇用促進住宅があります。一方で、水道法の認可を受けた民営の簡易水道として、旧菊池市の雪野簡易水道組合、木柑子簡易水道組合と旧旭志村の湯舟簡易水道組合、下伊萩簡易水道組合があります。また、その他の水道施設として、給水人口50人以上100人以下である「飲料水供給施設」が北桜ヶ水や南桜ヶ水水道組合を含めまして10カ所あります。簡易水道事業等の統合につきましては、平成19年6月に厚生労働省からの通知で「一つの自治体に、一つの水道事業」という基本理念が示されました。本市としましても、この指針に基づいて平成28年3月末までに簡易水道事業及び飲料水供給施設を上水道へ統合するため、平成21年度に簡易水道事業統合計画を策定しております。本事業における上

水道事業への統合に向けたスケジュールとしましては、本年度末までに市営上水道区域に隣接しております花房簡易水道事業と組合営の木柑子簡易水道事業を統合し、その後残りの水道事業を平成27年度末までには統合する予定です。なお、北・南桜ヶ水水道組合に対しましては、統合に向けた説明会を既に実施しております。今後、簡易水道事業統合計画に沿って上水道事業に統合する方向で進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） ありがとうございます。

次に、北・南桜ヶ水の災害による流木の流出、また、まだまだ現場に残っている大量の倒木の撤去も考えなくてはならないかもしれません。また、災害が起こることを想定しますと、その源流において流木止めの柵をつくったらどうか、そのように思います。砂防ダムは3カ所か4カ所あったと思いますけれども、その砂防ダムにおいて土石が溜まっておりますので、この辺をどうされるのか。

それから、場所が変わりますけれども、旭志の楠原九ノ峰線の市道が20mぐらいにわたり全幅と高さが10m以上ではないかと思いますが、崩壊しておりますすが、もちろん査定後でなくてはなりませんけれども、道路改修が最優先的にできないものかをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回の豪雨によりまして、合志川支流の源流の一つであります狐塚川におきましては、山腹の崩壊や両側の斜面の土砂の流出が発生いたしまして、流木・土砂が橋梁集積した結果、河川の氾濫を招き、道路並びに家屋、田畑に甚大に被害をもたらしてきたところでございます。四季の里付近の狐塚川におきましては土石流危険溪流箇所であるため、今後の対応を県と確認いたしましたところ、北桜ヶ水と南桜ヶ水地区の上流部に砂防ダムもしくは治山ダムで流木止めも含めまして位置や工法を検討中であり、災害復旧の準備段階であると聞いているところでございます。今後は、早急に事業を着手できますよう県と市が共同で事業推進をしていかなければならないと考えているところでございます。

次に、市道楠原九ノ峰線でございます。この道路につきましては国庫補助の対象となる規模の災害でございますので、先ほど申しましたとおり、9月18日の災害査定に掛けまして、その後、早急に復旧工事に取り掛かってまいりたいと考えてい

るところでございます。今しばらくご辛抱いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 砂防流木止め、これにおいては強力にひとつ県の方にも申し上げてもらいたいと、そのように思います。

2番目に、旭志体育館についてであります。床板の張り替えの件で質問するところでございますけれども、専決処分で予算計上して報告されましたので質問ができないかと思いますが、中学生のバスケットほか練習ができないということで生徒からお聞きしましたので、これもまたなるべく早く優先的に工事をしていただきたいと。原因究明を明確にして、床板の材質等が適当であったのかどうか、調査する必要があると思われまいます。いずれにせよ早急にできるかどうかをお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） おはようございます。

旭志体育館は、7月12日に発生しました豪雨によりましてフロアが大きく破損し、現在利用ができない状態にあります。水上議員も現地を調査されて、破損の状態はご存じのことでございますけれども、床面が大きく波打ちまして、また通常では考えられないぐらいの破損の状態が激しいようでございます。原因の調査を行っているところでございます。今調査の結果隣接する山林から雨水による床下浸水と、それから屋根からの雨漏りが原因であるというようなことがわかっております。このようなことから、今後この同じような豪雨に見舞われたとしましても大丈夫のような施設にするためには、体育館フロアの全面張り替えだけではなく、屋根の全面吹き替え並びに床下への浸水防止の工事が必要となります。相当の経費と期間を要するものと思われまいます。今後は、調査結果を踏まえた復旧のための実施計画を行いまして、順次工事に取り掛かる予定であります。

利用者の皆様方には本当に大変ご迷惑をお掛けしているところでございますけれども、安全で安心な施設としてご利用できるように修復に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 屋根まで変えるということであるならば結構なことではございますが、当然立派になるほうがいいわけでありまして、時間がかかるのは仕方がな

いかと、そのようにも思います。しかしながら、なるべく早くできるようにお願いを申し上げておきます。

次に、堆肥舎の減免についてをお伺いいたします。これは中山議員のほうからも申されましたので控えるべきかと思えますけれども、堆肥舎のこの建設においてはですね、国の環境三法により半強制的につくらされたようなものであります。95%以上の建設がなされました。もちろん5割補助ですが、当然5割の負担が農家に強いられたものであります。今、大変畜産が厳しい、そのほか全般的に厳しいわけですが、そういう状況にあり、廃業もやむなしというところまできているのも事実であります。また、郡市の2市2町の中、菊池市が一番多く堆肥舎も建っております。そういう中にありながら、ほかの1市2町においては5年から10年の全額減免であります。本来ならばよそより先に全額減免を打ち出さなければならないものであると思います。それは、当然一番この菊池市が頭数等が多く堆肥舎も建っているということでもあります。今年度で5割減免が消えますので、12月定例議会までには全額減免にしていきたいと、そのように思います。この件におきましては、市町村長の特例措置でできますので、ぜひとも全額減免にしていきたいとそのように思っております。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。水上議員のご質問にお答えいたします。

畜産の堆肥化施設等に係る固定資産税の減免につきましては、先般、中山議員のご質問にお答えしたとおりでございますが、畜産業を取り巻く現状につきましては、議員仰せのとおり非常に厳しい状況にあると認識しているところでございます。JA菊池管内の固定資産税減免の内容ですが、先ほど議員ご質問のときに言われたとおり合志市が5年間の全額免除、大津町及び菊陽町が10年間の全額免除という状況でございます。平成24年度の減免の金額でございますけれども、合志市が64件の申請で減免額が330万2,600円、大津町が33件の申請に対し減免額が131万1,800円、菊陽町が14件の申請に対し減免額88万600円となっている状況でございます。議員ご存じのとおり、本市におきましては菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免に関する規則で5年間の50%の減免を実施しているところでございます。本市の場合は、平成24年度の状況を申しますと、175件の申請がございまして、減免額が783万8,300円となっております。今後、全額減免という形で試算しますと、年間で約1,500万円、5年間にいたしますと7,500万円程度の税収減が見込まれるような状況になります。市のほうも本当厳

しい財政事情がございますので、次年度以降の経過措置及び減免割合に関しましては、関係部署と十分協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 今、部長の答弁ではなかなか厳しいということではありますが、農家も厳しい。先に申しましたように、よその市町においては10年間全額減免ということでもあります。ただ件数が多いございますので金額がいかにもまとめた金額で言われましたので、これは大変かなど、そのようには思いますけれども、隣の市町に合わせてですね、その検討するということでもありますので、併せて全額減免という方向にさせていただきますようによろしくお願いします。本来は市長の答弁をいただくほうがはっきりすると思いますけれども、12月までぐらいに決めればよいということでもありますので、途中の様子を聞きながらですね、また12月やり直したいと、そのように思います。

それでは、四季の里旭志の件についてお伺いします。7月12日の災害で、道路が崩壊したためキャンセルで客が激減して大きなマイナス、赤字になっていると聞きましたけれども、民間委託ではあるが、今までにない大災害であります。土地・建物においては市の財産でありますから、何かの方法で支援対策はできないか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

今回の豪雨によりまして、市道高柳四季の里線が崩壊したことで、四季の里旭志人の幹線アクセス道路が通行不能となり、7月12日から19日まで8日間、休業をやむなくされ、その間の予約もすべてキャンセルされておられます。7月20日からは営業を再開されておりますが、幹線アクセス道路は生活道路としての仮設道路として仮復旧されただけで、本復旧には相当期間を要するというところでございます。そのような状態でありますので、現在は迂回路として旭志小川からグリーンロードを経て緑資源幹線林道菊池人吉線を通るコースをご利用いただいているところでございます。7月の施設利用者につきましては、8日間の休業や幹線アクセス道路の通行不能などの要因によりまして、昨年7月の利用者実績6,881人と比較しますと、本年は2,982名と激減をいたしております。また、収益面につきましても37団体から予約キャンセルがあっておりますので、概算ではありますが343万4,000円の減収が見込まれております。議員から、市で経営支援対策はできな

いかというご質問でございますが、地方自治法第232条の2に、寄附・補助金等は客観的にも公益上必要と認められるものと規定をされておりますので、災害とはいえ、特定の会社への営業損失補填はできないものと判断をいたしておりますので、市からの財政支援は現在のところ考えておりません。しかし今回の災害で通常どおりの営業ができないという環境になっていることは事実と捉えておりますので、7月12日から市道高柳四季の里線が復旧するまでの期間につきましては、行政財産使用料条例第4条第1項第2号の規定を準用しまして、現在免除をいたしております。仮に免除期間を来年3月31日までと試算をしますと、行政財産使用料、1年間でございますが176万508円のうち128万6,070円が免除される見込みとなっております。

今後、秋の行楽シーズンを迎えますが、四季の里旭志に多くの方が来場していただきますようにイベント等を利用しPRに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） わずかな額の支援ということでございますけれども、私はこの四季の里が将来にわたって存続していくことを特に願っておりますので、この四季の里が今年度で委託契約が切れるということでございますが、新契約はできますか。募集は掛けてあったようでございますが、申し込みはあったのか。その辺をお聞きしたいと思います。

また、今までの管理者も申し込んでいるのかどうか、この辺もお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

現在の四季の里旭志は、平成22年4月1日から平成25年3月31日まで旭野商事有限会社に指定管理委託を行っております。今年度末で契約期間が満了となりますので、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間の指定管理者を募集するために、菊池市四季の里旭志指定管理者募集要綱を定めまして、8月1日から8月31日までの期間で、市広報紙及びホームページで一般公募を実施しております。8月16日の現地説明会では、現在の指定管理者を含む3社の参加がございましたが、最終的には新規事業者1社から指定管理者指定申請書が提出をされているところでございます。今後のスケジュールにつきましては、指定管理候補者選定委員会を開催し、事業計画書等の書類や申請者からのプレゼンテーションを

行い、指定管理者としての是非を決定していくことになると考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 新規契約ができるのかということでお尋ねしますが、仮に申請者が指定管理候補者選定委員会の判断ですと、指定管理者として不相当である場合、あるいは1社でございますので辞退されるとか、こういうものが起きた場合に四季の里旭志の将来、つまりは今後どのように考えられておられるのかということをお尋ねします。これは、6月の定例会だったと思いますが、共産党の東裕人議員が質問されたことでございますけれども、私は身近におりますので余計心配をしますので、答えは同じになるかと思っておりますけれども、この辺の考えを、市長の考えをお願い申し上げたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 四季の里旭志につきましては、地域住民の皆さん方の交流の場、そしてまた子どもたちをはじめといたします温泉入浴をはじめとして、動物とのふれあいということで、情操教育といった幅広い年代にご活用をこれまでやってきました。第3セクターにこの3年ほど前から民間に業務委託いたしましたけれども、本当に現在受託をいただいております業者の方につきましては、地元ということもありまして、特に愛着をもって地元住民の期待に何とか応えたいという、そういう思いを強く抱きながら受託をされたものだと思っております。今回、ご本人が応募されていませんけれども、これまでのご努力に対しまして、深甚なる敬意を表したいと、このように思うところであります。

このような地域の思いの詰まった施設でありますので、今後とも施設の存続に向けては努力をしてみたいと思っておりますが、一面、過日地元地域審議会の中でのご意見等におきましては、この民間に委託をした民間施設に対して公の資金を注入すると、施設整備等々やってみておりますものですから、そういったことを見る必要があるのかということで、切るべきだといった、そういった強い意見も出されておりました。そういったことに対しまして、皆さん方のやっぱりご理解をいただきながらいかなければならないという思いでございますので、地元議員として、どうぞひとつよろしくその辺お願いをいたしたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時39分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番の大賀慶一でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、今回の九州北部豪雨災害について執行部の所見をお尋ねいたします。この件に関しましては、十数名の議員の方々が多様な角度から質問されておりますので、できる限り重複しないように質問をいたしたいと思っております。

今回の豪雨では、予想もしなかった被害が、予想もしなかった地域で発生をしております。きょうでちょうど丸2カ月が経過したわけでございますが、被災された地域では、未だに懸命に復旧に頑張っておられます。被災されました方々に心からお見舞いを申し上げたいと思っておりますとともに、1日も早い完全な復興に向けて、我々も全力で取り組んでいかなければなりません。

それでは質問に入らせていただきます。1点目ですが、今回の災害時において、本所と各総合支所や県・国、関係機関等の連携、連絡はスムーズに行われたのでしょうか。この件につきましては、今までにも数名の議員の方が質問されました。その中で見直すところもあるが、概ね連携は取れたとの答弁でございましたので、私に対する答弁は必要ありませんが、災害時の被災状況の把握や適切な指示を行うには、連絡の緊急性、正確性が極めて重要でありますので、今後十分に検証されて、課題につきましては適切に解決されることを強く要望いたします。

2点目に、防災無線の戸別受信機の設置についてお伺いいたします。この点につきましては、先日も坂本議員が述べておられました。本市の場合、現状では市民への災害時の通報は防災無線がより有効でもあるわけでございますが、本市におきましては、旧市町村間の防災無線の一局化が統一されておられません。その上、まだアナログ方式でございます。国はデジタル方式への切り替えを義務づけていると伺っております。私は、以前にも一般質問の中で防災無線の戸別受信機の設置を要望してまいりました。しかし、全戸に設置を行うには約6億円程度の経費も必要である。また、デジタル放送への切り替えができてないということを理由に、また実現をいたしておりません。台風や豪雨時では、現在の防災無線では家の中では全く聞き取れません。そこで、今回の災害を機に、ぜひともデジタル方式への切り替えと防災無線の戸別受信機の設置を早急に求める考えはないのか、改めてお伺いをいたします。

3点目に、今回の災害時において、7月12日の午前4時に災害本部が設置され、翌13日の午後6時には解散されております。私は、14日の午後5時過ぎに市民の方からの通報で対策本部に連絡をいたしましたところ、解散されて誰もいないという返答でありました。この時点でもまだまだ被災された方々は懸命に災害の対応に追われておられます。また、災害本部としても災害状況の完全な把握はできていない状況ではなかったかと思えます。基本的に災害対策本部は、その案件が一応目処が立ってから解散が普通だと考えておりますが、執行部はどのように考えておられるのでしょうか、お尋ねいたします。この件に対しまして、昨日の森隆博議員の質問に部長は、職員へのアンケートを実施し、反省点を検証するというございました。また、市長からも解散時についての反省も述べられておりましたので、これに対する答弁は私は結構でございます。

4点目に、災害待機班のあり方についてお伺いいたします。関連した質問もいくつかありましたが、改めてお伺いをいたしたいと思えます。本市においても各総合支所を本所において梅雨時や災害時の職員の待機が行われております。そこで、現在の班編制や人員などの状況はどのように行われておりますでしょうか。また、予想される豪雨に対して待機班の増員や体制はどのように考えられておりますか。

以上の点をお尋ねしまして、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 大賀議員のご質問の2点目と4点目にお答えすればよろございますでしょうか。

まず、2点目の防災行政無線でございますけれども、これに関しましては防災行政無線のデジタル化の計画につきましては、平成25年から構築を始める計画でございます。本市から各戸別の受信機への一斉放送も可能となりますし、本庁と支所間での双方向の通信も可能となります。また無線のファクシミリ通信も可能となりますので、総合支所及び住民との連絡が密になり大変有効な手段だと思ひ、進めてまいりたいと考えているところでございます。

4点目の災害待機班でございますけれども、災害待機班は、通常時から菊池市の防災計画地域防災計画書がございまして、その中で本庁、各総合支所に災害待機班を設置するようにしております。その人員は、本庁・総合支所、各現場、地元住民の職員を最優先に割り振っております、大体総合支所で30人程度、24人から30人程度を編制しております、それと現地対策班というのがございます。現地対策班は、災害が終わった状況を調査する、いろんな林道、農道、そういう農作物、そういうのもございますけれども、区長さんからの申し出があつて、区長さんにそ

の事情を聞きに行ったりとかですね、現場を見たりとか、そういう災害状況を調査する調査班というのがおります。それは本庁総合支所、たしか150何名おったと思いますけれども、今回の集中豪雨に関しまして、通常例えば警戒態勢のときは3名とか5名とかでございまして、今回は非常に雨足が強くなりましたので、本庁災害対策本部のほうから各総合支所に2時半過ぎだったと思いますけれども、災害待機班の増員をするように依頼しておりますので、そのときに洒水とか、特に旭志とか災害待機班は現場の本庁勤務の職員でありまして、その地区の近場の職員が駆けつけて待機していたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 待機班の編制といいますか、それぞれに多くの職員の方が出られて、大変ご苦労なさっておりますけれども、市民の生命財産を守るという意味でしっかり頑張っていたきたいと思っております。

再質問いたします。次に、被災者に対する支援について伺います。今回の災害に対して、執行部から専決処分で見舞金の増額と、該当する災害の範囲を広げるという見舞金制度の条例の改正が今議会に報告がありました。私は、大変結構なことだと思っております。被災された方にとっては、支援金の増額というのは大変ありがたいものだと思っております。最近の異常気象等から考えてみますと、今後の豪雨や台風等の自然災害はますます増加することが予想されます。そこで、私は災害時に被災された方を、より一層の手厚い支援を講ずる必要があるのではないかと考えております。災害で生活の基盤が崩壊されると、なかなか復興することは大変なことだと思っております。そのようなことを考えますとき、市民相互の扶助の観点から、本市独自の災害見舞金なるものの創設はできないかと考えております。先日も東裕人議員も本市独自の見舞金制度を考えてはという質問をされておりました。私としましては、例えば市民1人当たり年間100円程度を拠出いただき、その上に市が5,000万円程度を予算化していただき、数年間の積み立てをすれば、かなりの額になると思っておりますので、被災された市民の方々に対しても多くの支援ができ、より広範囲の適用ができるんじゃないかと考えております。復興支援につながるのは、恐らく何と言いましてもお金が大事でございまして、市長はどのようにお考えでしょうか。

2点目、今回の災害で本市は国による激甚地災害の指定を受けました。そこでこの指定により、どのようなメリットがあるのか、またデメリットはないのか、以上の点について詳しくお答えをいただければと思っております。

以上、2点について質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 大賀議員のご質問にお答えいたします。

先ほど大賀議員おっしゃいましたとおり、東裕人議員に答弁いたしましたように、福祉関係では被災者生活再建支援法・菊池市災害見舞金支給条例と菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例及び規則で対応しているところでございます。災害に対応できるような災害基金創設という話だったと思いますけれども、これにつきましては生活再建支援法と本市の関係条例及び規則で今後も対応してまいりたいと現時点で考えているところでございます。

また、激甚災害指定につきましては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律というのがございます。これに基づく制度で、これが指定されますと地方公共団体が行う災害復旧事業へ特別な財政援助または財政措置が講じられ、国庫補助率が嵩上げされることとなります。このことで、本市が行います公共土木事業に関しまして財政負担が少なくなり、農地災害につきましても所有者が負担されます負担率が軽減されるメリットがございます。デメリットに関してはないと思います。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 私は、先ほど私の私案といたしますか、そういうことで申し上げましたけれども、本市は昨年の3・11東日本大震災に際しまして、全国の市町村に先駆けて5,000万円の援助をいたしております。そういうことを考えますと、本市で起きている災害に対して思い切った予算措置を取ることは、本当に大事なことではないかと思っております。そういう面から考えますと、予算にしましても十分できるんじゃないかというふうに思っております。ぜひ検討していただきまして、対応をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。私は本年の6月議会でも本市の危機管理面からも、ぜひ本市の中に警察や自衛隊、消防等の経験者含めた危機管理室を設置する必要があると述べてまいりました。この件に関しましては、昨日の樋口議員の質問があり、部長からの答弁で私の6月の議会の危機管理室の設置はしないという回答でありましたけれども、昨日の回答で設置を検討するという報告がありました。私は大変結構なことだと思っております。前向きな答弁、本当にありがたく思っております。今回のような大きな災害が発生しますと、対処するには現在の担当課のみで

はなかなか無理があると思います。先ほども述べましたが、近年の異常気象を考えてみますと、自然の災害や人的災害は大きな確率で増加するものではないかと考えております。

そこで、再度確認の意味を込めまして危機管理室の設置について早急な対応の考えはないのか、改めてお伺いをいたしたいと思います。

次に、今回の豪雨で改めて自主防災組織を一刻も早く結成することが重要ではないかと痛感いたしました。この件に関しましては、昨日も岡崎議員からも質問がなされました。他の議員からも質問がされております。執行部からは、組織結成について取り組むとの答弁をいただきましたが、これはなかなか以前から質問がされておりますけれども、取り組むという返事はいただいておりますが、なかなか具体的にいつから取り組むというような返事がなかなかされておられません。きのうの質問でもあったように、県下で最低の組織率でございますので、なんとかその自主防災組織を早く立ち上げてですね、汚名を返上していただき、市民の安全・安心に共助できたらと思っております。

そこで、具体的にいつごろから取り組むのか、わかりましたらお教えいただきたいと思っております。

次に、今回の災害は、河川の上流で山林の崩壊が起き、その流木が川をせき止めたことが大きな原因でございました。そこで、上流に砂防ダムや、スリットダム、先ほど水上議員のほうからも防護柵というようなことを言っておりましたが、スリットダムの設置がより流木流出の阻止に大きな効果があると思います。たしか本市でもですね、3、4カ所、菊池川の上流と合志川の上流に1カ所、3、4カ所はつくってあると思います。今後そのようなダムの設置について、国や県に強く要請していくことが必要だと思います。その点について、どのようにお考えでしょうか。

最後に、今回被災しました旭志の高柳四季の里線の復旧計画につきましては、先ほども水上議員の質問の中で答弁がなされましたので、私としては1日も早く本復旧の取り組みがなされることを要望いたします。

以上、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） それでは、大賀議員のご質問にお答えいたします。

危機管理室の設置につきましては、先ほどおっしゃいましたとおり本年6月の定例会で大賀議員のご質問に、「危機管理室を新たに設置することと警察や消防、自衛隊などのOBを危機管理専門家として配置することは考えはないか」というお尋ねだったと思います。そのことに関しましては、6月定例会においては考えてない

と答弁してありますけれども、今回の九州北部豪雨被害を踏まえまして、昨日の樋口議員のご質問に対しまして、「危機管理専門家については、今後他市の状況を調査した上で検討したい」という形で答弁しております。議員のお考えは危機管理室までだと思いますけれども、危機管理室に関しましては、まだ現時点では考えてはおりません。

次に、自主防災組織でございますけれども、これを具体的にいつから率先して始めていくか、取り組みを始めていくかというお尋ねだと思います。今月9月20日に泗水の総合支所で区長会がございますので、そこで自主防災組織に向けて、できるだけ組織していただきますように働きかけを手始めにしてみたいと思います。今後、あらゆる区長会におきまして出向きまして、自主防災組織の必要性なりを訴えてみたいと考えております。

最後に、先ほどありました、建設部長も答弁しておりましたけれども、砂防ダムとか流木止めでございますけれども、このことに関しましても本市と、県事業とか国事業がございますので、積極的に働きかけてみたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 早めの何事も取り組みをよろしく願いしておきます。

次に、青少年の支援についてお伺いをいたしたいと思います。平成21年12月に菊池市教育振興基本計画、いわゆる菊池スピリッツ計画が発表されております。これは、国の教育基本法に基づいて作成されてものであります。その中の第2章で、今後の10年間を通じての目標すべき姿の中で、競技スポーツの振興がうたわれております。内容を少しだけ述べてみますと、県大会や全国大会での本市関係選手の活躍は、青少年をはじめ市民に大きな夢と感動を与えます。このような選手を育成することは、市にとっても大変意義あることです。このような選手育成のために、個人の特性や教育の特徴に応じた指導・育成を組織的・計画的に推進しますというふうに述べられております。これが本市の青少年に関するスポーツ振興の基本となり、しかも目標とすべきものだと思っております。

そこでまず最初に、このような施策を実現するために、今日までに青少年に対する支援策はどのように取り組みが行われてきたのでしょうか。その具体的な内容について、まずお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 菊池市内の小中学校児童生徒が各種競技大会等へ参加する際の支援策として、大会出場に関する交通費及び宿泊費を補助することで、保護者の負担軽減を図っております。学校教育活動内での出場や主催者、あるいは県大会、九州大会などの大会規模の違いで補助の割合は変わってまいりますけれども、補助金の交付を行うことで、スポーツ振興の一助になるよう支援しているところでございます。平成23年度の状況といたしましては、小学校において個人関係で30件の61万円、中学校におきましては学校関係で18件の345万円、個人関係では16件の30万円を交付しているところでございます。

そのほか小中学校のクラブ活動を充実させ、児童生徒の健全育成及び体力向上と文化意識の高揚を図るために、各学校に対しクラブ活動補助金も交付いたしております。

また、スポーツ選手の育成を目的に、市の体育協会を通して各種大会、例えば郡市民体育祭とか、県民体育祭とかでございましてけれども、そういうのに出場するための選手強化費や選手派遣費を設け、各種目協会へ交付することで競技力の向上を図っているところであります。

また、オリンピックをはじめ国際的なスポーツ大会、国体などの全国レベルの大会において、菊池市を縁とする選手が活躍する姿は、市民に大きな夢と感動を与えてくれます。特に子どもたちにとっては、スポーツに対し夢やあこがれを抱くとともに、自分でもやってみようと思うきっかけとなるものと考えております。

そのようなことから、オリンピック等で活躍するアスリートを育てるためには、ジュニア選手の発掘から一貫した指導を押し進める必要があると思っております。このため、本市では青少年のスポーツ育成のため、ジュニアスポーツ育成ゆうり基金を設置しまして、その中からジュニアスポーツクラブの育成並びにジュニアスポーツ選手育成のための講習会や講演会等の講師謝礼の補助を行っております。昨年度は、この基金から年間活動補助として13件、講習会開催の補助として4件、合計25万円の交付を行っております。議員もご承知のことと存じますが、このジュニアスポーツ育成ゆうり基金とは、不動裕理さんが本市に在住され、平成12年から同17年までの日本女子ゴルフツアーの賞金獲得女王となり、それを機会として数回にわたり寄附をいただき、小中学生のスポーツ選手育成のためにという趣旨により基金としているものでございます。今後は、体育協会や関係団体と連携し、さらにジュニアスポーツ選手の競技力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番(大賀慶一君) 本市においては、青少年に対する様々な支援事業が行われておるようでございます。私は、より充実した青少年の支援を行うことが非常に重要なことではないかと思っております。このことは、青少年の体力向上もありますし、青少年の健全育成にも大きく効果があるものだと思っております。8月に開催されましたロンドンオリンピックで我が国は史上最多の38個のメダルを獲得して、国中が大いに盛り上がりました。今回のロンドンオリンピックには、皆様ご承知のように、本市からも陸上の100mと400mリレーに江里口選手とセーリングの牧野選手の2名が出場されて、大いに本市の名声を高めて青少年に夢と希望をもたらしていただきました。今後の活躍もますます期待されております。これに続く第2、第3のオリンピック選手や全国世界レベルの選手を輩出することは、本市の活性化のためにも重要なことであると思えます。先日、さらにまた泗水西小学校出身の古市雅子選手がアゼルバイジャンで開催された女子レスリングの世界選手権の16歳から17歳の部で二連覇を達成されました。次回のリオデジャネイロオリンピックの72キロ級の候補として、最も有力視されているという報道がありました。我々も大いに期待して応援をしていきたいと思えます。

そこで、本市からこのようなアスリートをより多く輩出するために、先ほど教育部長も申されましたけれども、あらゆる方面から支援していくというようなことの回答でございましたが、そこで最初の質問でございますが、まず大切なのは指導者の育成だと思えます。その人材育成や支援についてはどのようにお考えでしょうか。

また、2点目に継続的に国・世界レベルの講師を招いて、招聘して、実技指導や研修会を開催していただけないものでしょうか。先ほど部長の答弁にもこれは含まれておりました。今度もまた、バレーボールのゼッターランド・ヨウコさんですかね、彼女を招聘して子どもたちの実技指導に努めていくということでございました。そのほかにいろいろな方策を講じていただきたいと思えますが、その点いかがお考えでしょうか。

3点目に、これらのことを実施するには予算面での措置が必要であります。今申されましたように、本市にはスポーツ振興に対する不動裕理さんからご寄附いただきましたゆうり基金というのがございます。大変ありがたく思う次第でございます。また、この基金を含めた本市での独自のスポーツ振興基金というのが設立されないだろうかと思えます。本当にアスリートを育てるためには、これは経費面に相当かかります。そういうものを考えますとですね、もっとより効果的に支援をするためには、やはり何と言いましても資金が必要でございますので、その点について本市で青少年のスポーツに関するスポーツ振興基金なるものは考えられないでしょう

か。

以上のことについてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 大賀議員の再質問にお答えいたします。

青少年に対するこれまでの支援をさらに拡大してはというようなご提案だと思えますけれども、まずはスポーツ振興基金の創設がありました。これについては、現在、全国大会等へ出場する場合に、報奨金として交付をする要綱を制定したところであり、議員ご指摘の青少年に対する支援としての新たな基金については現段階では考えておりませんが、ただ現在、ジュニアスポーツゆうり基金というのがあります。この交付要綱を見直して、発展的な基金として活用していくことも可能ではないかと考えております。社会体育課では、スポーツを通じて青少年の健全育成を図ることを目的とするスポーツ少年団を育成するため、市に登録する単位スポーツ少年団へ登録補助を行っており、現在は、バレーボール競技と野球競技の2競技、3団体が登録をしております。

それから、指導者育成についてでございますけれども、小中学校では部活動が中心となり、学校教育の一環ということから各教職員が指導者として携わっていただいております。また、先ほど申し上げましたジュニアスポーツゆうり基金からも指導者育成講習会等についても補助することができますので、さらに見直しを行い、指導者育成を図ってまいりたいと思っております。

また、学校部活動以外では、本年3月に本市で総合型地域スポーツクラブを設立いたしました。その中で、青少年のスポーツ種目としては、幼児・小学生を対象とした体育教室、新体操教室、バドミントン、エアロビクス、それから弓道教室等を行っております。今後、市体育協会をはじめ、各競技団体のご理解とご協力をいただきながら、多くの競技スポーツを取り入れていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） ぜひとも青少年に関して、スポーツ面でございますが、支援をいただいて、本市から本当に世界に通用するアスリートが出ますことを、ぜひ期待しまして、次の再々質問に入ります。

また予算もなかなか難しいこともわかっております。続いてお尋ねいたします。

1点目、先に述べました市教育振興基本計画の第3章の中で、5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策、その中の②の競技スポーツの強化と指導者の育成の

項目に、ア、競技人口の拡大と競技力の向上、イ、全国・九州・県、その他の大会出場選手への補助、ウ、スポーツ指導者の研修及び養成と確保、また⑤のスポーツ施設器具、備品等の整備充実ということが述べられておりますが、これらの施策の具体的な実施状況は、達成度についてはどのように思われますか、教育長にお伺いをいたします。

2点目、最後に市長にお伺いいたします。県や市町村では、メダリストに対して市民栄誉賞、県民栄誉賞などの表彰が行われるところもありますが、本市においては世界選手権やオリンピックのメダリストのみならず、出場した選手や指導者の方々に本市の名声を大いに高め、青少年に夢と希望を抱かせていただくという点を評価し、このような素晴らしい活躍に対して、本市独自のスポーツ功労賞等の表彰を行う考えはないのか、最後に市長にお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ただいまの大賀議員から菊池市教育振興基本計画、いわゆる菊池スピリッツ計画、この達成状況ということのお尋ねと思います。これは、平成21年12月に策定いたしまして、10年計画、そして5年計画、こういうことで、それぞれの事業を計画し、実施していくものでございます。その中に、健康で生きがいを見つける生涯スポーツの確立、こういった目標を掲げ、具体的な方策として、一つ目に、健康で楽しみのスポーツ振興、二つ目に、競技スポーツの振興を掲げ取り組んでいるところでございます。特に、スポーツによって、市民に健康と生きがいをもたらすためには、スポーツに関わる環境整備が必要であります。そのようなことから、市では従来から行っていますスポーツイベントを充実させ、地域スポーツ活動及びファミリースポーツの普及・振興に努めているところでございます。本年3月には、総合型スポーツクラブ「菊池“ゆ”ったりスポーツクラブ」を設立いたしまして、市民だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、継続して運動・スポーツができる環境整備を促進してまいります。また、県大会や全国大会等での本市関係選手の活躍は、青少年をはじめといたしまして市民に大きな夢と感動を与えてくれております。特に本年度も市内の小学生、中学生、非常に活躍してくれました。特に小学校では、県代表として野球、これが全国大会、また九州大会にも出場し、1回戦を突破しながら、そして2回戦と進んだ子どもたちがございます。また、中学校におきましても、県代表といたしまして全国大会、そして九州大会、進みまして、特に全国大会ではテニス、そして水泳、バドミントン、これは全国大会でそれぞれ活躍してくれました。中でも、泗水中学校の2年生でございますけれども、女の子が水泳の個人メドレーで、400m個人メドレーですかね、全国3位に入っており

ます。また、200mメドレーにおきましては8位だったですかね、入賞を果たした。そういうように、非常にここ数年、子どもたちも県代表として九州大会、全国大会に出場してくれるような選手が出るようになりました。これもひとえにこれまでの、やっぱり小さなときから運動に親しみながら、そしてどういう方向で自分が将来スポーツに向かっていくかという、そうした芯がきちんと培われてきているんじゃないかなと思います。

このような選手を育成するために、大会への出場選手には報奨金を出し、選手育成に努めております。

また、毎年教育委員会では外部評価委員会が開催されまして、その中で各委員より事務事業の改善等の意見や提言をいただき、評価もいただいております。このようなことを考えますと、総合的に、数値で表すことは非常に難しいですけれども、教育委員会といたしましては50%以上は達成できているんじゃないかなと、このように考えております。今後は、特に選手を育成するための指導者研修会等を開催しまして、指導者を育成していく、養成していくということが必要であると考えております。

今後も市体育協会をはじめ、関係団体と連携しながら指導者の育成に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 本年7月から8月にかけて開催をされましたロンドン五輪には、本市出身の選手が2名ほど出場されました。お一人は陸上競技に出場されました江里口匡史選手、もう一人はセーリング競技に出場されました牧野幸雄選手でございます。二人はメダルこそ逃しましたが、大変素晴らしい活躍をされまして、市民の誇りであり、また市民の皆様方はもとよりといたしまして、日本中の多くの皆様方に感動と勇気を与えてくれたものだとか心からお祝いを申し上げたいと思います。

そういったことから、この表彰をしたらどうかというような大賀議員のご意見であろうかと思っております。本市には社会文化の向上発達に関しまして、功績顕著なものに対し、その功績をたたえて、もって市民文化の向上発達に関する意欲の高揚を図ることを目的とする菊池市の表彰規則もありますので、表彰基準に照らしながら、このお二人をはじめといたしまして、関係者の表彰がどうだろうということで取り組んでまいりたいと、このように考えております。

また、基金をつくったらどうかというお話ですが、部長答弁ありましたように、新しい基金は今現在は考えておりませんが、今日まで利用させていただいて

いる、使わせていただいているジュニアスポーツゆうり基金のことにつきましては大変精査いたしますと使い勝手がいいと。しかしながら少額であるために、もう少し何か増額にならないのかといった声を聞いております。このことにつきましては、基金の積み増し等ができればというふうに思っております、そのことが子どもたちの幅広いスポーツの振興に寄与すれば、最もありがたいことだと思っておりますので、検討に入らせていただきたいと、このように存じております。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。午後の会議は1時から開きます。

○
休憩 午前11時33分

開議 午後 零時57分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 皆さん、こんにちは。本定例会は、豪雨災害の検証会議のようなふうになっておまして、豪雨災害につきましては多くの方が質問されましたので、重複もあるかと思えますけれども、私なりにお尋ねをいたします。

一つ、対策本部の設置と解散の基準について、何か定めがあるのか、お尋ねをいたします。また、そのメンバーについてどうなっていますか、お尋ねをいたします。

二つ目、この災害の中で一本だけ泗水町福本2区地区に午前4時30分に避難指示が出ております。誰が、誰を通して住民に知らせましたか。その経過についてお尋ねをいたします。

三つ目、床上浸水が地区の過半の住宅で起きており、市長や幹部は被災地の状況把握のためにも現場を回るべきであったと思うけれども、いかがでありますか、お尋ねをいたします。

四つ目、合志川ふれあい橋の橋脚に流木が引っかかり、水位を押し上げ被害を大きくしたと多くの方が指摘しておられます。市はこのことについてどういうふうに考えておられるのか、最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員のご質問にお答えいたします。

まず、災害対策本部の設置につきましては、菊池市地域防災計画で市長が災害が発生する恐れ、または発生した場合に設置することが必要であると認めるときに設置することとなっております。災害対策本部の解除につきましても同じように、菊

池市地域防災計画に定められておりますけれども、災害発生の危険性が去ったときとか、被害の不拡大が確認されたときなどに解除していいとなっております。災害対策本部の構成員でございますけれども、本部長を市長に、副本部長に副市長、部員は、教育長、各部長、水道局長、議会事務局長、各総合支所長の14名となっております。事務局に防災担当課の職員が入っております。

避難指示発令でございますけれども、被害が発生し、市民の生命・身体が危険であると判断したとき、河川が警戒水位を突破し、洪水の恐れがあるとき、地すべり・山崩れ及び土石流等による著しい危険が迫っているときなどの場合に発令を出します。今回は、泗水総合支所から堤防越水情報があり、避難指示を発令したところでございます。

今回の災害では、本庁・総合支所勤務職員関係なく、災害待機班、現地調査班を総動員しております。特に旭志地域と泗水地域が被害甚大でありましたので、市内全域被害状況把握のために各総合支所と本庁の土木担当職員、あるいは県土木なども現地に入っているところでございます。至るところで道路の崩壊、施設損壊についての報告を受け、現場状況把握の上、緊急性を判断し、早急な復興作業を指示しています。2次災害防止のためにも、道路封鎖等のパトロールなども行っている状況でございます。災害対策本部長が市長でございますので、先ほど現地をいち早く確認できないかというお尋ねだったんですけども、以前もお答えいたしましたように、12日午前と午後、泗水と旭志の総合支所、14日も同じように12日と14日の2日にわたりまして、ある程度の被害がこれ以上ないだろうという形で判断いたしまして、市長のほうに現場お見舞いとかに携わっていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ふれあい橋の件についてお答えいたします。

ふれあい橋はご存じのとおり、熊本電鉄の鉄橋を改良いたしました橋でございます。橋脚数も多く、そのことを起因いたしまして、今回流木が集積いたしまして川をふさぐことで河水が堤防を越して、地域の一带に甚大な被害を及ぼしたものでございます。ふれあい橋の復旧により架け替えをするかどうかの判断につきましては、河川管理施設等の構造令上の条件や地域住民の皆さんの意見をお聞きした上で検討いたしました結果、現在残っております橋梁の撤去を行い、ふれあい橋の架け替えはしないことといたしておるところでございます。

また、ふれあい橋の上流の県道に架かります合志川橋も橋脚の間隔が狭く、流木

の原因となりましたことから、県へ橋脚を減らしました流木の集積しない橋の架け替えを要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 再質問いたします。

対策本部は13日の18時に解散されております。解散が早すぎるという批判は多くの方が指摘されております。このことについても、今一度ご答弁を願いたいと思いますし、そもそも対策本部でどんな会議がなされたか、非常に興味のあるところであります。時間はどのくらいそれぞれ開かれておったのか、会議録等はどうなっているのか、あればお答えを願いたいと思います。

2つ目、避難指示の発令というのは、熊本市の白川の氾濫の場合でもラジオ等で聞いておりますと非常に難しいと、難しい決断であると。早すぎてもいかんし、遅ければ人命に関係すると、このような指摘が行われております。私も福本地区のことにつきましては、家内の郷でもありますもんですから大体地形もわかっておりますし、非常にどういう方が住んでおられるかも大体承知しております。深夜に背丈ぐらいまでの水の量、あるいは住んでおられる高齢者の方々のことを思いますと、人的な被害がなかったのが非常によいほうの不思議な感じがするぐらいであります。指示がされたということで全員無事であったということはいいことでありますけれども、その指示後、住民の方々がどうされておるのか、そういう確認等はされたのか、一つお尋ねをいたします。

3つ目、翌日が金曜日でございます、本格的な復旧は土曜・日曜というふうに行われたわけでありまして、行政の支援のあり方につきまして非常にこう地元の方々からは批判が多かったと、このように思います。見かけは非常にこう優しいような建家として残っているわけでありまして、非常に床上浸水の恐ろしさというのを肌身で感じたわけでありまして、そういう行政の支援が薄かったという批判について、市としてはどのようにお考えになっているか。

以上、3つお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員の2回目のご質問にお答えいたします。

災害対策本部の解除につきましては、13日の気象情報で豪雨の心配はなくなりましたので、13日の午後6時に、これ以上の災害が発生する恐れがないと判断し、災害対策本部を解散しておりますが、引き続き、災害待機職員が待機し、土砂災害

警戒体制に備えていたところでございます。

災害対策本部における協議の内容でございますけれども、まず設置時におきましては学校の休校の決断や職員の招集、気象情報や河川の状況などの把握、消防団の巡回や警戒情報、自主避難等の状況、その他市民からの情報収集などで会議を開いております。2回目以降につきましては、全体的な被災状況を各関係部長から報告を得て避難者情報や避難所状況報告、停電や断水などのライフラインの復旧対策を最優先に協議したところでございます。

また、被災地への慰問や災害見舞金の支援や地域の災害復興に対する支援、あるいは災害復興活動で冠水した車両の補償等について協議もしております。

職員の増員派遣につきましても、7月12日の午前2時過ぎには災害待機班を増員するように指示を出しておりますし、災害後の現地状況把握につきましても現地調査班を総動員しているところでございます。泗水総合支所が福本二区に避難指示を発令するころは、様々な情報が錯綜し、泗水総合支所も緊迫した状況の中であり、避難状況の把握が十分にできていなかったのではないかとはいえます。

このような中でございましたけれども、対策本部には午前4時30分ごろ泗水総合支所から福本二区への避難指示と総合支所の浸水情報の連絡が入っているところでございます。

翌日の13日の行政の公助ですかね、要するに、それが薄かったのではないかなというお尋ねだと思います。このように今申しましたように、翌日も現地調査班も150名、各本庁、各総合支所に出払って現地調査班に出しておりますし、人材不足というものもございますし、こういうことにつきましては災害対策本部の検証する中での職員アンケートの中でも本庁職員の業務に支障をきたしたというようなアンケート調査もなっておりますし、13日金曜日でなくても、例えば15、16日とか土日ですかね、そういうときに関しまして、市の職員もボランティアで出た人間もおりますけれども、今後ボランティア組織、市職員の意識改革も含めまして、ボランティア組織を充実して、できるだけそういった場に率先して市の職員が出ていくような形で体制を取りたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 何人もの人が最後に市長に尋ねておられますけれども、私も市長にお尋ねをいたします。やっぱり市議員は現場に密着しておりますものですから、いろんな批判を一身に受ける場合がございます。特に今度のように財産等、恐らく多くの財産をなくされた方々にとりましては、非常に憤りも大きくて、議員を

見れば何の役にも立たんと、このような叱責、お叱りを受けたわけでありませう。その中で、言われたままに言いますと、合併前なら市長に電話して夜中でもたたき起こすと。こぎゃんとき土曜も日曜もあるかいたと。市長は見にも来んと、このようなことを複数の方々が言われましてですね、今までも何人の方がこのような意味のことをおっしゃいました。市には市なりのその理屈があると思えますけれども、やっぱり一方では「百年に一度の大雨」と、結果としてそのような表現も使われるわけでありますから、特に合併して間もない時期であればあるこそ、心遣いがほしかったと、このように思うわけでありませう。まず一つ目、このような声に市長はどのように考えられるのか、お答えになるか、お尋ねをいたします。

二つ目、何人もの同僚が指摘したことでありますけれども、今回、下田部長は一人で答弁も頑張っておられますけれども、防災消防関係は私たちの若いころからやっぱり総務課所管であったと、そのほうが指揮命令等も通りやすくはないかという話は議員の間でも所管変えがあったころから出とった話であります。このことについて、どう思われておられるのか、市長のお考えをお尋ねいたします。

以上、二つお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回の豪雨に対する災害対策につきましては、数名の方々からこれまで質問がありまして、同じようなお答えにならざるを得ないと思えます。今回の豪雨災害、本当にこれまでに経験したことのない大変な豪雨でございました。そのことによりまして、この災害対策本部の機能が果たせなかったのではないかと、率直にそのことについては認めたとところでございます。各この災害対策本部のあり方をはじめといたしまして、本庁と支所のあり方は情報の共有、あるいは連携、そういったものがうまくいったのかということにつきましては、先刻お答え申し上げましたように、いわゆるこの市職員の皆さん方のアンケートの中におきましても連携がうまくいっていなかったと、あるいは防災マニュアルにつきましては認識度が低かったと、そういうことが書かれておりました。今後におきましては、今回の災害対策を検証いたしておりますので、災害対策マニュアルの再点検ということで、職員の意識と、それから理解を基本といたしまして研修会や総合防災訓練というものに努めまして、改めて防災マップの見直しも必要であろうと思えます。また過日ご答弁いたしましたけれども、やっぱり地域地域におきまして、あるいはまた災害の種別によりまして、その防災対策というのは自ずから違ってくるところでありますので、そういう意味での、特に地元にも明るい皆さん方、地元の皆さん方が共助の精神をもって防災組織、自主防災組織の推進などにご理解をいただければなと、こ

のように思っているところでもありますし、それを積極的に押し進めていかなければならないと、このように考えております。本庁方式になれば、なお一層支所における対応の遅れが懸念されるのではないかと考えてございますが、この体制づくりにつきましては、今回の災害というものを大いなる教訓といたしまして、いち早く対応できるような組織を最大限に構築していかなければならないと思います。また、災害の担当課を総務企画部に置くべきじゃないかというご意見ですが、またご質問ですが、現在、災害対策全般について検証中でございますので、今後の災害対策ができるだけ機能がしやすい組織づくりということをマニュアルを構築して再点検する中で、市職員の皆さん方一人一人が自覚を持って、動きやすいようなそういった防災環境、災害対策環境を検討していかなければならないと思います。非常時体制下におけます今回の対応というものは、少なくとも本所と支所というものを区別することなく、それぞれが全体的な取り組みの中で現在の防災体制になっております。防災の担当部署が市民環境部ではなくて総務企画部であっても、結果的には対応にはそんなに大きな変化はなかったのではないのかなと思いますが、全体検証をさらに深めてまいりまして、悪しきところは是正をしてみたいと、このように思いますのでご理解をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 先の東北大震災は、職員を派遣し、防災の研修の蓄積もあったと、このように思います。それが今回の場合どういうふうにかされたのかと、こういう検証もされるべきではないかなというふうな指摘を申し上げ、次の質問に入ります。

2項目目の新庁舎建設の手順についてということでお尋ねをいたします。ずっと以前から、思いつきでは市政はできないという話は私どもの先輩の議員から何度も聞いたことでありますし、私もそう思います。市政には計画が必要ということは、きょうの議会でもそれぞれの部門でいくつもの計画のことを述べられておられますのでわかりきった話ですけれども、その観点からお尋ねをいたします。今、新しい庁舎について、その位置でありますとか、大きさでありますとかの整備の説明がっておりますけれども、手順としまして、そのようなことでいいのかなという思いから質問をいたします。市の後期5カ年計画、10カ年計画の後を受けた5カ年計画の中では、新しい行政拠点ということが庁舎の花房台からこちらのほうに移転ということで変わろうと思っておりますけれども、以前にも申し上げましたけれども、この新しい行政拠点をどうするのかということは、まだお話になっておらんというふうに思います。併せまして、今年の4月30日、執行部の発表では県から公告されま

した新しい都市計画の中には菊池市都市計画区域と泗水計画区域を合わせまして花房台432haを一つの都市計画区域にしますというふうな説明もあっております。これらのことをどのようにお考えになっておられるのか。庁舎は移転、こちらのほうにしても、やっぱりあそこはまちづくりをされるのか、ただ単なる都市計画の網をかぶせただけなのか、お尋ねをいたします。

2つ目、もともと当初の計画の中には花房台に新庁舎ができたあきつきには4つの総合支所を支所にするというようなお話でございましたけれども、このことが当然支所になるべきというふうな話もございますし、いや、残すべきではないかというふうな話もあっております。これ具体的にどうなっているのか、もう決定済みなのか、お尋ねをいたします。

また、工藤議員のほうからも質問がございましたけれども、新庁舎の基本構想・基本計画というのが立ってから整備云々というふうになっていくのが手順である、道順であるというふうに思うわけでありましてけれども、この辺はこの間の答弁では12月と、12月には上げたいというふうな市長答弁でございました。その間、市民の声をどういうふうに聞く気があられるのか、ないのか、どういうふうに思っておられるのか不思議でなりませんのでお尋ねをいたします。インターネット等で山鹿なり玉名あたりの話を聞いた人からまた聞きでありますけれども、丁寧な庁舎建設計画あたりが出ていますよという話でございます。そういう点、市としてはどう考えておられるのか、3つ目の質問といたします。どうぞひとつよろしくお願ひします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池市総合計画基本構想に基づきます基本計画の策定に当たりましては、議会の議決を経て策定することになっております。また、その計画を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないと、このようになっております。このことから、後期基本計画を変更する場合、議会の議決が必要と、このように考えております。

次に、菊池市の総合計画、後期基本計画の行財政の効率化の中で、議員が述べられましたように、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業区域内におきまして、用地を確保するというようになっておった旨の記載がなされております。この後期基本計画に述べられております。これにつきました段階で、関係する箇所については、いわゆる議会で提案して変更をしなければ手続上に不備が通じるということになるかと思ひます。

また、都市計画マスタープランでの行政の拠点についてということでございます

が、上位計画となります菊池市の総合計画、とりわけ後期基本計画に基づきまして位置付けたものでありまして、上位計画を変更することであれば、併せてこの後期基本計画も変更する必要が生じてくるという考え方であります。

次に、総合支所を支所にするということは、いつ決定・議決したのかということですが、この件につきましては庁舎の建設場所が変更になれば、支所の取り扱いというものも変わるのではないかと、こういったご意見であろうかと思いますが、支所の取り扱いにつきましては、合併協議項目として新市事務所の位置の公地選定小委員会におきまして、新市の事務所の位置という項目に先立ちまして、本庁及び支所のあり方としての調査と審議がなされてまいりました。当時、事務所の位置方式といたしましては、事務所の位置、方式といたしましては、本庁方式と分庁方式、また総合支所方式と3つの案が示されたわけではありますが、その中から合併の目的やまた効率と効果を考慮したときには、この本庁方式とすることがベストであるとされたわけであります。ただし、その際におきまして、支所については各支所のそれぞれの機能と役割等については住民サービスの維持と、それからまた向上及び合併の目的や効果をこの考慮したときに、本庁方式とされておるわけですから、その際には支所については各支所の機能役割等について住民サービスの維持向上及び合併による効率化に配慮して、新市において調整をすると、このようになったものであります。合併協議のときに決定をされたということでございます。

以上、説明いたしました但、総合支所を支所にするということは、合併協議において確認されたものであります。また、本庁方式においては、建設場所とは関係なく、合併の効果を発揮するための手段でありますので、取り扱いが変わるものではないと、このように認識をいたしております。

なお、支所の機能につきましては、住民サービスの急激な低下につながらないように、市民の皆さんにご迷惑がかからないように検討してまいりたいと、このように思います。

また、このようなこの12月までに一応の基本構想計画がまとまるわけではありますが、そういったことになりましたときには、また改めて市民の皆様方にはあらゆる手段を通じながら丁寧に説明をしてまいりたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 基本構想・基本計画、これは市の基本計画・基本構想につきましては、先輩議員たちの頑張りで議決事件にしようというようなことで議会の同意がないできませんよというような条例をつくった覚えがございます。ですから、今市

長が言われましたように、変更するときも一つ同意がいるとおっしゃったのは、そのとおりだと思いますが、一方が、相手一方に、あっちが新しい拠点であったとするならば、こっちは古い行政拠点というわけにはまいりませんから、何か名前を付けにゃいかんと思いますけれども、こっちのことばかりで、あっちはそのままにしていいますかというのが私の質問でございますので、ひとつ事務方等ではおざなりにしないで、やっぱりその辺はきっちり埋めていきませんか、何のためにつくった計画かわかりませんので、そのことは指摘しておきたいと思います。

次の質問でありますけれども、基本構想・基本計画が12月に上がるということでありまして、先々の古い新庁舎建設の基本計画というのもあったわけでありまして、その中で活用できる部分は活用したいというような以前に答弁もあつたと思います。

そこで、それはもう全く紙くずにしてしまうのか、それともプールの話もありますし、生涯学習センターのこともありますけれども、なにがしかの役に立ててされるのか。その辺のところをお尋ねしたいと思います。といいますのが、まだ基本計画ができる前に話はどんどん進んでるわけでありまして、できた後、計画をそれに合わせるのか。ちぐはぐなことにならないように、計画があつてから整備というのが手順でありますから、いかが考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ご案内のとおり、東日本大震災の影響によりまして、この新庁舎問題につきましても合併特例債というものが合併後10年という特例になっておることはご案内のとおりであります。私たちの菊池市においては、平成17年に合併をいたしておりますので、平成26年度までの合併特例債ということになります。そのことが特に東日本大震災によりまして、震災地域の合併都市というものは、改めて都市計画等の見直しをやっていかなければならない、土地利用計画の見直しをやっていかなければならない。そして、いろんな福祉も初めとする除染地域等々を含めておりますし、また津波の高さもそれぞれの地域によって海拔0mもあれば、海拔がまた高いところがある。そういうようなこともあつて、公共的な施設整備というのが合併に必要な、効果を1年でも早く表さなければならぬと言いつつも、こういった震災によって年度を越えていかなければならない。それによって合併特例債の期限が切れてしまうということになりますので、ぜひひとつ合併特例債の延長をお願いしたいということで、全国の各合併市はそろって国に対する陳情をやつてまいりました。そういった効果的なものとして、被災地につきましては10年が20年になり、また震災の間接的な影響になっております全国のそれぞれの都市、合

併市におきましては5年間の延長というふうになったわけでありませう。

そういった中で、菊池市がこれまでの合併当時の確認事項であります花房台畑地帯総合整備事業の中における不換地によって、それを非農用地として私たちは庁舎建設の計画をプランとして立てておいたというわけですが、繰り返しになります、結論的には畑総事業の同意がなかなか取れないということもあって、期間が過ぎてしまうということもあって、合併特例債の期限というものを10年とした場合においては、明らかにそれを越えてしまうと。さらに5年間延長はいたしましたけれども、やっぱりこれをもちましても、今の庁舎とそれに附帯するものを考えていった場合には、それを遙かに超えてしまう可能性があるということで、1年でもこれを早く取り組まなきゃならないということでありました。ですから、これにつきましては、市民の皆様方に、より具体的に説明をという思いで、インターネットを通じたり、あるいはまたこのそれぞれの広報を何度にもわたって発刊をいたしましたけれども、このかえって売名的な行為ではないかと言われるくらいにやってみました。そのことによって、大方の方々の、住民の方々はそういった経過をご理解をいただいているものだと思っておりますが、一部におきましては、やはりこの約束を守っていないというようなことであって、守っていないのではなくて守れなかったという、守れないときに守れる方法を、法的な根拠を示しながらご指摘をお願いしたいということ、横着な物言いをしてきたこともありました、そういうことで方向性が変わらざるを得なくなってきたということ、これを改めてご理解をいただきながら、それではどういう方向にするかということについて説明を、住民説明をやりなさいという声もごさいますが、それぞれこの期間の定められた中におきまして、基本構想・基本計画というのが一応の方向性というのが見えなければ住民に対する説明もできないと、どうなるかわかりせん、1案、2案、3案ですという説明では前に進むことができないので、議会のほうにご説明もしておりますとおり、1案、2案、3案の中で方向性を決めていただきまして、そしてそのことを住民に懇切丁寧にご理解とご協力をいただくよう説明をしまいたい、こういうことが今の現状の段階であるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 最後に、支所のことについてお尋ねをいたします。今となつては懐かしい言葉でありますけれども、集中改革プランというのが、私が議員になったころつくられておりました。なるほどよくできておりました、今になって振り返ってみますと、保育園、学校、それぞれ計画を立てられまして、若干遅れたものももちろんありますけれども、それなりに進んでまいっております。その中で、その

集中改革プランの前書きに福村市長の「はじめに」という言葉が載っているわけでございます。キーワードは、鉄は熱い打ちに打てと、合併して長くなる前にこういうことをしたいというようなことで市長の言葉が載っております。そこで、支所をどうするかということだけ拾い上げてみますとですね、平成17年に4支所16課45係があったと。それを新庁舎が建ちまして、平成21年には支所長は置きませんと、0支所、支所長はない、4課8係にしますと、こういう計画であります。ということは、花房台に庁舎が建ちまして、今あります支所は全部支所になって、支所長は置きませんと、課長が4人ですと、係長が8人ですから、簡単に言いますと4課2係と、それが4つで、全体で1課2係と、各支所1課2係と、こういうふうになっただけであります。これが再生プランでなったわけで、窓口対応、そういう事務だけをやりますというイメージであったろうと思います。そして、その下のコメントとしましてですね、組織・機構の見直しを行うことにより、住民ニーズの迅速な対応、スピーディな行政内意思決定、効率的な行財政運営などが図られ、市民サービスの向上が期待できると、このようなコメントが付いておったわけがあります。ですから、市民負担を減らすためには一つの方策であるということは、これは認めざるを得ませんけれども、今回のような、例えば1課2係、7、8名の支所であったならば、今回のような水害があった場合、想定しますと、非常にこれは大ごとになっちゃおらんだったかなと、このように思うわけがあります。ですから、7月の災害をダブらせ考えますと、結論としまして、あまりにもこう住民を置き去りにした行政サイドの都合といいますか、思い込みが強すぎると。ひとつここはこの機会に支所のあり方というの、何が行政としての仕事であるのかということをもうひとつ踏み込んで、もちろん財政の健全化は至上命題ではありますが、これで人の命が失われるようなことにつながりますと大変なことになりますもんですから、あり方について根本的な検討が必要であると、このように思いますが、市長、いかがお考えですか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） やはり市民の皆様方の安心と安全ということがまず大優先的な課題であることは言を待ちません。そういう意味で、お金に換えがたい命というものを私たちはどう守っていかなければならないか。しかしながら現実問題として、経済なくして実働はできないということもあります。そのよく言われますように費用対効果というのを議会の中でお使いいただきまして、その費用対効果をどう表していくかというのが行政の責務で、限られた財源を有効的に使わなければならない。そういうことから、非常に厳しい現実問題として職員定数が削減をされる。また、

皆様方議員のほうにおかれましても、最近においては議員定数をよその市と比較して定数減をするべきではないかといった言葉もときどき聞かせていただいておりますが、何かにつけて右肩上がりの経済が本当に逆になっていくと、インフレが深刻化してきているという中において、やっぱりこの何に言っても福祉と税の一体改革と、社会保障と一体改革と言われますように、社会保障というものをなくしてこの暮らしというのはあり得ないわけですから、それを最優先にしていかなければならない。そのために財源はどう確保するかというもので、あらゆる手法が企業誘致をはじめとしてあると思います。しかし一面においては大変厳しい経済環境の中だから、先ほども質問であっていましたが、やっぱりこの減税を農業についてはやってくれと、固定資産税の全面100%減税だというお言葉、これももったもなことであって、再生していただかなければなりません。あらゆる選択肢がある中で、今後検討していかなければならないことだと思いますが、そういう安全性ということからして、支所がどうあるべきであるかということ、さらにまた検証していく、これまでの方法としては、今おっしゃっていたように1課2係というところで、いわゆる窓口業務だけが残るとというのがこれまで議会を含めて、そして皆様方との合併協議の合意である。その合意を守っていかうとして、その組織機構というのを見直してやってきたということではありますが、こういった災害を一つのきっかけとして、見直すべきところは見直していかなければならないなというふうには思っております。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 次の農業振興に入ります。

まず、青年就農給付金ということについてお尋ねをいたします。中山議員への答弁もございましたので、少しだけ尋ねたいと思います。

まず一つ、この給付金は、就農のために、例えば後継者等が農業大学校や、あるいは先進法人、会社等へ研修に行く場合もありますけれども、そのような場合も受給できますか、どうですか、お尋ねをいたします。

2つ目、農地災害復旧と、これも一つ農業振興という立場からお尋ねをいたします。いろいろ農地災害、目につくわけでありましてけれども、個別具体的にしっかり見てみますと、それぞれ状況が違うわけでありまして。市道や水路の法面崩壊のためによる農地の災害、あるいは農道の法面が崩れて農地が被害を受けている場合、あるいは私有の農地そのものが崩落して、ほかの人に迷惑を掛けとる場合、いろいろ素人目にも状況が違うことがわかるわけでありましてけれども、このような場合、どのような手立てで復旧支援をされるのか、ひとつお尋ねをいたしたいと思っております。

1 回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 森清孝議員の質問にお答えします。

青年就農給付金につきましては、独立・自営就農者に対しまして年間150万円を最長5年間給付できる経営開始型と、独立・自営就農を目指して研修を受ける就農予定者に対しまして年間150万円を最長2年間給付できる準備型がございます。準備型につきましては、県が給付窓口となっており、独立・自営就農前に農業大学校や先進農家、また先進農業法人など、県が認める研修機関において、概ね1年以上の研修を受けた場合に年間150万円を最長2年間給付できるものとなっております。平成24年8月時点で県立農業大学校をはじめ、県内では8つの機関が県の認定を受けており、研修生に対する給付に向けて準備が進められているところでございます。

次に、農地及び農業施設災害復旧事業につきましては、復旧にかかる工事費が40万円以上の災害につきましては国庫災害復旧事業として、また40万円以下の災害工事につきましては市単独の小災害復旧事業として復旧することで現在取り組んでおります。国庫災害事業の基本的な補助率につきましては、農地の場合が国が50%、市が10%、個人負担が40%となっており、また、農道・水路等の農業用施設の場合は国が65%、市が15%、地元が20%となっております。農地及び農業用施設の復旧費用につきましては、原則被害を受けられた方の復旧となります。河川からの土砂流入につきましても、同様に田畑の所有者で処理していただくことになっております。また、小災害復旧事業に該当する農道や水路の農業用施設からの崩壊につきましては、農道・水路の管理者で崩土処理・施設の復旧を行っていただくことになっております。この場合は見積り額5万円以上40万円以下が補助対象経費となり、2分の1の補助で、補助限度額が20万円となっております。農地の崩壊につきましても、崩壊元である農地の所有者の方で崩土除去をしていただき、この場合も見積り額が5万円以上10万円以下が補助対象経費となり、3分の1の補助で、補助限度額は3万3,300円となっております。

なお、国庫災害につきましても、小災害につきましても個人の負担が伴ってまいりますので、現地で当事者の方と十分に相談をしながら現在取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 就農給付金についてでありますけれども、今、現実的な関心を寄せているのは、いわゆる農業後継者といえますか、跡取り、こういう人たちであろうというふうに思います。であります、親元就農についてはなかなか受給することが難しいという話も聞いております。私たちの現実問題としては、そういう人にぜひ助け船といえますか、やってほしい。これが本当に親元就農ではだめなのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

2つ目、農地災害でありますけれども、本格復旧は、収穫、水田なら稲の収穫が終わった後始まると思いますけれども、地主さんはもとより、区の世話役さん等につきましても、どういう段取りでその作業をやるか、被災された人たちの平等にせにゃいかんとか、なるべく負担を少ないうせにゃいかんとか、いろいろなことを考えられて、区長さんたちは頭を悩まされております。営農意欲がしぼまないように、段取りの指導、あるいは復旧支援等も望みたいと思いますけれども、どのように考えているのか、2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えいたします。

青年就農給付金に関しましては、7月末現在で46件余りの相談をいただいております。その内約6割近くが現在、親と一緒に農業経営を行っている後継者からの相談ということになっております。しかし、この就農給付金は、農業経営を開始するに当たり、農地や機械などを工夫しなければならない経営リスクを負っている新規就農者を資金面で支援することが目的として始められた事業でありますので、親の経営基盤のもとに就農する後継者につきましても、原則給付対象とはなっておりません。ただし、現在は親元就農の場合でも、これから親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承する場合などは、独立・自営就農者として判断することができ、例外的に給付対象ともなっております。また、国の就農給付金とは別になりますが、本市では単独事業として親元就農も含め、次代の農業を担う農業者が専業農家として就農する場合には1人当たり30万円を新規農業就業奨励金として現在交付をいたしております。したがって、親元就農者に関しましては、国の定めた給付要件などとの整合性を図りながら、新規農業就業奨励金での援助も含めて、これから独立・自営就農していく新規就農者を積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、農地災害復旧支援につきましても、農業情勢が大変厳しい中、今回の豪雨災害で農地や農業用施設を被災されました農家の方にとっては、復旧経費は大変な負担になるものと認識をいたしております。災害箇所につきましても、区長さんか

らの報告に基づき現地調査を行ってきたところでございます。今後の災害復旧につきましては、40万円以上の国庫災害復旧工事として申請されております農地41件、農業用施設32件につきましては、市で測量設計を行い、10月末には国の災害査定を受け、その後、工事に着手する予定となっております。

申請者の分担金につきましては、工事が完了し、事業費が確定した後に精算し、徴収ことになると思います。

小災害復旧事業につきましては、個人及び団体からの申請に基づき、申請者側で復旧工事に着手していただくことになっております。その後、工事完了の確認検査を行い、領収証を確認の上、補助金等を交付することになると思います。本年度は特に被害箇所が多かったということで、まだ相談や申請をされていない方もおられることも考えられますので、受付期間を延長し、本年度末まで復旧が完了しますように対応をいたしているところでございます。

また、併せまして農業用施設災害への原材料支給につきましては、文書において各行政区に周知を行い、できる限り復旧支援に努めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 今回の補正では、小災害復旧予算としまして900件、6,300万円ほど上程されておりますけれども、ひとつ実のある復興支援のほうに努めていただきたいと、このように思います。

最後に市長に青年就農者給付金のことについてお尋ねをいたします。ブランド推進課もつくられ、農業にはひとときわ思い入れが強い福村市長でありますけれども、今お聞きのとおり、この後継者につきましては給付金の受給が困難な局面もあるような予想がされるわけであります。ひとつその辺のところを市としましても前向きに対応されるべきであると、このように思いますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 高齢化の進展や後継者不足などによりまして、農家の戸数や農業就業人口が減少の傾向にある中に、全国で毎年2万人の新規就農者が定着を目的としまして青年就農給付金が本年度より始まったということでございます。本市におきましても、次代を担う農業者が専業農家として積極的に就農・定着をされまして、実践力旺盛な農業後継者の育成を図ることを目的といたしまして、本市独特の事業として、この単独事業として、新規農業就業奨励金を交付しております。また、

本市総合計画の後期基本計画の中におきましても、多様な担い手の育成ということ
を施策の一つとして掲げておりますので、国の政策、あるいはまた県の施策と併せ
まして農業後継者のこの就農促進、他産業からの新規参入者の支援につきましては、
しっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 最後に、RDFのことにつきましてお尋ねをいたします。新聞
報道によりますと、再契約をせずと、更新せずというような報道がございました。
市としては環境保全組合へごみを持っていきたいという考えはもちろんわかるわけ
でありますけれども、産廃問題等でしこりのある組合側との協議はなされておるの
か、いないのか、交渉の進み具合はいかがなのか、その上でのこういうふうな熊日
記載であったのかということをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員のRDF処理についてお答えいたします。

エコヴィレッジ旭で製造されておりますRDFは、大牟田リサイクル発電所にお
いて燃料として処理されていますが、処理委託の期間が平成29年度までとなつて
おります。現在、平成30年度以降のRDFの処理については、福岡県大牟田リサ
イクル発電所厚生組合等で協議をしておりますが、7月20日の月例会でご報告し
ましたとおり、本市としましては平成29年度の契約期間終了後は契約を更新しな
い方針で協議に臨むところでございます。このことにつきましては8月10日にエ
コヴィレッジ旭周辺の住民で構成されています菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施
設環境保全対策委員会においても同じ内容で説明しております。

また新聞報道でありました契約終了後のごみ処理につきましては、現在本市がご
み処理の広域化を目指し、菊池環境保全組合に市全域が加入できますよう要望をし
続けているところでございます。現在、組合では新環境工場建設計画に基づき、そ
の建設予定地の選出及び導入機種等の選定を行っているところでございますが、去
る5月の月例会で報告させていただきましたように、いずれも決定してはおりませ
ん。将来の菊池市全域加入については、組合においても重要課題として協議時期を
今現在協議されておりますが、新環境向上建設計画の進捗状況に大きく影響される
ことから、慎重に進められているものと思います。

また併せて、本市の産廃問題の解決状況も考慮されていると思います。確認訴訟
の状況も見据え、協議されるものと思います。確認訴訟の状況につきましては、改
めて議会のほうにご報告させていただきたいと思っております。

しかしながら本市においてはRDF処理の更新問題や将来のごみ処理などを策定する上では、本市全域が組合に加入することが最重要と考えており、早急に協議されるよう要望し続けているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午後1時57分

開議 午後2時08分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 午後からの質問でございますけれども、よろしくお願いたします。16番、隈部でございます。

まず、去る7月12日の九州北部豪雨災害で被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧をお祈り申し上げます。また、いち早く災害現場に駆けつけていただいた消防団をはじめ、市災害対策本部で設置されました関係者の方々、被災地で活動されたボランティアの皆様方にお礼を申し上げます。インフラの整備はもちろんでございますが、図書館、また特に文化祭を控え泗水市民ホールについては、早急な復旧をお願いいたします。

それでは、先般通告いたしました農業の活性化について3点、2番目に地域の活性化について2点質問をいたします。

まず、本市の農業の活性化につきましては、いつも言われておりますけれども本市の基幹産業は農業であります。農業を取り巻く環境は、非常に厳しくなっています。そういう中で、行政として本市の農業の課題をどう捉え、指導されるか、お伺いをいたします。特に今回は国・県の施策の活用、後継者の育成、6次産業化の取り組みについて質問をしたいと思います。

まず、国・県の施策の活用が大切であると思いますが、6月議会の一般質問の中で、集落営農、農地・水保全管理支払交付金事業、農業用排水等長寿命化のための補修更新の取り組み支援事業、中山間地地域等直接支払制度、担い手空白地域解消支援事業等について取り組まれているということでございますが、市はどのように

関与され、指導されているか。また、今後どのような事業に取り組みられるか、伺います。

2番目に、後継者の育成であります。8月20日の熊日新聞によりますと、2010年から2011年度の熊本県の農業動向年表を見ますと、新規就農者数は2008年度を底に回復基調、Uターン就農者が2年連続で150人程度に上り、25歳以下の青年農業者も増えている。農業法人などに就職して農業を始める人も伸びが予想され、農業の将来に期待する人が増えつつあるということが載っております。本市の新規学卒者の就農者、Uターンの就農者、定年退職の就農者の状況についてお伺いをいたします。

3番目に6次産業の取り組みでございますが、6次産業化の取り組みの状況について、6月議会でお聞きをいたしました。そこで、先般行われましたアンケートの調査の結果についてお伺いをいたします。6次産業化の取り組みにつきましては、情報の収集、先進地の取り組み、講演会の開催等、農業者への取り組みについて指導・助言が必要と思いますが、今後どう指導されるか、お伺いをいたします。

次に、九州北部豪雨災害の被害と復旧状況についてお伺いをいたします。これにつきましては、既に12名の議員の皆さんが質問をされて重複すると思えますけれども、農業関係豪雨災害の被害状況と復旧状況についてお伺いをいたします。

3番目に、本市の農業の活性化・発展は行政、農業団体、農業者が一体となって連携・協調していくことが望ましいと思えます。JA菊池では、第8次地域農業振興計画が総会で承認をされましたが、行政は関与されたかどうか、お伺いをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 限部議員の質問にお答えします。

集落営農組織に対しましては、本市担い手育成総合支援協議会主催で開催しております税務、会計、経営管理、法人化手続き、労務管理等についての農業経営コンサルタントによる経営相談会を紹介し、周知を図っているところであります。その他、県担い手育成総合支援協議会主催による法人化相談会や農業法人化パワーアップ講座、各種補助事業につきましても、経営相談会と同様に周知・助言等を行っているところでございます。

次に、農地・水保全管理支払交付金事業の共同活動支援及び向上活動支援、中山間地域等直接支払制度につきましては、国庫及び県補助と合わせ市からも事業費の4分の1を補助しているところでございます。併せて、事業ごとに定められました

実施要綱等に沿って、現地調査や事務手続きなどについての指導や助言を行っております。

次に、担い手空白地域解消支援事業につきましては、昨年度において作成しました集落ビジョン等を基に、担い手の受け皿となる機械利用組合等の地域営農組織の設立や集落営農組織設立を目指す活動に対しまして、県、市、JAが一体となり支援、推進をいたしているところでございます。今後とも、本市農林業の振興を図る上で、農家所得の向上を図ることが最重要課題であることを踏まえ、総合計画後期基本計画に掲げた主要施策であります特性を生かした魅力ある農林業の振興及び計画的な土地利用の推進の実現に向け、その主要施策ごとに様々な施策を設定し、推進してまいりたいと考えております。

また、事業推進に当たりましては、地域の立地条件や緊急性及びその事業継続の必要性を十分考慮しながら、積極的に取り組み、農業振興を図ってまいりたいと考えております。

本市において新規就農奨励金の交付を行った後継者等の就農状況につきましては、平成21年度から平成23年度までの3年間において、高校、大学等の学卒者が9名、Uターン者が23名となっております。新規就農奨励金の交付対象外である40歳以上の就農状況につきましては、定年等の退職者で4名という状況となっております。

次に、本年6月に本市認定農業者連絡協議会の会員601名を対象としまして、菊池ブランドづくりアンケート調査を実施いたしております。調査項目につきましては、栽培作物の販売高、主な出荷経路、ブランドと呼べる農畜産物、6次産業化への関心等、12項目に対しての意向調査を実施し、187名の認定農業者の方から回答が上がっております。そのうち6次産業化の調査項目としまして、「6次産業化への興味」という項目では、96名の方から回答をいただき、うち84名の方が「取り組み済み」「興味あり」「少しあり」と回答をされております。

また、6次産業化の講演会への興味という項目では90名の方が回答され、73名の方が「関心あり」「少しあり」と回答をされております。6次産業化の取り組みにつきましては、農業者などの1次産業従事者が加工及び流通・販売などの第2次・第3次産業で得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものでありますので、本年度、関係団体と連携をしまして6次産業化の講演会を実施したいと計画をいたしております。

次に、今回の集中豪雨災害で把握しております農業関係の被害状況につきましては、堰の被害が7件、そのうちラバー堰が4件、落雷による揚水機故障が1件、農地災害が760件、農業用施設災害が240件となっております。特に被災が大き

かった災害は、市道高柳四季の里線に埋設されております国営管約310mが被災露出し、給水不能の状態という状態になっております。これは合志5号線で、本市旭志の約91ha、大津町の約195haに送水している幹線であります。また、併せて被災した県営管につきましても、旭志平地区の水田約10haに給水しており、被災により現在は断水している状況にあります。発生時からの応急措置としましては、菊池台地用水土地改良区が仮設工事としまして3号ファームポンドからポンプで汲み上げ、県営管に繋ぎ、平地区へ現在給水を行なっております。また、桜ヶ水大津町へは、別幹線の分水工に指定給水栓を設置され、貯水タンクを農家の方へ貸し付けられ、応急措置がとられております。

今後の復旧につきましては高度な技術・専門的な知識を要するとともに、被災した受益面積・受益者も2市町にまたがり、菊池市・大津町または土地改良区では対応できませんので、8月9日に県庁で協議させていただき、同日付けで県営農地等災害復旧事業として実施していただくよう、菊池市・大津町・菊池台地用水土地改良区・旭志村土地改良区の連名にて熊本県知事に要望書を提出し、現在県事業として測量設計が実施をされているところであります。なお、ラバー堰2件、揚水機1件につきましては、国庫災害として農政局の承諾をいただき、既に工事に着手いたしておるところでございます。

農地及び農業用施設災害の復旧につきましては、国庫災害復旧と市単独の小災害復旧事業により復旧工事を行ってまいります。国庫災害復旧事業による農地の場合は、個人の基本負担が40%、農道・水路等の農業用施設は、地元の基本負担が20%となっております。また、国庫災害に該当しない小災害復旧事業につきましては、市単独の補助として、菊池市農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱第4条により、農地につきましては1カ所の工事費が5万円以上10万円以下が補助対象経費で3分の1の補助で、補助限度額が3万3,300円となっております。農道・水路等の農業用施設については、1カ所の工事費が5万円以上40万円以下が補助対象経費で2分の1の補助で、補助限度額20万円となっております。現在、個人及び団体から申請受付を行っている途中であります。

次に、第8次地域農業振興計画につきましては、JA菊池において策定された計画であります。菊池地域の農業にとりまして重要な目標が定められた計画と認識しておりますので、農業者所得の向上、さらには地域農業の振興につながるものであると期待をいたしているところであります。したがって、本市としましては、引き続きJA菊池との連携を図りながら、本市農業の発展のために積極的に各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

ただいま県・国の施策について本市がどう関与しているかについてお伺いをいたしました。この5つの事業の成果についてお伺いをいたします。

2番目に、後継者の育成につきましては、高度の経営、技術、情報の収集が必要と思われ。後継者の研修・指導はどのように行うか、お伺いをいたします。先日行われました集落営農リーダー研修には、本市から何名の参加があったか、お伺いをいたします。また、認定農業者の総会は、各支部ごとに行われておりますが、参加の状況について伺います。

豪雨災害の中で、遊水地帯と言われているところは本市では何カ所あるか伺います。特に七城の高田、梶迫を中心として100haの浸水被害がありました。今年度ばかりでなくて常襲地帯となっておりますが、対策についてお伺いいたします。

3番目の農業団体との連携でありますけれども、今後農業団体とどのように連携調整されていくか、お伺いをいたします。

以上、再質問とします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

集落営農組織におきましては、米・麦・大豆等の生産及び出荷が主な取り組みでございますが、新たに飼料用米や米粉用米等の新規需要米の生産に取り組んでおられる組織もあり、国・県の補助事業を活用して大型機械を導入されるなど、共同利用によりさらに農作業の効率化を図っておられる状況にあります。農地・水保全管理支払交付金事業の共同活動支援につきましては、平成23年度におきましては79組織が活動面積2,531haの農地や農業用水等の資源管理に取り組みされており、事業費9,477万6,040円を国が2分1、県が4分の1、市が4分の1の割合でそれぞれ負担をいたしております。本年度も、69組織が活動面積2,234haに取り組みされており、事業費は6,315万6,570円となっており、4分の1を本市において負担をすることにいたしております。

また、農地・水保全管理支払交付金事業の向上活動支援につきましては、平成23年度におきましては18組織が水路の補修や再布設で1,401m、農道の補修や再舗装等で529m、用水確保のためのパイプ等補修59カ所など、農業用施設の長寿命化に取り組まれ、事業費2,720万2,458円で、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の割合でそれぞれ補助をいたしております。本年度も31組

織が水路や農道等農業用施設の長寿命化に取り組まれているところであり、事業費3,944万200円となっており、4分の1を本市で負担するところがございます。中山間地域等直接支払制度事業につきましては、平成23年度におきましては、86の集落協定が対象面積1,431haの農地荒廃防止や維持活動に取り組み、交付額は2億992万4,358円で、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の割合で、それぞれ補助をいたしております。本年度も86の集落協定において対象面積として1,429ha、交付額2億881万1,431円となっており、4分の1を本市にて補助するところがございます。

担い手空白地域解消支援事業につきましては、平成23年度から25年度まで3カ年の事業であり、伊野集落、柿木平集落、袈裟尾集落の3集落におきまして、話し合い活動を行う座談会やアンケート調査、先進地視察が実施されており、各年度末には全ての集落ビジョンが作成をされているところがございます。

次に、本市における後継者の研修等につきましては、就農希望者がまずは就農に必要な技術・ノウハウを習得できるように、きらり水源村やファームきくちでの研修を推奨しているところがございます。その他に、体験型の研修や短期・長期の座学及び実務研修を受講できる県内の研修機関の紹介を行っているところがございます。認定農業者の本年度における各支部の総会への参加につきましては、菊池地区におきましては15名、七城地区におきましては14名、旭志地区28名、泗水地区54名と大変少ない状況になっておりますので、今後、積極的な参加を呼びかけるとともに参加しやすい状況づくりを行う等、工夫に努めてまいりたいと考えております。また、9月6日に県担い手育成総合支援協議会の主催で開催されました、第1回地域を引っ張るリーダー育成セミナーの公募講座につきましては、本市からも地域営農組織の設立を目指す地域の代表者や市・JAから合わせて15名が参加をいたしております。

次に、農政関係で把握しております本市における遊水地につきましては、小規模な地域を除きまして、菊池市村田地区・七城町の加恵、高島、高田、梶迫、菰入地区の6カ所となっております。高田・梶迫地区の遊水対策につきましては、両地区とも地理的条件としまして地域全体が天井川になっており、堤防で保護された地域でございます。以前から様々な工法について検討がなされた経緯があることは認識をいたしておりますが、梶迫地区におきまして排水機場を設置した場合、当地域の受益面積22haに対しまして事業費51億円という試算結果が出ております。加恵・高島地区の排水機場2カ所の事業費約7億4,000万円を大幅に上回る高額な事業費となっており、補助事業の採択要件、また費用対効果等により断念された経緯がございます。また高田地区も含め湛水防除の事業化には補助事業の採択要件を

含め大変厳しいものがあると考えているところでございます。

次に、農林畜産業関係の各事業の推進につきましては、農家はもちろんのこと、J A、酪農業協同組合、畜産農業協同組合等の農業団体との連携なくしては推進できないものと認識をいたしているところであり、実際に共同で取り組んでいる事業も多々ありますので、今後とも情報の共有、情報交換に努めながら、しっかりと連携してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

湛水防除については、費用対効果の面からなかなか難しいということですが、今後国や県の補助事業と見合わせながら検討していただきたいと思っております。

今年度からの新事業であります人・農地プランは、集落地域の話し合いが基本となっております。行政、農業団体、農業委員会、総力を上げて対応してほしいと思っております。

市長に再質問をいたします。本市において、5年後、10年後の農業を想定した場合、少子高齢化の中で担い手空白地域が多くなるのではないかと懸念をいたします。その対策をどう考えておられるか。また、稼げる農業につきまして、市長の所信をお伺いしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 隈部議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。今、ご質問、中身につきまして、特に人・農地プランが本年度よりスタートしたということを受けましてのご質問でございますが、地域的なまとまりを持つ農業集落、あるいは地域のエリアというものが皆さん方が大変高齢化していると。そして、そのために農業の後継者不足をきたしている。それが結果的には大変な耕作放棄地をきたしているということで、農地の集積方法など、人と農地の問題について話し合いをしながら、5年後、そして10年後に地域の未来設計図を作成するという、そういったものが人・農地プランということでございます。稼げる農業につきましては、農林畜産業を取り巻く厳しい状況が続いております中におきまして、農家所得の向上を図ることが最重要課題であると、このように認識しておりますので、総合計画、後期基本計画に掲げました主要な施策であります特性を生かした魅力ある農林業の振興及び計画的な土地利用の推進の実現に向けまして、その主要な政策ごとに、様々な施策を設定して推進しているところでございます。今後とも現場主義に徹しまして、

本市の特産品が高く評価されまして、付加価値を付けて生産者が豊かに暮らせるまちを目指して、基本計画に掲げました、それぞれ施策の実現に向けまして農業関係団体の皆さん方と十分連携を図りながら、しっかりと取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ぜひ生産者が豊かに暮らせるまちを目指して、基本計画に掲げた各施策の実現に取り組んでほしいと思います。

次に、地域の活性化について、地域福祉の面から質問をいたしたいと思います。地域福祉につきましては、6月議会でお聞きをいたしました、本年度の実績をお伺いしたいと思います。また、旧菊池市と旭志・泗水・七城の取り組みは違うようでございますけれども、その状況についてお伺いをいたします。

2番目に、社会福祉協議会と市の関わりについてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

6月議会でもお答えいたしましたように、菊池地区におきましては以前から社会福祉協議会を11地区に分けまして、それぞれ地区社会福祉協議会として地域住民の福祉の向上のために様々な取り組みを行ってきました。合併後、平成20年度において、泗水・七城・旭志地区においても、地域住民による座談会を開催し、その中で各地区に2から3のモデル地区を選定していただき、ワークショップを開催し、地区での問題点などの話し合いを行い、その解決策を探る会議を重ねたり、サロンを立ち上げて地域住民の交流の場として、平成23年度までに20地区のモデル事業を展開し、現在も継続して活動していただいております。平成24年度は新たに泗水地区が朝日団地・富・桜山7区・上住吉区の4地区、七城地区が荒牧・打越区の2地区の合計6地区でモデル事業を立ち上げております。現在、それぞれに座談会を開催し、計画を作成する段階までいっており、年度内において具体的な活動内容が明らかにされてくると思われます。また、菊池地区につきましては、各地区社協とも総会等は終了し、継続して特色ある地域福祉活動を実践しております。これにより、住民同士の支え合いや助け合いの意識が浸透していけばと考えますし、これを継続して実践し、地域活性化の一因となるよう期待しております。

社会福祉協議会に対しましては、市として様々な補助事業や委託事業をお願いし、住民福祉の向上のため、日々活動していただいております。福祉課では、福祉の向上を具現化するために、合併前の平成15年度に旧菊池市において地域福祉計画、

翌年、社会福祉協議会ではその計画を実行に移す地域福祉活動計画を作成し、様々な活動を行ってきました。平成25年度には3度目の計画見直しになりますが、地域福祉計画と活動計画を同じ年に作成するよう準備を進めており、2つの計画を同時進行することにより、より具体的に福祉関係事業を協同して進めることができると思います。

また、今回の災害では、社会福祉協議会が泗水町地域福祉センターに災害ボランティアセンターを開設し、市内の被災者からの30件のボランティア要望に対し、延べ349名のボランティアが被災した家に出向き、廃土などの撤去作業を行いました。

このように、社会福祉協議会は目に見える部分だけではなく、それ以外のところでも活発な活動を行い、福祉の向上に寄与しております。行政と社会福祉協議会は、車の両輪として、お互いに関わり合いを持ちながら、様々な事業を進めていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 地域福祉については、本年度の実績をお聞きすることができました。住民同士の支え合いや助け合いの福祉の意識が浸透していき、地域活性化につながることを期待申し上げます。

また、社会福祉協議会と市の関わりについては、現在社会福祉協議会には166名の方が正職員、嘱託、臨時、パート、ヘルパーとして働いておられるようですが、行政と社会福祉協議会は、部長おっしゃいましたように、車の両輪としてお互いに関わり合いを持ちながら様々な事業の展開を進めてほしいと思います。

それでは、地域福祉の今後の進め方と社会福祉協議会の今後の進め方について伺いをいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

地域福祉の今後の進め方につきましては、社会福祉協議会と協力しながら、福祉に対する住民の方の意識を変えるワークショップなどの活動を積極的に進めてまいります。そのためには様々な方策を打ち出し、住民同士がお互いに助け合い、見守り合いながら地域の福祉向上のために、自ら進んで働きかけられるような環境づくりを進めていく必要があります。そして、行政に頼るのではなく、住民自らの手で地域づくりに取り組むことが地域の活性化につながるものと考えております。

また、先ほど述べましたように、社会福祉協議会は市として様々な事業をお願いしているところですが、今後法改正等により、さらに社会福祉協議会に委託し事業を進めることも考えられます。さらに、災害ボランティアセンターをはじめ、現在社会福祉協議会として独自事業を行っておりますが、少子高齢化時代に対応する新たな施策の実行が求められると思います。今後ともお互いに連携を取り、協力しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ありがとうございます。社会福祉協議会が活躍されている例の一つ挙げながら、今後の活性化に社会福祉協議会という役割が大変大きいということをご紹介したいと思います。この部落は、24戸の小さな部落でありまして、高齢化率が35%、本市の高齢化率が27.4%ですから、それを大きく上回っている集落であります。地域福祉のモデル事業に手を挙げておられる部落でございます。第1回、第2回のワークショップが行われたそうでありまして、部落の男女がこのように真剣に話し合いをしたことは今までかつてなかったそうでございます。いろいろな意見が出されたそうでございますけれども、大変部落の方々には喜んでおられました。高齢者の見守りをどうするかとか、男の料理教室を開いてみたいとか、初めての夏祭りを開催してみようとか、そういう意見が出されたそうでございます。またその中には、6つの班に分けてワークショップが行われたそうですけれども、本当にこの地域に嫁いできてよかったというグループもできた聞いております。その中で、社会福祉協議会の皆さん方が、夜遅くまでその話し合いに参加したり、夏祭りに参加したりというお話を聞いて、本当にほのぼのとした気持ちになりました。私は、地域の活性化は職員の地域担当制だけかと思っておりましたけれども、社会福祉協議会の活動こそ、地域活性化の一つになるのではないかと意を強くしたわけでございます。地域活性化の中で、社会福祉協議会の役割は非常に大きいと思います。行政と社会福祉協議会が一体となって地域の福祉を推進することは、地域の活性化につながるのではないかと思います。市長の所信をお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 社会福祉協議会と行政が関わり合いをどう保っていくのかということでご指摘ございまして、とりわけ社会福祉協議会の社会的に果たす役割ということを高く評価していただいているものだと受け止めまして、心からお礼を申し上げます。ご承知のとおり、私も今年の5月まで社会福祉協議会の会長を仰せつ

かっておりましたので、その果たす役割についてはいささか承知をしているところ
であります。例えば健康福祉まつりをやっていたり、非常に必要になってお
ります認知症サポーターの養成であったりとか、様々な事業も起こしていただ
いております。社会福祉協議会は、民生員あるいはまた児童委員協議会の事務局も務め
ておりますし、またご案内のとおり老人福祉センター、泗水町の地域福祉センター
の指定管理をはじめといたしまして、事業の受託というのが数多くあります。これ
は本当にこれから社会福祉協議会の事業というのは、際限なく広がりをもって
くるは、スタッフは本当に準備ができるのかと、今お話がありましたように170名前
後の職員がおられますけれども、常勤でない非常勤の方々がたくさんおられま
して、大変職員の皆さん方にはご苦勞を掛けているところでもあります。市の業
務の一端を担っていると言ってもいいのではないかと思います。そういった意味
で、今後とも行政と社会福祉協議会が一体となりまして、地域福祉の推進に
向けまして連携をさらに深めて押し進めてまいりたいと、このように考えて
おります。

○議長（山瀬義也君）　ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩　午後2時51分
開議　午後3時00分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君）　本日、最後となりました。お疲れとは思いますが、
最後までおつきあいよろしくお願いします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

昨年6月、これまでスポーツを規定する法律であったスポーツ振興法に代わりス
ポーツ基本法が制定されました。従来のスポーツ振興法は昭和36年に、その3年
後に開催が決まっていた東京オリンピックを見据えて制定されたものでした。現に
このオリンピックを契機にスポーツの普及が日本再建の気力と体力の高揚に役立っ
てきたこと、また若者を中心に国民一般へ広く普及させ、健康と体力を飛躍的向上
させ、我が国スポーツの技術を国際的に、より高い水準に向上させてきた法律であ
ることは皆さんもご存じのとおりであります。しかし、この法律も時代の流れとと
もに現在のスポーツのあり方にそぐわない部分も出てきたため、新たにスポーツ基
本法が制定されたものです。基本的なものはスポーツ振興法もスポーツ基本法もよ
く似たものになっています。しかし、大きな違いが2点ほどあります。一つは、ス

スポーツ振興法には職業スポーツ、いわゆるプロスポーツのことは除外されてきました。そしてもう一つが、障がい者スポーツであります。先日までイギリスのロンドンで開催されていたパラリンピックは、国民にとって期待や関心の高いものになっております。この2つの事柄は、スポーツ振興法の際にはありませんでしたが、スポーツ基本法へ改正され、うたい込まれております。

このように、名称とともに役割も時代に即した法律になっているものと考えられます。この法律改正と同時に、全国に5万3,000人配置されていた体育指導委員もスポーツ推進委員へと名称変更がなされました。当然、果たすべき役割も変わってくるものと考えられます。

そこで質問ですが、体育指導委員とスポーツ推進委員の果たすべき役割の違いについてご説明をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 二ノ文議員のご質問にお答えいたします。

体育指導委員制度は、ただいま二ノ文議員のほうからご紹介をいただきましたように、昭和36年のスポーツ振興法によって、設置することが義務づけられていたけれども、地方分権一括法によりましてスポーツ振興法が一部改正されまして、平成11年には市町村教育委員会からの委嘱制に変更になりました。また、平成23年制定のスポーツ基本法により、その名称が体育指導委員から、今おっしゃいましたようにスポーツ推進委員へと変更がなされまして、これまでのスポーツ振興法が約50年ぶりに全面改正されたところであります。役割も当初の住民に対するスポーツ実技指導やスポーツに関する指導助言がスポーツを取り巻く社会の変化を受け、市町村のスポーツ振興事業への参画、そして推進、スポーツ振興に関する地域住民と行政のコーディネーター役が追加されたところであります。

今後は、地域住民のスポーツ活動に対するニーズの多様化、高度化に伴い、有資格者の優先的な任命や女性スポーツ推進委員の積極的な登用も図る必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 詳しいご説明ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。現在、本市ではスポーツ推進委員が中心となり、総合型地域スポーツクラブ「菊池“ゆ”ったりスポーツクラブ」が設立され、企画運営がなされております。私は名称をまだ体育指導委員のときにこの総合型地域ク

ラブについては何度か質問をしてみましたが、スポーツ推進委員と名称が変更がなされてからは初めてのことで記憶しております。今の答弁で違いについて、るる説明がありましたが、体育指導委員のときとスポーツ推進委員のときでは、総合型地域スポーツクラブへの関わり方が違って来るものだと考えられますがいかがでしょう。その違いについてご説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 二ノ文議員の再質問にお答えいたします。

総合型地域スポーツクラブの関わりについてお答えしたいと思います。ご承知のとおり、この総合型地域スポーツクラブの育成については、平成12年度に策定されましたスポーツ振興基本法の中で生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境整備のための重点施策として取り組まれ、平成22年度までに全国の各市町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成するという目標が掲げられたものであります。そうした背景から、本市では平成22年度から2カ年間にわたり設立に向けた準備委員会を組織しまして、当時の体育指導委員の皆様方のご理解とご協力により、本年3月18日に、今、議員からご紹介ありました「菊池“ゆ”ったりスポーツクラブ」として組織されたものであります。スポーツ推進委員の皆様方は、市からスポーツ推進委員として委嘱状を交付させていただき、その職務として住民のスポーツ活動の促進、スポーツ団体などが行うスポーツ行事に協力し、市民一般に対しスポーツについての理解を深め、市民のスポーツ推進のため指導助言を行うとなっております。

総合型地域スポーツクラブにつきましても、市民全体を対象とした、これは中山議員あるいは大賀議員の質問にも答弁させていただきましたけれども、誰でも、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にできるスポーツクラブであります。今後はスポーツ推進委員の皆様方をはじめ、市の体育協会や各種目協会の皆様方、また学校の先生方等も多数参加をしていただき、地域の根ざしたスポーツクラブを目指していかなければなりません。そうしたことから、今後とも総合型地域スポーツクラブの運営については、スポーツ推進委員の皆様方にもご理解とご協力をいただきながら関わっていただきたいと思います。以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 再々質問いたします。

この「ゆ」ったりスポーツ」に感じるといいますか、スポーツ推進委員の中にもいろいろ温度差があるように感じております。もっと関わりについて、個々に説明をする必要があるのではないかなというふうに、今、ここ何年か携わってきてそのように感じておりますので、その説明をやはりやっていかなければいけないのかなというふうにも感じております。スポーツ基本法第32条に、「市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有するものの中からスポーツ推進委員を委嘱するものとする。スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。スポーツ推進委員は非常勤とする」とあります。そこで再々質問ですが、スポーツ推進委員の「ゆ」ったりスポーツクラブへの協力と理解、また関わりの強化を図るため、どのようなことをお考えになっておりますか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 二ノ文議員の再々質問にお答えいたします。

今、二ノ文議員のほうからスポーツ推進委員さんの中にも温度差があるというようにおっしゃいまして、関わり合いについて個々にもう少し説明する必要があるということでございましたので、個々に説明しながら、丁寧な説明とご理解をするようこれからまた努力していきたいと考えております。

総合型地域スポーツクラブの現状についてでございますけれども、4月から毎月のプログラムによりまして、バドミントン、フラダンス、新体操、ソフトエアロビクス、弓道、バレー、体育教室、レクリエーション等が実施されております。これは、先にも何度か答弁の中でも申し上げたところでございます。現在、クラブの会員数は60名程度でございまして、目標としていた会員数の半分程度しか集まっていないところであります。もちろん、毎月の広報紙や各体育施設や各学校へのチラシは配付を行っておりますけれども、まだまだ市民の方のご理解、承知してない現状というのがあるようでございます。そうしたことから、議員がおっしゃいましたように、今、ホームページとか、あるいはホームページ等の周知、あるいは広報紙等も取り入れながら周知に努めるように進めてまいりたいと思っております。また、10月にはスポーツクラブフェスタと題しまして大会イベントの計画もいたしております。本クラブの目標であります、1回目の答弁でも申し上げま

したように、誰でも、いつでも、どこでも、いつまでもという、気軽にスポーツ活動ができる環境の整備を図るために、また「菊池が元気、人も元気、つくろう心と体の健康を」という合い言葉で進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 次の質問に移ります。

庁舎整備の中で、今回は生涯学習センターについて質問をいたします。生涯学習センターとは、どのような施設なのか。2点目、管理体制はどのようになるのか。

3点目、予定されている位置は市営プール跡になるようですが、プールの位置と建設時期と規模はどのようにお考えになっておりますか。

以上、3点について質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 生涯学習センターの基本的な目的は、市民の学びの場の提供です。生涯にわたって継続的に学習できる施設であり、市民の学習に関する情報を提供し、各種のイベント等を行うことにより、市民の学習意欲を高めていく施設であり、併せて交流の場としての機能も重視した施設だと考えております。生涯学習センターは庁舎等整備基本構想・基本計画において検討の段階でありますけれども、この考えに沿って幼児から大人まで生涯にわたり学習する機会を支援する機能を充実させた施設として建設する必要があると考えております。特に市民の皆様にご直接学習の場を提供する公民館や図書館につきましては、これまで以上に学習環境や業務態勢を整え、さらなる各種イベントや企画を図り、市民の皆様方が利用しやすい施設にしなければならないと考えているところであります。また、これまで述べましたとおり、生涯学習センター建設の目的の一つは、多くの市民に集いの場を提供することですが、さらにはお互い学んだことを地域社会のために生かせるような人材の育成を図ることでもあります。そのために、建設する施設には多くの方が気軽に利用できる談話スペースや会議室をできるだけ確保する必要もあるかと思っております。

それから、生涯学習センターの管理体制についてでございますけれども、職員が業務を行う執務部分については、本市教育委員会が管理することとなると思っておりますけれども、図書館につきましては、菊池市文化会館や泗水ホール、あるいは泗水図書館と同じく指定管理で行うかどうかについて、今後検討する必要があると考えております。

また、プールの予定されている場所、位置等でございますけれども、これにつきましては工藤議員にも答弁させていただきましたけれども、基本計画案の策定期間に合わせて整備方針も決定してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 答弁を聞きますと、相当使い勝手のいい便利な施設のようです。体もすっきり、心もリフレッシュ、市民が楽しく愉快地集える、そんなスペースになるようしっかり計画をしていただきたいと思います。

管理体制については、指定管理者も将来はあるというような、あるかもしれないということですかね、そういうことだろうと思います。

プールについてですが、今の答弁では、まだ全く白紙というような形に聞こえたんですが、市民からですね、プールはもうなくなるとだろうというようなことをよく聞くわけですね。水泳協会としてはですね、毎年6月から9月の半ばまで3カ月半、週2回で、その市営プールで30年間続けております。そういうプールがなくなるといふ噂がもう市民の間で広がって、先生、来年プールなくなるのというようなことを子どもからも聞くわけですね。私は、来年はもう恐らく建て替えに入ることかなと、改築に入るのかなというふうに思っていましたけれども、何かしら最近、来年もまだあつとかなと。もちろん12年後の県体は、恐らくこのプールは使用はされないと思いますけれども、やはりですね、この基本計画ですか、こういうものはもうやるということが決まったわけですから、合併特例債が5年間延長になったからといってですね、くずくずして、私たちも市民に説明が付きません。そういう観点からですね、1日も早く、いつごろかとか、希望、そういうのはぜひ早く示していただきたいと思います。

ちなみにですね、私の要望を言えば、もういつごろというのは、もうすぐやっていただきたいんですが、位置はですね、やはりこの庁舎周辺が学校教育施設も揃っております。それから、ずっとこう指導していきますとですね、子どもたちがやっぱり集えるのは教育機関の多いこの周辺だというふうに思っております。せっかく生涯学習センターができるわけですから、その1階に25mプールを入れて、その外に50mプールをつくって、それはちょっと大げさですけども、去年県体が行われたときにですね、教育長はご覧になったと思います、水俣のプール、あそこは非常に使い勝手がよかったわけですね。あれを生涯学習のセンターの中に入れていただければ、子どもたちの指導にも適しているというふうに思います。ぴしっとですね、25m公認プールをとっていただきながら、それと大会を誘致されるわ

けですよ。50mがなくても県体を誘致したときに、そのプールで行われるわけですよ。できれば50mはほしいです。しかし50mの室内とといいますと、莫大なお金がかかるわけですから、熊本市ぐらいの自治体であればアクアドームですかね、あそこぐらいの規模がほしいと言いたいところですけども。もちろん南中のプールがありますけれども、あれは公認ではありません。あくまでも学校の教育機関でありますから、その他にはあまり適していないということが考えられます。50mはですね、今現在大体人吉、八代、熊本アクアドーム、荒尾、玉名、山鹿、菊池、阿蘇のアゼリア、これは阿蘇のアゼリアは恐らく公認ではないと思います。県の水泳協会の方に聞けばですね、やはり菊池にも50mがほしいということをおっしゃいます。現在ですね、県営のプールがありません。熊本のアクアドーム、あれは市営プールです。昔、県内の城内プールがあったんですが、ぜひですね、県営プールをこの菊池に誘致していただけるようなお話をさせていただければなというふうに思います。場所は、花房台でもいいんじゃないですかね。私は私なりにそういう構想を持っておりますが、教育長のご見解をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ただいまの二ノ文議員のいろいろな考え、大変参考になります。私も市営プールができたときにですね、あそこで菊池市の子どもたち、それから水泳協会の方々が一生涯懸命子どもたちに教えている姿、非常に感謝しております。しかし、今現在取り組んでおりますこの新庁舎問題に関連しまして、生涯学習センターのほうも中央公民館の跡のほうということで、今現在、いろいろ検討がなされておりますけれども、そこに生涯学習センターをつくったときに、果たしてどれだけプールができるかということも非常に問題になっているところなんです。またそのほかに、例えばこの庁舎周辺にそういうところが取れるようなところがあればですね、できるだけ庁舎の周辺にでも持っていったらいいなというような希望は持っておりますけれども、まだ敷地の問題、それから学習センターとの面積等の絡み合い等もございますので、これからどういうふうにつくっていくか、また今後さらに検討のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

また、県の誘致あたりにもですね、県が今どういう考えを持っているのか、また県の考えも聞かなくちゃなりませんけれども、そういうとこと、また連携を図りながら考えてみたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） プールというのはですね、水に親しむところではあります

けれども、いろんなスポーツに水泳は適していると思います。先ほど大賀議員さんのほうから、オリンピックとかそういう話も出ました。スポーツに力を入れるべきだと、そういうように私には聞こえましたが、ぜひですね、いいプールをつくっていただきたい。そのためにはですね、やはりプールのことについて詳しい方にご相談をしながらやっていただきたいというふうに思います。もちろん私だけではありません。私よりも詳しい方はいっぱいいらっしゃいます。

以前にですね、南中のプールに上のトレーニング施設ですかね、あそこを併合したらどうかという意見を言わせていただいたときに、検討をするようなことを教育長がおっしゃられたことを覚えておりますけれども、その後全然悲しいことかな、進んでいないような気がしております。やはり、どうせやるならですね、北海道の帯広ですかね、あそこに50mプールはもちろん、室内でばんとしたものがあります。それから400mのトラック道かなんかリンクなんですね。そしてオリンピックに選手が何名も育っております。それを、そのスケートの会場にずっとこう一人一人貼り出してあるわけですね。そこはどういう取り組みかといいますと、施設もさることながら、スポーツ宣言都市というのをやっておられます。自治体としてはちょっと菊池のほう小さいと思うんですけども、やはりそういう気概を持って、本当にハード面から、ソフト面から、いろんな手段をつくって、大賀さんだってあやっておっしゃいます。樋口議員だって、スポーツのことには一生懸命なんです。私も一生懸命こうやってやっております。皆さん、本当に一生懸命やっておられると思いますけれども、それをしっかり頭の中に入れていただきながら、この生涯学習センターを活用しながら、ぜひスポーツのほうにも力を入れていただきたいというふうな願いをしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○
散会 午後3時28分

第 5 号

9 月 1 3 日

平成24年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成24年9月13日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問



出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

23番 北田 彰 君

○
欠席議員（なし）

○
説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	雲 田 哲 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	今 坂 康 雄 君
教 育 課 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

○
事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） おはようございます。無所属の東英俊です。

通告に従いまして一般質問に入らせていただきたいと思います。今回は、通告をしておりました3点について、執行部の見解をお聞きしたいと思います。

まず、本市の活性化についてですが、私はこれまで本市の活性化についての第一優先課題はマクロ的な観点から、文教菊池の再興と教育振興を提案してきました。まずはこの菊池市にある菊池高校を市の教育委員会主導で県の教育委員会に働きかけて、進学校と呼べる高校に戻していく、いわゆる復興と再興計画及び中高一貫による優秀な生徒の市外への流出防止を提唱してきました。また、山積課題の早期解決のために、副市長の2人態勢や行政内部の執行機関に成長戦略室を設けてはどうか、菊池市独自のアクションプランの作成、政策立案及び議会の対応をやるべきではないのかなど、一般質問において執行部に提案をしてきたところであります。

今回は、その点から細部、いわゆる枝葉の部分に移りまして、市が抱えている様々な条例と市の活性化との関連性の視点で、政策提案をしたいと思っております。

とりわけ今回は、その題材と最もなり得る平成20年3月議会、今から4年半前でございますが、議員提出においてできた菊池市中小企業振興基本条例を取り上げてお伺いをしたいと思います。

このことについては、今まで多くの議員さんたちが次のような趣旨で質問をされてきておられます。条例の中身の主な施策や取り組み状況、条例の検証と実効性及び市内業者の入札への影響等々であります。私が今回、あえてこの条例を取り上げ、執行部にお尋ねするのかの理由を述べますと、第1に条例制定後4年以上経過していること、第2に従来の工業、工場、企業誘致は困難さを増しており、地域経済を

底支えしてきた公共投資も財政悪化でこれまでの水準は維持ができていない。そんな中、最後の頼みの綱と考えられるのが、地域内発型の中小企業であり、内発型の新事業創出・振興であるのではないか。第3にこの菊池市において進んでおる少子高齢化、これによるところの財政収入の減少、加えて郊外大型店舗進出による地域産業の空洞化懸念というところがございます。

それを踏まえてまず、この中小企業振興基本条例の本市商工産業振興における効果と問題点についてお聞きをしたいと思います。

次に、平成22年3月に策定された第2次行政改革大綱についてであります、言わずと知れた本市の最上位計画である菊池市総合計画基本構想に掲げた行財政の効率化を具現化するために、本市の行財政改革の理念と方向性を定めたものであります。ここで私がお聞きしたいのは、第2次行革のこれまでの成果はもちろんのこと、本題はこれまでの、またこれからの社会情勢を鑑み、5年の計画の残り2年間の進む方向性を当局はどのように考えているのか、という点についてでございます。

以前、第1次行革の成果として執行部は組織機構の見直し及び約100名弱の職員削減により、歳出削減額はトータルで10億3,000万円できた。自主財源の確保が大きな課題であったと答弁をしておられます。じゃあそこで、仮に今後もし、第3次行革があるとするならば、これからの2年間は予定どおりの進捗、プラスそれに向けての準備期間とするのが妥当だと考えますがどうですか。いま一度合併後の菊池市をあらゆる角度から検証し、精査をし、これからの新時代に向けての扉を開くために今後どのような改革が必要とお考えか、以上お答えを願います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。東英俊議員の質問にお答えします。

活力ある地域社会を実現するため、中小企業者と市そして市民が一体となって中小企業の振興を図るための考え方を示したものが、中小企業振興基本条例でございます。市におきましても、中小企業の役割の重要性に鑑み、施策を講じているところでございます。まず、基本条例第4条第2項の市の発注する工事や委託、物品の購入につきましては、昨年度の工事・委託の落札率はそれぞれ96.7%、77.5%、発注件数は工事220件中205件、委託で142件中66件が市内業者で受注をされております。また、物品におきましても209件中185件が市内業者で受注をされておられます。地元発注の促進につきましては、地元で受けることができる業種につきましては、この実績から効果があっていると考えております。しかし、工事等における落札率の高止まりは一つの問題点として受けとめておりますので、行政が目指す最小の経費で最大の効果を発揮するため、現在行っております入札制

度の改革と基本条例の関係を見据えて対応していきたいと考えております。

次に、条例第4条基本的施策の中で中小企業の経営の安定を図るための融資及び補助制度の取り組みにつきましてお答えをいたします。中小企業の資金調達の円滑化に関する施策としましては、中小企業経営安定資金融資制度、小規模事業振興資金融資制度、中小企業小口資金保証制度、中小企業無担保無保証人融資制度など独自の制度を設け、当面の事業継続に必要な資金等の確保に困窮されております中小企業に対しまして、市と地域の金融機関が連携して融資を行っております。また、補助制度としましては、中小企業近代化等資金利子補給制度、中小企業信用保証料補助金により中小企業の経営基盤の安定と強化に取り組んでいるところでございます。実績としましては、市独自の融資制度はこれまで11件の利用、補助制度につきましては利子補給制度の実績が合計1,798件、補給額が3,619万円となっております。利子補給を受けられました中小企業の約8割が運転資金の融資を受けられており、大変厳しい経済状況下での経営が伺われております。信用保証料補助金につきましては合計11件、補助額107万9,000円となっております。

また、昨今の経済情勢から補助制度につきましては、平成21年度から緊急経済対策を講じているところでございます。利子補給制度につきましては、経営の近代化を図るための設備投資への融資制度の場合、補助率を30%から50%に引き上げております。信用保証料補助金につきましては、補助率3分の1から信用保証料全額へと引き上げております。こうした施策により、中小企業の振興を図ってきたところでございます。問題点といたしましては、平成20年の世界金融危機を受けまして、国のセーフティネット制度が拡充されたことにより、市の融資制度が余り活用されていないことが挙げられます。これはセーフティネットを利用した場合の保証割合が100%であるため、金融機関の利用がセーフティネットに偏ってしまうことが原因の一つと考えております。このため、昨年からは金融機関の融資担当者を集め、メリットとデメリットを示しながら市の融資制度の理解とご協力をお願いをしているところでございます。今後も社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、関係機関と連携をとり、市としましての責務を果たすべく努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。第1次行政改革の成果につきましては、平成17年から21年度までの5年間を精査し、議会へ報告をいたしたところでございます。同様に、第2次につきましても、平成26年度の終了を受け、

5年間を精査し、報告をさせていただきます。また、第2次行政改革大綱の成果ですが、議会にお示しした項目の実現に一定のめどがつき、残りの実現に努力をしているところでございます。さらに進捗状況ですが、実施計画を毎年度上半期と下半期に調査し、状況の変化に対応すべく調整し、ホームページで公表いたしているところでございます。行革大綱の残り2年間の方向性については、第2次行政改革大綱は、第1次を検証し、コストや人員削減といった量的な改革の一定の成果に市民視点の行政サービスの向上を加え、質的な行政改革を行うこととしています。また、行政改革の真の目的を単なる経費や人員の削減による単年度の財政収支の改善ではなく、市民と市職員と民間事業者が共同で長期的な視点に立ち、市民サービスの低下や後世の市民への負担を残さないような行財政システムを構築することと考えています。特に、合併後の10年間は普通交付税の財政支援措置による優遇措置がありますが、合併後11年目から5年をかけて段階的に縮減され、その額が平成32年度には一本算定となります。平成24年度においてその差は約19億円となっております。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の復興と低迷する経済状況による雇用の悪化により、国の補助金や市税収入の落ち込みが想定される中で、扶助費などの義務的な経費の増加が予想されることから、今後厳しい財政運営を強いられることを大きな課題として捉えています。

このような社会経済情勢の大きな変化にも行政サービスの低下を招くことがないように第2次行政改革大綱実施機関である平成26年度までは、大綱及び実施計画でお示ししております改革項目を粛々と進め、税収減や交付税削減等に耐え得る財政基盤を整備し、確立していきたいと考えています。

次に、新時代の菊池市をつくるために、仮に第3次行革大綱をつくるとしたらどう考えているかというご質問ですが、消費税増税や雇用環境の悪化が市民生活に及ぼす影響や第2次行革大綱を検証し、新たな行革大綱の必要性の是非を市民、学識経験者等による議論を進めていく必要があると考えております。いずれにいたしましても、行政改革は継続的な取り組みが必要であり、住民サービスを低下させないことや後世に負担を残さないような行財政システムの構築を第一義に進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

○6番（東 英俊君） まず、経済部長の答弁の中で、まず問題点という形で落札率の高止まり、それと入札制度の改革はやっていかなきゃいかんというような形を答弁されました。この落札率の高止まりとですね、入札制度の改革というものは、先ほ

ど私が話しましたとおり多くの議員さんたちがこの中小企業振興基本条例をお聞きされた中で、毎回答えられておる内容でございます。要するに、この条例そのものを市の活性化にどのようにつなげていくかというところを、もう少し本来なら真剣に取り組んでおけば、このような問題点っていうのは少しは解消はできているのではないかなというふうに考えておるところでございます。資金調達の円滑化、また運転資金としての融資が8割であるというようなことで、要するにこの本市内においての企業の経営状況というのは非常に悪いのであるということも伺えます。

また、行革のほうの総務企画部長の答弁によりますと、今後の改革として質的な部分、いわゆるソフト面の改革に努め、さらに後世に負担を残さないための改革という形で考えておるといふところをとどめて次の再質問に移りたいと思っております。

このような条例そのものの制定によって、当該事業者に対して菊池市が果たす役割と姿勢及び責任っていうものは明確になっております。本来なら、公の宣言として、本市の商工中小業者を励まして、施行後4年以上経過していることや実効性の観点から、もう既に優位なものになっていなくてはならないはずではないのかと考えております。

本市において、制定された条例と行革との合わせ技で考えれば、今後の行革を執行部は、更なる先ほど答弁のあった行政市民サービスの向上に特化した形で進める予定であるとされておりますが、こちらからの提案をつけ加えると、議員提出の条例であっても執行部提出の条例であっても実効性の観点また、実効性の求められるという条例そういうものの取り扱いにおいては、社会情勢を鑑み、それを取り戻していくために少なくとも4年に1度の検証、見直し規定などを入れるのが必要ではないのかというふうに考えております。

議会のたびによく目にし、審議している条例改正を考えてみればわかりやすいと思いますが、ほとんどその提案理由っていうものが地方自治法の一部改正により、関係条例の改正が生じたためとあります。時代に応じた制度の変化が生じた場合、その都度国の法律も変わっています。でありますから、時代に合ったそしてこの菊池市に合った条例につくり上げていく、いわゆる育てていくという観点を取り入れることが重要だというふうに考えておりますが、この点について市長の見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。東議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。条例につきましては、憲法の第94条に地方公共団体は、その財産を管

理し事務を処理し及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる、このように規定をされております。地方公共団体がその権限に属する事務に関しまして、法令の範囲内で議会の議決を経て制定する自治立法というものでもあります。なお、条例の性質としましては、住民の権利義務に規制を加える、いわば法規的性質を有するものと、それから地方公共団体の組織、財務などの内部管理的事務について規制するもの、さらには住民の負担の根拠を規定するもの、公の施設の設置管理について規定するもの、そのほか行政の内容について定めるものこのようになっております。

例えば、菊池市におきましては、子ども医療費の助成に関しますところの条例というものがございしますが、医療費助成の対象を平成19年には小学校の就学前の者を小学校3年生までに引き上げました。条例改正、そしてまた平成21年には小学校6年生まで引き上げ、さらには平成23年度には一部負担を伴いますが、中学校の3年生まで対象者を広げると、こういった条例の改正を適時やらせていただいていたまいりました。このように現在も、各条例について必要に応じて条例改正を行っております。条例は予算と同様に、政策を実現するための手段として最も重要な実効性のあるものであると考えております。4年おきというまでもなく、必要に応じてなるべく条例がいつも点検をしながら変えるべきものは変えていかなければならないと思います。

東議員がおっしゃるように、検証見直し規定を入れるまでもなく、政策を実現する上におきましての社会情勢を読み取りながら、時代の変化に応じた条例の改正ということについては今後とも取り組んでまいりたいと、このように存じます。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 市長、今その都度、条例の改正を行っておるというふうな形で言われておりますが、やはり実効性ですね、ある形に条例を変えていくっていうところのできた部分の改正そのものをやっておるというふうに言われるというところは、少しは疑問が残るところではございますが、やはり市としても我々議会としてもですね、国の動向そして政局、社会情勢が以前にもまして速いスピードで変化している以上、地方自治体も地方議員も変化に対応していかなくてはならないわけでありまして。守らなければならない普遍的な法則は念頭に置きながら、議会のほうも今後やらなければならないであろう政治倫理条例の改正とか、議会の改革なども課題も見えているところであります。

次の質問に移ります。消費税増税についてでございます。国は、社会保障と税の一体改革で、社会保障財源としての消費税増税が決まりました。まずは、2014

年に消費税が5%から8%になり、その後景気弾力条項を織り込んだ形で2016年に税率10%になることが示されております。

ここで、民間シンクタンクが試算した1例を示しておきますと、40代夫婦で片方が働いており小学生の子どもが2人いる家庭で、2016年の時点で年収が300万円の家族においては年間負担額が10万6,700円、500万円の年収の家族では16万7,000円、800万円の年収では24万9,200円というような試算が出されております。この年間負担の金額は、あくまでも消費税に限った話で、家計側にとってみれば景気低迷で給料が増えない中、ほかの負担が目白押しの状態であり、ここでほかの負担、いわゆる年少扶養控除の廃止、子ども手当の縮小、来年以降から始まるであろう復興増税などのそういったいろいろな条件を加味して試算すると、今申し上げました年収300万円の家庭で24万9,600円、500万円の年収の家庭で32万8,900円、800万円の年収の家庭で43万1,200円、ほぼ倍に膨れ上がるという試算が出されております。これだけの負担が増えることによって、個人消費や景気全体への影響が懸念されると考えるのは当然のことです。

さらに地方経済に及ぼすであろう国の動向においては、TPPの参加の是非の問題、エネルギーの問題、そして何より本来ならば今回の一体改革で答を出すはずであった社会保障改革などの具体的な中身がまだ不透明のままであること。第1段階の消費税率8%引き上げまで1年半でございます。

これらを踏まえて、お聞きしたいと思いますが、本市における次の4分野、税収、財政、観光、農業に対する影響と対策について、執行部の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 東議員の消費税増税についてのご質問にお答えいたします。消費税を導入した平成元年を含め、過去の消費税増税では同時に所得税の減税などを行うことにより、重税感を緩和しておりました。今回は、そうした減税を伴わない純粋な増税であります。市税について申し上げますと、本年度より子育て世帯の負担軽減策であった住民税の年少扶養控除も廃止されており、今後も緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する財源の確保のため、個人の市民税の均等割額の増額も控えている現状であり、さらに住民負担は重くなると考えております。

消費税における国と地方の配分は、現行では5%の消費税のうち1%が地方消費税として配分され、地方交付税の原資として1.18%、合わせて2.18%が地方

の配分となっております。税率が10%の消費税となった場合は、地方消費税が2.2%、地方交付税の原資として1.52%の合わせて3.72%が地方に分配されることとなります。地方消費税については増額となるものの、交付税についてはその原資として配分されるため、交付税総額の確保、基準財政需要額算定の変更などの要件に加え、地方消費税が基準財政収入額として参入されるため、その影響については不透明な状況でございます。

このように、歳入面においては、財源がどれだけ措置されるかわからない状況である中で、歳出面では消費税率引き上げ相当分が増額となるため確実に事業経費が上昇するとともに、将来にわたり増税前の駆け込み需要の反動や社会保険料や電気料金等の負担増なども想定され、個人消費の落ち込みに加え、平成27年度から普通交付税優遇措置の段階的縮減から一本算定への移行も考慮すれば、さらなる行財政改革等による節減・合理化に努める必要があると考えます。

次に、商工観光分野における影響につきましては、近年における社会情勢の変動により観光客の減少が続いており、旅館を初めとする観光産業を取り巻く状況は大変厳しい情勢となっております。このような状況の中、平成26年度からの消費税の増税は、観光の基幹産業である旅館・ホテルにおいては光熱水費や原材料費などの上昇により利益率が圧迫され、経営に影響が出ることが予想されます。

また、観光客につきましても、旅行、レジャー等に伴う交通費や飲食費、お土産代等の増税分は消費者の負担となるため、旅行や買い物などを控える恐れがあるため観光分野にも影響が及ぶものと危惧されています。

しかしながら、旅行につきましても、遠方を近場にするなどの変化も考えられますので、観光客の動向を見ながら、観光協会、旅館組合と連携してより魅力的な観光プランの開発を行い、福岡を中心とした九州各県へのPRを強化して観光客誘致に努めてまいります。

また、農林畜産分野への影響につきましては、近年における異常気象の頻発、食品に関する不祥事や事件などが後を絶たず、食への信頼が損なわれるなど様々な問題が農業に大きく影響しており、さらには農林畜産物等の販売価格の低迷や農業従事者の高齢化、担い手不足など、農業を取り巻く環境は非常に厳しい情勢となっております。

加えまして平成26年度からの消費税の増税は、生産資材や生産物の販売価格等、農林畜産物の分野にも大きく影響が及ぶものと予想されるところです。具体的には肥料や農薬、ガソリン等の燃油、ビニール等の生産資材、トラクターや軽トラック等の機械など営農する上で必要となるものについては、その増税分を農家が負担することとなります。一方増税分は、生産された農林畜産物の販売価格に転嫁されに

くいことが予想され、結果として生産者へ負担が重くなってくるのではないかと危惧されます。増税後も農家が持続的に営農していくためには、まず個々の農家が自立した経営を目指すことはもちろんのこと、市といたしましても担い手の確保や農地の保全のための取り組みを継続・推進するとともに、本市の農林畜産物のブランド化と販路拡大をさらに進めることが重要であると考えます。さらに農業に関する各種制度を最大限活用しながら、情報収集に努め、農業者を初めJA等関係団体や国・県としっかり連携を図っていかなければならないと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） いずれにしても、各分野において明るい未来は持っておられないというわけでございますね。ですが今後ですね、部長、自治体としても常に様々な情報収集を行って、市内各分野のデータベース化を実施した上で国の動向そして民間シンクタンクなどからの試算を当てはめて、本市の将来予測が速やかに実施できるような、そういう市独自のシステム構築を私は求めておきます。

次の質問に移ります。学校跡地利用問題についてでございます。この問題については、今定例会において中山議員、岡崎議員が聞いておられます。進捗状況、方向性の質問は重複する部分でありますし、確認だけにとどめ質問のほうに移らせてもらいますが、まず、各小学校の概要と跡地利用の今後の進め方のスケジュールは、8月中旬に地区長会議において承認済みであるということ。今後具体的には各校区の区長会議を開催し、地元推進体制の立ち上げにつなげ、企画振興検討委員会の下に関係課で組織する学校跡地利用専門部会を設け、地域住民の方々と協議検討を重ねていく、であったかと思えます。

諮問機関であります学校規模適正化審議会での4小学校の統廃合の方向性を受けて、議決を経てそして来年4月1日よりスタートいたしますが、本来、子どもの教育環境の改善というものと、地域振興策というものについてはセットで考えておかななくてはならなかった、いわゆる一体改革でなければならなかったのではないかとということだけは一言言わせていただきたいと思えます。

冒頭から私が聞いてきた行革の成果、第2次行革大綱の主要項目の（5）の効率的な組織体制の改革の中に、実施項目として学校規模適正化がしっかりと明記をされております。ですが、その成果が対象校区の住民の方々をこれほどまでに不安に陥れることが果たして成果と言えるのか。住民サービスの向上につながったと言えるのか、なおかつその対象地域は高齢化率が高く、さらに今後その割合が加速度的にその速度が増すことが予測される地域。そこで廃校舎を使った地域振興をその地

域住民の方々にゆだねていくことが何を意味するのかを、まず市長を初めとした執行部全員の共通認識として、その説明から私は入るべきであることだけは強く申し上げておきます。そこで、当局が持つておくべき跡地利用の考え方の手法を私なりの提案をしたいと思えます。そしてそれについて当局の見解をお聞きします。

まず、大切なのは、将来を見据えた地域振興策につなげるというふうと考えておくことが大事であると。2番目に、木造の校舎と鉄筋コンクリートの校舎の認識、これにより用途の違いが当然出てくると。3番目に、廃校舎周辺の公共民間施設の実態、その施設との関連・連携による振興が何をやるかによってつなげられる可能性が十二分にあるというところがございます。4番目に、市内の商工、観光、中小企業、農業団体、社会福祉事業者等々からの跡地利用の案の集約も行っておくべきであると。5番目に、統廃合を決めた教育委員会からも、教育振興の観点というものから跡地利用の案の集約を出していただくと、以上の5点をじっくりと時間をかけて情報収集に努め、素案をつくり上げ地域の住民との対話に入ること、これが大事であるというふうに私は考えております。この庁舎を中心として、東側の方向に4つの路線に分かれた地域でございます。龍門小、迫水小、水源、河原小と、この4路線をいかにして光り輝く、またそこに住む地域の住民の方々が、よりよくいい形で過ごしていくことができるか、これから市の動き次第だというふうに私は考えております。

その部分で執行部の見解をお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 単に学校跡地の利用方法にとどまらず、校区の特性を踏まえた案を示していかなければならないと考えております。今後の方向性と市が主体となった活用案につきましては、現在庁内で調査を行い、幾つかの希望もありましたので、まずは直接利用できるものがあるかを検証してまいりたいと思えます。そして、具体的な跡地の利用方法につきましては、これまでもお答えいたしておりますが、各校区の代表者の皆様のご意見を伺いながら協議を進めていくことにしております。先ほど議員からのいろんなご提案、お話をいただきましたが、それぞれの地域で大切なものはそれぞれ中身は違うかもしれませんが、思いがあられると思えますので、そのことは大切にしてご意見をお聞きしながら十分協議を重ねてまいりたいと思えます。

協議に当たっては、地域の皆様の意見や利活用の提案なども広く募るとともに、市内部の検討結果も含め、各学校施設の構造、地域の施設や環境、産業、福祉など各分野についても考慮しながらそれぞれの校区に合った跡地利用の方針を検討し、

地域の活力が維持できるように進めてまいりたいと思います。

教育委員会としましても、これまで統合に向けた各校区との協議の中で様々な地域のご意見を賜っておりますので、教育的活用の検討を行い、学校跡地利用専門部会等に提案をしてみたいとのことでございます。

以上、お答えいたします。

○6番（東 英俊君） よろしく申し上げます。終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時39分

開議 午前10時48分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 維新の会と言いたいところでございますけれども、無所属の坂井でございます。なるべく早く終わるよう努力しますので、よろしくお願いいたします。

10年後を見据えてと、くどいように言ってきましたけれども、合併して8年を迎えている今日、やがて10年が経とうとしております。本市の将来に向かって何ができたんだろうかと自問自答している昨今であります。今回は、本市の将来を見据えて、避けては通れぬ泗水問題、庁舎問題、若者定住問題、お年寄りの生きがい福祉問題について質問をいたします。

それではまず初めに泗水問題についてです。現在、泗水で分離・独立運動が起きていますが、中間的立場の七城の議員として早く収まってくれることを祈って質問したいと思います。

泗水の分離・独立問題、本市にとっていいことではありません。菊池、泗水地域の多くの方々が、よいことではありませんが、泗水地域の多くの方々が運動を展開された、また、されている。何の原因もなく起こるわけがないとは思いますが、市長はなぜ泗水問題が起きたとっておられますか。

もう一つ、この問題について市長としてどのように考えておられるのか、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 坂井議員のご質問にお答えをいたします。

本定例会の一般質問の初日の東裕人議員への答弁といろんなところで重複するかもしれませんが、泗水をよくする会の分離・独立の運動が始まったことを市が初めて知りましたのは、本年1月19日の新聞報道によるものでございました。その記載の内容につきましては、合併時に確認した新庁舎建設方針を市が変更したことなどに反発をして、一緒にやっていく信頼関係がなくなったとの理由でありました。また、1月29日の決起集会が行われましたが、この際、運動の趣意書の中におきまして、首長、いわゆる市長独自の判断で一方向的に庁舎を現在の場所としたということへ、行政の不信感が募るばかりであると、このように報道されておりました。

今回の泗水をよくする会の分離・独立の運動が、庁舎等整備方針、いわゆる庁舎建設問題でございますが、に伴いますところの庁舎の位置の変更に関連を端を発していることを認識をいたしまして、整備方針の変更理由というものをご理解をいただくため市といたしましては、新聞報道がありました1月19日に泗水地区の区長会長さんのほうに面談をしたところでありますが、報道内容の確認を行ったところ、誤解して受けとめられている内容があるということから、泗水地区区長会へ説明会の申し入れを行ってまいりましたが、お断りされたところでもあります。

また、泗水をよくする会の会長宅を坂井副議長ご同行いただきまして、議長同行いただきまして、正副議長とともに訪問して議会の皆さん方のご意思と、それからこれまでの経緯というものについて私どもと一緒に行っていただきました。その際、「私どもは泗水町の独立を要望する会です」と、「今さら新庁舎建設の問題の説明を受けても意義がない」ということをあの時、副議長もお聞きになったとおり、そういうことを理由づけとしてお断りになったということでございます。

新庁舎建設に伴う合併協議からの経過、それから庁舎整備方針に伴いますところの位置の変更に至るまでの件につきましては、これまでも何度もこの答弁の中でも答えましたし、またこの議会に対しましても説明をさせていただきましたので省略をさせていただきますが、私といたしましては、今回の分離・独立運動が市民の混乱を招く恐れがあることから、引き続き、これまでの経緯と結果についてこれまでどおりご理解をいただきたいということで、誠意をもって繰り返し丁寧な説明に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 市長から答弁をいただきました。粘り強く今までの経緯と結果の説明を行っていきたいというような答弁だったと思います。

私が思いますに、現在菊池市での大きな問題、一つはやはり本庁舎建設の問題。以前は庁舎予定地の問題でございました。またこれが新庁舎建設にも問題として関

係しているとも思います。それから九州産廃と市長の13項目の密約による泗水のごみ処理問題と、それに伴う九州産廃との訴訟の問題。またそれに伴って本市の広域菊池環境組合での可燃ごみ処理問題等いずれも旧泗水町に関しての問題でございまして、いずれにとっても泗水町に不利益なことが多いと。また何といたっても旧泗水町民の方々は、庁舎は花房であるという約束で合併されたと私は思います。庁舎は花房であるとの合併協議が破られたことに対して、不満が爆発しての今の分離・独立に及んでいると私は思います。

将来をともに夢み、誓い合って結婚、合併したのでありますが、泗水側から離婚、分離・独立運動が起きている深刻な事態であります。全国でも珍しいことでもありますし、他の市町村からも心配をされておられます。また菊池市民も大変心配をされておられます。この泗水問題、今のままではいけないと思いますけれども、市長としてこの問題解決にどのように対処されるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 新庁舎の建設につきましては、市の最重要な課題でありますことから、新市になってからは合併協議におきますところの確認事項に沿って取り組んできたところであります。その経緯につきましてもこれまで何度ももうご説明申し上げておりますので省略させていただきたいと思いますが、合併当初から議会、そして市民の皆様にも様々な意見があったことは承知をいたしております。意見の統一というのは極めて難しいわけではありますが、大もとはやっぱり合併協議の合意事項というのを遵守するという点において私は遵守することをここで誓約してまいったところであります。しかしながら、合併特例債の期限の問題とそれから用地の取得、すなわち花房台地の畑総事業の進捗状況というものからしてどうしてもこれは変更せざるを得ないというのは、議会の皆様方のご決定によりまして凍結を解除して、この花房台については問題が多いということで新しい一つの提案をなさいたいということで提案申し上げて、その方向性に向かって今進んでいるということですから、ぜひひとつその辺は再度、ご理解をお願いしたいと思います。

これまでの庁舎整備についての判断をするには、この議会はもちろんでありますが、地域審議会の委員の皆様方、あるいはまたそれぞれの区長さん方にもその場面場面において意見を大切に伺ってまいりましたが、多くの意見がありましたことを承知をいたしております。こういった状況の中で、全員の方の意見が一致すれば問題ないのでありますが、この多くの異なった意見の中から判断するためにはより多くの情報を集めて、そして分析をしてそして議会のほうとご相談申し上げて方向性を決めていくというのが現状でありますので、市長が単独で決めるというのはあ

り得ないことであります。全員が納得いただくことは大変難しいことだと思いますが、極力納得いけるように、これも仕方がないのかなとこういった方向もあるのかなとといったお考えいただければということで、現在泗水地区におきましては、よくする会におきますこの分離・独立運動が引き続き行われているとなっておりますけれども、私としましては今、前回の答弁で申し上げましたように、ご理解をいただくように説明をしていく以外にはないんじゃないのかなと思います。

また、その他の項目で産廃の問題等々が出ましたけども、それは今までどおり泗水地区については従来どおりであります。全地域の加入ということは環境保全組合のほうに、山瀬議長ともどもに議会のご意思も踏まえて、申し入れをしておりますのでそういった方向で審議がなされてご理解をいただけるものであろうというふうに思っております。泗水地区に対しまして不利益になるようなことはいささかもないと私は考えております。花房台の庁舎の用地につきましても昨日、森議員のほうにお答えしましたように、その過程というものを考えた場合に、それでほかに代わる方法が予定地域を取得する方法が何かあるのかと、その根拠というのは何を根拠としてそれができると言えるのかと、第三者の従前地権者の名前が変わらない限り、権利者会が行って換地が適切に行われぬ限り、市の公有地にならないためにはできないと、なるまではできないということをおし上げたとおりでございますので、この辺もまたご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） もう市長がおっしゃるのもわかります。今までの経緯、変更せねばならなくなった経緯、これも議員でありますからもちろんわかります。しかし、泗水問題、いわゆる庁舎問題でいろいろ今まで手順を踏んで正しく行ってきたということを弁明をされてこれらしましたけれども、なかなか事態は解決していない現状であります。このような事態になった今日、合併後8年を迎えていますが、よければもっと紳士的に十分協議を進めるべきであったと思いますけれども、この間市長を務められていた以上やはり市長の責任はあると思います。この問題は先送りできないし、私は早急なる解決がやっぱり必要だと思います。

市長はこの前の友好姉妹都市の質問に対して、「多少金にかかるが友達が多いほうがいい」というような答弁をされました。これは、全然間違いではないと私も思います。しかし、一番身近ないわゆる夫婦関係の、いわゆる一番近い身内の泗水町と比較はできませんけれども友好姉妹都市はどっちが大事かと思えます。また、泗水町には非常に行きずらいところもあらましようが、市長の軸足は友好姉妹都市のほうに向いてはいないかという心配もしております。一番身近な泗水の分離・独立

問題を解決せずに、友好姉妹都市はないと思いますし、今まではお互いいろいろございましたけれども、どうか福村市長のご尽力によって妥協案施策を打ち出してもらって、愛の手を差し伸べていただき、一刻も早い解決が必要と思いますけれども、最後にお答え願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 友好都市と泗水町の問題とどこが一致するのかなと率直に思いました。今ちょうどデスクの上に子どもたちが、泗水の子ども、旭志の子ども、中国に行ってその帰ったレポートが出されておりました、今の休み時間に読んでおりましたが、本当に大変いい体験をさせていただいたと、そして自分たちは行ったときには大変怖さというものを感じていたけども、温かく迎えてくれた。勝負には負けたけども心のつながり、今後ぜひ友だちとして付き合っていきたいというふうなものが出されておりました。それもこれもやはり合併協議におきます泗水町の姉妹都市として締結をされたこの中国四川、泗水（シスイ）県というもの、あるいはまた清原（チョンウォン）郡は菊池の交流都市でしたが、泗水のときの姉妹都市であります金堤（キムジェ）市などにつきましても、やっぱり合併の、協議してそして決定されたものを引き継いでいるということでもありまして、私が望んでやっているというわけではない。やっぱり皆さん方が承認をいただいた確認事項に基づいて実行しているということでもあります。

泗水問題についてはそれぞれの考え方がありますから、先ほど申し上げますように、結論的には議会の皆様方のご意思というものをちゃんと把握しながら、首長という立場において最終的には一つの意見にまとめていかなければならない、考え方にまとめていかなければならない、ですからこういった方向でということで、議会の承認を得て進めさせていただいておりますので、とりわけ坂井議員副議長という立場でありますので、方向性についてはご理解いただいていると思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、総合支所と本庁舎について質問いたします。地震・台風と自然災害、特に今回の豪雨被害で各地域の防災復旧に重大な役目を持っているのが区長さんと消防団の方々です。本庁総合支所、区長、消防団、地域住民との連携、また消防団は市民環境部、区長さんは総務部です。同じ総務部がいいのではないかと。また、本庁の被害調査等、状況把握、多少確認不足で対策本部解散がちょっと早過ぎたの

ではないかという質問に関しては、もう今までいろいろ答弁がありましたので省かせていただきます。

私は、緊急大災害において、いかに総合支所の果たす役割が重大であったかは、今議会で多くの議員が質問をされました。皆さんもわかったことだと思います。この点について質問いたします。一部地域での災害、予期できる災害ならともかく、今回のように予期せぬときに各地域での災害が同時に起こった場合、本所だけでは地理勘、土地勘などがなく、非常に困難を極めると思います。旭志、泗水また被害の後処理でも総合支所であり被害がひどかった各地域旭志、泗水の各職員さんだったと聞いております。今回の豪雨、総合支所の存在がなかったらどのようになっていたか、皆さん考えていただきたいと思います。そこで、改めて総合支所の必要性、存在感、役割を痛感しましたが、執行部はどのように思われたか質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。今回の豪雨災害における総合支所の役割がどういうことを執行部として思ったかというご質問だと思います。今回の豪雨災害におきまして、各総合支所も防災対策本部の総合支所長が入っております。ただ、泗水総合支所、旭志総合支所におきましては非常に雨足もひどく、道路の崩壊等もありまして、災害対策本部にすぐ来れるような状況でございませんでしたので、まず各総合支所長に現場の対応をお願いしたところでございます。そういう場合、本庁の人間といたしましては、災害待機班というのを割り当てておりました、本庁勤務の人間であっても各総合支所近辺の職員を重点的に割り当てておまして、総合支所の勤務の人間だけじゃなくてですね、そういった形でしておりますので、本庁と各総合支所の連携は十分とっております。これが仮に支所になった場合におきまして、その対策のあり方は一緒でございしますので、まず総合支所まかせではなく、こういう今回のような災害に関しましては全庁的に対策を行っていく所存でございしますので、今後もそういう考えでですね、総合支所まかせでなく本庁全体として取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君

[登壇]

○19番（坂井正次君） もちろん部長のおっしゃるとおりです。やっぱり、本所と総合支所は連携は、私はとれていたと思いますけれども、やはり行き来が簡単にできなかったとかいろんな事情はあったと思います。

菊池18外城のうちの7つが七城でございします。本庁と総合支所が充実してこそ

安心して暮らせる菊池市があると思います。これが総合支所の必要性であると思います。本庁と総合支所に関してですけれども、合併債の期間中にということで、1年くらいで庁舎位置を変更になりました。そして第1案、第2案、第3案で第2案の耐震・リニューアル、増築ということになりました。市民も投資費用も少なくて済み、余り箱物に金を使わなくて済むので納得されたと思いますし、しかしメインは耐震・リニューアルだったと私は思っておりました。その後提示された庁舎案は、私に言わせれば一極集中的に施設を集め、耐震・リニューアルというのは若干影をひそめ、庁舎兼生涯学習センターの鉄筋3階建てと。解体や駐車場整備、プールの話もありますけれども、いろんなのを合わせれば五、六十万は超えはしないかと、これは私が思っておりますけれども、億です。はい、そうでした。東君の先ほどの質問でもありましたけれども、将来、交付税の削減、消費税増税などで大変になるというような答弁がありました。庁舎位置決定後、1年は経っていないと思いますけれども、本庁舎建設についてはこの間、市民に丁寧なる報告、打診は少なかったのではないかと。どちらかといえば拙速的に議員数で決めていく手法ではなかったかなと、私は思っております。

植木町は熊本市との合併で、ハウスの償却資産税を取らないと法定協で約束したから合併をしました。もちろん熊本市としてもそれを守っております。しかし、しかしですね、議員数で約束をどんどん変えていくならば、小さな町村は哀れでありまして、吸収合併になってしまうと思います。今度の合併、対等合併だったと私は思っております。もっと時間をかけて丁寧に説明してほしいということです。

なお、約1年前の各地域審議会での各地の庁舎に関する意見であります。これ1年前ですね、菊池地区審議会では、合併特例債を活用し、現庁舎の耐震補強及び総合支所の充実を図る意見が多く出された。七城地区では、特別な意見はなかったと。旭志地区、新市の事務所の位置については合併協議会で確認された内容を遵守すべきであるとの強い意見が出された。

また一部の委員からは庁舎建設については、合併特例債を活用すべきである意見や現庁舎の耐震補強及びリフォームの意見があった。泗水地区では、新庁舎が花房台に予定地にできないのであれば耐震補強を実施すべきとの意見が出された。いろんな意見がたくさん出ております。菊池の意見、本庁集中ではなく、ネットワークにより各総合支所の充実を図り、市民が利用しやすい体制づくりを検討してはどうか。庁舎に関しての意見です。

また菊池の意見、現庁舎を活用すれば用地の問題もなく、特例債を利用できる。菊池、旭志の意見、現在の本庁舎の耐震補強とリフォームだけでよいのではないかと。泗水の意見、花房台地に建設しないのであれば耐震工事のみでよいのではないかと。

泗水、本庁舎により予定の場所に新庁舎が建設できなければ、分庁についても十分考えていただきたい。もう一つ泗水、旧市町村に温度差があれば住民投票も必要ではないか。七城、旭志、泗水、市民への説明会を実施すべきではないか等が、いろんな地域審議会での意見が1年前の意見でございます。

そのころはほとんどの人が庁舎位置が変わるなら耐震・リニューアルだったと思います。ほとんどの人が30億円くらいかけて庁舎兼生涯学習センター3階建てを建てると考えてた人がいたでしょうか。そして、一極集中して総合支所は会計、民生課の支所、窓口業務となっております。7月の集中豪雨の大災害があって、改めて総合支所の重要性が私は見直しました。数多くの議員の方も総合支所の重要性を訴えられました。本庁は耐震・リニューアル・スリム化し総合支所の充実が私は必要だと思います。合併特例債5年延長になったので、もっと丁寧に市民に説明をして、財政健全化上も産業振興上も福祉の上にも、子育てまた防災上に対しても総合支所の充実をお願いしたいのですけれどもご答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 何か繰り返しの答弁になりますので、ところどころ意を得てないところがあるかもしれません。総合支所と本庁についてということでございますが、花房台の予定地から現本庁舎に耐震・リニューアルそして増築に変更になったと、この理由につきましては皆さん方に説明を申し上げてまいりましたし、また先ほど議員数で決めるというお言葉がありましたけれども、これが議会ではないのかなと思います。それで変な話であります、耐震・リニューアルの設計、そして今現在工事をやっておりますが、皆様方のご議決をいただいて予算をいただいて執行しております。加えてこの場所の移転の問題につきましては、既に私は議会と執行部においては決着・解決済みだと思っております。なぜならば、現在もう既に基本構想と基本計画に入って、他の議員の方の答弁の中にも12月にはその構想計画が上がりましょうということを申し上げておりますように、その予算についても全会一致でお認めをいただいて、現庁舎の増築・耐震・リニューアルという形で行きますということでご承認をいただいて執行中であるということでございますので、くれぐれもご理解をお願いいたしたいと思っております。

合併の目的であります、いわゆる合併によって今後大変この地方が国の財政的な背景を持ちながら、厳しい財政運営を迫られてくると。効率性というものを求めていかざるを得ないということから、合併効果を上げるためのその合併になっているということでもありますから、これを発揮するためにはこれもまた皆様方この合併当時の議員の方々のご案内のとおり、合併協議におきまして本庁方式をもってなすと

いうことになっております。それでこの合併の時のお約束として、本庁方式になって本庁ができれば総合支所は支所とするということで、住民サービスの低下に至らないような支所機能を維持するということにはなっておりますので、今後本庁ができるにしがいまして、支所の機能というのをまた高めていかなきゃならないと思います。

また、消防防災のほうにつきましては特に支所等々については、人員配置等を考えていかなければならないと、このように思っておりますが、その地域地域において、旧市町村においての採用・雇用っていうもので職員の皆さん方が、地元の方々という職員さん方がおられたわけでありましたが、徐々ににそのバランスがどうなっていくのかっていうこともちょっとあります。ですからその地域地域に根差した職員さんが必ずおるといってもないわけであって、今後の状況によって変化があることも想定に入れながら、配置というものを考えていかなければならないだろうと思っております。

現時点におきましては、庁舎の基本構想そして基本計画を策定中であるということで、支所等を含めまして職員の配置というのは、現在においては決定しておりませんが、総合支所から支所とするという考えについては、私の考え方ではなくて皆さん方の合意によって支所方式とすると、本庁方式とするとなってるんで、これを変更する理由というものは現在においては考えられないのではないかなと思っております。災害時の体制を含めた総合支所の職員の配置と機能、また役割につきましましては、繰り返しですが、住民サービスの著しい低下等になりませんように検討してまいらなければならないと思います。

以上、お答えいたします。

（「議長、本庁舎は議会で議決しとっじゃないですか。もう決まっとつとばいた。副議長たる人間が発する言葉じゃないですよ。議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山瀬義也君） 静粛に。はい、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 総合支所に関しましては、防災上検討、考えていかれるということですので、しっかりご検討よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、本市の教育と地元企業との連携について質問をいたします。

市長、教育長がよく言われる「文教の里菊池」、本市の学力を上げ、優秀な学生・若者を育てる観点からも非常に大事なことだと思います。菊池市の将来のためには学校でしっかり勉強をし、菊池に住んで、菊池で働き、なるべくたくさんの若者が残ってくれ、すばらしい菊池をつくってもらわねばなりません。つまり、私たちの子・孫がしっかり勉強して地元に残り、将来の菊池を支えてくれる、また家を支え

てくれる、それが理想と思います。そのことを念頭に置き質問したいと思います。

いかに本市の学生、若者が本市に残って夢をもって頑張ってもらう、そのために愛郷心を持ってもらう。小中高校と、地元愛着教育、特に菊池市立の小学校、中学校の愛郷心の情操教育が必要ではないか。

そこで一つの質問。愛郷心、菊池愛着教育等の情操教育についてどう思われますか。2つ目、本市でそういった教育をやっていたら教えてください。また、小中高校と本市を愛し、地元で頑張りたいと思うように、地元愛着教育等の情操教育をやるべきだと思いますけれどもいかがですか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） おはようございます。菊池市で生まれ、あるいは菊池市で教育を受ける児童生徒は、菊池市の自然、人々、文化、教育等の中で生活をし、無意識のうちにその影響を受けながら育っております。したがって、教育委員会といたしましても、児童生徒がふるさと菊池に生まれ、菊池に育ってよかった、菊池で教育を受けてよかったと思えるような教育を推進し、ふるさと菊池市に愛着を覚え、誇りを持つことができる児童生徒の育成を目指しております。

まず小学校では、平成22年度に3年生用の社会科副読本に、私たちの菊池市を作成し、現在全ての学校で使用し、本市の各地域の様子や産業、文化財などを学習しております。また、各学校では総合学習の時間を中心に、特色ある地域学習体験活動を行っております。例えば、地域の産業である米づくり、しいたげづくり、花づくりあるいは大豆の種まきから天日干し、そして製粉、味噌づくりまで行っている学校もあります。地域の文化歴史については、狂言、獅子舞、神楽、太鼓の伝承を初め、隧道、井手、鞠智城などの学習が行われております。また、自然保護や人々の交流については、菊池川の水生動物の調査やホタルの保全についても学んだり、地域の老人ホームや施設との交流も進めている学校もございます。

また、中学校におきましては、ファームステイと申しまして、基幹産業であります畜産業について、農家等に宿泊して体験する旭志中学校や、あるいは農業の勤労体験を行っている泗水中学校や、米づくりに取り組んでいる七城中学校があります。また全ての中学校において、地域の企業、商店、保育園などの協力を得て、職場体験を行い、働くことの意義や地域の物産等について学んでおります。さらに食生活改善推進であるヘルスマイトのご協力を得ながら、地元料理づくりも地域への愛着を培うものと考えております。

児童生徒の進路を巡る環境は、少子化、高齢化社会の到来の中で、産業、経済の構造の変化、また雇用の多様化、流動化が進む中、大きく変化しております。この

ような社会情勢の中で、今学校では児童・生徒が生きる力を身につけ、社会の変化に流されることなく、各自が直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の推進が強く求められているところでもあります。キャリア教育の推進に当たっては、中学校や高校卒業時にどこに就職するか、進学するかなどの単なる出口の問題ではなくて、小中高を通じ、組織的、継続的な取り組みでなくてはなりません。また、望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるという総合的な教育でなければならないと思います。したがって、先に申し上げましたとおり、小学校時から地域の産業や文化、自然等に触れ、将来も菊池市で働き暮らしたいとの思いを抱く児童生徒を育成してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましても、地元小中高校生の連携強化及び地元高校への理解を図るために、教育支援ネットワーク菊池事業を展開をしております。その中で、中学生の学力向上を目指し、中学校、菊池高校職員、菊朋会教員OBの指導で行われます拓志ゼミナール、菊池高校生の指導で行われる小学校児童への学習支援、小中高合同ボランティア活動、また菊池農業高校で行われる小学生農業体験活動など、様々な事業に取り組んでいるところでございます。

また、各小中学校で行う教育課程や指導内容は、学校教育法施行規則や指導要領によりまして、非常に厳しく制限がされておりますけれども、今後とも創意工夫をしながらふるさと菊池市に愛着を覚え、誇りを持つことができる教育を可能な限り積極的に進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 文教の里菊池で優秀な若者たちが市外、都市圏へ行ってしまうのもったいない。どうか教育部長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

勉強をし、立派な学生になって地元に残って頑張ろうと思っても、働く場所、頑張る場所がなければどうしようもない。しかし本市には、七城、泗水、菊池、旭志等に工場団地があります。聞いてみたところ実に105社が立地、進出しているそうでございます。7,000人から8,000人の方が勤めておられる。仮に8,000人としますと、3人家族とするならば2万4,000人、本市が5万人として約48%に匹敵をいたします。しかし、実情は、本市在住の社員の割合は非常に少ないと思ひますもったいないと思ひます。山鹿とか植木とか、県南市町村などは、進出企業は非常に少ないわけですから、どうかかせねばもったいないと思ひます。

そこで、本市の高校または卒業予定の学生を対象に、本市進出企業105社に協力を仰ぎ、本市の企業連絡協議会と市が連携をとっていただいて、学生と地元企業との求人就職セミナーとかを開催し、本市に若者が残るような取り組みを行うべきと思いますけれども、いかがですか、答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

企業と学校との連携につきましては、現在七城町企業連絡協議会において高校との情報交換会が実施をされております。市内の高校はもとより、菊池市の子どもたちが通う近隣高校の就職指導の先生と、地元企業が新卒者採用の動向について、情報交換を行い、地元採用につながる機会を設定をされているところでございます。この情報交換会が、非常に有意義な取り組みでありますので、来年度からは菊池市全体の菊池市企業連絡協議会連合会の取り組みとして実施できればと現在考えているところでございます。

また、新しく誘致しました企業につきましても、企業連絡協議会の勧誘の中で、地元雇用のお願いとあわせ、高校との情報交換会の取り組み内容についてもご説明をし、ご理解をお願いいたしておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 現在やっているのと、また今後は全体でやるということ、答弁いただきまして、本当にこれしっかり頑張っていたきたいと思います。せっかく文教の里として市の予算を投じ、学力ある立派な学生に育っても、その宝が市外に流出するのではなく、なるべくその宝が本市に残り、将来の菊池を背負ってくれるようになるためにも、企業連絡協議会ともしっかり連携を持つために、協議会に市として予算をつけたり、また道路等社会資本の整備等も協力すれば、企業誘致にもプラスになりますし、立地企業が積極的に本市の学生を受け入れてくれたら、これは私の意見ですけれども、税の減免とか補助も考えたらどうでしょうか。例えば、100人募集中に60人、市内の学生を受け入れてくれたら、6割ですね。その年の市税は1割から2割程度減免など、考えてみてはどうかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほど各部長の答弁にございましたように、小学校では地域学

習、それからまた体験学習活動を通じまして、地域の産業とかあるいは自然・文化に親しみを持つ。中学校におきましては地元の企業等に協力をいただいております。職場体験を通じまして市内の企業、そして産業について小さいときから興味をもってもらおうということで、こうした基礎を形成する義務教育の中で、自発的に菊池市に住み続けたいと、あるいは地元で働きたいと、親元で働きたいとこう思ってもらうことが一番望ましい形ではないのかなと、このように思います。

また、市内及び近隣の高校と企業連絡協議会との意見交換ということにつきましては、地元の採用、地元雇用につながる絶好のチャンスでありますので、大変意義深いと思います。

また、最近におきましては菊池市企業連絡協議会連合会というのが結成をされたということで、今答弁にありましたように、企業に対します税制優遇措置につきましては、現在におきましては、工場設置の奨励条例に基づきまして、産業の振興と促進を図ることを目的にいたしまして、市内の工場の新しい、新設ですね、新設や増設等に係ります固定資産税の課税免除を既に行っているところでございます。議員お尋ねの市内在住の子どもたちの採用によりまして、その企業へ固定資産税を減免してはとのご質問であります。現在のところはあらゆる産業がありますものから考えの中にはありません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 子は宝でございますし、将来の菊池を背負って立つ若者でございます。なるべく地元就職できますように市長、よろしく願いをいたします。

続きまして、老人健康福祉サービスについて質問いたします。

長い間家のために、また地域のために、また本市のために一生懸命頑張っておられ激動の時代を生きてこられた先輩、お年寄りの方々、感謝の気持ちでいっぱいでございます。そこで本市は、他の市町村に例のないほどの温泉施設がたくさんあります。本市の温泉に入れば幸せな気分にもなれますし、健康にもなれると思います。そういう気持ちで質問をいたします。

本市には幾つの温泉入浴施設がありますか。また、本市の70歳以上のお年寄りの方、何人おられますか。また本市の70歳以上の医療費、介護費の金額をお示してください。また本市で、老人健康福祉サービス等、今やってるサービスを教えてください。よろしく願います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。本市には、旅館、ホテル、公衆浴場等公共施設も含めまして、38の温泉施設がございます。また、本市における平成24年3月末現在の70歳以上人口は1万1,263人となっております。医療費につきましては、平成23年度後期高齢者医療費、これは75歳以上の方の医療費でございますけれども、約75億9,700万円、平成23年度介護サービス費の70歳以上の総額につきましては、約43億8,400万円となっております。本市の高齢者に対する独自のサービスといたしましては、ふれあい喫茶、ふれあいサロン、ふれあいデイ、ふれあいヘルパーサービス、養護老人ホームへのショートステイ、配食サービス、緊急通報システム、日常生活用具給付等事業、住宅改造助成事業、在宅介護手当があります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 菊池市には何と38カ所の温泉施設があります。これはもう本当に県下で例のない数だと思います。

これは合併前の七城の例であります。七城南小学校跡地に老人福祉目的で温泉会館ができました。それが娯楽サービスを兼ねた七城町温泉ドームになりました。しかし、お年寄りにはそれまでどおり福祉サービスで入浴料300円が150円に割り引かれておりました。南地区だけよすぎるということで北地区にも温泉施設ふれあいプラザが入浴料1,000円でございます。また、菊池温泉福祉センターも入浴料、あつ100円ですね。すいません、菊池の老人福祉センターも100円、老人福祉にとって大変いいことだと思います。しかし、七城町温泉ドームは合併後150円が300円になりました。建設時の本来の目的の温泉会館とはその地域随分かけ離れた形になってしまったわけです。七城地区のお年寄りの方のぼやきでございます。この際、何も七城だけではなくて、全市のお年寄りに今までの感謝、慰労を含めて、また健康で長生きして幸せを感じてもらうためにも、本市の特権といえますか、38カ所温泉施設があります。こんなにあるのですから、合併前の七城のお年寄りの幸福感を全市のお年寄りに味わってもらい、温泉が多い本市のすばらしさを感じてもらうためにも、これは私の提案ですけれども、70歳以上のお年寄りの方に100円から200円の入浴支援サービスを全市の入浴施設対象にやったらどうかと思います。ちなみに私が試算で計算しましたけれども、70歳以上のお年寄り、1万1,000人として1回150円、一月は4.2週ですので4回、660万円かかります。これを1年間12で掛けますと7,920万円でございます。ただし、このサービス券は全部は使われません。大体6割ぐらいだと思いますけれども、4,

752万円のお金は要ります。この5,000万円で菊池のお年寄りが菊池に生まれて住んでよかったと、健康で元気になったと思える老人入浴支援サービスをする考えはございませんか。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） 前回の坂井議員さんの質問にもお答えいたしましたように入浴支援サービス券の発行につきましては、高齢者の皆様の健康づくりや生きがいづくりの上では大変有意義であると思われま。しかしながら、70歳以上の約1万1,000人の方で要介護者などのご自分で入浴できない方も多数おられます。本市では60歳以上の市民の方が100円で入浴できます菊池老人福祉センターや七城ふれあいプラザ、旭志老人憩の家がごございます。また、泗水地域福祉センターでは大人の市民の方で200円ご利用ができます。ぜひ、そちらの施設をご活用いただき、健康づくりやいきがいに役立てていただきたいと思います。以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 1回目の答弁で、介護給付金46億円、後期高齢の医療費72億円と言われました。介護と医療保険合わせますと118億円であります。この入浴支援サービスで、引きこもり老人がいなくなられて、そして健康になられて元気になれば、この181億円単純に1割で11億、1%で1億でございます。十分その価値は私はあると思えますけれども、そういうことも考慮いただいて支援する考えはございませんか。お答えください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市内に先ほど答弁の中で38カ所ということですね、温泉地がある、温泉源があるということでそれだけ菊池市に住んでおられる方々は、温泉の、坂井議員おっしゃるように恩恵を受けておられるということで、十分ではないかもしれないけれども、やっぱり100円という単価は非常に周囲からしますと安い単価であります。七城地区には民営温泉がありません。しかしながらこの温泉地に民営が、銭湯があるところ等につきましては300円から500円くらいは取っておられると思います。そういう中で、非常に民業を圧迫してしまうということもありますので、維持管理費等については相当のお金を費やしながら入浴施設の今、運営をしているという状況でありますので、現況としてはこれをさらにサービスを提供するということは考えに入れておりません。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） この入浴支援サービスというのは、一般民間のあれも含んだところで申したところでございます。もう時間もございません。あと一つございませうけれども、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

午後の会議は、1時から始めます。

○

休憩 午前11時47分

開議 午後 零時57分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、発言の申し出があつておりますので、これを許します。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 午前中の坂井議員のご質問に対しますお答えの中におきまして、基本構想につきましては、予算について12月全会一致でお認めをいただいたというふうに申し上げましたが、賛成多数でございましたので訂正してお詫び申し上げます。

○議長（山瀬義也君） では次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。それでは通告の順に従いまして質問させていただきます。

まず、道路整備、柏木護線の整備の状況についてお尋ねをいたします。この市道は、平成18年の集中豪雨のときに落石があり、木護集落までの唯一の道路である立門木護線が通行止めとなり、木護区の住民3名の方が家に帰れず、市の公共施設の里山の家に避難され、不安な一夜を過ごされました。このように、木護区は立門木護線が通れなくなると、迂回路がないために陸の孤島になってしまうのであります。住民の不安を解消するためには、迂回路の整備を早急に進める必要がありましたので、その当時の木護区の内田区長また井上水迫地区長、また菊池警察署水源駐在所の犬童様とも何度も現地調査等を行い、市に対して要望を続けてまいりました。私もこれまで何度も一般質問させていただき、1日も早い柏木護線の全線開通を強くお願いしてまいりました。

市としても緊急性、必要性を十分認識していただき、これまで整備が進んでおり、

3月の定例会では執行部としては平成25年度の完成予定でありましたが、地元の方々の強い要望はもちろん、経済建設常任委員会委員長報告でも指摘・要望もあり、1年前倒しで整備完了に努めるとのことでありました。現在は、工事もおかげさまで既に完了しておりますが、確認も含め柏木護線のこれまでの経緯、予算を詳しくお示しいただきたいと思います。

次に、音町桜ヶ丘線についてお尋ねをいたします。この市道は、高野瀬区内の道路であり、菊池北小学校の通学路でもあります。先般の7月の集中豪雨、特に7月23日の大雨によって高野瀬公民館の上の部分崩壊し、土砂が公民館の駐車場に流れ込んだり、公民館はもちろん、近くの住宅にも床下浸水したりと大変な状況でありました。市としても通学路としての安全面の観点からも、緊急性を認識され、地元住民が対応の早さに驚くほどの復旧工事をしていただき、大変感謝されております。しかしながら、今後の想定外の雨量等を考えると、音町桜ヶ丘線については改めて原因の調査をしていただき、抜本的な改修工事が必要だと思われませんが、市として今後の対応をお示しいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

市道柏木護線につきましては、議員がおっしゃいましたように、平成20年度より木護地区の迂回路といたしまして整備を進めてきたところでございます。本年6月末で事業完了ができたところでございます。本路線の整備概要といたしましては、アスファルト舗装600m、コンクリート舗装1,700m、橋梁1カ所、側溝整備680m、事業延長2,300m、事業費といたしまして約7,240万円で整備を完了いたしましたところでございます。

次に、市道音町桜ヶ丘線でございますが、7月22日夕刻に発生いたしました局地的なゲリラ豪雨によりまして、道路側溝のふたや歩道に埋設してございます都市下水路のマンホールの蓋から雨水が溢れまして、高野瀬公民館はもとより、付近家屋に床下浸水等の被害をもたらしたところでございます。土砂の撤去や通学路でございます歩道の復旧につきましては、直ちに対応しているところでございます。また、路面排水が直接流れ込んだ高野瀬公民館前の道路につきましても、道路側溝を設置いたしましてその対応に当たったところでございます。

今後につきましては、地域一帯の排水の現状把握と原因を調査いたしまして、また周辺も含めた検証をいたしまして今後、参考にしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。本当に柏木護線につきまして、もう長い間ですね、地域住民の念願でもありましたので、無事完了して私どもも含めて大変喜んでおります。これまでですね、担当していただいた職員の方々にも改めて敬意を表したいと思います。

それと、音町桜ヶ丘線につきましては、今部長答弁がございましたように抜本的なですね、原因の調査等も必要だと思われま。高野瀬の公民館のほうはですね、もう大変な土砂が埋まりまして、地元としても大変苦勞された経緯もあります。排水路はですね、きちんとした確認をして抜本的にやっていただきたいと思います。

以上、お願いしときます。

それでは、次に中山間地の振興、今回の九州北部豪雨による被災状況と対応について質問させていただきます。まずは、今回の豪雨によって被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興を私たちも努力していかなければと思うものであります。

その観点から質問をいたしますが、昨日の森清孝議員、隈部忠宗議員の質問の答弁で、市の災害復旧補助制度については説明がありましたので割愛させていただきますけれども、今回、地元の小災害について質問していきたいと思います。特に私の地元では中山間地でもありますので、農地等の災害が多く、現場を同行しながら被災者の方々と話しますと、市の現在の小災害の補助は、補助限度額10万円、その3分の1ですので、3万3,300円が補助となり、とてもそのくらいの補助では個人での復旧はできないので、農地を放棄するしかない。特に後継者がいない農家はあと何年できるかわからないので、そんな投資はできないと言われます。市の現在の災害復旧補助制度は、小災害の場合10万円が補助限度額ですので、国庫災害の場合、40万円以上ですので、その間の災害に対する補助が必要なのであります。現場を回ってみますと、10万円以上40万円以下の災害が多数ありましたが、市の現在の補助は3万3,300円であります。市としても特に中山間地域の現状を十分にいただき、制度の見直しも含め検討をする必要があると思われまますが、執行部の考えをお示しいただきたいと思ひます。

すみません、あと竹林整備についても質問しときます。

すみません、次に竹林整備事業の現状と今後の対応についてお尋ねいたします。竹は、昔から生活や農林漁業に欠かせないものであり、地域住民が竹を利用することで竹林が手入れされ、防災機能も維持されてまいりました。ところが、近年は里

山に関心がなくなるとともに、竹を生活の中で使う機会が減り、暮らしに必要なだった竹林が手入れされないことで私たちの生活に様々な悪影響を与えています。

菊池市においても、竹林の手入れをする人が減ってしまい、手入れされずに荒れた竹林が至る所にあり、周囲の森林や畑に広がっています。竹林整備の推進には竹材、タケノコの利用拡大が不可欠であり、具体的な支援策が必要であります。お隣の合志市では、市独自の支援策として合志市農村集落竹林整備事業補助金交付要綱を定め、平成18年4月1日から施行されております。農村集落に混在する未整備の竹林を整備園地化し、自然的特産品の生産振興を図るとともに、集落周辺の景観の熟成を図るため要する経費に対する補助金の交付が行われるものであります。このように都市化が進む合志でさえ竹林整備を市独自の事業としてやっておられます。本市としても、現状は十分認識され、竹林整備に取り組んでおられると思いますが、具体的な施策があればお示しいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 木下議員の質問にお答えします。

中山間地におきましても、災害によって耕作放棄地が増加しないよう農地の保全、維持管理に努めていくことは重要なことであると認識をいたしております。農地及び農業用施設の小災害に対します復旧支援としましては、菊池市農地及び農業施設小災害復旧事業補助金交付要綱が制定をされております。その中で木下議員からも今お話があったとおり、農業用施設につきましては5万から40万円、2分の1補助、限度額20万円ということで、国庫災害に該当する金額までは対象になっております。ただ、農地につきましては、現在の要綱では1カ所の工事費が5万円以上10万円以下につきましては補助対象経費となっており3分の1の補助で、限度額が3万3,300円となっておりますが、議員ご指摘のように10万円以上40万円以下につきましては、補助対象経費となっておりませんので、この範囲につきましても過去の実績等を踏まえ、現在あります補助要綱等の拡充も含め、今後検討してまいりたいと考えております。

また、竹林整備につきましては、伐採にかかる労力や伐採後の竹の処理などが要因で、市街地はもとより中山間地におきましても管理されていない放置された竹林が大半で、景観上の問題や杉、ヒノキ等の人工林への侵入林等が現在問題となっております。竹林の整備につきましては、現在林内路網整備事業等で竹林内道路については取り組んでおるところでございます。また、県の事業ということで、本年度からの新規事業であります稼げる竹林整備推進事業また、特用林産物施設化推進事業等にも取り組んでおります。特に特用林産物施設化推進事業におきましては、本

年度におきましても3団体から申請があつており、取り組んでいるところでございます。

このような状況の中、竹林を適切に管理しながら収益性のあるタケノコの生産につきましても、中山間における貴重な産業と捉えております。しかし、竹林の伐採のみの対象とした補助事業は現在のところ国・県事業ともございませんので、先ほど申しあげました市の作業路・作業道開設事業による市有林の管理道整備や国の稼げる竹林整備推進事業、特用林産物施設化推進事業による竹林整備、施設導入等を活用し、今後タケノコ生産の振興という観点から竹林整備が図られますように、補助事業のさらなる周知や生産者との連携を行い、農林家の所得向上や中山間地域の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。小災害の補助についてはですね、先ほども申しあげましたように、一緒に回ってみますと、3万3,300円ではどうしようもないと、そういうのが実態でございます。ですから部長のほうでも検討していくということでございますので、ぜひともですね、やっぱりその中山間地にあったちょうどその10万から40万までの間のですね、補助制度の拡充をぜひともやっていただきたいと思ひます。強くその点はお願ひしときたいと思ひます。

それと竹林整備についてはですね、インターネットなんかで調べてみますと、もう全国にこの竹林整備についての制度はいっぱいございます。私ども地元、どれだけの面積があるか私もちょっと確認はしておりませんが、日々増えているような状況だと思ひます。私も地元のほうでですね、今年の3月には竹林祭という形で、地元太田区で竹を最終的には都市部の方にも知っていただきたいというような、地域交流型のですね、イベントを開いてそして竹林の整備に結び付けたいということでイベントをやりましたけども、そういうことも含めてですね、やっぱり菊池市としても竹林がたくさん、荒れた竹林たくさんございますのでそのような整備に対してもですね、合志市のような市独自のですね、補助的なものを今後は考えていただきたいと思ひます。その点を踏まえてですね、市長のほうに先ほどの小災害の補助等も含めて総括的にちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 農作物の販売価格が低迷をしまして、農業従事者の高齢化、また担い手不足など農業を取り巻く環境っていうのは常に述べられておりますように

非常に厳しい情勢の中にあります。今回、豪雨災害で農地そして農業用の施設を被災されたことが原因で耕作放棄地になるのではないかと大変心配をしているところでございます。市といたしましても、農家の農業経営の安定とまた農地の保全を維持していくためにも、できる限りの支援は行ってまいりたいとこのように考えております。菊池市農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱の見直しということにつきましては、真剣に今後検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の中山間地域におきましては、特用林産物のシイタケ、そしてタケノコ等の生産が行われておりまして、シイタケにつきましてはご承知のとおり県内では有数の生産量を誇っております。その生産の基盤となるのは山林であります、その中で特に竹林につきましては近年、非常に管理ができずに放置されて様々な問題が生じておりますことは常々認識をいたしております。市長室から眺めます山々がどンドンどンドン竹林に駆逐されていくような姿を、これを見ながら心を痛めているところでもあります。山林や竹林を適切に管理しながら、しかも収益につながるというような特用林産物の生産については、中山間地域におきますところの大変貴重な産業だと捉えてもおりますので、今後とも生産者の関係団体、また県とも十分連携をとりまして、中山間地域の振興という面においてしっかりと取り組んでまいりたいとこのように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。災害復旧の制度につきましては、市長からも補助の検討を、見直しをやっていくということでありがたく思っております。しっかりお願いしたいと思えます。

それと竹林整備等については、合志市のようにですね、市独自のですね、政策と申しますか、そういうことを含めて検討していただきたいと思えます。よろしくお願いしておきます。

それでは次に、定住化促進、定住化事業の現状と今後の対策についてお尋ねをいたします。定住促進、人口増につながる施策については、これまでも何回か一般質問をさせていただきましたが、平成23年3月定例会では特に姉妹都市西米良村、友好都市遠野市の定住促進の成功の事例を紹介しながら、本市としても見習うところは見習いながら積極的に取り組んでいただきたいとお願いをいたしました。市としても合併後も特に中山間地域においては、高齢化により急速な過疎化が進んでいることを十分認識し、昨年5月よりNPO法人21世紀環境研究会と定住化に関する協力協定を締結して、特に中山間地域の空き屋調査を実施し、移住希望者の紹介

を行うとともに地元への紹介などのサポートが行われているとのことであります。そこでお尋ねをいたしますが、これまで定住化に関する協力協定によって、どのような調査が行われ、結果的に現在移住者が何名いらっしゃるか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

空き家を活用いたしました定住化の促進事業につきましては、全庁的に取り組んでいるところでございます。平成21年度からホームページ上に空き家情報を発信する空き家・空き地情報活用制度の運用を開始しているところでございます。また、昨年5月には議員がおっしゃいましたように、田舎暮らしを応援し、本市への移住実績を持つNPO法人21世紀環境研究会と協力協定を締結いたしております。その締結によりまして空き家調査などを委託し、実施しているところでございます。

数字でございますけれども、8月末現在で市の空き屋・空き地情報活用制度を利用いたしまして、5世帯10人、NPO法人の取り組みによりまして13世帯40人の計18世帯50人が移住されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。今、部長の報告によりますと、最終的には18世帯50人の方が移住されてるということでございます。大変ありがたいことでございます。今回の質問につきましてはですね、こういった形で移住された方の今後の問題についての質問をしたいということでさせていただいておりますけれども、こういった方々が来られた後ですね、どういう形で生活をしていかれるのか。それに対する対応をですね、どのように考えていかなければいけないかということでお尋ねをしていきたいと思っております。

移住された方々ですね、私も何回か個別に話したこともあるんですが、なかなか仕事ですね、地元で見つからないと。どういう形で生活をしていくかが今後不安であると。その取り組みとしてですね、地元、来られた移住者の方々とグループをつくられて、自分たちでつくった品物を販売するようなイベントをされております。先般は、8月26日に水の駅のほうで「小人のマルシェ」という形でですね、イベントをされて私も行きましたけれども、たくさんのそれぞれの移住された家族、またそれと地元の方が協力されてですね、イベントをやっておられました。しかしながら、公共的なですね機関との連携を取らないと、私たちだけでは限界があると

そういうお話もされましたものですから、今回の質問に至ったわけでございます。今後ですね、こういった移住者の方々に市としてどのようなですね、連携またその来られた方々にフォローしていくか、そのことのお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 木下議員の再質問にお答えいたします。

移住を希望されてる方、既に移住された方の支援につきましては、ホームページを通して住宅支援、子育て支援、就農支援などの各課で取り組んでいる定住化促進に向けた支援制度を一覧にして紹介をしているところでございます。この支援制度一覧につきましては、来月10月の広報紙にも掲載し、既に移住された方や市民の皆様への制度周知に加え、菊池市への移住を考えている方に対しても情報発信を行うこととしております。さらに移住者からの問い合わせにつきましては、本年7月に設置いたしました企画振興検討委員会におきまして、今後定住化に関する関係課の支援制度を検証し、移住者の方が、また移住を希望される方が求めておられる情報の提供や庁内の横断的な窓口のあり方などの支援策につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。今、部長が申されますようにですね、いろんな施策は考えていらっしゃると思いますが、なかなか具体的に結びついてないというのが現実だと思います。私どもの地元の野菜なんかの販売所なんかと一緒にですね、移住者の方々と連携を取るとそういう提案もですね、移住者の方からもあっております。ですからもう具体的にですね、やっぱりもう移住されてしばらく経過しておりますので、そういう人達とは個別にですね、いろんな話をさせていただいて、現実的な対応をしていただきたいと思います。

いずれにしても、素晴らしい能力のある方々がそれぞれにいらっしゃいますので、私たちの地域の活性化にもですね、絶対結びついてくると思いますので、しっかりお願いをしておきます。そのことについてですね、市長のお考えが何かあれば、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 定住化対策ということで、いろんなあらゆる面からこれまで取

り組みをしてまいりましたが、何かしらその一定の効果が見え始めてきたのかなとも思いますが、菊池市に定住しようと思って移住をされた方々が移住をした後に、やはり住んで移転をしてきてよかったと思われるような行政なり住民との対話というものが進んでいくようにしていかなきゃならないのじゃないのかなとも思っております。より現実的に、そして積極的に取り組みなさいというご意見でございますので、十分そのことを意に介しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） よろしく願いしておきます。

それでは次に、老人福祉センター跡地について、高野瀬区の要望に対する対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成23年9月定例会において、高野瀬区の要望については、地域から老人福祉センターが移転するという含め、具体的な要望が示され、ある面では交換条件的なものであるとの確認も含め質問させていただきました。市長は、地元の方からのご意向というものを十分受けとめておりますので、引き続き高野瀬区と協議を進めてまいりたいと答弁されております。しかしながら、その後も老人福祉センター跡地については、改修等も含め一切動きがないように思われますが、市として現在、高野瀬区の老人福祉センター跡地に関する要望書に対して、どのような対応をされているのか詳しくお示しをしていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 高野瀬区にあります旧老人福祉センターの利用と、跡地の利用につきましては、現在高野瀬の区長を初めといたしまして、区の役員の皆さん方と協議をしながら進めているところでございます。

当初は旧センターを改修してしばらく利用できるようにしてほしいと、こういった要望でございましたが、ご案内のとおり老朽化してこれでは使えないということがあって新たな移転、新築をしたわけでありまして、改修するのにも大変なこの耐震的なものも含めまして、お金がかかるということもありまして、これは新たに作るべきだということで移築をしたわけでありまして、そこで解体する方向で進めてまいっておりますので、このことにつきましてご理解をお願いしたいということでお話をしております。その後の対応につきましてはまだ現在協議中でございますので、そのようにお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましてもですね、交換条件的なことも含めてですね、高野瀬の公民館についてはあそこを無償で貸していただきたい、そういうことの要望はですね、前池辺区長のときに2月に出ておりますけど、そのときには解体をしなければいけないとか、そういう話はなかったように感じておりますけども、今になったら老朽化してるから解体をしなければいけないと。やっぱりいろんな向こうのほうにですね、切明のほうに老人センターが移るときにはそういう話はなくて、移ってしまった後はもう解体をしなければいけないと。解体した後はどういう形になるか白紙でありますと、そういう形ではやっぱり高野瀬の住民の方々も納得できないんじゃないかと思います。私どもも老人センターについては議会もものすごくいろんな協議がありましたし、地元高野瀬区からもいろんな現状のまま置いてくださいっていう陳情も可決されております。そういういきさつも含めてですね、向こうにできたからもう高野瀬のほうはどうなってもいいと、そういうふうにとられても仕方ないような答弁でもあり、またそういう結果が出ているようにも感じますけれども、ちょっと地元住民は納得いかないんじゃないかと思いますが、そのことについては市長はどう思われますか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 高野瀬の住民の皆様方は区長さんを初めとしてご相談、ご協議を申し上げてまいりまして、一応このことについては解体をするということでご理解をいただいております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 私もですね、この一般質問をする前にはやはり前区長、また現区長ともいろいろなお話をして、解体することを納得してるっていうふうには理解をしております。そのようにおっしゃるのであればまた後、この問題についてはですね、また協議をしていかなければいけないと思いますけども、そういうことが納得しているっていうふうには私は理解していません。

じゃあ次に進みます。それでは次に、市の活性化、地域づくり推進補助金の現状と今後の対応について質問させていただきます。

この補助金は、平成17年度より地域住民が実践する事業に対して経費の一部を市が補助し、市の活性化に努めるものであり、施設整備事業、地域づくり活動事業、人材育成事業の3つの事業となっており、各行政区やこれに準ずる団体等及び地域

づくりを目的として活動するNPO法人及びこれに準ずる10人以上の団体に補助金が交付されておりますが、近年、地域づくり推進事業補助金の予算と、交付額と申請の状況をお示しいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 菊池市総合計画におきまして、市民主体による自主的で地域事情にあった地域づくりを行うため、自ら考え自ら実践する地域発案型の行政区や、地域づくりを目的とする団体などを育成し、その活動に支援を行うこととしております。このようなことから、菊池市地域づくり推進補助金を制定しており、その対象事業といたしまして一つ目に、地域のために施設等の整備を図る地域づくり施設整備事業、二つ目に、地域の特色ある様々な活動に対して補助を行う地域づくり活動事業、三つ目に、地域の指導者となり得る人材の育成を目的とする人材育成事業、四つ目に、菊池遺産の保護及び活用に関する事業がございます。

これらの平成20年度から平成23年度までの実績でございますが、平成20年度の当初予算額810万円、そのうち補助金交付額が511万5,000円でございます。内訳といたしまして、地域づくり施設整備事業が11件で252万3,000円、地域づくり活動事業が16件で239万2,000円、人材育成事業が2件で20万円でございます。

平成21年度につきましては、当初予算額1,170万円、そのうち補助金交付額が679万7,000円でございます。内訳といたしまして、地域づくり施設整備事業が16件で431万3,000円、地域づくり活動事業が15件で248万4,000円でございます。

平成22年度につきましては、当初予算額1,050万円、そのうち補助金交付額が514万2,000円でございます。内訳といたしまして、地域づくり施設整備事業が20件で320万7,000円、地域づくり活動事業が15件で157万9,000円、人材育成事業が4件で35万6,000円でございます。

平成23年度につきましては、当初予算額700万円、そのうち補助金交付額が452万円でございます。内訳といたしまして、地域づくり施設整備事業が14件で228万9,000円、地域づくり活動事業が17件で166万円、人材育成事業が2件で17万1,000円、菊池遺産の保護及び活用に関する事業が1件で40万円でございます。このように平成20年度から平成23年度までの4カ年間で、133件の事業に総額2,157万4,000円の補助金を交付し、各行政区及び各種団体の方々にご活用いただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。これまでですね、これは合併後すぐ始まった事業だと思いますけれども、とにかくそれぞれの地域の活性化には大変役に立っていると思います。20年度から2,157万ですかね、大体予算の7割、8割が消化されてるような状況だと思います。

この地域づくり推進補助金については、私どもの地元等ですね、ふるさと祭り等を毎年やらしていただいておりますけれども、先般の質問の中でも申しあげましたけれども、祭りの事業に対しては3年を経過すると、もう4年目からはその申請ができないというのがこの制度の現状でございます。先般も第25回の重味のふるさと祭りがございました。残念ながら市長、また副市長どなたも代理でもお見えていただけませんでしたので、その実情はなかなか把握できていないと思いますけれども、もう第25回のふるさと祭りでございます。ましてや今回は、迫水小学校が今年度で閉校でございますので、最後の子どもたちの参加もございました。また、災害もございましたので、皆様に葛原議員ともどもに私も災害のお見舞いを申しあげるといふような場所でもありましたので、またそういう大切なイベントでございました。それなのに、なかなかですね、3年間のこの地域づくりの活性化の事業が20万円でございますけれども、3年で打ち切りでございますもんですから、いつもこの祭りをやるやらないのときにはこの話が話題に出てまいります。

いずれにしても、活性化のための補助金でございますので、本来であれば継続することに対して、やはりまた応援をしようというような制度でなければいけないと思います。先般の質問のときにも、もう3年間たてばある程度の力がついたら、後は自分たちの力でやっていただきたいというような答弁でございましたけれども、先ほどから中山間地の現状を申し上げているように、非常に厳しい状況でございます。高齢化また少子化、そして若い人たちがどんどん働く場所がなくて移住していく、そういう中で祭りを継続することの大変さは十分理解していただきたいと思います。ですからこの補助金ですね、制度の見直しという形の中で3年祭りやれば、4年目からはもうだめだっというそういう制度ですね、改善をしていただきたいということも含めて、執行部にお尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 自ら考え、自ら地域づくりについてということで、先ほど部長のほうから答弁いたしました。菊池市の地域づくり推進補助金によりまして、それぞれの地域のコミュニティー支援の直接的な制度として、各種事業に対しまして

補助金を出して推進しているところでございます。

この補助金につきましては、行政区それぞれの団体の創意工夫を引き出すために対象事業について幅広く対応しているところでございますが、議員がご質問されます祭りの開催については、地域づくり活動事業の中の地域住民の融和とそして健康と福祉を増進する活動に該当するものであって、交付要綱で祭りやイベント等の同一事業については3年を限度として補助するとしているところでございます。

地域づくり推進補助金については、資金の問題で事業実施ができない者に対して補助を行うものでございまして、祭りやイベントにつきましても、その事業が地域に密着して軌道に乗るまでの期間ということで3年という期限を定めたものでございます。市民の皆様のニーズに関しては、平成21年度に菊池遺産の保護及び活用に関する事業というものを新たに追加をしまして、また申請時期に関しても予算の範囲内において随時募集を行うなど柔軟に対応をしているところでもございます。地域づくり推進補助金については、菊池市が進める豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりの実現のために、各地域の自発的な、いわゆる内発的な取り組みの呼び水となればと、このように考えておりますが、この補助金を活用されていない地域もありますので、祭りやイベントにつきましても、これまでと同様に3年という補助対象期間でぜひとも活動の成果を高めていただきたい。また、継続した取り組みや新たな展開につなげていただきたいと、このように思うところでございます。

今後は幅広く活用していただくために、このことに理解をまだされていない方々も地域もあるかと思いますので、補助事業の内容あるいは申請方法などを区長会を通じましてより一層周知を図ってまいりたいとこのように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、やはり祭り等にですね、市長または副市長、参加をしていただいておりますので、なかなか現場の実情っていうのが把握できていないように感じます。また、副市長におかれましては、この地域づくりのですね、補助金のその審査をする代表っていうことでございますので、ぜひともですね、こういった地域の祭りには足を運んでいただいて、市長が来られないときには副市長でもですね、やっぱり参加して実情を見ていただくように努めていただきたいと思います。

それでは次に、環境問題、九州産廃との協議の状況と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

九州産廃との問題については、市と結んだ最終処分場埋立期間を4年間短縮する

協定の白紙撤回を九州産廃が主張していますが、市はこれまで平成23年11月には市が山鹿簡易裁判所に申し立てた調停協議が不調に終わり、その後は平成24年1月20日短縮協定が有効であることの確認を求める訴訟を起こす方針を決め、3月定例会において上程され採択されております。6月の定例会では訴訟の時期について質問させていただきましたが、市長は現在訴訟案について委任弁護士と協議を行っており、時期につきましては委任弁護士や立会人でありますところの県との協議を行い、提訴したいと答弁されております。

地元水迫地区でも訴訟に対しての説明会が行われておりますので、私にも地元の方々から、訴訟はいつになるのかとお尋ねがあります。そこで改めてお尋ねいたしますが、九州産廃を相手に提訴される環境保全協定の一部変更協定書の有効確認訴訟の状況はどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、環境整備基金の現状と対応についてお尋ねいたします。この環境整備基金については、これまで使途も含め何回も質問をさせていただきましたが、市としての基金の今後の活用方法も含め、現状をお示しいただきたいと思います。

また、今回の九州北部豪雨の被災ごみの状況も、九州産廃への搬入量も含め、ご報告をしていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 九州産廃株式会社を相手方としました環境保全協定の一部変更協定書の有効確認訴訟でございますけども、このことに対しましては、本年の3月議会において議決していただいたところでございます。

その後は、訴訟提起の準備をしておりますが、会社との協議についてはこれまでどおり、誠意をもって対応することを基本に、平成25年の11月が使用期限となっております熔融キルン式焼却施設の問題に向けた、水処理方法等についても市・会社・県の三者で協議を行っているところでございます。この三者の協議の中で、会社より白紙撤回の取り下げも考えられるような発言をしております。この三者での協議を重ね、また委任弁護士との意見を聞きながら提訴の時期を今まで考慮してきたところでございます。

現在の状況といたしましては、会社から白紙撤回の取り下げの意思はあるものの、明確な文書での通知がまだなされていませんので、提訴を保留しているところでございます。しかし、このような状態が長く続くようであれば、期限を定めて提訴の手続きに入りたいとも考えているところでございます。

次に、環境整備基金の積み立て状況でございますけども、環境整備基金は内容別に通帳を分けて管理しております。8月末現在の積立金額でございますけれども、

環境保全協力金及び熊本県管理型最終処分場立地交付金と同額の一般財源を積み立てているものが約3億9,203万円、九州産廃株式会社からの寄附金が7,532万円、合わせて4億6,735万円となっております。この環境整備基金につきましては、基金条例及び運営要綱に基づき、地域の環境整備のための財源として充てていきたいと考えているところでございます。

最後に、今回の九州北部豪雨におけます九州産廃に持ち込まれました災害廃棄物でございますけれども、これにおきましては9月12日現在で調査しております。搬入、地域ですけれども、こういった地域から搬入されてるかとお申しますと、阿蘇市、高森町、南阿蘇村、大津町、菊陽町それと本市でございます。その総量でございますけれども、トラック10t車とかございますけれども、総数として3,960台で、搬入量といたしましては1万1,086tでございます。このうち本市の量でございますけれども、約700台で搬入量が1,800tとなっております。

以上、お答えいたします。

(「活用、活用方法、基金の活用」と呼ぶ者あり)

○市民環境部長(下田俊一君) 基金の活用方法は、地元の環境整備を中心に考えておるところで、条例等で規定されておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長(山瀬義也君) 木下雄二君。

[登壇]

○18番(木下雄二君) ありがとうございます。提訴の問題についてもですね、産廃のほうは何か取り下げてもいいと、そういうふうな情報も今おっしゃったわけでございますけれども、いずれにしてもこっちはその有効を認めて確認するために裁判を意気盛んにやろうという形でされておられましたのに、なかなかですね、提訴に踏み切れないということで確認を含めて質問したわけでございますけれども、いずれにしても相手がいらっしゃることでございますけれども、慎重にやっていただきたいと思います。

それと、基金についてはですね、これまで私は何度もですね、地域住民の活用方法についてもやっぱり分離しとったほうがいいと、いう形の中で質問してまいりましたけれども、今度は内容別に通帳を分けたとかそういう形の中で分けていらっしゃるといってございまして、そういうことができたのであれば早目にですね、これまでにやっていただければよかったかなというふうな感じとるところでございます。それと、使途目的についてはですね、九州産廃の施設の周辺地域の環境整備等に使うということは使途目的で決まっておりますので、このことについてもですね、改めて今後検討していく時期に来てると思います。私これまでずっとこ

の環境整備基金については申し上げてきましたけれども、平成21年の10月にですね、その当時の山口地区長がですね、市長に対して基金の使い道については白紙に戻していただきたいと、そういうお願いをして現在に至っているわけでございます。そのときにはですね、個人的なインフラ整備等も含めて、辺地債でできるという間違った情報が流れまして、地域の方々はこの九州産廃からお世話にならなくてもその辺地債でいろんなことができるという形で理解をされて、その情報が地域全体に広まりまして、こういった形になってそういう情報が混乱するときにはそういう基金は使わないほうが良いという形で区長会が市長のほうに申し入れたわけでございます。それからもう21年ですから大分日にちが経っておりまして、地域の状況も徐々に変わりつつありますし、また市営牧場につきましても、この環境整備基金を使って最終的には買い戻すという形になっております。ですから今後はですね、この環境整備基金については地域も非常に衰退している状況でございますので、少しでもこの基金の活用によって活性化に結び付けばというふうに思っております。市長としてですね、この環境整備基金について市長は市長なりにずっと地域との思い入れもあると思いますので、その点も含めて使途目的も含めてですね、ご返答いただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 環境整備基金の運用につきましては、条例等に基づきまして、地域の環境整備等に必要な財源に充てるほかには、九州産廃株式会社の最終処分場の操業の短縮協定に伴う補償金の財源に充てる予定となっております。また、これまで産廃問題の早期解決に向けましては、地元の水迫地区の住民の皆様を初めといたしまして、全市民のご協力とご理解によって取り組んできておりますので、環境整備基金の活用につきましても、水迫地区はもちろんであります、市全体の環境整備についても活用させていただきたいと、このように考えております。

よろしくご理解お願いいたします。

○18番（木下雄二君） ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午後1時54分

開議 午後2時02分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 議席番号23番、北田彰でございます。通告に従いまして質問をしたいと思います。

まずは、花房台について。私は庁舎建設予定地であります花房台に土地の所有をしておりますか、ということをお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 北田議員のご質問にお答えします。

花房中部2期地区の事業区内に北田彰議員名義の土地があるかという質問でございますが、事業区域内各筆調書で確認しましたところ、北田彰議員名義の土地はありませんでした。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 私のはないということでもございましたけど、私たち泗水地区の4名は、花房台に土地を所有するという怪文書が流されました。心外に思っておりますのでございます。この怪文書の内容につきましては、今部長が答弁されたとおり、うその書面だったということでもあります。怪文書は立派な犯罪に当たるんじゃないかならうかと思えます。不特定多数の人に遺棄されるような形で社会的評価を落とすということになれば、名誉棄損罪になるんじゃないかと思えます。議員さんの中にも怪文書の内容を言って回られる方がいらっしゃいます。実際に、議員から聞いたという証言をもらっておりますので、心当たりの方は言うまでもなく謝罪されて、大ごとにならんうちに私に耳打ちしてください。待っております。

それでは続きまして、論語で文教菊池の啓発をというようなことでございます。本年の3月定例会におきまして、隈部議員が孔子公園に併設されます地域交流センターに論語教育の拠点をとということで、活用しないかと、できないかというこの質問がありました。それに対しまして教育長は現時点では考えていないが、論語教育を取り入れることは考えていると答弁されております。

ご承知のごとく、南北朝の中心であります菊池一族は、儒学を志し、21代重朝公が迫間川のほとりに孔子廟を建立されて、論語の普及に努められたと伝えられております。その結果、戦国時代、江戸、明治、近代へと伝えられて明治の君子西郷隆盛等の多くの人材を輩出しました。文教菊池の名を九州一円に広げられ、菊池地方の誇りでもあります。明治22年に市町村制が公布されまして、新しい村ができたとき初代村長になられました西佐一郎氏も儒学者であったことから、新しい村が

孔子の教えにあやかっただけで人々の豊かな地にあるとして繁栄することを願って泗水村と命名されました。それから100年後の平成3年、当時の泗水町長有田氏は泗水誕生100周年事業として孔子公園を建設されたわけであり、皆さんもご存じのとおりであります。このように、孔子と菊池の関わり、南北朝時代からの明治から平成に至るまで、長い歴史で受け継がれてまいったものであります。

ここでお尋ねしますが、菊池の誇りでもあった文教菊池の名誉にかけて、孔子廟跡地記念碑や孔子公園を儒学の祖である孔子に関わる文教施設として、全国にPRして新しく建設されました地域交流センターに論語塾を開講され、学問志向と観光の面に活用する考えはないか、そのようなことを市長並びに教育長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 論語につきましては孔子とまたその高い位にいました弟子の行動や行い、あるいは言葉こういうものを孔子が亡くなられた後に弟子たちが編さんしたものとされております。そして儒教における四書、いわゆる大学、中庸、論語、孟子のいわゆるこの四書の一つと数えられております。特に孔子が生まれました中国におきましては、古くは官吏登用試験であります科挙の重要な試験科目として重んじられるなど、その教えは現在でも世界の多くの国や人々の間に受け継がれていると認識いたしております。我が国におきましても学校の授業等で学ぶなど、いろいろなところで誰もが一度は見聞きしていると思われまふ。目上の人を尊ぶことの大切さ、そして自分自身の潔癖な生き方を説くその教えは現代社会で薄れつつあります人間関係の大切さ、あるいは人としての生き方の羅針盤となりますこの論語、再認識するものとして近年、国内でも学ぶ者が多くなっていると聞いております。

本教育委員会でも、本年5月から社団法人菊池教育会と連携しながら、市内の小中学校で取り組んでおまして、論語の教えが児童・生徒の生活の場に役立つと考え、期待をしているところでございます。また、学校以外でも論語を学ぶ場といたしまして、限府の中町区にあります社団法人菊池教育会におきましても、退職されました先生方が市内の親子を対象に、毎月1回親子論語教室を開催され、約30名の親子が参加されております。

現在本市は、孔子が生まれました中国の泗水県と友好都市を締結しておまして、去る8月16日から21日にかけて日中友好交流都市卓球大会が北京において開催されました。これは、泗水県のほうから一緒に卓球大会に出ましようという誘いがありまして、泗水県と菊池市が一緒になって参加するということが初めてでござ

ざいます。そこで泗水県の中学生と本市の中学生がチームを一緒につくって参加したわけでございますけども、そのとき全国から83の自治体、そしてそれぞれが中国のいろいろな都市、県と友好都市を結んでおりますので、そのチームと対戦をしたということになります。残念ながら2試合いたしまして決勝トーナメントには進出できませんでしたが、子どもたちも中国の泗水県の中学生2名とですね、一緒になってチームをつくって言葉はうまく通じませんでしたけども、身振り手振りで泗水県の中学生と一緒に交流を深め、お互いの交流ができたものと思っております。論語に関しましては、本年3月の定例会において隈部議員からも論語教育の拠点とならないかという質問がありました。今後、地域交流センターの開館に合わせまして、北田議員からご提案のありました論語塾につきましても市主催の公民館講座の一つとして開講いたしたいと思っております。またそのためには、講師の確保等も努めなければなりませんので、講師の確保そして開館と同時に論語塾が開設できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 今、教育長さんのほうから非常にありがたい、開館と同時に開講をやるというふうなことでございまして、非常にありがたく待ち遠しく思っておるところでございます。そういうことを踏まえまして、次に新しく建設されます交流センターの管理運営については、市長の考えをお伺いしたいと思います。現在、菊池教育団の先生方が論語塾を開講されておりまして、市内の子どもたちに論語を教えておられますが、会場が狭く、十分な普及ができないと聞いておるところでございます。文教菊池のともし火を消さないためにも、活動される先生方のすばらしいご奉仕の精神に対し、市としても全面的に援助しなければならないと私は思っておるところでございます。そこで提案をいたしますが、交流センターの名称を「孔子会館」と命名したらいかがでしょうかと、孔子公園と一体とした学問志向と観光面の両面で菊池市の活性化の施設として管理運営するためには第三セクター有朋の里に委託したらどうかと思うわけでありまして、今の体制では養生市場部門は経営内容も好調でありますけど、最近はやはり売り上げが下がっておるというようなことで、孔子公園と一体となった観光面に取り組みが低調であるんじゃないかならうかと思っております。せっかく孔子公園と一緒に併設して建設されるわけでありまして、交流センターの設備も孔子公園と一体と進められておりますので、この両施設を最大限に菊池市活性化の施設として活用するためには、第三セクターを地域交流センターと孔子公園の学問志向と観光部門と、市場部門の二人の支配人制によって運営したらどうだろうかと思っておるところでございます。そのためには、行革とは逆

行するかもしれませんが、部長かあるいは次長か、そういう職員を第三セクターに出向させて菊池教育団の先生方と協力しながら文教菊池を全国に啓発されるということのを要望するわけであります。

このことについて市長に対し、教育長もよございますけど、市長、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 25年度から着手いたしますこの地域交流センター、これはあくまでも仮称でございますけれども、このことにつきましては泗水地区の都市再生整備計画に基づいて行うものでありまして、平成23年度に住民ワークショップの開催、そして平成24年度に実施計画・設計書の策定、そして平成25年度にはセンター建設となっており、現在設計を行っているところでございます。設計はワークショップで取りまとめた意見や要望をできる限り反映するよう進めておりますけれども、事業の規模あるいは内容によりまして全ての意見を取り上げることができるのは少し難しいかと思っておりますので、どうぞご理解をいただければと思います。今後、設計の概要ができましたら議会や地域住民へ説明を行う予定としております。

ただいま、北田議員から名称について提案がございましたけれども、名称につきましては現在、地域交流センター仮称となっておりますが、完成前までには議員からご提案がありました孔子会館という一つの名称も含めて、一般公募により名称を公募するというふうに考えておりますので、ぜひ親しみのある名称ができればと思っております。名称のほうにつきましては以上、私のほうから答弁させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 孔子会館ということで名前をとということですが、ただいま教育長から答弁いたしましたように、これまでワークショップ等において慎重に審議をされて、いよいよ設計が間もなく上がってくるものであろうと思っております。北田議員もワークショップのメンバーであったかなと思っておりますが、違いますかね。今、住民の方々の意見を網羅しながらこの皆さん方の地域の中で親しまれる開館として、あるいはセンターとしてスタートしていければいいなと思っております。ただ、後の運営については第三セクターで有朋の里泗水ということではどうかということではありますが、考え方としてはそれでいいのかなと思っておりますが、基本的には今お触れになりました行政改革というものを一面におきまして、今の第三セクターっていうのは確か後残り2年間だったかなと思っておりますが、その契約が更新されるときはまさしく名称

と同じように会社そのものが公募になるということで、どこの会社が受託するかわからないっていうことでありますので、必ずしも有朋の里洒水が受託できるとは言えないということにおきましては、民間に公募を広くした場合におきまして、そういう趣旨についてはちゃんと受けとめてくれるような条件を付して公募してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 今回の質問で、すばらしい教育長の答弁をいただきまして、両方ともできるような感じがしました。ぜひ、ひとつ理解をして、一生懸命やっていたくというふうに思います。市長たちの考えも取り入れてやるということでもありますから、非常にすばらしい交流センターができると思いますけど、この会館とこれを軸にしてですね、会館とやはり論語と、教育の問題と経済と一緒にやればですね、すばらしい活性化事業ができると思います。そして、菊池に泊っていただいて、また温泉に行っていただいてやるとまたまた活性化が出るというようなことでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次にいきたいと思います。それでは次に、合志川橋の架け替えについてということで、今後のスケジュールということで通告しておりました。最近の先日の森清孝議員の質問の中にもふれあい橋の件が出ました。合志川橋の件が出ました。部長の答弁がありましたけど、部長の答弁は余り聞えませんでした。今日改めて、私がしっかり私なりにですね、質問したいと思いますので、松野部長さん、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その前にですね、本当7月12日、北部九州の大豪雨につきまして被災されました方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げたいと思いますとともに、1日も早い復興ができますようにお祈りしたいと思います。

それでは質問したいと思いますが、7月12日の九州北部豪雨は私自身も経験したことのない大雨でありました。普段はおとなしい合志川でありましたけど、牙をむけば暴れ川となり、ついにはふれあい橋を倒壊させてしまいました。私も朝4時頃から福本二区のほうに手伝いに行っておりましたが、もう既に腰あたりまで浸かっておりました。その住民の方々に、本当におられまして、その住民の方々は本当に命ながら遭難されたわけでありまして。その中にも4時半頃ですね、1人の方が、老夫婦の方が2人で避難されました。もう私はみんな避難されておるだろうと思っておりましたが、「水かさが増えて窓が開かなかった」と、「もう少しで私たちは命がなかった」というようなことを言ってですね、避難される方を目の当たりにしました。消防団の方が1軒、1軒見に行っただけでですね、助けていただいたと。本当

に消防団の方々には感謝申し上げたいと思います。私も車に乗っていきました。私の愛車でありますけど、あつという間に水が浸かりました。どうも動かなくなった状況でありまして、もうすぐあくる日のあくる日は廃車しました。まだ見舞いも何ももらっておりませんが、そういうことで加勢に行って車は失くしたということでもあります。今思えばですね、人命が奪われなかったことが不幸中の幸いだと思っております。心底思っておるところでございます。

このような水害の原因は、合志川にかかっております県道辛川鹿本線の合志川橋と。これは昭和17年にできておりして、もう先ほど西暦くっておりましたがもう70年という橋であります。そうするとそのふれあい橋も上流のほうから流木が引っかかってですね、川の流れを堰き止めたものでありまして、両側の堤防を越えて周辺の住宅に流れ込んできたものでございます。このため、周辺の福本一区、福本二区、薬師、上高江の地区の被害は相当なものでございました。皆さんもどうぞそのとき来てもらえばわかったと思いますけど、もしこのままの状態が続けば大雨のたびにですね、この地区の皆さんは毎回毎回被害を受けなきゃならないことになるわけであります。

ここで市長にお尋ねしますが、倒壊したふれあい橋は泗水地区の思い出と熊本電鉄の名残が詰まった橋でもあります。この際、いろいろありますけど、あの橋を撤去していただきたいと、残念でありますけどそういうふうに思っております。その代わりとして地域の住民の利便性を保つためには、合志川橋の架け替えというようなことでお願いするならというふうに思います。上流のほうと下流のほうの両側に歩道を付けていただいて、もちろん橋の構造ももう二度とこのような水害が起こらないように、橋脚を1本にさせていただいて川の流れをよくしていただきたいというふうに思います。合志川橋はもちろん県道ですから、まず県に対して早急に架け替えてもらうように市長自ら頭を下げるって失礼ですけど、頭を下げていただいて強力に真剣にお願いしていただき、この議会が終わりましたらすぐにでも県のほうに要望していただきたいと思います。

そして、県が副市長がおられるから無理とは思いませんけど、無理とか時間がかかるとかいうならばですね、今、合併特例債があるわけですから、これを使ってでも架け替えていただいたらどうですかということでもあります。そういうこともできると思うわけでもあります。どうですか、市長、被害を受けられた市民の皆さんが枕を高くして眠れるように、英断をふるってやっていただきたいと思います。どうか答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 8月の議会の月例会やまた、先日の森清孝議員への一般質問で建設部長が説明をいたしましたとおり、ふれあい橋につきましては原形復旧はせずに、現存の橋は撤去するというにいたします。また、合志川橋につきましては、ご指摘のとおり橋脚が大変多いということでございますので、橋脚数を減らして両側に歩道を設置した架け替えを県にご指摘のように要望していくということで説明をいたしております。またその理由といたしましては、今後気象の変化によりますます温暖化がさらに進んでいくということでございまして、本当にかつて経験したことのような局地的な豪雨の発生が予測される中におきまして、防災そして減災が対策を進めなければならない重要であります。そのために流れのよい河川環境を確保することが大変必要で重要であると考えております。特に当該地点は、菰原堰それから合志川、ふれあい橋が近接しておりまして、大きな阻害要因になっているとこのように考えられますので、地元の皆さんの意向通りにふれあい橋につきましては撤去をして、県道橋であります合志川橋につきまして流木が集積しないような橋脚数の少ない橋に架け替えていただきたい。その際、ご指摘の両側に上流、下流側に歩道つきの橋をつけていただきたいと、歩道橋をつけていただきたいということを県に要望していきたいということでございます。

また、過日災害発生後に県のほうの防災関係委員会がお見えになりましたときも、そのことについて早期の実現ができますようによろしく願いますということで現場において要望いたしましたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 今、市長から詳しく説明がございましたけど、衆議院解散も近いうちというような言葉が使われております。早急にと近いうちとは大分違うと思いますが、市長も今回の豪雨におきまして非常に評判を落とされた。私もずっとあそこに1日おりましたけど、朝からずっとおりました。市長さんも副市長さんも部長さんも来られませんでした。私は泥の中、泥まみれになってですね、自分の車はさておいて、やっぱり住民の方々ですね、災害のお助けをしたということであります。やはりそういうことで市長、支持率が上がる、上がらんはですね、やっぱりそのときに行って、自分のやっぱり思いを伝えていただくとですね、非常に支持率が上がるわけですから、民主党じゃありませんけど今支持率が下がったと、そういう失礼なこと言うわけじゃございませんけど、やはり住民の人がですね、何を言っていたかということは、「私たちは市からすれば子どもですよ」と。「親がですね、子どもがうぶくれよつとに来てありますか」と。私はあそこにおりましたか

ら生の声をずっと聞きました。区長さんはもう区長さんでもうかんかんです。しかし、そのことは別にしてですね、もう皆さんが本当に泥まみれになってですね、あれを1日で片付けられました。素晴らしい連携であったと思います。そういうことを見ますとですね、先ほど申しましたように、人命の被害がなかったことは幸いですと思いますが、市長の名誉挽回のために、もう一度この橋に取り組むですね、大体近いうちなのか、早急にやっぱり自分の政治生命でもかけてですね、やろうという気構えはありますかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 本当に想像を絶するような災害が、そして全市域に発生をいたしておりました。そういった関係でいろんなところに細々したところに顔を出したり、ご挨拶をし、お見舞いをするということができなかったということは本当に申し訳ない思いであります。福本一区、二区も区長さんにお会いしてご挨拶申し上げ、また皆さん方が泥まみれになっておられる中に行きまして、ここは住民でできると、ここは行政でなければならないのでよろしく願いますという現場陳情も受けながら、直ちに対応してきたつもりでございますが、また他の地域におきましてはさらにまた災害が拡大する可能性もあるということでそちらに回ったところもあります。ご理解がなかなかできないところもあろうかと思いますが、余りにも広範囲であったということにおいて、一部においてご不満があることもやむを得ないということで私は受けとめてもおりますが、いずれにいたしましても今述べられましたように、とにかく災害復旧を急いでやらなきゃならないということで、国と県に対しまして強くまた要請・要望しながら、また行政の菊池市でやるべきものについては行政としてお願いいたしましたように専決の報告にありますように、多くの災害について専決処分をさせていただいているということについてご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は9月21日午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午後2時34分

第 6 号

9 月 21 日

平成24年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成24年9月21日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議員の派遣について
- 第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議員提出議案第2号 菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第1号 乳幼児医療費助成拡充を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 決議案第2号 MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 決議案第3号 菊池市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する決議
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 陳情第4号 泗水町の独立を求める要望書
上程・付託



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議員の派遣について
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 日程第4 議員提出議案第2号 菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 意見書案第1号 乳幼児医療費助成拡充を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第6 決議案第2号 MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 決議案第3号 熊本市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する決議

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 陳情案第4号 泗水町の独立を求める要望書

上程・付託



出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君
17番	葛原勇次郎	君
18番	木下雄二	君
19番	坂井正次	君
20番	森隆博	君
21番	山瀬義也	君
22番	境和則	君
23番	北田彰	君



欠席議員（なし）



説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	雲田哲昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	今坂康雄君
教育長	倉原久義君
教育部長	原誠也君
農業委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	原和徳君
監査事務局長	大塚茂幸君

○

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	宮川啓子さん
議事課課長補佐	徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時34分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月10日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第78号から議案第83号まで、及び議案第95号並びに請願第3号、陳情第3号の9案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） おはようございます。総務常任委員会の委員長報告をいたします。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました議案は、予算案件1件の1議案でございます。現地視察を踏まえ慎重に審議いたしましたので、その審議の経過と結果について報告いたします。

議案第78号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第4号）中、当委員会付託分について申し上げます。今回補正の主なもので、企画費の不動産登記委託料219万4,000円は、泗水苗畑事業所跡地の分筆登記の委託料で、8月に造成工事が終了し、確定測量を行うもので、3筆のうち2筆を合筆後分筆するとの説明があり、質疑を行いました。委員より、道路部分は面積が確定しなければならないが、公園と団地部分は行政財産の区分上そういう分け方をするのかとの質疑に対して、執行部より、道路部分、住宅用地部分、公園の部分と、また同じく開発行為をかけているので開発道路が該当することになるので、その部分を分筆し、区域の確定をするものであるとの答弁がありました。また、企画費の負担金補助及び交付金28万6,000円は、熊本県が昨年12月に策定した「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」をもとに、県北地域の将来像の実現に向け、玉名・鹿本・菊池の地域

振興局管内5市6町全てが参加して事業に取り組むもので、具体的には実行委員会を設立して、航空機、新幹線、高速道路等の一次交通アクセスに対応した県北地域における二次交通アクセス、三次交通アクセスの調査分析を行うための負担金であります。全体事業としては765万5,000円が予定され、その内の3分の2であります510万円を県が負担し、残りの3分の1の255万5,000円を参加する5市6町で人口割、均等割で算出し負担するとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、将来像を決定するとき、どういう形で決まったのかとの質疑に対して、執行部より、昨年12月に県内の各地域の将来像が決まったが、各地域の首長さんの意見を聞いた後策定との答弁がありました。次に、学校管理費の設計管理業務委託料375万円、工事請負費3,750万円については、水源・迫水・龍門小学校が来年4月に菊池北小学校に統合となる中で、特別支援学級において教育を行うことが適当とされる児童が現在12名みられ、特別支援学級ごとの定員が8名のため、新たに教室を確保する必要があるとの説明があり、質疑を行いました。委員より、就学前の子どもが特別支援学級が適当であるとの判断・相談については、どうなっているのかとの質疑に対して、子どもの状況をまずは学校側が調査を行い、医師・福祉関係者・保健関係者らで構成されている就学指導委員会に諮問をし、教育委員会で決定しているとの答弁がありました。

別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、本委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げます。総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） おはようございます。報告いたします。

本定例会において福祉厚生常任委員会に付託されました議案は、予算案件2件、請願1件、陳情1件の4案件であります。現地調査も踏まえ、2日間慎重審議いたしましたので、委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第78号、平成24年度菊池一般会計補正予算（第4号）について、主なものを申し上げます。賦課徴収費、ページは102から103ページでございます。節13委託料436万5,000円は県の緊急雇用対策交付金事業で、土地台帳・家屋台帳を紙の台帳から電子データとして整備をするものである。節23償還金利子及び割引料200万円は法人市民税の還付金で、予定納税をしていた額が確定申告で下回ったため、差額を還付するものであるとの説明がありました。

次に、環境衛生総務費、104、105ページです。節18備品購入費、放射能測定器1台を購入するもので、福島原発の放射能汚染を心配する方が多い、市でも独自で測定し、数値を広報紙やホームページで公表するものである。県の数値とも比較したいとの説明がありました。環境対策費節25積立金管理型最終処分場立地交付金2,000万円の増額で、環境整備基金に積み立てるものであるとの説明を受けました。委員より、管理型最終処分立地交付金は最終的に何億円になるのかとの質疑に、執行部より、供用開始となった場合に5億円が限度額として交付されますと説明がありました。

次に、消防施設費、110、111ページです。節19負担金補助及び交付金の54万2,000円は、旭志川辺消防詰所の倉庫整備に係る補助金である。隣地との差が4m程度あり、消防活動を行う上で大変危険であるので、フェンスの設置を行うものである。事業費の4分の3を補助するものとの説明がありました。委員より、老朽化した消防詰所が多い、実態を調査していただいて整備してほしい、地元負担が大きいので補助率の上限を上げてほしいとの質疑に、実態を調査して十分対応していきたいと答弁がありました。

次に、社会福祉総務費、節17公有財産購入費9万9,000円は、泗水地域福祉センターの通路が県の所有地であったため、県から購入するものである。障害者福祉費、節13委託料8万円は障害者虐待防止センター事業委託料で、10月より虐待者防止法の施行に伴いセンターを設置するようになった。委託先はコミュニティハウス「あした」で1件当たり1万6,000円である。内訳として5件×1万6,000円の8万円の見込みであると説明がありました。生活保護総務費、節3職員手当等255万6,000円は時間外勤務手当で、生活保護関係業務で今後も時間外が予想されるため補正するとの説明がありました。委員より時間外で何百万円となるのであれば、人員を増やして時間外を減らしてはどうかとの質疑に、執行部より、職員係にその旨協義しているとの答弁がありました。また、時間外業務の内容はどのようなものがあるかとの質疑に、日常業務は訪問調査、窓口での対応があり、なかなか記録する時間がないのが現状であるとの答弁がありました。生活保護者に対するチェック機能を強化してほしい意見に、執行部より、昨年度から職員1名増で対応しているとの答弁がありました。また、委員より生活保護の見直しを国が言っているが、菊池市全体でどれくらいの金額が必要なのかとの質疑に、執行部より、7月末で323世帯である。医療費が全体の6割となっているので、医療費の軽減をどうするかが課題であるとの答弁でありました。節20扶助費136万円は、障がい者自立支援特別対策事業費であり、法律変更に伴う運営安定化のための扶助費が予想を上回ったため、県からの補助は4分の3であるとの説明がありました。聴

覚障がい児補聴器購入費助成事業費の36万6,000円は県の新規事業であり、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の18歳未満に対する助成事業であるとの説明がありました。委員より、虐待防止センターは相談を受けて解決まで図るものですか、状況によって連絡をするものなのかとの質疑に、執行部より、相談事業もあるが、通報や届出により相談や助言などの啓発活動もありますとの答弁でございました。

次に、高齢者福祉費、節11需用費30万円は、菊池老人福祉センターの手すり取り付けである。オープン後、利用者から意見があったため設置するものであるとの説明がありました。節19負担金補助及び交付金社会福祉整備補助金で、社会福祉法人が行う施設の整備に対する補助金で、昨年民営化したふじのわ荘とコスモス荘の分で49万3,000円である。ふじのわ荘は多目的トイレがなかったため新たに設置する。コスモス荘は、洗面所が車椅子の方に適していなかったため設置するとの説明でありました。節28繰出金3,584万6,000円は介護保険特別会計への繰出金で、平成23年度の決算見込みである。決算認定後に介護保険会計から一般会計へ繰り出すものであるとの説明がありました。委員より、負担金補助及び交付金ですが、施設は民間になったが民間になる前にある程度金額をかけて整備をしたが、前もってわかっていなかったのかとの質疑に、執行部より、その時点では十分にわかっていなかった、調査漏れもあったのではないかと考えるとの答弁でありました。譲渡した後と施設整備、修繕等はどんな契約になっているのか、次から次に補助すると際限がないし、契約ではなくて別の補助制度で支出しているのかとの質疑に、執行部から、民営化後の整備に関しての契約は存在しないと考える。民営化後の運営の中でどうしても整備するところがあった場合に申請があれば対応したいとの答弁がありました。

次に、児童福祉施設費、104、105ページです。節1報酬420万4,000円、共済費153万4,000円は、平成24年度より園児数の増加により非常勤職員を雇用するもので、特に0歳児、1歳児が増えているとの説明がありました。需用費、消耗品費と賄材料費及び備品購入費ともに園児数増によるものである。修繕料については、電子ピアノの修繕料であるとの説明を受けました。委員より報酬の内訳はどのようにになっているかとの質疑に、執行部より、菊之池保育園が17カ月分、花房保育園が13カ月分ですとの答弁でした。また、菊之池保育園は老朽化しているため、備品については十分対応してほしいとの質疑に、平成25年度には大規模改修を計画しているとの答弁がありました。菊池市全体で園児の数は増えているのかとの質疑に、執行部より、定員1,680名に対して9月1日現在入園児が1,966名であるとの説明がありました。委員より、定員より2割増しをどうするの

か、適正な園の運営ができるのかとの質疑に、執行部より、子どもたちが増えることはいいことであるが、部屋にゆったりとした保育ができることが望ましい。しかし、困っている人がいるなら受け入れるべきと考えたとの答弁がありました。

次に、保健衛生総務費、節4共済費、節7賃金57万2,000円は、産前産後育児休暇のため臨時職員の4カ月分の費用であるとの説明でした。次に、節13委託料1,195万6,000円は、今までポリオは生ワクチンであったが本年9月より不活化ポリオワクチンとなった、集団接種から個別接種となった。より安全性が高いという説明がありました。節3母子衛生費、23償還金利子及び割引料の78万7,000円は、妊婦検診料の実績による県への返納金であるとの説明でありました。

次に、議案第79号、平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。歳入の県支出金財政安定化基金支出金交付金の3,767万7,000円は、介護保険法等の一部を改正する法律により平成24年度に限り、介護保険財政安定化基金を取り崩し、その取り崩し額の3分の1に相当する額を市町村に交付するものです。繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金、事務費繰入金の3,584万6,000円は、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた平成23年度の介護給付金に対し、精算により実際の所要額が下回ったために、支払基金へ返納する分を一般会計から繰り入れて返納するものであるとの説明でありました。歳出の基金積立金介護給付費準備基金積立金、積立金の3,767万8,000円は、財政安定化基金の取り崩しに伴う交付金を介護給付費積立金へ積み立てるものである。諸支出金の償還金及び還付加算金償還金利子及び割引料の3,580万5,000円は、一般会計から繰り入れた分を支払基金へ返納するもので、支払基金への返納期限が9月末であり、今回補正をするものとの説明がありました。委員より、介護保険事業について市民に対する啓発が行きわたっていないとの質疑に、執行部から、市の広報紙やホームページ等で十分周知を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、請願第3号でございます。MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願について申し上げます。

紹介議員より、構造的欠陥を持つオスプレイが日本に配備されると、低空飛行訓練に菊池市の上空を含めたイエロールートが設定されている。住民の命と安全を守るため決議を上げるべき、市長も市民の安全が保障されていないと表明された。ぜひ議会として決議を上げていきたいとの説明がありました。

次に、陳情第3号、熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。委員より、菊池市の状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、本市は中学3年生まで助成し

ている。県内ではトップクラスとなっている。現在、県の補助金は3歳まで2分の1の助成を受けている。この陳情は、県に対して就学前までお願いするという内容ですとの説明がありました。また、拡充された場合は、本市にはどのようなメリットがあるのかとの質疑に、県からの補助金が今までの2倍程度になるとの説明がありました。

以上、慎重審議いたしました結果、当委員会に付託されました議案第78号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第4号）及び議案第79号菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

討論がありました請願第3号、MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する請願について申し上げます。現在、日中・日韓が緊迫した状況である。また、日米協定の中で低空飛行はしないと確認され合意もされている。この問題は国の防衛の問題であり、市議会が言うべきものではないとの反対討論がありました。一方、菊池市民の命と安全を守る立場から、配備反対、訓練反対で決議を上げるべきであるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号、熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

反対討論では、県の施策の一つであろうと考える。県の判断に任せたいという意見がありました。また一方、賛成討論では、県内の子ども医療費は市町村任せになっていて、子どもの医療費拡充が急がれる。県が助成を拡大したら、市町村の財政負担が軽減され、さらなる子育て支援策の充実を図ることができるとの意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり採択すべきものと決しました。

また、総括質疑の中で、福祉厚生常任委員会の全員の意見として、今回の九州北部豪雨災害を受け、反省を踏まえて防災、消防、交通関係部署は総務企画部に所管替えをお願いしたい。執行部に検討をお願いするものでありますということがございます。

以上、本委員会に付託されました審議の経過と結果についてご報告いたします。議員各位におかれましては、速やかに賛同賜りますようお願い申し上げ、福祉厚生常任委員長報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） おはようございます。経済建設常任委員会委

員長報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、予算案5件、議決案件1件です。現地調査も踏まえ慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第78号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第4号）中付託分について申し上げます。その主なものは、災害復旧費の中の農地等災害復旧費2億6,259万5,000円について、工事請負費2億5,179万5,000円では、国庫補助災害復旧工事として7月の豪雨により被災した堰5カ所、農地60カ所、農業施設40カ所の工事請負費であり、菊池台地地区災害復旧工事負担金1,080万円では、高柳四季の里線の国営管・県営管の復旧工事1億4,400万円に対する7.5%の市の負担金であるとの説明を受け、質疑を行いました。農地等災害復旧費については、地元分担金が5,995万9,000円とかなり負担が大きいのが、激甚指定であれば国が90%程度補助するのではないかと質疑があり、確かに激甚災害の指定を受けることになっているが、予算では基本補助に加えて、被害により個人負担が多くなる場合の補助額を増額する計算式で申請をするものである。最終的な査定額が決まり、激甚指定で再計算をすれば90%近くの補助になると思われるので、精算の段階では相当額が減額になるとの答弁がありました。

商工費の中の商品券発行支援事業補助金145万7,000円については、菊池市商工会が行う市内共通の商品券発行を支援し、市外に流出する消費活動を市内に囲い込むとともに、潜在需要の呼び起こしや地産地消を促進させることのほか、地域経済の活性化を推進することを目的とし、商品券発行に係る対象経費の2分の1位内を補助するものであるとの説明があり、地域経済活力創出事業補助金1,010万円については、長引く経済不況が続く中、本市における新たな経済活力を創出し、地域経済の活性化を推進するための事業である。住宅及び店舗のリフォームまたは新築工事を行う方に対し、その経費により算定した額を商工会が発行する商品券により補助するものであり、投入額に対し16.8倍の経済効果を見込んでいるとの説明を受け、質疑を行いました。共通商品券をもらえる方、補助を受けられる方にとって使い勝手を考え、市内の全店舗で使えないといけないのではとの質疑に対して、商工会と打ち合わせをし、市でもPRをしてなるべく多くの商業者に加入してもらい、市内全域で流通ができる体制をとっていきたい。また、もらえる方も最初は戸惑われるかもしれませんが、市内で使っていただきたいとの説明をし、ご理解をお願いしながら進めたいとの答弁がありました。また、小規模店舗の換金システムが確立しないと事業全体がうまくいかないため、そこは十分考えてほしいとの意見がありました。

次に、土木費の中の公園費の工事請負費116万2,000円については、切明のポケットパークで子どもたちがはしゃいで道路に飛び出す場面が見られたという市民からの指摘があり、現地確認したところ、子どもたちの利用が多く事故の可能性も否めないため、そこに防護柵を設置するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。防護柵はどのような柵になるのかとの質疑に対して、鉄鋼造で手すり程度のもを考えている。これはアートポリスで取り組んでいるため、普通のフェンスというわけにはいかず、設計事務所と協議しているとの答弁がありました。

次に、議案第80号、平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の主なものは、事業費の中の償還金利子及び割引料211万3,000円については、浄水センター改築に伴うスクラップ（有価物）の売却が発生しており、これは2分の1が国庫補助金分であり、返納対象となっている。当初、交付金事業にその補助金分を単独費扱いとし返還処理する予定であったが、県より通知があり、交付決定額全額を受領しているため相殺扱いは認められず、返納しなければならなくなったものと説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第81号、平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の主なもので、事業費の工事請負費300万円は、公共汚水ます設置申請が多く増額するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第82号、平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）の主なもので、事業費の公課費41万3,000円は消費税確定によるものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第83号、平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の主なもので、事業費の中の需用費278万2,000円は七城北部浄化センターのポンプ修理等であるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第95号、市道路線の認定については、本線は市道塚原原線の一部区間を補足する路線として認定するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

以上、現地調査を踏まえ慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第78号を除く議案第80号から議案第83号及び議案第95号については、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

討論がありました議案第78号につきましては、商工業振興費はもう少し中身を煮詰めて予算を上げてほしいという思いで、この部分がどうしても納得できないとの反対討論と、地域経済活力創出事業補助金及び商品券発行支援事業補助金については、商工会が事業主体となって地域活力を引き出すということで商品券の発行を

され、地域の内需を刺激する策であり、十分地域の商工業について商工会各支部が協議を重ねられてこれを行うということについては、非常にいいことだと思うとの賛成討論があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願いを申し上げます、経済建設常任委員長の報告をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案・請願・陳情9案件について討論を行います。討論はありますか。まず、反対の発言を許します。

大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 私は、請願第3号、MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願について反対討論をさせていただきます。オスプレイの配備・飛行に不安視される気持ちは十分理解できますが、先日政府はオスプレイの運用の安全は十分に確認されたとの宣言がなされました。安全宣言の危険を考える根拠は見だし得ない。地域住民の安全に最大限の配慮がなされるとの前提に立って飛行運用を開始されると結論が出ております。また、通常は米軍に適用されない航空法の安全高度150m以上を厳守され、原発や史跡、人口密集地上空は回避するということが決定されております。また、本市上空で設定されておりますイエロールートにつきましては、本市北東部の山間地を一部通過するルートでございまして、ほぼ住宅地の上空は通過しないルートでございまして、今、我が国は中国や韓国との領土問題が非常に不安な時期でございまして、中国では開戦論まで飛び出していると言われております。このような時期に、日本の安全は誰が守るのでしょうか。現状では、我が国の安全は日米間の揺るぎない友好関係での日米安全保障条約の下での抑止力が最も重要なことであると思います。また、非常に機能的にも優れたこのオスプレイは、他国からの我が国への侵略に対する抑止力でもあります。

そこで、今しばらくの状況を見極めることが必要ではないでしょうか。

このようなことから、私はこの請願第3号に反対するものでございます。

○議長（山瀬義也君） ただいま請願第3号に対する反対討論がありましたので、請願

第3号に対する賛成者の発言を許します。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番(怒留湯健蓉さん) 誠に大賀さんに申し訳ございませんが、私は請願第3号、MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議の請願に賛成する者として討論を行います。

ただいまいろいろお話がございましたが、少し市民の立場で経緯を整理してみますと、アメリカ海軍省と海兵隊は、今年の4月、MV22航空機の海兵隊普天間基地への配備と日本での運用に関する環境報告書を作成しました。報告書を入手した防衛省は、それを6月13日に沖縄県へ提出しました。また、アメリカ政府は6月29日、日本政府に対してオスプレイ配備の接受国通報を行いました。日本政府の発表によれば、またマスコミ報道でも明らかでしたが、オスプレイの第一陣12機は、7月23日予定よりも早く山口県岩国市の岩国基地に到着し、搬入が強行されました。その後、岩国基地から沖縄宜野湾市の普天間基地に移動し、10月には本格的な運用が開始される見通しです。今朝もラジオの報道でもそのように安全は確保されたように報告をされておりましたが、アメリカの報告書によれば、オスプレイの運用開始後1カ月に2、3日、2機から6機の分遣隊を山口県の海兵隊岩国基地などに派遣して訓練を行うとしています。この訓練には、全国の6ルートでの低空飛行が含まれています。低空飛行というのは、アメリカ軍の航空機が行う爆撃訓練です。ルート下にある学校や病院、発電者やダムなどを仮想の攻撃目標として、レーダーに捕捉されないように高度を150mで進入するというふうになっているわけです。日本の航空法の施行規則では、航空機の最低安全高度を一つに、人または家屋の密集している地域の上空にあつては、当該航空機を中心として水平距離600mの範囲内の最も高い障害物の上端、上の上端から300mの高度としており、2つ目に人または家屋のない地域及び広い水面の上空にあつては、地上または水上の人または物件から150m以上の距離をもって飛行することのできる高度としています。公共施設を目標にして、地上150mで進入する低空飛行訓練は、明らかに国内法に違反するものです。過去には、低空飛行訓練による墜落事故や飛行の衝撃波によって民家のガラスが割れる、土蔵が倒壊するなどの事故が起きています。また、低空飛行による騒音も問題になっていますし、本市においては過去に、現に菊池溪谷上空で低空飛行が目撃された報告もあるようです。オスプレイは、開発段階で4回、部隊配備後も3回の墜落事故を起こして、少なくとも36人が死亡していると言われていています。アメリカ政府は、オスプレイの機体に不都合はないと発表していますが、また日本政府もそれを支持する立場ですが、墜落が相次いでいる事

実を否定することはできません。150mをクリアした飛行を保障すると最近のニュースで言っていますが、これは160mであっても危険度は変わらないと思われます。今回の6ルートは、今さら言うまでもありませんが、青森、岩手、宮城、福島を結ぶグリーンルート、青森、秋田、山形を結ぶピンクルート、山形、福島、群馬、新潟、長野、岐阜を結ぶブルールート、和歌山、徳島、高知、愛媛を結ぶオレンジルート、大分、福岡、熊本、宮崎を結ぶイエロールート、それから沖縄諸島、奄美群島、薩南諸島を結ぶパープルルートを指していますが、その中のイエロールートの下に本市は位置しているというわけです。

このように、日本中に張り巡らされた低空飛行訓練ルートそのものが問題ですが、とりわけ当該ルート下の県知事や市町村長は反対と異議申し立ての方向を明らかにしています。先般、福村市長も本議会において住民の安全を確保するために高度の懸念を表明され、県や関係市町村と連携して反対の方針を表明されました。我々の議会においても、この際、行政と歩調を合わせ、また9月9日、10万人を超える人々がオスプレイ配備撤回を求めて行われた沖縄県民大会の思いを致し、住民の安全を脅かすいかなる自体も排除する意思を明らかにすべきだと思います。

よって、本請願の趣旨に心の耳を傾け、イエロールート下の市議会として全会一致で採択すべきだと考え、その意思を表明して賛成討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 請願第3号について、ほかに討論はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。請願第3号について、賛成討論を行います。

ただいまの怒留湯議員の賛成討論に重ならないように討論したいと思います。

このオスプレイは、アメリカ国内では下院監視政府改革委員会でも構造的欠陥が指摘をされ、ニューメキシコやハワイなどでオスプレイの配備見直しや訓練中止が相次いでいます。アメリカ国内で飛べない欠陥機オスプレイが日本に配備をされ、この菊池市上空を含めたイエロールートで低空飛行訓練をする。その直下の自治体の議会として、住民の命と安全を守る立場から配備反対、低空飛行訓練反対の声を上げるのは、私は当然だと考えます。政府は先日、オスプレイの安全宣言を行いました。日米合同委員会でオスプレイの構造的欠陥を認めながら打ち出した安全宣言に、住民の不安を払拭する保障は何もありません。低空飛行訓練も日米合意が150m以上飛ぶとする一方で、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともあると述べているように、安全宣言を鵜呑みにはできないわけです。この問題は、先ほどもありましたが、安全保障条約や防衛などに対する立場や考えの違いを越えて、

住民の安全・命を守るという一点で全国で声が上がっています。この菊池市では、9月10日に福村市長が市民の安全が保障されていないとして反対を表明し、良識を示されました。議会も安全保障条約や防衛などに対する考え、立場の違いを越えて、市民の安全・命を守るという一点で良識を示すべきだと考えています。

以上を述べて、請願に賛成討論をし、皆さんの賛同をいただきたく申し上げて討論を終わります。

○議長（山瀬義也君） 請願第3号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで請願第3号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） こんにちは。私は、議案第78号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論したいと思います。

この中の商工業振興費、商品券のことなんですけど、この商品券、委員会でも十分議論はしました。ただ、私、行政の税金の使い道をチェックする立場として、どうしても納得いかず、この思いで反対討論をしたいと思います。

まず、商品券、これとはにかく使い勝手がよくないともらわれた方が、何だこれはというような話になります。その使い勝手というのが、とにかく1店舗でも多い参加店舗を増やすこと、ただ地域振興券のときもありましたけど、換金のシステムがスムーズにいかないとなかなか中小企業も参加できないんですよ。そのことが、どうしてもネックになってきます。今回、行政執行部にもお話を聞きましたけど、なかなかその中身について議論が煮詰まっていないというふうに私は判断しました。商工会に委託するんだからというようなお話ですけど、実際、予算を計上する以上はですね、きちっと中身を詰めて予算として上げていただきたい、そういう思いでおります。

この商品券が建築部門、新築リフォームというようなところで使われるという、それは大いに結構だろうと思います。ただもう一方、商品券を一般にも出すという話になると、それは別じゃないかなというふうに思うんです。そこをやっぱりきちっと区分けして、建築部門の底上げ、発展を補うことであれば十分理解できますけど、一般の商品券としては中身が煮詰まっていない以上はですね、結局消費者からもそういうようなお話、商工会は一体どういう計画をしているんだというようなことになりかねない、そういう思いでおります。やっぱりこういう予算の上げ方は、民間ではとても通用しないんじゃないかなと私は思います。きちっと中身を精査し

て、目的をしっかりとって、本当に消費者が喜ぶ商品券をつくっていただきたいという思いで、反対討論とします。

○議長（山瀬義也君） 次に、議案第78号の賛成者の発言を許します。

東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 私は、ただいま反対討論がありました議案第78号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第4号）の商工業振興費に賛成の立場を表明し、討論を行いたいと思います。

今回の補正額1,369万円は、主に市内共通商品券発行支援事業に関するものであり、これはあくまでも構想の段階であります。市内共通の商品券を発行し、市外に流出する消費活動を市で囲い込み、内需の呼び起こしや地産地消の促進により、商工業者の所得の向上、地域の経済の活性化を推進する事業の内容となっております。そして、市内共通商品券の活用案も、贈答用、店舗の割引、イベント商品及び特筆すべきは地域経済活力創出事業や後継者育成対策助成金等の市単独補助や費用弁償など、市支出金のお金も商品券に転換するといった点であります。これらのことから、過去に発行をされ、1割のプレミアのついた地域振興券とは質の違う全くの別物であるということは言うまでもありません。また、地域経済活力創出事業補助金として1,010万円の予算計上がされておりますが、この事業に関しては、住宅、店舗のリフォーム、新築に際し、工事費の補助を行うもので、本市において毎年100件から超す新築工事があることから推察しても、市内の住宅関連の業者の活性化が図られることはもちろんのこと、その補助金が商品券による交付となれば、おのずと予算計上された1,010万円は市域内での消費に回ることとなります。商工業振興が叫ばれる今日、このような事業の創出は市の活性化に大きく寄与するものであるということを理由に、私は本議案に対する賛成の討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 議案第78号に対して、ほかに討論はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 議案第78号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第4号）について、商品券の問題で議論がありますので、その部分を上げて賛成討論を行いたいと思います。

この商品券発行事業は、過去2回行われた一般向け地域振興券とは性格の違う事業、緊急経済対策として打ち出された地域経済活力創出事業に関連した事業であります。商工業者向けの政策であります。この住宅リフォーム助成の助成部分を商品券で助成するというものであって、商品券支給対象が一般市民向けでなく限定され

る政策であります。これは、あくまで緊急経済対策、地域の仕事起こしの事業であって、上程前の質疑で執行部が答弁されましたが、その経済効果も16.8倍と試算をされている。そして、執行部自らが緊急経済対策として効果ありとして打ち出された施策であります。私はこの住宅リフォーム助成の制度については、地域の仕事起こしの有効打となり得ると考えていますし、またこれまでこの制度を求めてきた経過もありますので、この制度と、それに関連をした商品券事業についても、賛成の立場であることを述べて、討論を終わります。

○議長（山瀬義也君） 議案第78号に対して、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで議案第78号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで、討論終わります。

これより、議案第78号から議案第83号まで、及び議案第95号並びに請願第3号、陳情第3号について採決します。ただいま討論がありました議案第78号、請願第3号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第79号から議案第83号まで、及び議案第95号並びに陳情第3号の7案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択です。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上7案件については、各常任委員長の報告のとおり可決・採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第78号、請願第3号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第78号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第78号は、可決することに決定しました。

次に、お諮りします。請願第3号について、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、請願第3号は、採択することに決定しました。

○

日程第2 議員の派遣について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、議員の派遣についてを議題とします。議員派遣については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付しているとおりです。

番号	派遣目的	派遣場所	期 日	派遣議員
1	第21回全国市町村交流レガッタ豊岡大会	兵庫県豊岡市	平成24年9月28日 ～30日	大賀 慶一 岡崎 俊裕 東 英俊 樋口 正博 二ノ文伸元 中山 繁雄

議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

○

日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会
1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について
福祉厚生常任委員会
1 国保税、福祉、環境、健康管理等に関する諸問題の調査について
経済建設常任委員会
1 農政、林業、商工振興、観光開発、土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会
1 議会運営等に関する諸問題の調査について
議会広報特別委員会
1 議会広報に関すること
企業誘致促進特別委員会
1 企業誘致に関すること
決算特別委員会
1 平成23年度決算認定に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出の一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。



追加日程第 1 議員提出議案第 2 号 菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第 1、議員提出議案第 2 号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

東裕人君。

[登壇]

○7 番（東 裕人君） 議員提出議案第 2 号、菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について。上記議案を地方自治法第 112 条及び菊池市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出をします。この提案の理由としては、議員及び市長等について、市が賦課する税等の納税状況を記載した証明書の提出を義務づけて、その要旨を公表するものであります。これが本案を提出する理由であります。

条文につきましては、お手元の資料、次のページにありますのでご覧いただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第 2 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案提出議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。



追加日程第2 意見書案第1号 乳幼児医療費助成拡充を求める意見書

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第2、意見書案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 意見書案第1号、熊本県子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書の提出についてを行います。

上記の意見書案別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提案いたします。提案理由の説明でございますが、熊本県の乳幼児医療費補助対象は、現在4歳未満で全国最下位である。一方で、地方自治体は苦しい財政の中で努力しております。年々医療費助成枠を広げており、平成23年には中学3年生までの医療費無料化を実施している自治体は37%となっている。同じ熊本県で子育てをしながら受けるサービス格差が生じている。遅れている子ども医療費助成を早急に拡充する必要があるため。

以上、提案理由の説明といたします。

意見書につきましては、次のページに記載されておりますので参照ください。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 乳幼児の医療費助成拡大を求める意見書について、反対の討論をさせていただきます。

この中身については、私は非常におっしゃるとおりだというふうに考えております。ただ、基本的にこの提出先が熊本県知事蒲島郁夫あてであるという点であります。県の助成によってスタートがなされた制度ではありますが、それぞれの47都道府県の財政的な体力はばらばらであり、子ども手当等の支給をするのであれば、根本的な解決をするためには、この意見書は国に対して提出すべきものという観点に立って、反対の討論とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今、樋口議員が反対討論されましたので、賛成の討論を行います。

この意見書、今、提案でもありましたが、全県的に子どもの医療費無料化の拡大が広がっています。14市では阿蘇市、それから菊池市が中3まで、小学校6年生まで助成している市が4市、小学校3年生まで助成している市が4市、小学校入学前まで助成している市が4市という状況であります。こうした現在の子どもの医療費への助成は、基本的に市町村任せになっていて、県としての助成拡充が急がれていますが、ここにもありますように、熊本県の乳幼児医療費助成は現在4歳未満、全国最下位という水準であります。ここで、県が引き上げをする、助成を拡大すれば、それだけ市町村の子どもの医療費への財政負担が軽減され、行政としてはさらなる子育て支援策の充実を図ることもできるわけです。また、行政としては、既に14市で乳幼児医療費の就学前までの拡大について県に要望をしています。議会としても、これを後押しする必要があると考えます。よって、この意見書は採択されるべきであると考え、討論とします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

意見書案第1号は討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決

することに決定しました。

○

追加日程第3 決議案第2号 MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議

- 議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第3、決議案第2号を議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。
東裕人君。

[登壇]

- 7番（東 裕人君） 決議案第2号、MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議。

上記の決議案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をします。その理由といたしましては、現在配備が計画されているMV22オスプレイについては、これまで数回の墜落事故が発生し、死者も多数出しているものであり、安全性に対する懸念が残る。墜落の危険性が強い軍用機であります。その低空飛行訓練が行われるルートに菊池市も含まれており、菊池市民の命と安全を守る責務があるため提出をします。決議文については、次のページに記載のとおりであります。

- 議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。決議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、決議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第4 決議案第3号 菊池市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する
決議

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第4、決議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 決議案第3号、菊池市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する決議。上記の決議案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

提案理由の説明としまして、先ほど議員提出議案第2号において、政治倫理の中に議会議員の未納のない証明書の提出ということではありますが、これは当然のことであろうというふうに思います。まずは菊池市議会議員の税滞納のある、なし、有無と不納欠損に至る5年間の調査を強く求めるべきであり、まずは議員の滞納疑惑を真相究明する実態であるという考えであります。調査に関する決議といたしましては、調査事項として、本議会は地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。(1)として、菊池市議会議員の税滞納疑惑に関し、不納欠損に至る5年間の調査に関する事項及び延滞金の納付に関する事項、あと特別委員会の設置、調査権限、調査期限、調査経費というのは、記載のとおりであります。

以上、議員各位におかれまして、自らを示し、検証するために、速やかに賛同を賜りますようによりしくお願いを申し上げ、私の提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 提出者の森隆博議員にお尋ねをします。

まず初めにですね、仮にこの100条委員会が設置をされると、決議をされるとして、議員の税情報を調査する根拠となる法律や条文は何なのか、まず初めにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 東議員にお答えしたいと思いますが、まずは報道関係のほうからそういった市のほうに調査依頼といいますか、開示、その税の滞納に対しての開示請求というのが提出されておったと思います。そういったことから、やはり

議員自らですね、やはりピシッと示しをして検証をすべきであるというふうに考えております。

以上です。

○7番（東 裕人君） 開示請求のほうではなくて、その税情報をこれから調査されるわけですが、それを調査する際の根拠となる法令とか、条文とか何なのか。

○20番（森 隆博君） ですから、特別委員会の100条の設置をもって調査をしたいということです。

○7番（東 裕人君） 100条の問題は100条設置の条文でしょう、地方自治法100条の。に基づいて設置をされる。それではなくて、調査をする際に根拠とする法律がなければ調査できないわけだから、その根拠となる法律は何なのか、ちょっと聞かせてもらおうかなと思って質疑をしました。

○20番（森 隆博君） 根拠となる法律はないわけでしょう。ですから、やはり議員の特権といいますか、議員の明答といいますか、その100条をもって調査をしたい、心を持ってやっていきたいということです。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 仮に100条委員会が設置をされたとして、じゃあいざ議員の税情報を調べようとなったときに、調べる根拠となる法律はないというふうな答弁だったと思います。

そこで次にお聞きしますが、先ほど森隆博議員も言われましたように、政治倫理条例の一部改正条例が全会一致が可決をされました。これは、過去・現在・将来において法律上、職業によって名寄せをして、税情報を明らかにすることができない中で、今後の問題として議員自ら明らかにしようじゃないかという趣旨の条例であって、それは6月の100条委員会の到達を踏まえたものであります。そこで提出者の森議員にお伺いしますが、今後の問題ではなくて、過去の議員の納税状況にこだわる理由について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。もうちょっとわかりやすく言うと、なぜ100条委員会を設置してまでそうした議員の過去の納税状況に、調査に固執をするのか、ちょっと疑問があるのでお尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 東議員にお答えしたいと思います。

根拠ということでお尋ねだろうと思いますが、根拠としましては3月の定例会におきまして、中原議員の一般質問の中にも、言葉の中にもありますように、泗水をよくする会のほうから、発端からそういった税の滞納の問題が発覚したというよう

なことで、それを、そういった職員が漏らしたというようなことから起きたと思います。ですから、やはりそういった問題をあやふやにしていくわけにはいかないと。やはり議員は自らきちっと正すべきことは正していく。私が言いたいのは、確かにその未納のない証明を今後出していくということに対してはですね、これは妥当なことだろうと思いますけれども、やはり今までのことをあやふやにしてですね、そういった方向性じゃなくて、自ら議会のほうで正していきたいという思いで、この100条委員会の決議をお願いしているわけであります。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） ちょっと今の答弁でよくわからなかったので、再度お聞きします。

ご存じのように、6月議会の100条調査特別委員会の報告では、地方公務員の情報漏洩守秘義務違反についての確証はなかったと、確証は得られなかったというふうに報告をしたと思います。それも含めて、質疑応答も踏まえて、この100条委員会の調査報告は全会一致で異議なしとされた。ところが、今回提出をされて、今の答弁も聞いて、あたかも滞納議員の存在の確証を持っているかのようなことを言われると、なかなかその6月議会の到達点をちょっと理解されていないんじゃないかなというふうに受け止めました。そうすると、妙な具合にいろんな疑念が再燃しかねないと、それではよろしくないと思っておりますので、再度お聞きしますが、1回目、2回目の質疑を踏まえてお聞きしますが、結局を何をしたいが故に、1回目の答弁でありましたけど、何をしたいが故に法の根拠も示せない調査をしようとしているのか、その意図は何なのか、再度お答えいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 東議員にお答えいたします。

6月から特別委員会をつくられてまして、到達点として執行部のほうに2点ほどの指摘があったと思います。それから3カ月経ちまして、こういった進捗状況で今取り組んでおられるかということで今回の一般質問を行いました。今のところ何もないというようなことでもありますし、やはりこのままでは、やはりいろんな点から考えて、もうやはり疑惑があるならばですね、あるか、なしか、ピシッと示すところを示すというのは、今後の議員としての姿勢じゃなかろうかということで思っております。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

中原 繁君

[登壇]

○10番(中原 繁君) 森隆博議員にお尋ねをいたします。

あなたは、議会代表の監査委員もされた経験者でもあります。そして、6月議会においてはですね、たしか大賀議員の質問に市長が答えられとる。一切ないということを書いておられる。そしてですね、税法上の中にもですね、何人たりともですね、この税情報をほかにもらしてはならない、これは罰金刑まで付けてですね、厳しく規定してある。あなたはそれをよくご存じだろうと思います。そして今、東議員の質疑の中にもあったようにですね、法の規定も根拠もないのにですよ、それをなぜ議員の過去をほじくって、何するつもりなのか。人間誰しも過去はありますよ。あなたもそうでしょうが。だから、過去をほじくって何をするのか、目的と理由を教えてください。目的と理由。

○議長(山瀬義也君) 森隆博君。

[登壇]

○20番(森 隆博君) 中原議員にお答えいたします。

目的と理由を示せということではありますが、確かに特別委員会の委員長報告の中にもありましたが、職員の漏洩問題に対しまして調査した結果、職員の13名の方が内容は知ったという項目がありましたね。そういうようなこともありますし、やはり職員が漏らした問題じゃなくてですね、そういった観点から、やはり議員自らぴしと示していく菊池市議会ではなからにやいかんという思いでありますので、その点を十分ご理解いただきたいと思います。

目的ははっきりしております。明らかにしたい、するべきだということです。しないほうがいいですか。

○議長(山瀬義也君) 中原 繁君

[登壇]

○10番(中原 繁君) お聞きのとおりです、議長。もう何回これ議論してもですね、平行線。行き当たりばったりで何もならんけんですね、これで終わります。

○議長(山瀬義也君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) これで質疑を終わります。

決議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに

決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 反対討論を行います。

先ほど質疑をしましたが、根拠となる法令も示せない調査、その意図も不明確であります。このような100条特別委員会は、設置する意味がありません。よって、反対します。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 私は、賛成の立場で私の考えを述べたいと思います。

議会の仕事を一言で述べるとするならば、市民から預かりました税金をどう使うかと、それを審議するのが仕事であると、このように思います。今まで調査委員会等もつくられまして、守秘義務ということを中心に審議されてまいりました。しかし、その過程において、市民の注目は、議員の税に対する考え方、あるいは滞納があるのか、ないのかというふうなことについて、非常に関心が強まったと、このように思っております。税が市政の根幹である以上、それについては私どもは真剣に取り組まなくてはならないと、このように思います。地方税法、あるいはそれに基づきまして税条例というのが事細かく取り定められております。読んでみますと、本当にこんなに決めてあるのかというぐらいに条例はなされております、決められております。ですから、今お話がありましたように、過去において税の延滞、滞納というのは、それぞれ身に覚えのあることであろうと思います。私も延滞をしたこともございますし、延滞金を払ったこともございます。問題は、そういうことが起こった場合に、その条例に則って適切に処置をしてあるのかどうかであろうと、私はこのように思います。東議員のほうから、どこにどういう根拠があるかというような話もあったわけでありまして、東議員が常々税情報の非公開が原則だというようなことで、もったもだと思えますけれども、強くそれを主張されます。個人情報と一緒に、その瀬戸際は非常に厳しいものがあるというふうに思えますけれども、それではそれを知る立場にあるのは誰なのか、こういう観点から、議会個人個人をどうこうするというのではなくて、議会として市民の疑義に、疑問に答えるためには、ちゃんとした調査をしなくてはならないと、私はこのように思います。その

結果をどうこうするというのは、また別な問題でありまして、それに蓋をしたまま、これから先のことをちゃんとやりましょうというのは、いささかおかしいのではなからうかなということをし述べたいと思います。過去の検証をしっかりと、税法・税条例に則って適切な処分がなされているのか確認して、そしてきょう皆さんで同意されました倫理条例に続くと、これが議会のあり方であろうと、こういうことで、賛成の討論としたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

北田彰君

[登壇]

○23番（北田 彰君） 私は、賛成の立場から討論をしたいと思います。

それぞれ提出者の話があつておりましたし、今、森清孝議員のほうからもありましたけれども、この問題についてはですね、市民の皆さんが疑惑があるときは、これはどなたでも議員はですね、やっぱり説明せにゃならないというふうに私は思います。これが政治倫理を持つとるか、持っとらんかの問題だろうと思います。そして、先般にはですね、100条委員会設置されましたけれども、これは職員の守秘義務というようなことでありましたけれども、報道では13名の方が知つとつたというわけですから、それが市民の皆さんに聞こえておるわけです。だから、議員の皆さん方はですね、疑惑があるなら疑惑を正して、それをやるのが議員の役目じゃありませんか。どこから税金もらいよんりますか、議員の皆さんは。そういうのを考えるとですね、えらい自分の身は、やっぱり潔白を証明して、そしてから市民の負託。だから市民の負託に応えられندしようが。市民の負託に応えるためにはですね、自分自ずからやれば、なかったといえ市民の皆さんが安心されるわけですよ。一方的に職員だけ調べて、あるいは議員さんを調べて、何もなかったと。今回は、議員はどうするかと。市民の皆さんは全部そう言われよるわけです。だからそういうのに応えるためには、議員の負託に応えるためには、議員自らやっぱりたたかにやいかん。だから、この100条委員会を設置して、いろいろな疑惑がなかったといえ安心でしょう。このためには設置していただいて、私は調査すべきだと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

決議案第3号は討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。決議案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の方

は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立少数です。よって、決議案第3号は否決されました。

次に、お諮りします。陳情第4号、泗水町の独立を求める要望書についてを日程に追加し、追加日程第5とし、議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、陳情第4号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、陳情第4号を配付させます。

(資料配付)

○

追加日程第5 陳情第4号、泗水町の独立を求める要望書について

○議長(山瀬義也君) 追加日程第5、陳情第4号を議題とします。陳情第4号は、お手元に配付のとおりです。

次にお諮りします。陳情第4号については、議長を除く全員で構成する陳情第4号、泗水町の独立を求める要望書の審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査としたいと思います。賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、陳情第4号については、議長を除く全員で構成する陳情第4号、泗水町の独立を求める要望書の審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで、正副委員長互選のため、暫時休憩します。午後1時30分から再開します。

○

休憩 午後零時22分

開議 午後1時26分

○

○議長(山瀬義也君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条の規定により、先ほど設置されました特別委員会の正副委員長の互選の結果をご報告します。委員長に、東英俊君、副委員長に葛原勇次郎君、以上です。

陳情第4号、泗水町の独立を求める要望書の審査特別委員会名簿

◎陳情第4号、泗水町の独立を求める要望書の審査特別委員会 22名

工藤圭一郎	城 典臣	大賀 慶一	岡崎 俊裕
水上 彰澄	東 英俊	東 裕人	泉田栄一郎
森 清孝	中原 繁	樋口 正博	二ノ文伸元
中山 繁雄	怒留湯健蓉	坂本 昭信	隈部 忠宗
葛原勇次郎	木下 雄二	坂井 正次	森 隆博
境 和則	北田 彰		

○

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって、平成24年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

閉会 午後1時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 水 上 彰 澄

菊池市議会議員 東 英 俊

付 録

平成24年第3回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(9月5日・9月21日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第71号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成24年度菊池市一般会計補正予算(第2号))	原案承認
議案第72号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号))	原案承認
議案第73号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))	原案承認
議案第74号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))	原案承認
議案第75号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))	原案承認
議案第76号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成24年度菊池市一般会計補正予算(第3号))	原案承認
議案第77号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(菊池市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第78号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第79号	平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第80号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第81号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第82号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第83号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第84号	平成23年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第85号	平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第86号	平成23年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第87号	平成23年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第88号	平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第89号	平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第90号	平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第91号	平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第92号	平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第93号	平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第94号	平成23年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	継続審査
議案第95号	市道路線の認定について	原案可決
議案第96号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議員提出議案		
議員提出議案2号	菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
意見書案		
意見書案第1号	乳幼児医療費助成拡充を求める意見書	原案可決
決議案		
決議案第2号	MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議	原案可決
決議案第3号	菊池市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する決議	原案否決
請願		
請願第3号	MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願	採択
陳情		
陳情第3号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情	採択
陳情第4号	泗水町の独立を求める要望書	継続審査
報告		
報告第16号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第17号	平成23年度菊池市一般会計継続費精算報告について	原案報告

菊池市議会会議録
平成24年第3回9月定例会

平成24年11月発行

発行人 菊池市議会議長 山瀬 義也

編集人 菊池市議会事務局長 城 主一

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888

電話 (0968)25-2325